

# 子育てを通じた社会的連帯の 形成と仕組みに関する研究

—フランスの親保育所と「親であること」をめぐる動きをてがかりに—

木下 裕美子

同志社大学大学院経済学研究科

経済政策専攻 博士課程（後期課程）

## 目次

序章 「子育てをきっかけとした新しい社会的連帯」という問い.....	1
第1章 フランス社会の変動：人口と家族政策、保育・子育て政策 .....	13
第1節 フランスの人口変動、家族の多様化.....	13
第2節 家族政策.....	21
第3節 保育・子育て政策.....	34
第4節 まとめ .....	44
第2章 保育における親と保育施設の関係の変遷と親保育所 .....	46
第1節 保育所と親の関係の変遷.....	46
第2節 親保育所の事例調査.....	60
第3節 まとめ .....	73
第3章 保育コーディネーター：「親であること」を社会に開く .....	76
第1節 保育コーディネーターとは何か.....	78
第2節 保育コーディネーターの事例調査.....	82
第3節 まとめ .....	91
第4章 全国組織の活動：親は子育てを支える職員の処遇にどう関わるのか.....	94
第1節 全国組織 ACEPP について.....	95
第2節 職員の処遇に対する取り組み：アソシアション型保育施設における労働協約について.....	98
第3節 職員の育成に対する取り組み：教育研修制度を通じた雇用政策との接点.....	111
第4節 まとめ .....	127
終章 「子育てをきっかけとした新しい社会的連帯」に向けて.....	129
註.....	139
文献一覧・資料・ウェブサイト.....	145
付録.....	163
主要用語の訳語・略語一覧.....	175

## 序章 「子育てをきっかけとした新しい社会的連帯」という問い

### 問題関心

現代のフランス社会では個人の生き方が多様化するとともに家族は個人化し、多様化していると捉えられている。そうした中で、子どもをもち、育てるという行為は選択可能なものであり、親として振舞うことも同様に選択される行為となっている。こうした、カップルの形態に囚われずに子どもをもち、育てる「親であること」の可能性をフランス社会は追認している。選択を行うそれぞれの親たちは個々の出産・養子縁組や子育ての経験を語り、子育てのニーズや困難を表明することができる。それに対して社会では子育てにおける問題を解決しようとする取組みを行い、社会的課題としてその困難の要因を探る研究が展開されるようになってきた。同時に、それぞれの親が遭遇する子育てにまつわる出来事は個別化しているため、「何が個人に帰せられるもので、何が他の要因に属することなのかを区別するのが、ますます困難になっていく」（ロザンヴァロン 2006：16）社会的状況にある。つまり、現代社会では子育てにおける困難がどのようなものであるかを突き止め、その責任の所在を明らかにすることが求められると同時に、突き止めたところでその困難自体は必ずしも解消できるものではないという一種の負のスパイラルが存在しているのである。加えて、親という経験もたない者がいる中で、個別化されていく子育てに対して共感を求めることによって保育や子育ての課題を乗り越えようとするには限界がある。しかし、誰しも子ども期を経てきたという観点からみれば、子育てという問題は子育てをするという行為に限定された問題群として扱われるものでも個人のみには帰属する経験でもなく、社会的な現象である。つまり、誰もが子ども期を経て、子育てにかかわる可能性がある／あった行為としてあらかじめ社会に組み込まれているのである。

この点に関して、子どもをもつという領域に対して出産奨励主義を基に「家族政策」という側面から家族に介入してきたフランスの歴史を鑑みると、フランス社会は子育ての社会性に意識的であったと考えられる。フランスの家族政策は社会保障制度の一部であるが、その制度的根拠としてフランスに特徴的な社会観である「社会的連帯」という国家と個人を結ぶ政策的政治的概念が存在すると一般的に見做されている。フランス社会では、子育てに付随するリスクが存在することを前提として個人の自律を可能とする調整可能な社会的機制が必要とされ、そのひとつである「社会的連帯」の内容は社会の動向と呼応しながら変容しているものと考えられる。こうした変化は、田中（2015：25）によれば、現在のフランスの社会政策の特徴は、「就労可能性」を課題として掲げているのではなく、各家族のあり方

や労働様式、コミュニティや文化的な活動へのかかわりを「選択の自由」の中で保証した上でその自由な選択の中から生み出される社会を志向している点にあると指摘される。近年、フランスが目指す家庭生活と労働生活の調和（*Conciliation de la vie familiale et de la vie professionnelle*）をスローガンとする家族政策は家庭生活と労働生活とうまく「連動」させる<sup>1</sup>ことが目指されている。つまり、家庭生活の一部でもある子育てを労働と対峙させるのではなく、両者を生活に必要な要素として社会に組み込み、個人が他の活動との組み合わせに関与する自由を保証しようとする志向性が存在しているのではないかと考えられるのである。そして、そのような社会を成り立たせる原理として「連帯」という考え方にフランス社会は依拠し続けているのである。この「連帯」には、「個人の自立を脅かす出来事は他者との相互依存を危うくさせる「リスク」とみなされ、「社会」がその補償責任を担う。一方、個人は「リスク」を最小化する義務を負う」といった理念がある（田中 2011：36）。このような観点を前提としつつ、個人と国家の間をつなぐ中間団体の存在を介して社会が形成される場合に、その機制を「社会的連帯」と呼ぶとするならば、この社会的連帯の機能不全や停止こそが社会的なリスクなのであって、子育てに社会的なリスクの要因があるのではない。言い換えれば、子育てのケアが問題なのではなく、子育てのケアを包摂できない社会のあり方、つまり、さまざまな関係者の相互依存的な活動を可視化させ、調整する方法を持たない社会のあり方が子育てを脅かすリスクと考えられるのである。したがって、子育て領域において関係者間の相互依存関係を創出し、可視化する活動がどのようなものかを探ることがその具体的な社会的連帯の機制を知る手がかりになる。

さらに、こうした社会的機制が子育てに関わる誰を主体として構築されてきたのか、もしくは、誰が主体となって構築してきたのかを明確に区別した上で議論する必要がある。なぜなら、現在のフランスでは子どもにとっての保育や成長が保育現場で議論されるが、フランスにおける子育ての歴史は必ずしも子ども中心に展開してきたわけではないからである。また、家族の個人化や多様化は子どもが選択した結果ではない。その点に鑑みれば、親たちは子どもの権利や発達の単純な代弁者ではなく、「子育て」を自分たちの問題として行っている社会的アクターとして第一に捉えられるのである。子どもの権利や子どもが主体となる保育や子育てを議論する前に、親自身が子育てを通じて何ができるのか、してきたのか、を問うことが必要であり、子育てが社会の中にどのように組み込まれているのかを明らかにすることが求められる。つまり、保育への参加を要求する親たちが社会においてどのように主題化されてきたのか、そして、親が参加する保育によって子育ての個人化回帰を超える

ことができるのか、加えて、個人が保育や政策過程へ参加することは可能なのかといった観点から社会システムを理解することによって初めて子どもの権利や子どもが主体となる保育や子育てを考える作業に取り掛かることが可能であると考えられる。

以上の理解に立って、本研究では、フランス社会において「親であること」や「親が参加する」という具体的な現象を事例として取り上げ、子育て領域を通じた社会的連帯の可能性を探ることを目的としている。そのため、子育てや保育に関わる社会的アクターが依拠する社会的機制として、家族や保育に関連する政策の歴史的変容を把握しながら、子育て支援や保育を支える中間団体の取組みとその活動を通じた個人の社会参加のあり方について調査分析を行うこととする。

### 先行研究の検討と本研究の課題

そこで、子育て領域を媒介にした社会的連帯のあり方に焦点を当てた本研究の課題について、先行研究を以下のような 4 つの論点から整理することで、より具体的に提示しておきたい。

#### ① フランス社会を支える理念である「社会的連帯」をめぐって

フランス社会には、共同体を基本単位とした相互扶助と連帯を理念とした社会保険からなる社会保障制度が存在するという考え方が、先行研究における基本的な理解の仕方であるといえる。この「連帯」という概念の形成と変容の歴史的展開を分析した田中（2006）によると、社会的分業を担う個人の諸リスクは集団的リスクであり、そうしたリスクに対する補償を中間団体と国家が担うという。個人は家族という中間団体に属し、家族は個人の抱えるリスクを補償する中間団体である。そして、その家族を政策対象とする政策が家族政策である。したがって、家族政策も社会的連帯にかかわる政策的取組みの1つである。家族政策はライフイベントによって生じる貧困のリスク、特に子どもをもつことによって新たに生じる貧困のリスクを軽減することが目的であり、職域的連帯を基盤とした社会保険制度を経て社会保障の一般化が法制化されたものであった。Rivier（2002）は、フランスの家族政策がこの職域的連帯の原則から次のように変化していくと整理している。第一の変化は職域連帯から家族を基盤にした支援に基づく連帯への移行である。次に、女性のライフスタイルの変化の観点から、女性の賃金労働を可能にするための託児・保育施設の充実や保育者雇用への財政的支援などを行うフェミニズムの視点に立った家族政策へと

移り、さらに家族領域における親子関係の変化に基づき、「親としての生き方 (parentalisme)」に関心を寄せる政策としての性格を帯び始めるのである。また、Chauvière et Messu (2003)によれば、フランスの親子関係が多様化していく状況において、それぞれの家族の格差を縮小する機能は家族政策にはなく、さらには家族内の教育機能を代替するのが公的サービスだともいえなくなっているとされる。そうであれば、公的サービスは一体何を代替していると考えられるのであろうか。もしくは、代替するのではなく何を行っているのだろうか。これまで家族政策は、親が貧困に陥らずに親としてふるまえるように生活の保障を行ってきた。「親としてのあり方 (parentalité)」の経済的側面に関心を抱いてきたのである。その「親であること (parentalité)」については規定してこなかったのだが、親として振舞う内容に対して無関心でいられるのだろうか。しかし、各個人の「親としてのあり方」に対して政策的課題を設定することは、「親であること」に関するモデルの提示に化してしまうか、もしくは、普遍的に支援される「親であること」の内容以外の行為に対しては、個人的問題としてしまう可能性がある。したがって、「親としてのあり方」はフランスの社会政策の軸である「連帯」概念と、どのようなつながりを見出すことができるのかという点を問うことができると考える。さらに、親としての活動を模索する実践から見たとき、政策に基底的である連帯の機能が変化している可能性を問うことができると言えよう。

これまで特に注記することなく用いてきた「社会」とは、「国家と個人の間にある中間領域ではなく、「統治に関する知」が立脚する共通の言説の対象であり、そのような言説を可能にする枠組みである」(田中 2003: 101)。つまり、現実に生きる人々によってある出来事が社会の問題として認識され、言説によって可視化され、制度化されていく枠組みである。したがって、その枠組みは常に変化する。例えば、子育てと労働とのバランスや両立が問題化されるといった「社会問題」は、ある特有の視座から捉えられた公的秩序の問題である」が、問題化された子育てに対して「国家・中間集団・個人は、新たな意味づけあるいは新たな社会的機能を担うことになる」(同上)。したがって、社会化された問題を扱い、解決に向けた取り組みの中で、関連する多様な集団の間で新たな相互関係が模索されるようになる。社会をこのような相互関係から成り立つものとして捉えるならば、個人や集団の活動は社会問題を含めた社会現象に避けがたい形で影響を及ぼすことになっているはずである。したがって、これらの相互関係を調整する行為の前提となる認識論的条件を整備しようとすることを含め、社会の担い手によってそれぞれの問題を可視化させ、互いの関係を捉え直す行

為を連帯の制度化と捉えうる（田中 2003：108）。すなわち、連帯とはさまざまな社会の担い手によって主張される社会的な関心が拮抗しあう関係のなかで生まれる相互関係である。このような議論を前提としつつ、本研究では「連帯」という概念は、社会問題を巡る言説を可能にする枠組みという意味ではなく、むしろ、具体的実践によって形成される相互依存的な社会的つながりであり、特にライフイベントにおいて「親であること」を阻害する要因に対応するために求められる社会的つながりという意味で用いることとしたい。

## ② 家族の多様化および「親であること」の法的地位・役割の相対化をめぐる

フランスの家族を取り巻く現状をみると、法定婚に限らない関係、再構成家族の存在、高い婚外子率、出生率の回復や比較的高い女性就労率などが特徴的である。このような状況のなかで、離婚や別居といった家族生活に生じる断絶を経験することで、従来の家族関係が途切れてしまうわけでもなく、離婚後に別居する親との面会もよく行われるようになってきている（Leridon et Villeneuve-Gokalp 1994）。つまり、離婚や離別が社会的に一般的な出来事となることで、別居後の「親子関係」の維持に対する理解が得られやすくなり、その結果としてフランス社会においては逆に「親であること」を履行することへの社会的期待が高まったと考えられる。そして、「親であること」を遂行するうえで、日常的な共同生活だけが親としての実践の場であると意識されることもなくなった。つまり、親であろうと意識的に実践することが、家庭という私的で親密な空間に留まらず、社会の様々な局面で求められるようになったのである。Théry（1993）や Houzel（1998）によれば、このような変容を辿ってきた「親であること」という概念は、以下のような3つの要素から成り立つと考えられる。すなわち、1つ目は法的な要素：親子関係、2つ目は認知的な要素：自分が親であると認識するような行為を通して親になっていく役割認識の過程、3つ目は実態：子育てに必要な身体的なケアや食事を与えることやそれに付随する家事などの日常的な行為である。この3つの要素について Weber（2005）は、ある子どもに関わる3人の父親の例を挙げ、名前を与える父親、血縁関係にある父親、日常の子どもの教育やケアを行う父親といったように区別されることを基に今日の親子関係について事例調査を行っている。つまり、親であることとは、血縁関係によって無条件に付与される資格や権利ではなく、「親であること」を実践する中で社会や当事者間で承認され、規定されるものである。本研究では、これらの先行研究の定義に則り、3つの要素からなる「親であること」をめぐる議論の歴史的展開に関する研究を中心に整理することにより「親であること」が社会的な関心事として前景化す

ることを確認していく。

### ③ 保育政策における親の位置づけについて

家族政策という家族を対象とした社会的連帯の仕組みが変化してきたことは、多くの研究者が指摘するところである（Chauvrier et Messu 2003、千田 2012、田中 2015）。そのひとつとして、家族政策が親という生き方を支援することを中心とした政策になっていることが挙げられることは、先に連帯という概念を論じる際に簡単に触れた。他方、保育サービスは子育てと就労の調整を支援するものとして提供され、親は就労と子育ての調整のためにサービスを利用する。同時に、就労支援のための保育サービスという観点ではなく、子どもにとっての福祉として保育サービスを捉えるとき、家族や親たちの参加が保育現場で求められるようになってきている状況がある。さらに、子どもの「親であること」という立場から、親たちが主体的に保育にかかわろうとする動きがあることに気づく。つまり、保育への親の参加は求められると同時に親たちからも保育サービスに影響を与えるルートへの参加が求められているのである。その親たちが参加するルートについて、ボルザガ（2004）や Petrella（2013）は、「市民的ガバナンス」を促すアソシアシオン型の保育への参画の仕組みがフランスには存在していることを紹介している。しかし、彼らの論述は利用者が作る「アソシアシオン」としてのサービス形態の位置づけに関する問いかけであり、「親であること」によって創出される施設内部での活動の特徴や外部への影響についての検討は限定的であるといわざるをえない。しかも、親の保育への参加や子育てそれ自体がフランス社会においてどのようにみなされてきたのかといった歴史的経緯についての言及はない。したがって、まず、親が参加するという要求と、保育政策のなかでの「親であること」の位置づけを適切に整理した上で、親たちによるアソシアシオン型の保育の特徴を理解する必要があると考える。

### ④ 「親であること」を实践する場としての「親保育所」をめぐって

実際の子育てにおいては、親以外の保育者がケアを实践すると同時に、その保育士を育成する教育機関が保育者に彼らの実践の在り方や理念を伝えるという仕組みが機能し、保育の空間が作られている。また、その背景には、政策立案者やそれに基づき事務手続きを行う行政機関があり、それらの機関が提案する保育政策の実現には社会的合意形成のプロセスが伴っている。そのような仕組みに基づいて、サービス提供者は利用者である親と直接的も



しくは間接的に交流をもつことになるため、両者は完全に切り離されることにはならない。特に、フランスにおいてみられるような、親たちが作ったアソシアシオンを母体にして運営する「親保育所」の中では、親が参加することが原則とされ、その結果として親は個人的なレベルでの関係性を保育実践に反映することになる。こうした個人レベルの関係性という観点に基づいて、Bonnabesse (2003) は、親保育所における職員と親との関係性が平等と支配との間で揺れることを問題とした。また、Bouve (2003, 2005) は同様の視点に基づきつつ、親の参加態度の分類を行っている。これらの先行研究は、あくまで保育所内部における参加者同士の関係性を理解することに中心的目的があったため、フランス社会の構成員をつなぐ仕組みの中に、親保育所の営みを位置づけるという作業までは行っていない。

このように、親保育所におけるアソシアシオン活動の公共性に関する先行研究はこれまでに存在するものの、当事者が経営し運営することにより持ち上がる課題については焦点が合わされてこなかった。つまり、親保育所の活動は、組織分類としてのアソシアシオンに一般化され、社会的企業の一事例として扱われるか、もしくは、施設内部で展開される関係性に限定されて論じられてきた。しかしながら、フランス社会においてはアソシアシオンには新たな連帯と雇用を創出する役割が期待され、市民性を育む公共圏を形成しうる可能性が与えられると同時に、アソシアシオンは「国家や市場の補助しようとする傾向」が存在するため、「国家の補助機関と化していく」可能性も指摘されている(高村 2007: 313)。さらに、「親であること」を支援する取組みには政策的な関心も集まっており(Centre d'analyse stratégique 2012)、親が親であるということを自ら定義するのか、それとも、支援される対象として親であることが定義されていくのか、といった揺れをフランス社会は経験していることも挙げられる。このような不確かな「親であること」の主体性やそれを基盤した活動であるアソシアシオンの位置づけに対する懸念があることから、「親が参加すること」に基づいたアソシアシオンがどのような保育を行い、どういった機関との連携を活性化させるのか、そして、「親であること」によって参加することが保育にどのような特徴を付与しているのかについて検討を加える作業が残されているのではないかと考える。

## 研究方法

本論文は、上記の研究課題を解明するために、家族と政策の展開をめぐるマクロな展開の分析と、親保育所や保育コーディネーターを取り上げ、「親であること」をめぐるミクロな事例調査の組み合わせによってアプローチする。なぜなら、マクロな社会変動の下、制度化

された集団としての家族やアソシアシオンは社会の中で、ある一定の位置を占めており、その制度化された枠組みの中で、ミクロな個人やその集合体であるアソシアシオンによって行われる選択や解釈の集積された結果が社会における子育てのあり方をなしていると考えられるからである。

より具体的には、マクロレベルでは政策レベルの動向や家族の変容を整理しながら以下の3つの点を明らかにする。1. 家族政策における「選択の自由」を保証する政策への転換、2. 子ども受入れサービス・施設に関する法の制定によって多様化する保育とその質の確保、および保育への親参加への政策転換、3. 家族政策や子ども受入れサービスを担う中間団体の政策への関与と、それによる社会的つながりの構築を探ることである。本論文では、1901年法に基づく団体をアソシアシオンと呼び、中間団体のひとつとして位置づけている。したがって、中間団体とは国家と個人を結ぶより広いカテゴリーの組織に対して用いる。

これまで、フランスの家族政策を扱う研究では、主に、子育て支援のひとつと捉えられる金銭給付の仕組みや内容を整理することや、政策の歴史的背景とその合意形成の仕組みを理解することに力点が置かれ、家族政策は福祉国家としての統治のあり方としてマクロな視点から分析されてきた。一方で、サービス給付を可能にしている仕組みや子育ての領域に関わる当事者たちのつながりを支える制度として保育・子育て政策を論じることは稀であった。そこで、子育てする個人や保育に参加する個人がある程度拘束を受けるマクロな変動として、子育てを行う家族を支援する家族政策だけを取り上げるのではなく、子育てが行われる場がどのように作り上げられているのかを保育・子育て政策とあわせて理解することが必要であることから上記の1と2を扱う。

また、3つ目に関して、フランスの家族政策において注目される家族手当金庫は本論文においては中間団体として扱うが、これまでその役割として家族手当の現金給付を担うだけではなく、保育サービスの供給や地域を基盤とした子育て政策にも影響を与えている点について言及されることが少なかった。さらに、実際のサービスの提供主体であるアソシアシオンも中間団体のひとつであるが、家族と子育てをテーマにした従来の研究では、アソシアシオンと国家、アソシアシオンと個人との関連性を追及してきたとは言いがたい。このような点に鑑みると、現場の福祉サービス提供者としてアソシアシオンというサードセクターに対して注目が高まる中、マクロな動きである組織外部の制度とどのような関わりをもちながらアソシアシオンが活動を展開しているのかというマクロな観点（国家とアソシアシオンの関係性）やアソシアシオンの活動に参加する個人がどのような仕組みで事業の展開

に貢献しているのかといったミクロな観点（アソシアシオンと個人の関係性）から子育て領域を捉える必要がある。よって、政策や制度におけるマクロレベルにおける変遷とその変遷の中で行われるミクロレベルの社会的アクター（アソシアシオンや個人）の行動や選択を関連づけて記述する。

そこで扱うミクロレベルの分析では、子育てを通じた社会的つながりをうみだす実践を理解するために、3つの個別事例－1. 親が参加する保育施設である「親保育所」、2. 親であることを支援する政策を推進する「保育コーディネーター」、3. 親参加型受入れ施設の全国アソシアシオンである ACEPP（Association des collectifs enfants-parents-professionnels、設立当初は ACEP である）－を研究対象とする。1つ目の「親保育所」とは、中間団体のひとつである 1901 年法に基づくアソシアシオンとして親が保育施設の運営を担う集団保育施設である。その中で親たちは日常的な保育のサポートや当番を行っている。こうした実践は親が参加するというニーズを表明し、職員との個別の作業が集積して共有された協働関係の実態を示すものである。2つ目の「保育コーディネーター」とは、保育・子育て政策において展開される地域を基盤とした取組みを、「親であること」の支援を軸に組み直すために、政策における垂直的つながりと地域の現場における水平的つながりをむすぶ役割を担う公務員である。3つ目の「全国組織 ACEPP」とは、「親であること」が社会的認知を得る中で、親が保育に参加する活動の自律性とその継続性を確保するために活動を行っている親保育所の全国ネットワーク組織である。

これまで、子育てを社会化するといった場合、家族メンバーではない誰かが子育てを担うことや、子育てと仕事の両立といったように語られ、子育てが家族と社会で分有されうるものであるかのように語られてきた。しかし、子どもの発達という観点からみれば、そうした社会か家族かといった子育ての分有は不確かなものであり、「親保育所」はその境界線を曖昧なまま残し、独自の子育ての方法を探ることを具現化してきた。親保育所は家族の外で行われる子育てであり、親と職員が協働して行う保育である。したがって、親は純粋なサービス利用者としてのみの立場を主張することはできないため、保育施設内部における協働の仕組みを明らかにし、協働のために求められる保育所外部の制度とのかかわりを捉え、子育て政策の複層的な仕組みを子育ての当事者の実践から追求するためには、1つ目の「親保育所」をフィールドとした事例調査によって分析することが必要であると考えられる。

同様に、政策や制度が意図する社会的調整の実態と限界を理解するために、子育て領域において協働の仕組みを作りだすソーシャルワーカーである保育コーディネーターの役割や

取り組みの事例を明らかにする必要がある。2つ目の保育コーディネーターを扱うのは、さまざまな人が経験する具体的な「親であること」を普遍的な機能として取り上げるマクロな政策展開の内側で保育コーディネーターは活動し、「親であること」が議論されるべきものとして社会に認識される仕組みを提供する役割を担っているからである。親保育所とは対照的に、制度の内部で活動する保育コーディネーターの視点から、「親であること」を通じたボトムアップ型の具体的実践がどこから始まっているのかについて整理するために事例調査が必要となる。

さらに、社会と個人をつなぐアソシアションなどの中間団体は、「親であること」を代表する活動として自らのニーズを充足するためにどういった方針によって社会関係を調整しようとしているのかについて、保育コーディネーターという公的領域とは別の視点から捉えるために、上記で挙げた3つ目の親が参加する子ども受け入れ施設の「全国組織ACEPP」の活動を捉える必要がある。そこで、ACEPPの活動を記述することによって、社会の認識として「親であること」がいかにして市民権を得ていくのかを検討したい。ACEPPは設立当初はACEPと呼ばれていたもので、原則として、1990年までをACEP、1990年以降をACEPPと区別して本文中では用いる。本研究では、こうしたミクロレベルで展開される、活動に参加する個人が、与えられた政策や制度の枠組みをどう解釈し、活動の範囲をどこへ・どこまで拡張していく可能性があるのかについて検討するうえでも、政策や制度のマクロな展開を把握する必要があると考える。

したがって、本論文の研究方法は、以下のように言い換えることができる。先行研究に基づきながら、子育ての担い手に関する具体的な政策が「社会的連帯」という概念と「親であること」を基準にしてどのように展開されているのかについて確認し、子育て領域における家族手当金庫を中心とした社会的アクターの関係をマクロな視点から整理する。そして、そのマクロレベルの変動に一定の制約をうけながら行為するアソシアションや個人のあり方を捉えることである。また、本研究のオリジナルな部分となる調査研究については、フランスにおける社会的連帯の具体的事象として、こうしたマクロな政策展開と関連性をもちつつ活動する親保育所やその全国組織の取り組み、および「親であること」を支える地域政策を担う保育コーディネーターを取り上げ、インタビュー調査による事例調査を行うこととした。それにより、ひとつは主体の協働を可能にする保育施設内部の仕組みを把握し、さらに、施設の外部の仕組みとその相互関係を探るためである。そして、これらの個別事例を把握するために行うインタビュー調査は「親であること」の社会的なつながりを形成する実

践的な側面を把握することを目的としている。インタビュー調査で個々の当事者が参加する活動について語る時、それは現実の出来事と自己の考えを照会しながら行う主観的かつ解釈的なものである。しかし、それらが単なる当事者の主観的意味づけに留まっているのではなく、選択や解釈を通じて、彼らの行為やそれに対する意識は実際の制度や実践、状況に制約を受けつつ、形成された事実として存在することになると考えられる（ウヴェ 2003：40）。すなわち、本研究では、こうした活動に関わる内部にいる個人の選択的行為によって語られる活動から見た限りでの社会的現実の枠組みを理解することに限定されることになる。

よって、本研究では、このように調査協力者による解釈であるとともに実際の行為とその結果が語られるインタビュー調査を通じて、個人やアソシエーションが政策や制度へ参加するルートを見出すと同時に、制度や政策がこれらの活動を拘束するものでありながら個別の活動に影響をうけ、新たな価値や実践を可視化する可能性に着目し、検討を加えていくことにする。

## 本研究の構成

上記の研究課題の設定に基づき、本研究は以下のように構成される。

まず、第1章では、フランスにおける家族政策や保育政策が実施される背景として、人口や家族の変動について確認する。その上で、家族政策については、家族の多様性を包摂するという志向性、さらに保育政策の動向については、親の立場で利用できる保育サービスの多様性について整理する。

こうした家族や政策動向を踏まえた上で、第2章では、利用するだけでなく、経営や日常的な保育活動に参加する親の位置づけに即してフランスの保育制度の展開をまとめる。次に、公的保育制度の枠組みの外で親が自主的に運営・参加してきた親保育所の活動を、その歴史的展開を整理しながら、フランス社会における「親であること」の受容と現状を捉える。そして、インタビュー調査で収集したデータを基に親保育所の具体的な活動内容を明らかにし、その上で「親が参加すること」にどのような特徴があるのかについて、施設内部の関係性としてだけでなく、外部に開くどのような可能性を有しているのかを検討する。

第3章では、保育所の外部に立ちながら地域を基盤とした子育て支援を牽引する「保育コーディネーター」の活動に焦点を絞り、フランスの子育て支援ネットワークの特徴を明確にする。その作業を通じて「親であること」が地域にどのように組み込まれてゆくのか、実

際に保育コーディネーターとして働く人々への聞き取り調査の結果から明らかにする。

第4章では、全国の親保育所を代表する全国組織 ACEPP の活動に焦点を当てる。ACEPP は「親であること」を活動理念の中心に据え、子育て支援の政策的枠組みの外から保育領域における「親であること」の役割を追求してきた団体である。本章では、ACEPP が、「親であること」の能力を親子関係のみにみるのではなく、「親であること」を基にした活動を社会に可視化する組織として子育て領域以外の領域とのつながりを探ってきたことに注目する。そして、親が参加する保育を推し進めることによって社会が豊かになる可能性を探り、全国組織の活動における個人レベルの参加と影響力が社会的にいかに大きな意味を有するののかについて検討する。

終章では、全体を通して得られた知見を要約し、本研究の目的である「子育てを通じた社会的連帯の仕組み」について、私的な子育てにはじまる親参加型保育が公的な機関とされていく経緯と平行して、公的な保育や子育て支援の理念が親参加型保育の理念である「親であること」にシフトしている点について考察する。そして、これらの活動が子育てをめぐる議論の中で焦点化してきた「親であること」のゆくえと今後に残された研究課題について述べる。

## 第1章 フランス社会の変動：人口と家族政策、保育・子育て政策

松村の定義（2011：131）によれば、家族政策とは子どもと家族に対する諸施策である。何を政策対象の家族とみなすのかを含め、家族に関連する広範囲のさまざまな政策群としてみることができる。フランスにおける家族政策（les politiques de la famille）は社会保険（protection sociale）の中心をなすものであり、家族を扶養するための補填（垂直的再分配）と子どものいる家族といない家族で所得の再分配（水平的再分配）を行うものである。つまり、子どもの有無が問題となる。したがって、子どもとの関係を中心として展開される政策であることから、本章では、まず、フランスにおける家族の変容を確認し、次に、子どものいる家族に関わる家族政策を整理し、そこでは婚姻家族か非婚家族かに関係なく、「親であるということ（parentalité）」が問題となってきたことを確認する。次に、「親であること」の多様なあり方を支援する土台となる家族給付や保育サービスについて検討する。

### 第1節 フランスの人口変動、家族の多様化

フランスでは18世紀後半以降出生率が長期的に低下してきたことを背景に、出産奨励政策との直接的な関係をもって家族政策が展開されてきた（小島 1996；和田 2005；江口 2009, 2010；Gilles 2013；福島 2015）。また、現在の保育サービスは児童福祉サービスとして捨て子対策に起源をもち、児童問題を解決するには家族政策が必要であるという認識のもとに展開されている（神尾 1999）。19世紀後半まで産児制限としての墮胎や捨て子が社会的に広く行われており、出生率も低く、「子供は厄介者」というイメージが強かった（福島 2015：64）。乳幼児死亡率は1901年で151%であった（図1）。その後、小児医学といった新しい言葉が出現し、出産と育児が社会的な関心事項となり、医師による介入がなされるようになった。無料診療所の設置を通じ、母親たちに対する子育てに関連した保健衛生の啓蒙運動により乳幼児死亡率が徐々に低下するようになった。ヨーロッパの中でもっとも高い乳幼児死亡率を記録していたフランスは1950年代よりその割合が急速に減少し、1990年代後半によく他のヨーロッパ諸国の水準へと追いついてきた（Barbieri 1998）。

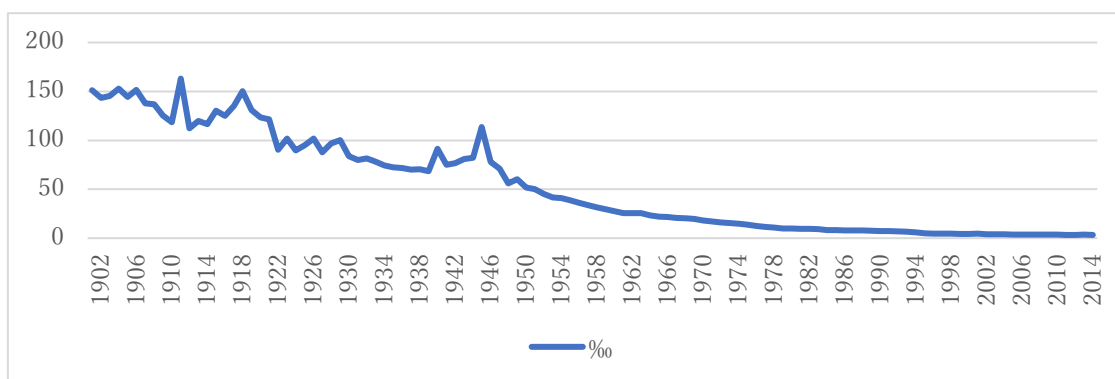


図 1 乳幼児死亡率（出世児数 1000 人に対する死亡数）1901 年～2014 年

出所：INSEE ウェブサイト（2015 年 10 月 7 日付け）データより筆者作成

<http://www.insee.fr/fr/themes/series-longues.asp?indicateur=taux-mortalite-infantile>

一方、出生率をみると、1914 年から 1916 年と 1939 年から 41 年にかけて著しく低下している（図 2）。それぞれ第 1 次大戦および第 2 次大戦の影響によるものと指摘されている。1913 年に発行された『人口問題』の中で、経済学者ルロワ・ボーリュは、子どもが少なくとも 3 人いる家族が標準的な家族であるという意識を浸透させることで十分であり、それを促進することが必要であると述べている（Leroy-Beaulieu 1913 : 423）。こうした議論を背景に、フランスではそれまで貧窮多子家族のみに限定されていた兵士家族手当をすべての招集兵の妻と家族に拡大し、国家公務員に関しても家族手当を拡大することなどが行われてきた。しかし、出生率の十分な上昇には結びつかず、人口問題という社会問題に国家が積極的に介入するべきであるという思想が第 1 次大戦後に醸成されていった。（福島 2015 : 125）

第 1 次大戦後に回復した出生率は緩やかに低下し続けていき、1935 年、1936 年と 1939 年には前年より人口が減少する事態となっている。これらは第 1 次大戦期の生まれた世代が出産時期となったことや世界恐慌が重なったことが影響している。さらに、第 2 次大戦が始まったことによって 1940 年と 1941 年には出生率が低下している。



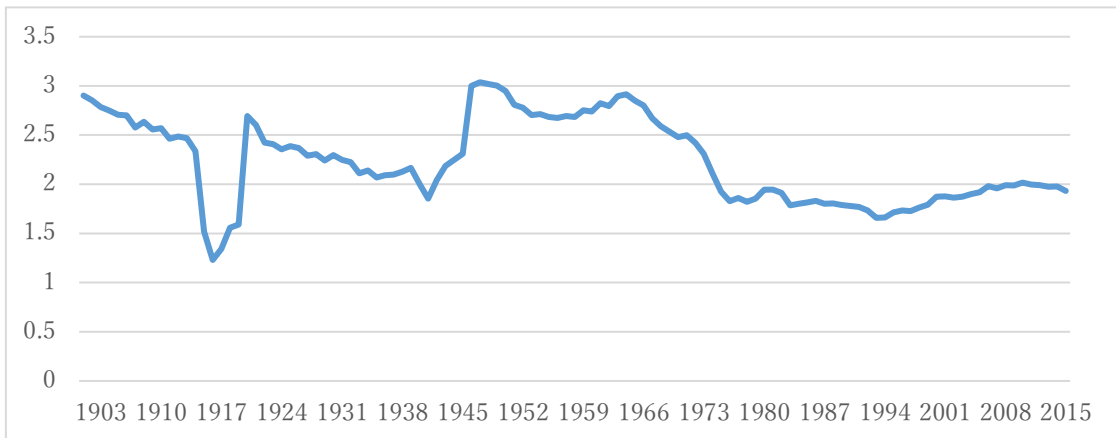


図 2 フランスの合計出生率（1901 年～2015 年）

出所：INSEE ウェブサイト（2016 年 1 月 26 日付け）より筆者作成

<http://www.insee.fr/fr/themes/series-longues.asp?indicateur=icf>

第 2 次大戦が始まると出生率は低下しているが、1942 年に反転して上昇し、1943 年には戦前にまで回復している。その後、さらに上昇を続け、1946 年には第 1 次大戦後の回復の頂点である 1920 年の出生率を越えている。1940 年代以降のベビーブームは 1960 年代半ばまで続き、1973 年まで出生数が 80 万を切ることはない。その後は再び出生率は低下に転じ、1974 年に人口置換水準にほぼ近い 2.11 にまで達し、1975 年はさらに落ち込み、1994 年まで低迷が続いた。こうした低下は経口避妊薬や子宮内避妊具のような避妊手段が急速に普及したといった近代的な産児調整によってもたらされたものと考えられている（和田 2005 : 204）。1994 年以降、上昇傾向にあり、2010 年には 2.01 まで回復している。

こうした動向が婚姻数と同調した動きをしているのかどうかを見るために、戦後の婚姻数と PACS 数を示した（図 3）。これによると、戦後から 1970 年代前半まで結婚数は増加しているが、その後の婚姻数は低下し、出生率ともに低下している。2000 年以降、結婚数は減る一方、出生率は回復傾向にある。図 3 および図 4 が示すようにフランスにおいて法律婚は減少する傾向にある一方、婚外子の割合は増加する傾向にある。

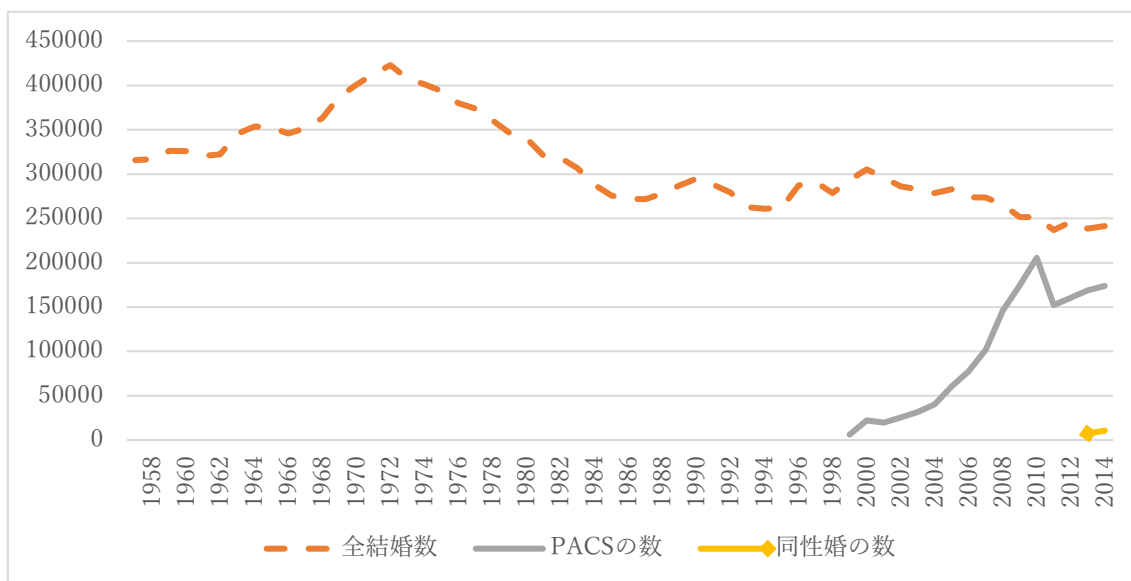


図 3 全結婚（2013 年以降は同性婚含む）、PACS<sup>2</sup>および同性婚の数

出所：INSEE ウェブサイトに同性婚データを追加し、筆者作成。

<http://www.insee.fr/fr/themes/series-longues.asp?indicateur=nombre-mariages-pacs>

図 4 に示すように、第 1 次大戦を除き、6%から 10%前後で変動していた婚外子割合は 1980 年代ごろから上昇し、2015 年現在では 57%程度に達している。同棲<sup>3</sup>は 1954 年から 1968 年にかけて 3%程度に過ぎなかったが、その後、若者の間で大幅に増加した。1975 年でも 3.6%程度だった同棲は 1980 年代に増加し、1990 年に 12.4%に達している。1970 年代の同棲は妊娠により結婚に移行したが、1980 年代の同棲は結婚を選ばずにカップルで生活する形態として広まりつつあった (Daguet 1996)。2011 年調査では、ユニオン・リーブル (同棲) はカップルの全体の 22.6%を占めている (Buisson et Lapinta 2013)。こうした現象により、出生率は結婚によらないカップルの行動が影響を与えている可能性が高いことが指摘されている (和田 2007、小島 2012)。しかし、PACS が導入された 1998 年以前から婚外子の数は増加しており、PACS が直接的な影響をもっているとは考えられにくい。この点に関して、斎藤 (2012) は婚外子の増加の理由は、PASC それ自体ではなく、家族法の中の個人化・平等化という大きな流れに関連していることを挙げ、結婚しなくても子どもを産み育てられる社会的条件や家族政策が準備されていることにより、「子育てのためには結婚するものだ」という道徳的前提がもはや成り立っていない点を指摘している。さらに、2013 年からは同性婚が承認されており、子どもを育てる家族は多様になりつつある。

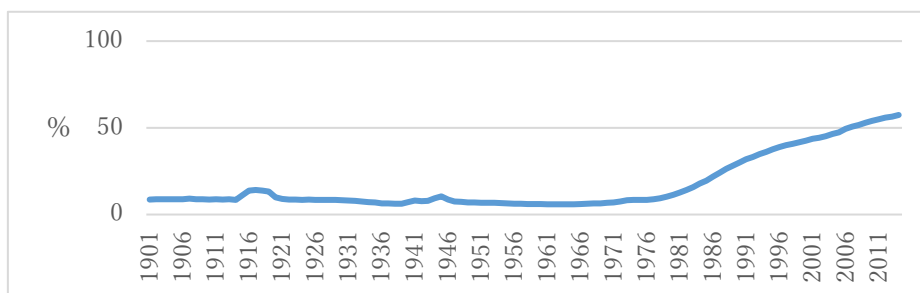


図 4 婚外子の割合

出所：INSEE ウェブサイト掲載の T34 データより筆者作成

[http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?ref\\_id=ir-irsocsd20131#IRSOCS20131\\_SERIE](http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?ref_id=ir-irsocsd20131#IRSOCS20131_SERIE)

フランスは結婚することと子どもを育てるということの間には強固な社会的規範があるわけではないように考えられる。また、離別と再結合から生じる再構成家族の増加などもあり、事実として家族のあり方が多様化している。1990年にはそうした再構成家族の中で暮らす子どもたち（19歳未満）は5.5%であり、その後、2003年の8.7%から2007年までには9.2%になっている（Chardon et Vivas 2009）。

斎藤（2012）が指摘するように、現在は結婚しなくても子どもを育てることを可能にしている社会の状況があると考えられるが、1978年時点では41%のフランス人が「子どもが小さな間は母親は仕事をすべきではない」と考えていた<sup>4</sup>。この数字は1987年には29%、1998年には22%へと減少している。こうした子育てを優先して主婦になるべきだという社会的規範の変化を示すように、1960年代半ばから出生率が減少するのに対して女性の労働力率は上昇し続けている（図5）。

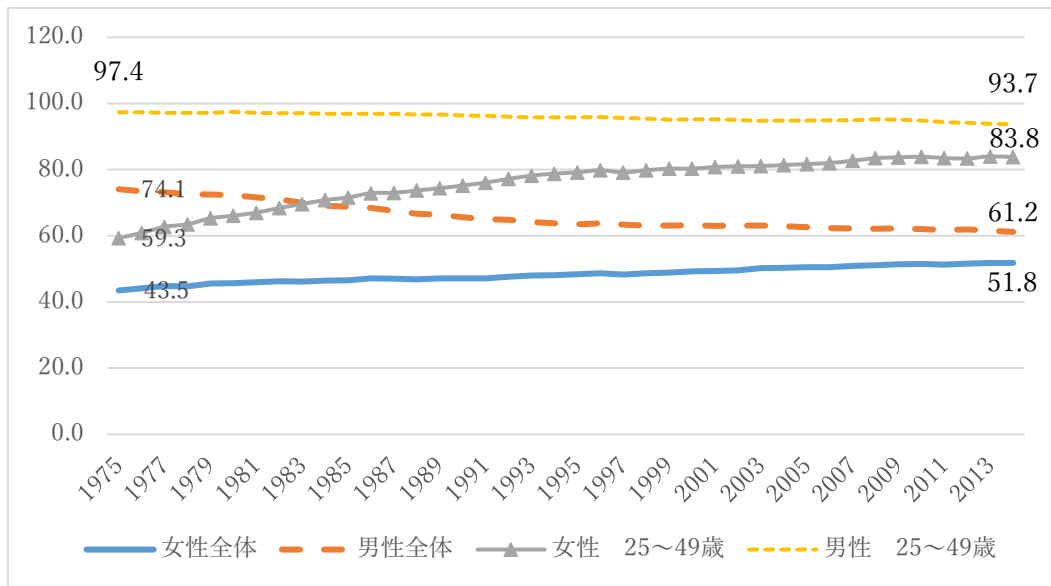


図 5 男女の労働力率の推移

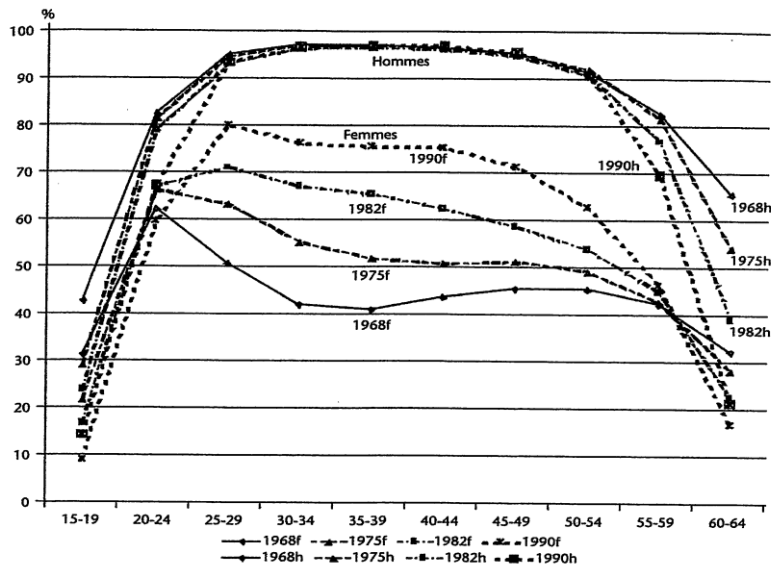
出所：INSEE, enquêtes Emploi, ウェブサイト（2016年2月9日付け）より筆者作成

<http://www.insee.fr/fr/themes/series-longues.asp?indicateur=taux-activite-femmes>,

<http://www.insee.fr/fr/themes/series-longues.asp?indicateur=taux-activite-hommes>

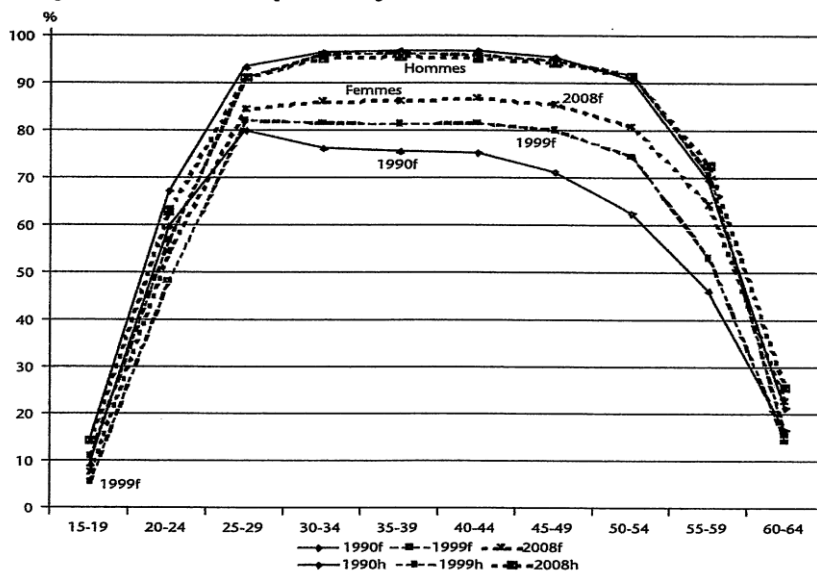
図 5 をみると、フランスの女性全体の労働力率は 1987 年に 47%、1998 年に 48.7% となっており、2014 年には男性 61.2% に対して女性は 51.8% となっている。これは日本の女性の労働力率（2014 年）の 49.2% よりやや高い。さらに、フランス女性の第一子出産平均年齢が 30 歳前後であることから、女性 25 歳から 49 歳の労働力率をみると、1987 年の 73% から 79.8%（1998 年）に上昇し、2014 年には 83.8% に到達している。日本の場合は 74% 程度であるから高い状態にあると言える。

また、図 6 と図 7 にみるように、1968 年から 1999 年にかけて、35 歳～39 歳を底にしていた女性の労働力率が上昇し始め、1990 年には台形の形を保つようになっている。その後、女性の労働力率は男性のそれに近づきつつあることがわかる。



Sources : recensements de la population, calculs des auteurs.

図 6 1968年から1990年の女性 (f) と男性 (h) の労働力率  
出所: M. Maruani et M.Meron (2012) p.77 から引用



Sources : recensements de la population, calculs des auteurs.

図 7 1990年から2008年の女性 (f) と男性 (h) の労働力率  
出所: M. Maruani et M.Meron (2012) p.78 から引用

このように女性も労働市場へ参加し、家族の状況が変化していることが分かる。こうした変化は子どもが養育される環境にも影響を与えていると考える。主婦として子育て中心で

あった生活から就労する母親として子育てを担うようになったとき、誰が子育てを行っているのだろうか。家庭において子育てや家事に分担は進んでいるのだろうか。

男女労働者について 家事や子育てにかかる日中の活動の平均時間をみてみたい。表 1 は子どもの数とその年齢による家事と子育てに費やす時間 (activités parentales) を表している。16 歳未満の子どものがいる／いないカップルの状態にある 18 歳から 49 歳の男女を対象としている。

表 1 子どもの数と年齢による男女労働者の家事や子育てにかかる日中の活動平均時間 (2009-2010)

	女性								男性							
	全体	子どもなし	子ども1人 (3歳以上)	子ども1人 (3歳未満)	子ども2人 (3歳以上)	子ども2人 (少なくとも1人が3歳未満)	子ども3人 (3歳以上)	子ども3人 (少なくとも1人が3歳未満)	全体	子どもなし	子ども1人 (3歳以上)	子ども1人 (3歳未満)	子ども2人 (3歳以上)	子ども2人 (少なくとも1人が3歳未満)	子ども3人 (3歳以上)	子ども3人 (少なくとも1人が3歳未満)
仕事時間	6:48	7:14	6:59	6:47	6:51	6:18	6:38	4:51	8:40	8:31	8:39	8:50	8:41	8:17	8:51	9:00
余暇・自由活動	3:50	4:36	3:41	3:34	3:32	3:18	3:47	3:13	4:14	4:47	4:06	3:52	4:05	3:51	4:11	4:21
家事	2:57	2:24	2:48	2:30	3:03	3:06	3:33	4:19	1:03	1:02	1:00	1:00	1:03	1:05	1:10	1:02
子どもの世話・教育	1:22	0:02	1:07	2:54	1:22	3:06	1:33	3:28	0:38	0:02	0:34	1:24	0:37	1:30	0:45	0:52

出所：Cécile Brousse(2015)の表 4 を基に筆者作成

女性をみると、子どもが多くなるにつれて労働時間が減る一方、男性は増えていく (3 歳未満の子どもが 1 人いる女性が 6 時間 47 分であるのに対して男性は 8 時間 50 分、子どもが 2 人いて 3 歳未満が 1 人でもいる女性では 6 時間 18 分に対して、男性は 8 時間 17 分、子どもが 3 人いて 3 歳未満が 1 人でもいる女性は 4 時間 51 分、男性で 9 時間)。逆に、家事時間は女性の場合、子どもの数が多くなることによって 15 分程度から 30 分程度増加する傾向がみられ、男性では 5 分程度増加する。また、子どもの年齢が 3 歳未満である場合、子どもの世話や教育にかかる時間は女性では増加する一方、男性は 3 人になると減少する (子ども 1 人が 3 歳未満の場合女性で 2 時間 54 分、男性で 1 時間 24 分、子ども 2 人のうち一人が 3 歳未満の場合、女性では 3 時間 6 分、男性で 1 時間 30 分、子ども 3 人のうち少なくとも一人が 3 歳未満の場合、女性では 3 時間 28 分、男性で 52 分である)。

このように、男女の親で行動パターンが異なる。Brousse (2015) が指摘するように、男性は働いている場合、家事や育児に時間を割くことができない一方、女性は家庭生活に費やす時間に制約を受けながら就労活動を行っている。時間の側面から見ると、男性は育児に参加することが困難であり、女性は育児やそれに伴う家事の時間の増加に伴い就労活動を制

限していることが分かる。

図6と図7でみてきたように、1970年代以降、女性は男性同様に労働市場に参加し、働くようになり、就労継続の希望を徐々に実現させてきた（Fagnani 2000）。そこには、子育てと就労を調整しながらライフスタイルを選んでいる母親たちの姿があり、結婚し、出産し、専業主婦として子どもの世話や教育に専念する親だけが母としてのモデルではなくなってきたことを示していると言えよう。本節では、多様化する家族のあり方や子どもと関わる親の状況を把握してきた。次に、このように変容する家族に対して一定の枠組みを与える政策をみていく。まず、家族分野への再分配に焦点を当て、家族や親の働き方に影響を与える税制や現金給付制度を家族政策として扱う。家族政策が家族に期待する役割や何を課題として展開しているのかを理解できると考えている。続いて、現物給付である保育サービスの給付に関わる制度を保育・子育て政策として扱う。

## 第2節 家族政策

### フランス家族政策展開

フランスの家族政策は、家族の形成とその拡大を目的として、明示的に家族を支援する出生奨励主義と、扶養する子どもの存在によって生じる世帯間格差を是正し、家族の福祉を向上させることによって、家族が再生産の機能を十分に果たすことができるように日々の生活を助けることを目的とする家族擁護主義から成り立ってきた（Gauthier1999）。この政策に対応して、1970年代後半に創設された家庭的保育者制度などの施策や1980年代に意識されるようになった子育てと就労の両立支援を経て、ライフスタイルの自由選択が提言されるようになってきている（千田 2012）。そこで、ライフスタイルの自由選択の幅の広がりを知るために、80年代以降までの動きとそれ以降の動きを整理する。

### 1980年代以前：家族主義の変化と全国家族手当金庫

フランスにおける家族観は革命期におけるブルジョワ家族をモデルとし、非宗教主義と自然主義に基づいたものであった。医学の発展に伴い、生物学的な本質主義に根を下ろした家族モデルが出来上がっていったとされる。1812年の医学辞典に医師が寄稿した「女性」に関する項目の中では、「女性は子孫（*espèce*）を増やすために存在する」と言及されたが、その思想は1950年のドゴール政権期にまで継承された（Neyrand 2013 : 22）。1920年5月26日デクレによれば、多子の母親には「家族メダル」の授与などを通じて出生率上昇へ

の貢献が称えられていた。福島（2015）によれば、そういった女性の生み・育てる性に対する称揚は1930年代の家族手当の制度化の中に存在し、主婦（*mère au foyer*）にはこうした再生産活動を担うという社会的な価値が付与されていたことが指摘されている。フランスでは1932年3月11日法<sup>5</sup>によって初めて家族手当が法制化され、全国規模で拡大したが、1938年11月12日デクレの追加手当として定められていた主婦手当が、初産手当や累進性の家族手当とともに1939年7月29日の「家族法典」<sup>6</sup>の中で明確に規定された。

こうした家族手当は使用者や自営業者を含むすべての就業者を対象とした国家制度であるが、起源は多子をもつ労働者の困窮を救済しようとした経営者の温情的な企業慣行である。民間では19世紀末から賃金の一部として家族手当が給付されてきたが、企業ごとの不平等を緩和する仕組みとして、1918年のグルノーブルの経営者エミール・ロマネによって「家族手当保障金庫」が考案され、企業間協定による金庫が設置された。その取り組みは全国へ普及し、1932年法においてすべての企業主が強制加入する家族手当補償金庫として定められた。こうして家族手当補償金庫を軸として家族手当制度が展開され、1945年の社会保障計画の中で、家族手当制度は社会保障金庫から分離した家族手当金庫として制度化され現在に至っている。

普遍的な家族手当が制度化される中、1940年代を通じて出産奨励を意図した母親役割の評価は衰えることはなく、1941年3月29日の法律によって、主婦手当が目指す既婚女性の家庭回帰による出産増加をより強化した単一賃金手当が創設された。1942年から46年まで出生率が増加している（前出 図2）ことから、こうした家族手当制度は、既婚女性の家庭回帰による家族モデルに限られた支援であったものの、子どもを生み、育てることは評価される行為であり、子どもをもちたい、という意識を人々に与えた可能性はある。

続く第4共和制（1946年－1958年）のもと、家族政策として、財政法における第3子以降を優遇する家族係数(*quotient familial*)の導入（1946年）や子育て家族を支援する住宅手当（1948年）が創設され、子どもをもつライフスタイルを選択することに対する負担が軽減される仕組みがより一層充実された。また、家族に関するアソシアションである全国家族連合会（*Union nationale des associations familiales : UNAF*）が1945年に組織された。それは加盟団体の意見を代表する団体であり、「物理的、心理的観点から、フランスのあらゆる家族の一般的な利益を保障する」（UNAF 2006 : 15）ことを活動目的としている。さらに1975年7月22日法<sup>7</sup>によって、UNAFが代表する家族とは「結婚と法的もしくは養子による親子関係によって構成された家族、子どものいない結婚した夫婦、親権の行使や後



見人としての役割もつすべての人々」(UNAF 2008)とされ、家族の捉え方の変化に対応し、ひとり親家族、外国人家族も含まれることとなった。さらに、結婚以外のむすびつきによる家族や婚外子を認めるようになった。UNAF が代表する家族も多様化してくのである。

こうした戦前から戦後にかけての家族政策体系の確立期は、手当を全国で単一化し、オプションを提供しながらもアソシアションによる家族への啓蒙と女性の家族回帰による出生促進、子どもの少ない家族からの所得移転を行うことによる多子家族の支援が望ましいといった家族擁護主義の社会規範が埋め込まれて政策展開が行われた。それと同時に、この擁護される家族の内容にも変化が現れ始めるのである。

1950年代のフランスでは、男性稼ぎ手モデルに立って家族の子育ての促進をはかる政策枠組みの中で暮らす人々にとって、母親は子どものそばにいて世話をするものだという思想は馴染みやすく、育児の機能に対する関心の対象は母親に向かいがちであった。また、パーソンズが理論化した核家族機能として子どもの社会化があるが、主婦による子育てがその家族モデルとして伝統的であると社会に広くみなされ、ボルビーの愛着理論による研究が盛んな時期にあった。そのため、母性の欠如による影響が懸念され、母親の子育て責任が強化される時期でもあったといえよう。このように母子関係が重要視される一方で、それ以前の1946年にハンガリーで創設された「子どもの家」で母親と離れて過ごす結核の子どもたちの事例を基に安定的な愛着が子どもの成長に必要であることが示され、安定的な関係の担い手が母親である必然性はないという解釈が生まれつつあった (Neyrand, Wilpert et Tort 2013)。このように伝統的家族モデルによる本質主義的な子育て論と家族の外で行われことが可能だとする子どもの社会化論が入り混じる中で、1960年代に親役割や親機能に関する母親の役割を強調する風潮に対する疑問の声が高まったとされる。そして、1970年代に、子どもの主体性を認めた子育て方法が精神分析医フランソワーズ・ドルトのラジオの子育て相談などによって大衆の支持をえるようになり、「メゾン・ヴェルト」といった家庭でも施設でもない中間的な場で社会化を促す機会を提供する場、つまり、子どもと親と一緒に参加しながらほかの子どもとの交流を図る場が誕生している。

母親による子育て役割を評価する手当や母子密着に関する理論が社会的意識に働きかけることがあることは当然あり、第1節でみたように「子どもが小さな間は母親は仕事をすべきではない」という意見を半数近くが持っていたとしても、70年代にみられる女性の働き方は理念や思想とは異なる変化を示すようになっていく。この女性の労働市場参加への寛容さについて、千田 (2011) は、フランスの女性の就労は職域ごとに偏りが少なく、雇用

パターンによる男性稼ぎ手モデルの賃金規範が採用されなかったため、女性は結婚後も経済的に活動することを受け入れやすかったことによると指摘しており、意識と実態が矛盾した様子を示すようになっていく。

他方、家族の形態は、1950年以降乳幼児死亡率が急激に減り、70年前半まで結婚数が増加していく。家族は核家族の形に近づきつつあった時期であり、先にみた核家族機能説や母子密着理論とは親和性が高い。しかし、70年代以降の女性の社会進出を背景に家族関係が変化し始めるのである。そうした変化として1970年に父権（*puissant paternelle*）が廃止され、共同親権（*autorité parentale*）<sup>8</sup>に代わったことや1975年の協議離婚の権利が認められたことが挙げられる。家族手当の関連で言えば、1972年に育児をしながら働く母親のいる家族に保育費手当を支給するようになったことが挙げられるが、これは、母親は仕事をせずに育児に専念するものであるという考え方を修正し、女性の労働市場への参入を保障するものとなったことを意味する。母親の役割が専業主婦という役割だけではなくなる過程で、父親を含め、子育てに関わる親としての役割が模索され始める。父親の役割は、女性の社会進出を背景とした家庭内における子育て不足を補うという内容に限定されがちであったとはいえ、1970年代を通じて、こうした「新しい父親」への関心が、法制度上のアプローチと機能的アプローチによる親としての在り方に関する新たなテーマを生み出し、社会的関心を集めるようになる。こうして「～の親である」ということを日常的に確認する作業が必要となっていく点が意識されるようになり、子どものケアや教育への関わり方は選択し、実践していくものという認識枠組みが整えられていった。さらに、「～の親である」ということを問う中で、カップルがそれぞれの役割を担うことによって行う閉じた子育てではなく、メゾン・ヴェルトの広まりを背景に、家庭の外で行われる子育ての重要性が認識されるようになってくる。そうした中で、子育てに関わる職員たちによるサポートの在り方、つまり、誰を支援するのか、親か子どもか、そして、親が希望する方法に寄り添ってサポートするのか、といった課題が親との関わり方として現場に投げかけられるようになるのである。（Neyrand 2013 : 38）

### 1980年代以降の家族政策の展開：家族手当のオプションの拡充

1977年に単一賃金手当と保育費手当が統合された家族補足手当には、1979年の公認の家庭的保育者制度の成立とともに、在宅デイケアを支援しようとする意図があったとされる（千田 2011）。家族政策においては、在宅デイケアに施設保育ケアを補う役割を求め、家

族をめぐっては、広がる親子関係を基に「親であること」の議論を深めていった時期である。

1985年に創設された養育手当（APE）は、3人以上の子どもを有する者で、出産または3歳未満の子の養子縁組に際して職業活動を中断したり、短縮したりして子育てをする場合、最大2年間支給される。したがって、受給者が子育て中心のライフスタイルにするのか、就労と子育てを両立させるのかについて自由な選択を可能にする性質をもった手当であった。さらに1986年に在宅養育手当（AGED）が創設され、3歳未満の子どもを在宅で保育するための支援が行われるようになった。これは3歳未満の子どもを在宅で世話をする被用者の社会保険料が補助されるものである。1990年には公認家庭的保育者雇用補助金（AFEAMA）が導入され、在宅デイケア支援は進んだ。こうして子育てを担う家族に対してその保育ケアの負担を軽減するための支援が用意されるようになる。

一方、その子育てを担う家族関係に関する意識にも変化が起こっている。1981年のINED（人口問題研究所）主催の国際会議「今日の父親」に代表されるように、生物学的な母親や父親に基づいたモデルから親たちは脱却しようとしていた（Neyrand 2011）。家族をめぐむ状況が変化していたのである。結婚数が減り、婚外子の数が上昇している状況の中で親子関係が家族を形成する要として意識され始めるのである。実態としての親子関係の変化に対応するように、1987年に親権は結婚していないカップルや離婚したカップルにも適用され、子どもに対して両親が行使できるものとなった。親であることは権利と義務であり、カップルである形態とは別に「～の親である」という行為を通じて親子関係が認識可能なものとされていった。

これらの多様な形を選びうる家族に対する家族給付制度は給付費をはじめとして、家族手当金庫の運営など、そのほとんどが保険料収入でまかなわれている。ところが、1990年12月28日法によって、社会保障目的税である一般社会拠出金（CSG）が導入され、税が家族手当に充当されることとなった。この拠出金制度は家族手当を職業活動との関連性がない、全国民を対象とするものとしたうえに、国家の介入を明確にしたものであり、家族手当の起源であった職業的連帯から国民的連帯への転換を図るものと言える。つまり、職業参入を通じてケア活動を保障するのではなく、それぞれの家族のあり方や労働への関わり方を「選択の自由」の中で保障する社会が志向されているのである（田中 2015: 25）。そして、子育てを国民で負担するシステムが構築され、子育ては社会性を帯びてくることになる。そもそも私的な空間において行われていた子育ては、法的に婚姻したカップルか否かを問わずに行われてきた実態がある。すでに、1989年の全国家族連合会（UNAF）の宣言は、家

族を「社会の基盤」としての「権利と義務を行使する集合体」と定義づけし、「結婚、親子関係、もしくは親権を行使する」個人が集まった単位と規定し、親として子育てに関わる権利を要求することは社会的な行為となりつつあった。こうした中で子の利益を優先し、「夫婦であること」と「親であるということ」を切り分けることによって、法と実態のずれを解消する方法がとられた。具体的には、子どもを認知し、日常的に生活をともにしている場合には婚姻関係の有無を問わず、カップルは親権を行使できることとなったのである（1993年）。これは親子関係が実生活に基づくこと、そして、意思により構築が可能であることを認めたものであると言えよう。親子であることは自明のことではなく、親として日々行動し、その行為が確認されることによってはじめて、親子関係が確立できるものであるという社会的認識が定着しつつあった。

#### 2000年代以降の家族政策：「親であること」の主題化

親であることは子育てに関わる行為をもって担保されるものである。2001年2月27日に家族・子ども大臣は、全国家族会議<sup>9</sup>の中で親権に関する新しい義務や父親への評価、離別後のカップルの子どもの交互住居の可能性を議論するとした。また、2001年4月4日に行われた家族法改正に向けた家族・子ども・障がい者担当大臣の演説の中で、夫婦としてのカップルが消滅すれば親としてのカップルも消滅するというのは現実を反映していない、と指摘されている（Royal 2001）。父親の子育てへの参加時間は相変わらず多くはないが、2001年12月21日法によって父親の11日間の子育て休暇の導入が2002年以降行われるようになった。1990年代以降広がってきた「親であること」という概念によって、男女ともに子どもに関わることを支援する方向性が両立支援として家族政策に内包されたと言える。これは新しい多様な家族のあり方を法的に承認し、制度として包摂しており、広い意味で家族擁護主義ということになる。

フランスではこうした家族擁護主義が戦後から維持され、デイケアを中心とした出産奨励主義の強い政策が展開されてきたことはこれまでに見てきたとおりである。1981年末にミッテラン社会党政権によって提案され、定期的で開催されてきた全国家族会議は、議会や内閣、労使、有識者やアソシエーション等が参加し、家族政策の方向性を議論する場となっている。1994年のベユ法によって毎年の開催が法制化された。毎年行われる全国家族会議のテーマは、家族給付の上限や支給対象年齢や手当内容の改革など家族給付に関する具体的な内容だけではなく、家族と職業生活の両立支援や若者たちの自立支援やインターネッ

トからの子どもの保護など多様である（江口 2010）。また、共同親権などの民法上の権利の見直しなどが議論されてきた。その中で、2004年の家族給付に関する議論が行われており、家族を代表するアソシアシオンが家族政策に影響力をもつルートが開かれた。さらに2004年の家族手当の改革により、保育方法の選択に対して公平性を図る観点から給付制度が統合され、子育ての経済的負担を軽減することに貢献することとなった。その給付の具体的な内容を以下では経済的側面として整理するとともに、子育てと労働を両立させるための時間的側面とサービスの側面についてもまとめ、家族政策が「親であるということ」を支援する内容をもつことを確認することにする。

### （1）経済的側面

フランスの家族政策は社会福祉・家族法典に規定されている。2004年から統合・再編された給付として、第一子から適用される「乳児受け入れ手当（PAJE）」がある。これは4つの内容から構成されている。①所得制限のある「出産手当\*（一時金）または養子手当\*」（以下、「\*」は訳語・略語一覧に示す）、②扶養する3歳未満の子どもが3歳になるまで、もしくは、養子の場合、その養子が20歳に達するまで引き取ってから3年間支給される「基礎手当\*」、③一定以上の月収があることが条件となる「保育方法自由選択補足手当（CMG）」、④完全休業か部分休業かを選択できる「就業自由選択補足手当（CLCA）」（2015年以降は共同養育手当（PreParE）に変更）<sup>10</sup>である。「保育方法自由選択補足手当」は就業継続のため、家庭的保育を利用した場合、雇用した家庭的保育者などの賃金の一部や社会保険料の一部が補償される。その一方で、少なくとも費用の15%は自己負担となっている。「就業自由選択補足手当」は労働時間を減らして短時間勤務を行う場合にも手当を受給できるので、完全休業か否か、といった二者択一の悩みを軽減するものである。さらに、3人以上子どもがいる場合は、短期間により多くの額を受給することを選択することもできる就業自由選択オプション補足手当（COLCA）（2015年以降共同養育加算手当（PreParEmajorée）に変更）<sup>11</sup>がある。なお、導入の際に「就業自由選択補足手当」の第一子のみ家族への受給期間が6ヶ月であり、第2子以降の場合の3年に比べて非常に短い。これは、PAJEの前身の養育手当の受給資格が1995年に改革されたことによる影響があると言われている。養育手当の改革では、受給適応対象を3歳未満の3人の子どものある家庭から2人の子どものある家庭へと拡大したことによって、受給家庭数は増加し、1950年代から上昇が確認されていた2人の子どもの母親の労働力率の上昇に歯止めをかけることになった。このように、

手当の受給が原因となり女性が労働市場から撤退することを避けるために、「就業自由選択補足手当」の第一子のみ家族の受給期間が短くなっているとされる（千田 2012）。

その他にも、家族給付として、「障がい児教育手当（AEEH）」、単身で子どもを養育している父もしくは母、あるいは子どもを引き取っている人への養育費用の補償としての「家族援助手当（ASF）」、6歳から18歳までの就学児に対する「新学期手当（ARS）」、病気、障がい、事故の犠牲者である20歳未満の子どもの世話のために職業活動を全部または一部休業することによって発生する所得の喪失を所得制限なく補償する「親つきそい日々手当（AJPP）」がある。

また、出生促進的な意味合いをもつ第2子から支給される給付としては、所得制限のない「家族手当（20歳未満の子ども）（AF）」が用意され、第3子以降の給付としては、所得制限があるが、3歳以上21歳未満の子どもが3人いる場合の「家族補足手当（CF）」がある。その他、子ども等同居の被扶養者を有する世帯への住宅費補助として「家族住宅手当（ALF）」も存在する。

このようにフランス家族給付においては、出産奨励策としての特性が強いことはしばしば指摘されるが、第1子からの支給される給付とそれぞれの子育てスタイルによって選択可能な給付から成り立っており、特定の子育てモデルだけを支援することがないような制度設計となっている。更に、これらの給付制度では、男女間の格差を埋めることはできない点を改善するため、社会保障財政法評価管理グループ<sup>12</sup>は職場復帰を難しくさせる育児休暇の延長という方法ではなく、休暇期間を1年に短縮し、むしろ休暇取得に対する手当を改善するように勧告している。また、子どものいる世帯への所得再分配として、世帯単位で課税される税制優遇措置や保育費用に対する税控除（*crédit impôt*）も実施されている。例えば、親が離別した場合に交互住居形態をとる子どもに対しては、それぞれの親が税控除を受けられることができる。

こうして現在も状況に応じて、子どもの養育を担う親として多様な給付制度から子育てに関する経済的サポートをうけることができる。この普遍的な給付制度は全国家族手当金庫（CNAF）が運営し、1991年の一般社会拠出金の導入によって、国家の役割が強化されたことにより、所得に応じた再分配を行う垂直的連帯と、子どものいる家族といない家族で所得の再分配を行う水平的連帯を行う国民連帯のシステムが強化されたといえよう。つまり、子育てに関わる可能性が男女関わらず誰にもあるということを前提に、実態としての子育てを社会全体で支援する仕組みと言える。加えて、家族をサポートするにあたり、子ど

もの持ち方や子育てのあり方を規定することではなく、多様な親のあり方を支援していると言えよう。

## (2) 時間的側面

次に、子育てに関わるための時間的な保証がどのように行われているのかについて、実態としての子育てにかかる時間に関する側面から整理する。まず、支援内容として、産前・産後母親休暇や父親休暇が挙げられる。第1子および第2子の場合、6週間の産前母親休暇であり、10週間の産後母親休暇となっている。第3子以降はそれぞれ8週と18週であり、双生児出産や多胎児出産では日数が多くなっている。その取得方法には柔軟性があり、産前休業を最大3週間短縮することができ、その分、産後休業を延長し、子どもとより多くの時間を過ごすことが可能となる(神尾 2007)。この間の所得保障は、出産保険からなされ、自由業である場合は、出産による休養の一括手当が受けられる。父親休暇は、出産前後各2週間の内3日を取ることができる。2001年からは子どもの誕生後4ヶ月以内に連続11日間取得できることになっている。父親休暇中の所得保証も出産保険から給付される。この父親休暇の取得は、取得資格のある父親のうち66.4%が取得しているとされ、平均取得日数は10.8日とされている(DREES 2005)。

また、両親のどちらかが1年間の育児親休暇を取得することができ、母親と父親で交代することも可能である。その他、病児看護休暇は年間3日もしくは5日、病児看護長期休暇は3年間のうち最高で310日が取得可能である。

日常的な子育て時間の調査に基づき1999年と2010年を比較すると(表2)、3歳未満の子どもが1人いるカップルのケースにおける子どもの世話に要する時間は女性で2時間28分から2時間50分となり、男性は46分から1時間19分となり、男女共に増加している。子育てにあたる時間は男女ともに増えている一方、家庭生活時間全体では女性で22分減少し、男性で9分増加している。また、労働学業時間は男女とも増加している(女性26分、男性6分)。(Ricroch 2012 : 70)。親として子のケアを行うために必要な活動(子どもの世話)や家計を支える活動(労働時間)を確保する時間が増えている。

このように、フランスの出産休暇は個人の都合に合わせて柔軟に取得でき、男女共に子育てのスタート地点に立てるように制度が改革される中で、親として労働時間を減少させることなく、子育てに関わる時間、言い換えれば、「親であること」を実践するための時間を確保しようと親たちが労働と家庭生活を調整していることが確認できる。

表 2 男女の生活時間 (1999 年、2010 年)

2010	労働・学業・職業訓練		家庭生活時間							
			合計		家事・買い物		子どもの世話		大工仕事・庭手入れ	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
単身世帯	4h19	4h54	2h43	2h	2h15	1h35	0h07	0h04	0h21	0h21
ひとり親家族										
3歳以上の子ども有	3h45	///	3h45	///	2h57	///	0h33	///	0h15	///
カップル家族										
子ども無	3h42	5h26	3h28	2h07	2h59	1h17	0h12	0h05	0h17	0h45
3歳以上の子ども有										
1人	3h46	5h52	4h05	2h10	3h17	1h09	0h35	0h16	0h13	0h45
2人	3h51	5h37	4h23	2h16	3h13	1h09	0h56	0h24	0h14	0h43
3人	3h23	5h56	4h32	2h25	3h30	1h20	0h49	0h25	0h13	0h40
3歳未満の子どもが少なくとも1人いる										
1人	3h06	5h18	5h29	3h09	2h34	1h18	2h50	1h19	0h05	0h32
2人	2h19	5h06	5h57	3h17	3h07	1h17	2h42	1h22	0h08	0h38
3人	1h10	5h07	7h14	3h26	3h42	1h19	3h29	0h55	0h03	1h12
1999	労働・学業・職業訓練		家庭生活時間							
			合計		家事・買い物		子どもの世話		大工仕事・庭手入れ	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
単身世帯	4h47	4h58	2h57	2h15	2h28	1h46	///	///	0h24	0h27
ひとり親家族										
3歳以上の子ども有	3h30	///	4h31	///	3h43	///	0h36	///	0h12	///
カップル家族										
子ども無	3h44	5h47	4h14	2h03	3h42	1h16	0h06	0h01	0h26	0h46
3歳以上の子ども有										
1人	3h37	5h39	4h46	2h26	4h01	1h11	0h26	0h11	0h19	1h04
2人	3h29	5h50	4h58	2h18	4h04	1h06	0h37	0h14	0h17	0h57
3人	2h07	5h51	5h59	2h22	4h51	1h13	0h55	0h15	0h13	0h54
3歳未満の子どもが少なくとも1人いる										
1人	2h40	5h12	5h51	2h58	3h13	1h20	2h28	0h46	0h11	0h52
2人	1h56	6h23	6h27	3h37	3h36	1h09	2h35	0h56	0h06	0h30
3人	0h54	4h34	7h06	3h04	3h50	1h07	2h47	0h43	0h09	0h53

出所：Ricroch (2012)の表 2 を基に筆者作成

### (3) サービス的側面

フランスでは、「親であること」を実践できるように、子育てをするにあたって経済的側面と時間的側面において多様で柔軟な制度が準備されていることが分かったが、労働者でもある親たちの子育てをサポートする保育サービスはどうなっているのだろうか。

図 8 に示すように、フランスの就学前教育には大きく分けて 0 歳～6 歳未満児を受け入れ可能な「幼児受け入れ施設 (établissement d'accueil du jeune enfant : EAJE)」と 3 歳以上の「幼児学校 (école maternelle)」がある。前者の所管は厚生省、後者は国民教育省である。幼児学校へ馴染むためのものとして、恵まれない地区の子どもたちと、預けることへの抵抗感の強いその親たちを支援することを目的とした幼児学校教諭と保育教諭が担当する「移行クラス」も存在する。幼児受け入れ施設とは、2000 年 8 月 1 日デクレにより導入された従来の保育所、家庭的保育など様々な形態の保育を含めた総称であり、家庭的受け入れと集団受け入れがある。家庭的受け入れとして、家庭的保育者 (assistante maternelle)<sup>13</sup>が挙げられる。3 歳未満児を対象とした集団的受け入れとしては、最大 60 名の受け入れ規模をもつ地域型、従業員むけの事業所型、親が経営に参加し、日常の保育活動に参加する



親運営型がある。受け入れ人数の規模と受け入れ時間数やパターンによって、集団保育所 (crèche)、パートタイムで預かるアルト・ギャルドリー (halte-garderie) と呼ばれ、それぞれの受け入れパターンを合わせた複合的集団受け入れ施設 (multi-accueil) がある。また、家庭的保育者による家庭保育所 (accueil familial) や3歳以上就学前までの子どもを対象とする子ども園 (jardin d'enfant) が存在する。集団受け入れには営利企業 (entreprise de crèches) も参入し、保育施設を運営している。これらの施設の入所条件は子どもの家族状況などを考慮した内容をそれぞれの施設が自由に決定している (CAF 2011 : 57)。

受け入れ施設				対象年齢
幼児学校				(2) 3~6未満
移行クラス				2~3
集団的受け入れ	単一型	通常保育	地域型	0~3歳
			事業所型	
			親運営型 (親保育所)	
			ミクロ保育所	
	アルト・ギャルドリー (一時的、短時間保育)	子ども園	2~6未満	
		めざまし園	2~6未満	
複合型	通常保育+アルト・ギャルドリー	地域型	0~6未満	
		親運営型		
		集団保育+家庭的保育		
家庭的受け入れ	家庭的保育者	保育施設	0~3	
		自治体やアソシエーションなどが雇用主 (家庭保育所)		
		家庭的保育者の自宅	親が雇用主	
	家庭的保育者の自宅以外の場所	複数の家庭的保育者、親が雇用主 (家庭的保育者共同の家)	0~6未満	

図 8 フランスの就学前教育制度について

注：ベビーシッターなどの在宅保育および課外保育などの周辺活動は除く

出所：赤星 (2012)、DREES (2013b)、CAF ウェブサイト (mon-enfant.fr) に基づき筆者作成

また、近年の動きとして、めざまし園 (jardin d'éveil)、ミクロ保育所 (micro-crèche) や家庭的保育者の共同保育 (maison d'assistantes maternelles) の創設が挙げられる。めざまし園は 2009 年より創設され、2~3 歳の子どもの受け入れを行っている。実際、めざまし園が提案されたタバロ報告書で予定されていた受け入れ数には及んでおらず、就学前教育への準備クラスとして位置づけられているのではないかと指摘されるなど (Montagner 2009)、そもそも地域のニーズに沿った保育政策の展開が無視されたものと受け止められている。ミクロ保育所は 2010 年以降創設されるようになり、最大 10 人ま

での子どもの受け入れが可能で、自治体やアソシエーション団体だけではなく、営利企業も運営を行っている。更に、家庭的保育者の共同保育が 2010 年から設置されるが、これは今まで家庭的保育者の自宅で行った保育を自宅の外の施設に移したものである。4 人の家庭的保育者たちによって最大 16 人の子どもを預かることが可能だが、保育者の専門的養成が義務ではないことも議論の的になっている。こうした受け入れ施設以外にも、バスを使った巡回保育所（*crèche itinérante*）や高齢者福祉施設と併設される保育所（*crèche intergénérationnelle*）も存在する。

3 歳以上の子どもたちには幼稚園のほかに無償の公教育である幼児学校が用意されているため、アクセスが原則保証されていると考えられる。3 歳未満の子どもの場合、「保育方法自由選択補足手当」の導入後、家庭的保育に関する手当の受給者が増加している。一方、施設保育を必ず利用するわけではないことも分かる。2013 年に行われた調査によると（図 9）、月曜日から金曜日、8 時から 19 時まで 3 歳以下の幼児の面倒を看ているのは親が 61%を占める。ただし、親のみが日中保育を行っているケースは 32%であり、不定期にほかの方法をひとつ活用しているケースが 48%、親以外の二つの方法を併用しているのが 19%である。続いて、家庭的保育者（19%）、保育所（13%）となっている（Villaume et Legendre 2014）。UNAF（2009）によれば、家庭的保育者の利用が保育所より多いのは、選択の結果というよりは、保育所を希望するが不足しているからであることが指摘されている（UNAF 2009）。親からは、家庭的保育者の利用は自分以外の大人と子どもの密室での子育てであることへの不安として語られることが多いが、政策としては、保育所不足であることや家庭的保育者という新しい雇用先を拡大することも含めて、家庭的保育者への期待が高まっている。

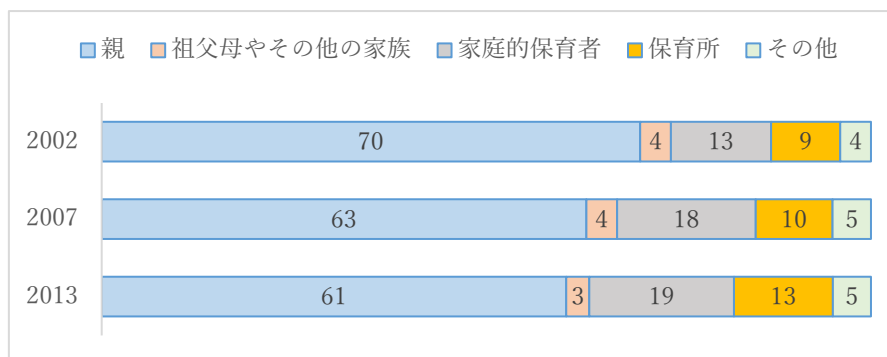


図 9 主に誰が日中に子どもの面倒を看ているのか（2002 年、2007 年、2013 年）

出所：DREES(2014)の図 2 を基に筆者作成

保育所の運営に関して言えば、その大半は地方公共団体が担っており、続いてアソシアシオンが大きな役割を占める（次節 図 11）。2004 年から始まった「企業版子ども契約」による私的セクターによる事業所内保育所（*crèche d'entreprise*）や保育所経営企業（*entreprise de crèches*）の増加も見られ、サービス提供の割合は 4%に達しており、施設数も増加している。また、地域社会福祉センター（CCAS）や家族手当金庫（CAF）が提供する施設も存在する。CCAS は地方公共団体同様、比較的大規模な保育サービスを提供している。

サービスの多様化に対応し、選択の自由を保障するための情報提供サービスも強化されている。1989 年に家族手当金庫が先導的に設置した、家庭的保育者連絡センター（RAM）が各自治体に広まり、保育ワーカーや親にとっての情報共有と相談の場となり、家族に関する情報拠点（*Le Point Info Famille*）と呼ばれる情報提供を行う場が用意されている。家に閉じこもらず、こうした情報を求めて、子どもとともに出て行く場となっている。

こうしたフランスにおける保育サービスの多様化は、1980 年代より始まる家族給付を運営する全国家族手当金庫との「保育所契約（*contrat crèche*）」に基づいた保育施設の量的な拡充策から 2004 年の「企業版子ども協約」への発展を背景にして進んだだけでなく、1990 年代の保育に関わる専門職の高度化とともに生じたものでもある。つまり、保育サービスを量的に増やすことだけでなく、それを支える職員の養成や職員への研修の充実を図りながら保育サービスを通じた保育関係者の拡大、子育て情報へのアクセスの向上、子育て空間の可視化が浸透してきていると考えられる。

一方、2010 年以降、保育所の受け入れ規制を緩和する政令、通称マラノ・デクレは、定員改定はなかったが保育施設の稼働率を上げるという名目で定員外の受け入れ枠を拡大し、それを職員の資格要件の基準や正規職員の配置割合を下げることによって行うこととした。それに対して、専門職員や保護者たち関係者らは抗議デモを行い。子どもの発達や子どもの権利の観点から保育の質に対する疑問が投げかけられた。2012 年 10 月 10 日の厚生省における公式声明では、社会保障に関する目標と管理運営に関する協定が採択されれば、マラノ・デクレは廃止される見通しをされており、デモの目標は一定程度達成されたのである。また、この時、家族のニーズをより詳細に把握するために 4 つの地域（ペイ・ド・ラ・ロワール地域圏、ノール＝パ・ド・カレ地域圏、ブルゴーニュ地域圏、ミディ＝ピレネー地域圏）から抽選で当たった 400 人の親たちが参加する「親の出番（*Au Tour des Parents*）」と呼ばれる市民ワークショップを開催することが公表され、保育政策に当事者が影響を与える

場が用意されることとなった。

このように、政府の方針による子育て支援サービスの提供のあり方が硬直化しないように、児童発達の視点からは職員たちが中心となってメッセージを発し、子育てニーズの観点からは親たちが政府との意見交換の場に参加していくことによって子育ての空間が社会に開かれようとしている。

以上、3つの側面からフランスにおける現在の家族政策を理解してきた。すでに述べたように、3歳以下の子どもたちの面倒をみているのは全体の半数近くが親である（図9）。それは就業自由選択補足手当によって全面休業するか短時間勤務に切り替えるなどして、子育てを日中行うことができるからであり、子育てすることが社会的に評価されていると考えられる。また、80年代以降推進されてきた家族給付による在宅デイケア支援である保育方法自由選択補足手当を使い、家庭的保育者を利用し、その費用負担も軽減されていることから、保育サービスを利用しながら働くことも支援されている。親が日中完全に一人で子育てを行っているのではなく、さまざまなサービスを組み合わせながら親である責任を果たしているのである。逆に言えば、子どもたちも複数の場を利用しながら、社交性を身に付けているのである。この子どもにとっての社交性の習得という観点からみれば、2002年以降徐々に増えている保育所や複数の家庭的保育者が共同で行う保育サービスは、集団の中で子どもに社交性や自立心を身につけてほしいと願う親のニーズ（CNAF 2009；UNAF 2009）と一致する。

以上、経済的、時間的側面からの支援とともに保育サービスは「親であること」を支援する家族政策の重要な要素であることからその内容をまとめた。次に、その保育サービスに関する政策的展開を整理し、フランスにおいて家族政策と子育て・保育政策の二つによって、家族による保育への参加がなぜ可能になっているかについて探してみたい。

### 第3節 保育・子育て政策

子育て中の人たちが自由に選び取るライフスタイルを保証する役割をもつものとして、保育サービスが存在する。こうしたサービスにどのような形態のものが存在するのかについては前節で利用者としての観点からみた。子どもの保育を日中担当しているアクターとして乳幼児を受け入れる施設（保育所）の役割が徐々に大きくなるとともに、親たちはいくつかのサービスを組み合わせて子育てを行っている。こうしたサービスの供給主体と運営主体の多元化を可能とした保育所制度の仕組みやその提供に関わる政策をここでは保育・

子育て政策とする。子育ては女性に生活のあり方に対して調整を求めていることから、女性が労働市場へ徐々に参加するようになる 1960 年末代以降の政策を辿ってみたい。

### 1960 年代末～1970 年代：子どもの保護と子育ての指導を担う保育

これまで乳幼児死亡率改善の観点から衛生医学的指導の対象であった女性たちは、この時期に働き始め、子どもたちを預ける保育を求めるようになる。それに伴い、保育所の不足を補い、自分たちの保育を求める運動として、親が自主的に行う保育が 60 年代末から無認可保育所として現れるなど、託児 (garderie) と呼ばれていた施設の内容が変わってゆく。病院に類似した施設から子どもの発達と教育を促す受け入れ施設へと変化を遂げていくのである。利用者は従来想定されていた教育すべき貧困層の家庭ではなく、安定的な職業につく一般的な家庭の子どもたちが大半を占めるようになっていた (Ancelin 1997 : 214)。

1967 年オルドナンスによって、社会保障制度を支える社会保障金庫 (Caisse nationale de Sécurité sociale) は解体され、それぞれの領域に分けられ<sup>14</sup>、それまで家族領域を担当していた補填金庫 (caisse de compensation) と呼ばれていたものが現在の全国家族手当金庫となった。主に全国家族手当金庫は家族に対する社会福祉サービスを発展させることを任務とした、保育施設へのサービス給付 (préstation de service) が 1970 年に創設され、運営を支援することになった。サービス給付は、母子保健センターの認可を得て、家族手当金庫と協定を結んでいる施設に対して、一日あたりの子ども数で算出して支給された。1970 年 10 月 19 日全国家族手当金庫通達の中で述べられているように、公的な行政機関が行うべき保育施設の設置を代わって行うのではなく、保育の質を高めることを目指すものとされていた。1970 年に政府が「保育所設置支援のための 100 万フラン」キャンペーンを開始すると、全国家族手当金庫はその実施も担当することになる。

このように、全国家族手当金庫は保育施設不足を改善するための対策だけではなく、その質についても調査研究を行い、保健衛生的観点だけではなく教育的観点から保育のニーズに応える取り組みを行っている (Ancelin 1997 : 214)。1974 年 1 月 15 日デクレ<sup>15</sup>では、1945 年デクレにある「子どもたちは保育所で年齢にあった保健衛生上の世話 (soins) を受ける」という記述が「子どもたちは心理的精神的な発達に必要な世話を受ける」と変更された。このように、保育内容の転換が行われつつあったのである。そして、保育を担う専門職について、教育分野の資格として国家学位「保育教諭 (éducateur de jeune enfance)」が設置された。また、子ども 40 名以上の施設においては保育教諭の採用が義務化されるよう

になった。こうして、家族手当金庫が主導し、保育の不足を補うことと同時にその教育的側面を考慮した質の改善が進められていくのである。

### 1980年代：保育サービスの量的拡大と全国家族手当金庫による影響

1980年代の諸通達の中で、全国家族手当金庫が考慮すべき優先事項として、子どもの日常に直結するサービスや支援体制<sup>16</sup>を準備することが挙げられている (Ancelin 1997: 360)。つまり、子どもの受け入れサービスや、学童保育、余暇センターを多様化し、地域の支援体制を整備することである。サービス提供とアクセスを保証するためのサービス給付は保育・子育て政策において非常に重要な位置をしめていたと言える。その結果、無認可サービスを利用する家庭も多く、サービス利用料やその形態は施設ごとに様々であったこの時代の各施設間の格差が大きく、改善すべき問題として認識されることとなった。特に集団保育は不足しており家庭的受け入れである家庭的保育者の利用に頼ることが多い状況にあったことから、無認可サービスの利用を改善することが目指され、家族手当金庫は、後に公認家庭的保育者雇用補助金 (AFEAMA) として法制化される家庭的保育者利用への特別給付 (PSAM) を 1980年6月10日の理事会により設けることに決定した。

第8および第9経済・社会開発計画 (1981-1985、1986-1991) の中でも人口停滞に関する懸念から子育てに対する家族の負担を軽減し、子育てに適した環境をつくることが課題となっている。経済・社会評議会 (Conseil Économique et social) では1981年5月27日に全国家族連合会 (UNAF) 代表が提出した資料を承認している。それは、社会的排除に陥らずに親たちがその子育ての責任を遂行できるようにすることを家族政策に求めるものであった (Ancelin 1997: 326)。親であることを遂行するために、時間を保証することや子どもの受け入れの多様化、支援体制などについて提案されたのである。そうした保育サービスへのアクセスを容易にするものとして、サービス給付の拡大が望まれていたのである。特に、サービス提供の拡大のために期待が寄せられていたのは、アソシアシオンによる活動であった。革新的な託児や保育を推進することが1980年7月2日に閣議決定 (décision du Conseil des Ministres) され、1980年8月には保健省\*によって革新的な保育に関する親たちの希望を考慮し、新しい保育の内容、形態、場所やその質について検討するワーキンググループが設けられた (Passaris 1984: 4)。

### 1983年の「保育所契約 (contrat crèche)」

他方、政府側は、1981年の家族担当大臣\*設置とともに発足したワーキンググループにおいて、保育・子育て政策に提言を行うブヤラ・ルシル報告書「生活の中の子ども」を1982年に作成している。その報告書によれば、3歳未満の子どもの40%が無認可の託児サービスを受け、10%の子どもが保育所を利用しているに過ぎないとされていた。こうした状況は子どもの発達を阻害し、病気や発達障がい等の早期予防に反する要因として認識され (Bouyala-Roussille 1982 : 15)、子どもの社会化や文化や芸術性の目覚めを重視するために保育サービスの不足が解決すべき課題とされている。すでに1981年のスルロ (Sullerot) 報告書に基づき、社会経済評議会は子ども受け入れ施設の不足を認め、施設の増設と子どもの親への支援を強化し、臨時国家計画および第9 経済・社会開発計画の中で量的な拡大と親のニーズに適した形態のサービスを供給することを提言している (Leprince 2003)。さらに、ブヤラ・ルシル報告書では親が受け入れ施設の運営や日常に参加することが保育の質を保証するため必要であると指摘している (Bouyala-Roussille 1982 : 138)。このように、預かる保育から、親や家族との関係を含んだ子ども受け入れ施設への変化に対応する保育サービスを十分に提供することが重要とされ始めたのである。そうした中で、十分な量のサービスを提供するために、全国家族手当金庫が具体的に取り組んだものとして、1983年の「保育所契約」を挙げることができる。その「契約」は家族手当金庫と自治体 (コミューン) が3歳以下の子ども受け入れ施設を増やすことを目指して協定を結ぶものである。「保育所契約」によって家族手当金庫から補助金を受けた自治体は5年間のうちに新しく施設や体制づくりを行うことが求められた。1982年の地方分権化によって、住民サービスは自治体の責務で実施されるものになったが、保育サービスの提供義務はないことが地域格差を生んでいられるようになった。そこで、自治体にとっては施設設置・運営のための補助金として家族手当金庫から資金調達し、財政的な負担を軽減することができることから、保育サービス提供を躊躇する姿勢の改善が求められるようになった。しかし、結果としては(1988年)、目的としていた受け入れ数10万増には及ばず、2万程度ほどに留まった (Math et Renaudat 1997)。このように量的なニーズを満たせていないことから、子ども受け入れ政策を継続・強化し、サービス提供を増やすこととそのためのネットワークを拡充することを目指し、1988年に新たに「子ども期契約 (Contrat enfance)」を展開していくことが決定された。また、1987年6月23日大臣アレテの中では、自治体が支援対象とするのは公立の保育所だけではなく、集团的保育所、家庭的保育、親保育所やアルト・ギャルドリーなど

の形態の保育とされており、親のニーズにそった保育の多様化も求められたのである。  
(Ancelin 1997 : 363)

### 1988年の「子ども期契約 (contrat enfance)」

この「保育所契約」内容を継続し、0歳から6歳までの保育を考慮した地域政策を推進するため、1988年に「保育所契約」は「子ども期契約」に改正された。「保育所契約」は3歳未満児を対象としたサービスだったのに対し、「子ども期契約」は包括的な子どもの発達を考慮し、対象児童を6歳未満児童に拡大した。契約期間は3年から5年で、更新することが可能である。また、家族の状況に応じてサービスの多様化を推進し、子育て支援による地域の活性化を促進することを目指した。単に量的な不足を補うだけでなく、家族への情報提供を強化することや、保育の質を高めるための職員研修に取り組むことが目指された。

1990年末に600以上の自治体がこの「子ども期契約」を結んでいる。このように地方の社会福祉政策が家族手当金庫との契約によって執行されることになり、家族手当を支給するだけでなく、子育てに関するプロジェクトを実施するための調整役としての新しい役割とイメージが家族手当金庫には付与されるようになった。さらに、全国および地域レベルでのコミュニケーションを活発化させるために、家族手当金庫は1989年に乳幼児実務相談 (Conseilleur technique enfance) のポストを設置している。こうして、様々なアクター (家族手当金庫、自治体、アソシエーション、母子保健センター) が連携し、保育サービスだけではなく、地域のニーズによりうまく対応できるように共同で子育てに関するプロジェクトを進めるネットワークが確立された。子育てに関連した新しいプロジェクトに対しては個別に契約を結び、資金援助を行い、活動を支援しているのである。例えば、第3章で扱う保育分野におけるコーディネーターの設置もそうした地域資本をつなぐネットワーク機能が期待された例として挙げられよう。このポストは地方間にあった格差を改善しながらサービスを充実させるとともに、新たに生じるニーズに対応できる保育を発展させることを狙いとして1981年に国によって実験的に設置されたものであり、その取り組みを継承したものである (Baudelot et Rayna 2000b)。

### 1990年代：保育サービスの不足と在宅デイケアの促進

1994年にベユ法によって家族会議が法制化され、子育てと仕事の両立に関して家族の自由な選択を促進するためのひとつの取り組みとして保育サービスの発展が要請された。家



族給付同様、サービス供給と運営の多元化が進み、そのことによって生じた複雑さを改善する必要がある旨が会計検査院の報告書の中で指摘されている。具体的な解決方法としては地域間格差を是正するための調整を行うこと、求められる供給ニーズに合わせた「子ども期契約」を適用すること、多元化した保育サービスに一貫性をもたせることが挙げられている。その報告書に対する回答のなかで、労働・社会福祉大臣 (Ministère du Travail et des affaires sociales) は、地域ごとに保育サービスの供給責任があるがそれを強制する法的根拠はないので、サービス提供は地域毎に独自のあり方によるとし、さまざまな機関をコーディネートすることによって課題の解決策を図るとしている。また、とりわけ農村部での保育施設の不足に関しては、費用のかかる施設設置ではなく、在宅デイケアを進めるために家族手当金庫が設置した家庭的保育者特別給付 (PSAM) が、1990 年に公認家庭的保育者雇用補助金 (AFEAMA) として制度化されている。

自宅デイケアが促進される一方、集団保育も増加している。1945 年に比べれば 1980 年代は 5 倍以上の受け入れ数となっている (Leprince 1986)。De Truchis (1988)によると、1985 年のそれぞれの受入数は集団的子ども受け入れ数は 1985 年で 84300、家族的保育 46400、アルト・ギヤルドリー 3700、子ども園 13000 である。集団的受け入れの不足から 1960 年代末から自主的に経営を続けてきた親保育所 (次章で詳述) では 150 施設数と報告されており、施設ごとに 7 人～16 人の子どもを受け入れていたため、受入数は 1050～2400 程度である (ACEP<sup>17</sup> 年代不明<sup>18</sup>)。このように、集団保育全体では 1983 年の「保育所契約」の成果が徐々に現れ、1984 年から 1990 年に提携された 257 の契約を通じて新たに 21575 の受入数を設け、1988 年の「子ども期契約」によって 1988 年から 1997 年に 250000 の子どもたちを受け入れることが可能となり、1990 年代にこれらの契約の成果が目に見えるものとなっている (David 1999)。

このように、1990 年代はこれまでの「保育所契約」と「子ども期契約」が実行力のあるものとして集団保育所の増加に一定の効果をもち、家族手当金庫の中心的取り組みとして維持されている。しかし、女性の就労支援として受入数の不足が解消されているわけではなく、加えて、子どもの社会化や社会的排除の観点から懸念される地域格差は依然として残っており、子ども受け入れ施設を充足する必要性がよりいっそう強く意識されるようになった (Math et Renaudat 1997 ; David 1999 ほか)。

## 2000年代：多様な保育サービスと新たな法整備

こうして受け入れ施設の多様化が進む中、2000年の6歳未満の保育施設と保育サービスに関するデクレ以降、さまざまな保育施設は幼児受け入れ施設（EAJE）として法制化された。特に、保育の重点は、衛生面を重視した保育から子どもの教育に重点をおいた保育へと変化している。それは、施設計画（*projet d'établissement*）を作成することが義務付けられたこと、施設計画は保育計画（*projet éducatif*）と社会計画（*projet social*）から構成されること、10人以上の受け入れ数のある施設では子どものニーズや年齢、数に応じて、有資格者が、心理、社会、教育と文化に関する複数専門職とのチームワークを活用したサービスを提供するように留意すること、が規定されたことに示されている<sup>19</sup>。さらに、親との関係のあり方が見直され、1983年通達で触れられていた親の参加について明記されるようになった。つまり、2000年デクレの中では、施設保育における家族の位置づけやその参加について施設計画の中で明示するように指示されているのである（*art. R. 180-10*）。また、内規（*règlement intérieur*）の中でも施設やサービスに親が参加する方法を明記することになっている（Bouve 2014）。すべての子ども受け入れ施設はこれらの条件を満たし、県のサービスの種類に関して認可を受け、母子保健センターによる検査を受けて開所の許可を受けなければならないことになったのである。（Pirard 2015 : 8）<sup>20</sup>

家族手当金庫は社会福祉の名目（*au titre de l'action sociale*）で、こうした条件に則った子ども受け入れ施設に対して、運営費の補助を行うことによって支援している。一方で、自治体に対しても、新しい施設を増設したり、改修したりするのに補助金を出している。そもそも自治体にサービス提供の実務が任せられてはいるが、実際にはその提供の義務があるわけではないので、地域格差が生じてしまう（図10）。特に、北部と南部でサービス供給が不十分であり、家族手当金庫は地域の実情に応じたサービスの種類を提供することが重要であるされ、保育所への運営資金援助や自治体への各種サービスの新規受け入れや改修を促しているのである。家族手当金庫は2000年以降の7つの「保育所プラン」を通じて、保育所増設を推し進めている。その中で、地域のニーズに特化した取り組みのスタートアップに支給するプログラム（2001）、農村地域開発としての取り組み（2004）や都市部より財政面で困難を抱えるためにサービスの不足しがちな農村部の自治体間プログラム（2006）へ優先的に支援を行い、地地域間格差を軽減する取り組みを行ってきた。Dreux et Ortalda（2013）によれば、この取り組みの成果として2002年から2012年の間に受入数がもっとも低いランクにあった県では平均して50%の増加がみられ、全国的な数値に追いついてきて

いるという。その間、子育て受け入れ施設をもつ自治体の数は6.7%増加している。1990年代に促進してきた自宅デイケアとは違い、集団保育の充実にも力を入れ始めたのである。

2013年－2017年の目標・管理協約(COG)<sup>21</sup>ではこうした地域間格差の是正と経営上の支援をさらに進めることとされている。保育所および個人的受け入れ数をそれぞれ10万、幼児学校に7万5千の受入数を増やすことを達成目標とし、その中で地域および社会的格差の軽減を推し進めていくとしている。

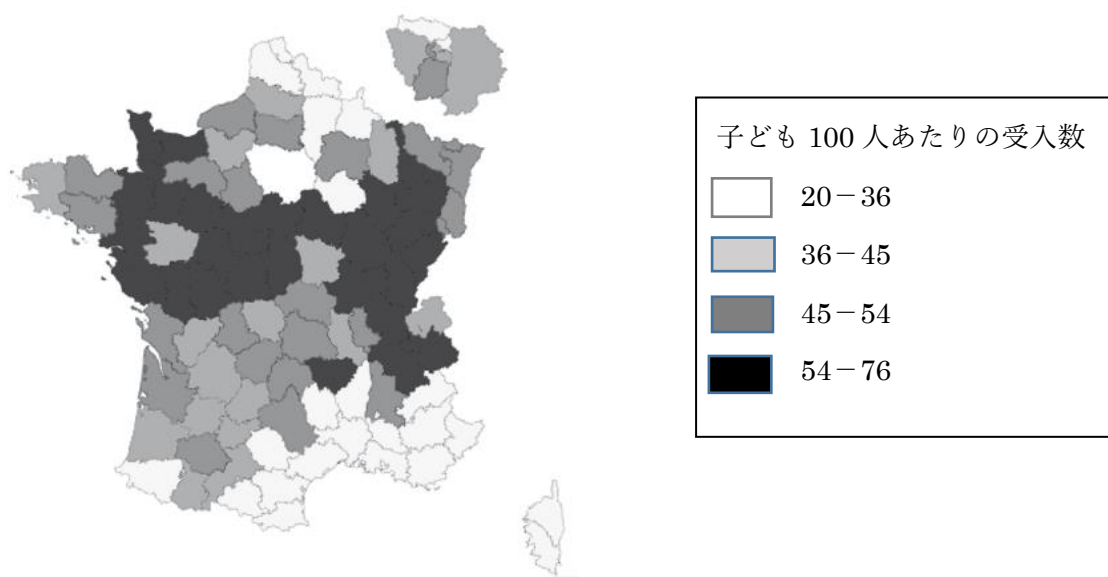


図 10 3歳未満の子ども 100人あたりの受入数分布 (2006年12月31日現在)

出所：Michèle Tabarot (2008) (以下、タバロ報告書) 地図 1

### 2002年の「単一サービス給付 (Prestation de service unique)」

サービス利用の地域および社会的格差への関心は2013－2017目標・管理協約で取り上げられたのが初めてではない。サービス給付は1970年に導入され、サービス施設の増設に貢献してきたが、その取り組みを強化し、サービスへのアクセスに困難を抱えている家族を支援するものとして、通常利用と一時的利用による格差をなくした単一サービス給付(PSU)に組みかえられ2002年に導入された。一律のサービス給付を支給する代わりに、利用者家族の収入に応じて料金を設定し、低所得者の保育サービス利用を促進することを狙ったものである。この新たな単一サービス給付は受け入れ乳幼児の時間当たりの計算によって支給されるので、各施設では財源確保のために、乳幼児受け入れ時間の空白をできる限り埋める必要が生じた。そのため、さまざまな時間割の組み合わせ設定することが促され、多形態

の受け入れ施設が増設されるきっかけとなった。これは受け入れの煩雑さを生んだが、弱い財政事情を抱える保育所には継続のためにはほかの選択肢がないこと、親との年契約を行うことによって事務処理の合理化を行うことで対応が可能なことなどがあり、次第に定着していく（Vérité 2013）。

こうして、利用料金に関して地域格差がなくなり、家族がどの地域に行っても一律のサービスを受けられるようになった。

### 2006年の「子ども契約（Contrat enfance jeunesse）」

単一サービス給付と合わせて、サービスを選べる土壌をつくったものとして、「子ども契約」が挙げられる。これは、1988年に結ばれた「子ども期契約」が発展的に継続したもので、2006年から「子ども期契約および自由時間契約（contrat enfant et les contrats temps libres）」をひとつにする形で導入された。2004年から自治体だけではなく企業も家族手当金庫と契約を結び、従業員のための保育所を設置する場合に補助金を受けることができるようになっており、「子ども期契約」の内容を継承している。さらに、補助金支給条件を厳しくし、定員の充足割合が70%であることを求めている。一方で、さまざまな時間の幅で子どもたちを預かれる保育形態をとれるようにしたため、半日利用の子どもや週数日の利用の子どもたちにとってもアクセスしやすいサービスの組み合わせが可能となった。

こうした一連の流れは、子ども受け入れサービス形態の多様化をより一層推し進めることになったものといえよう。

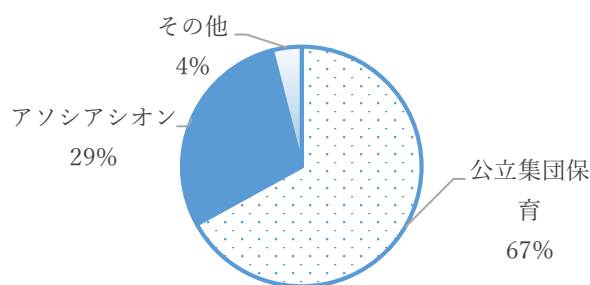


図 11 保育ケアサービス提供者について

出所：Inspection générale des affaires sociales（2013）p30 を基に筆者作成

多様化したケアの提供者のほとんどが公立である。2003年の家族会議<sup>22</sup>で、受け入れ数の拡大のために保育施設を営利法人が経営する企業保育（entreprise de crèches）を望む声

が上がっていたことを反映して、2004年以降、家族手当金庫と契約を結ぶパートナーとなった企業の数は増加し、2007年には5000程度の受入数だったが2014年には25000以上となっており、今後も増加する見込みである<sup>23</sup>。他方で、1980年から2000年にかけて親保育所を含むアソシアシオンの割合が10%から40%へと増加傾向にあり、保育サービス供給の重要な社会的アクターとしてアソシアシオンは無視できない存在となっている（図11）。

表3 集团的、家庭的保育所における施設長のポストにある職員の資格について（2006）

	保健保育士	保育教諭	その他	免除	合計
単一型受け入れ施設	38	48	11	3	100
<b>集团的保育</b>	73	20	6	1	100
地域の保育所	79	15	5	1	100
従業員の保育所	90	6	4	0	100
親保育所	4	84	10	2	100
<b>アルト・ギャルドリー</b>	16	71	11	2	100
伝統的	17	71	10	2	100
親参加・運営	2	74	18	6	100
<b>こども園</b>	5	82	7	6	100
複合型受け入れ施設	40	45	11	4	100
伝統型	42	45	10	3	100
親参加・運営	6	62	22	10	100
集団／家庭的	71	20	8	1	100
<b>家庭的保育所</b>	86	7	6	1	100

出所：タバロ報告書（2008）60ページ表を基に筆者作成

家族にケアを提供する団体が複数ある中、誰が保育内容の責任者になるのかみることによって、次章で取り上げる親が参加する保育施設の特徴をみておこう。子育て領域では、保健衛生的な側面だけではなく、教育的側面に配慮するような保育思想が普及してきたことは1節でみてきた。その領域で責任者として活動する子ども受け入れ施設の施設長には保健保育士、看護師、保育教諭の3つのカテゴリーがある。タバロ報告書（2008：60）をみると、フランスにおける伝統的な保育を受けつぐ集团の子ども受け入れ施設では79%～90%を保健保育士が占め、対照的に親保育所では84%を保育教諭が担っている。20名以上の受け入れ施設の場合、保育教諭は保健保育士や看護師を副施設長として伴う必要があるため、親保育所は例外を除き20名以下の施設であることが影響していると考えられるが、アルト・ギャルドリーや複合型的受け入れ施設でも保育教諭が半数近くを占めており、保育

所運営に関して新しいタイプの受け入れ施設では教育的配慮が優先される傾向が強くなる可能性があると言える（表 3）。また、いずれのタイプの受け入れ施設をみても、親が参加するタイプの施設では保育教諭が施設長である割合が高い。したがって、親の参加および運営による保育所は、伝統的な保育とは一線を画し、保育ケアサービスを教育的観点から作り、提供している可能性があると言えよう。

#### 第4節 まとめ

フランスの保育ケアの担い手には、医学的観点と教育的観点からなる 2 つの異なる職業アイデンティティが存在する。この職業文化に変化を生み出してきた背景には、1950 年代以降の乳幼児死亡率低下による衛生面の改善の兆しがあり、制度面からみれば、1970 年代以降に「多様化」をキーワードとして家族関係のあり方から自由な普遍的給付や法制度が整えられたことが挙げられる。つまり、家族政策において家族であるということは、子どもが死なないようにケアする場というだけではなく、「～の親である」という子どもとの関係を中心として構築される場となり、「親であること」の機能として子どもの社会化を促す教育的役割が求められるようになるのである。「夫婦であること」と「親であること」が区別され、「親であること」という概念や機能の分節化に関心が集まってきた。そして、その「親であること」を実践するために子育てと労働を調整する方法として、フランスはさまざまなライフスタイルを可能にするオプションを用意し、給付や保育サービスを作り出してきた。その多様なサービス形態を可能としたのは、家族手当金庫を中心とした家族政策と保育・子育て政策である。家族手当金庫と国との横のパートナー関係により決定された目標や方針を各自治体に伝える縦のパートナー関係、さらに、家族手当金庫とコミューンや多元化したケア提供者間での横のパートナー関係を通じて、家族手当金庫は家族政策および子育て政策の結び目として多様なニーズを掘り起こし、新しいサービスを創造し、提供することをサポートしている。

そして、「親であること」が保育・子育て政策を通じて社会とつながるひとつのあり方として重要になるのに応じて、保育や子育てが変化してきた。その変化とは、親が指導されるべき医学的観点に基づいた保育から、教育的観点に基づき、子どもを取り巻く環境のひとつとして家族と協働しながら行う保育を重要視する方向への変化である。特に、親が参加する保育施設では、施設長のもつ専門性からみて、教育的配慮が保育内容に優先される可能性が高いことが示唆された。

そこで次章では、こうした保育内容の変容のなかで親が参加するということはどのような位置を占めていたのか、そして、その親の参加とは具体的に何を意味していたのかについて検討したい。検討対象とするのは、保育不足を補う施設として始めながら、教育的観点を重視しつつ保育を展開した、親が経営を担当し、自ら施設保育に参加してきた「親保育所」の事例である。

## 第2章 保育における親と保育施設の関係の変遷と親保育所

保健衛生的配慮を重視する保育から教育的観点による保育へ変化する過程で設立された親が運営する保育所は、単に保育所不足を補うために設置されただけでなく、そもそも伝統的な保育とは別の形態の保育として1960年代末にパリで生まれた。1980年代に全国的にその親参加型保育の活動が広がる中で、当事者間のつながりや全国レベルの組織化が見られる。そこで、第2章では、まず親保育所の歴史の変遷と全国組織の活動を検討したうえで、独自の現地調査に基づき個別の親保育所での活動を整理し、親自身と家族以外の他者が関わる子育ての領域を理解したい。そして、その領域に関わる当事者間から生まれる新しい社会的関係性を中心に、「伝統的な保育とは別の保育」としての特徴を探ってみたい。

### 第1節 保育所と親の関係の変遷

#### 1970年代にかけて：閉じられた保育所から開かれた保育所へ

まず、保育所が親に対しどのような立場をとっていたか、保育所と親の関係はどのような変化をたどったかをみてみたい。

現在の親や家族が参加する保育とは違い、19世紀半ばに初めてパリで保育所が開設された頃は、母親を教育することが1つの目的であった。したがって、教育されるべき親が施設内に立ち入ることを禁じてはいなかった。一方、第二次世界大戦後には、1945年のデクレ<sup>24</sup>に示されているように、保育所は病院のサービスを行う施設として扱われていた。また、第1章でみたように20世紀も引き続き乳幼児死亡率が高く、その問題を解決することが優先課題となると、衛生に配慮する余り、外部からの人の出入りが厳しく制限されていた。子どもを守るということが十分に親にはできていないとみなされ、それを施設保育によって代替しようとしていたのである。1950年代に入って急激に乳幼児死亡率が低下するが、それでも以下のように1951年4月アレテでは、親たちは施設内に入ることは許されず、子どもを送り迎えする部屋以外には立ち入ることを禁止されていた<sup>25</sup>。

#### 1951年4月18日アレテ9条

親に伴われてきた子どもたちを預かるための受付を〔施設には：筆者による補足。以下同じ〕整備しておかねばならない。この受付室はほかの部屋と完全に分離させ、個別の棚を設け、その棚の中にそれぞれの子どもたちのもってきたものや外できていた衣類をおくこと。親たちは保育所のほかの部屋に決して立ち入ってはならない。



これは保育所内での衛生を保ち、伝染病を防ぐための対応であった。子どもたちも同様に裸にされ、すぐにお風呂に入れられ、着替えさせられていた。また、母親が授乳する離れ部屋も設けられていた（10条）。人との触れ合いによる不衛生を極力避け（13条）、活動ごとに部屋は明確に分けられていた。医師の視察や行政官による管理が行われており（23条）、その結果が親たちと情報共有されることはなかった。さらに、情緒的な子どもとの結びつきを排除するために衛生面での指導に集中するようになっていた。保育現場において子どもへの愛着をもつことは職員にとっても「分離」を難しくさせるものとして、排除されるべきものと捉えられており、そういった情緒的な結びつきをもたらすような親の存在は保育の現場に混乱をもたらすものであり、避けられるべきものと考えられていたのである（Baudelot et Bréauté 1979 : 217 ; Mellier 2007 : 18 から引用）。また、保育所は依然として保育所に子育てを依存する貧困層の家族のために存在する施設としての役割が一般的であった（Mellier 2007）。そもそも親たちはまだ保育に参加できるような状態ではなかったのである。

1960年代に入ると労働人口に占める女性の割合が増加し始め（Maruani et Meron 2012 : 32）、社会における女性の役割と子育てにおける規範の見直しが迫られるようになった。女性の就労と子育ての両立を支えるための保育所がますます重要になるとともに、その保育の考え方について変化が現れた。衛生保健による保育が優勢であったところに、心理学的アプローチが参照されるようになり、衛生と安全を確保した上で、子どもの発達に必要な社会的教育的機能をもつ施設としての役割が「育児学」を通じて保育所に求められるようになっていたのである。1964年に発行された『乳幼児期の教育心理学』では、乳幼児期の教育の原理と目的を定義することが目指されており、保育所は子どもの安心を与える場所と紹介されている。また、母親や職員たちによる教育によって、子どもが将来抱える病気などのリスクを予防することが可能であり、施設内教育ではなく、家族との連携の重要性を唱えられていた（Bouve 2005 : 60 から引用）。

一方、現場で働く職員にも変化が起こっていた。1945年オールドナンスによって保育所は保健衛生の場として県の監督を受ける対象になり、母子保健センター（Protection maternelle et infantiles : PMI）の中に組み込まれた。保育所はもはや慈悲的救済的な機関ではなくなり、保健衛生と予防医学に基づく施設としての役割を担い、その効果として乳幼児死亡率が低下した。こうして身体的な面での健康が確保されるようになると、次第に心理

的な発達に目が向けられるようになる。そうした過程において 50 年代を通じ、現場を担う保母 (*jardinière d'enfants*) の養成制度もアソシアシオンが主導するものにおいてではあるが徐々に確立されていった。決定的だったのは、1959 年のドブレ法によって、国家学位のない保母が就学教育に参入できなくなったことである (赤星 1998、Verba 2014)。そして、保母の主な職場は保育所となり、彼女らには低年齢の子どもたちに特化した医学と育児学に依拠した専門性が求められるようになった。1961 年に「保育所における保母」、1962 年に「特別教育における保母」に関する養成制度がアソシアシオンによって設立され、子どもたちの感覚や運動機能の発達の専門知識を習得させることが目指された。単なる「子守 (*gardienage*)」や家庭仕事を補助する仕事から脱却し、保健医学とは峻別された専門性を有する保母への変革が進むこととなった。1973 年に保育教諭の国家学位が認められると、初めて男性にも道が開かれ、保育教諭の職務は 18 ヶ月から 6 歳までの子どもの発達と開花 (*épanouissement*) を促すこととされた<sup>26</sup>。こうして子どもの保護から教育へと徐々に保育思想が変わりつつある中でさえ、伝統的な保育思想は根強く、親が施設保育に参加することは一般的ではなかった (Bouve 2005 ; Marchand Montanaro 2013 ; Le Capitaine et Karpowicz 2014)。

### 親たちの運営による無認可保育所の誕生

そうした中、60 年代末から親たちが運営する無認可保育所 (*crèche sauvage*) が各地で誕生した (Passaris 1984)。その設立の理由は、保育所不足を補う意味もあったが、それだけではなく、伝統的な保育に代わる教育を重視した保育のあり方やその中における新しい親の役割を追求することにあった。1970 年代に入ると、各種のアソシアシオンの創設数は増大するだけでなく、より多様な領域に関与するようになり、余暇やスポーツや文化活動といった領域だけではなく、より日常生活に密着した領域へとその活動範囲が広がっている (高村 2007 : 311)。この時代、保育の領域のみならずアソシアシオンによる市民的活動が展開し、国家から自律した組織としてそれまで重視されてこなかった主張や権利を擁護する運動が盛んになっている。こうした活動のひとつとして、無認可保育所は保育所保育において親の役割や参加が見過ごされてきたことに対する異議申し立ての運動となった。与えられる保育から親たちが作る保育を提案する、国家から自律した団体として、マスメディアの関心を集めるようになっていった。リベラシオン紙がその活動を「子どもと親たちの団体 (*collectifs enfants-parents*)」と呼ぶようになり、1974 年にはシャルリー・エブド誌は

「子どもとともに生きる」をテーマにした集会を開催した。こうして全国に可視化されるようになる活動であるが、無認可の自主経営による保育所の間での交流は見られなかった。それぞれの自主保育所は独自の保育論や人間関係論に立つ新しい保育方法を追求するために公的機関からの干渉を避け、また一方で、公的機関は介入を控えているような状況が続いた。そのような中でも、いくつかの例外が存在した。一般的に自主保育所は財政的および運営に参加する親たちを含む人的資源に困難を抱え、短命に終わることが多かった。そこで、自主保育所の永続的な活動を保証するために役立つ手段を志向する団体が現れたのである。グルノーブル市の団体（1974年創設）やアンジェ市の団体（1979年創設）が家族手当金庫と協定を結び、革新的な施設として補助金を獲得している。また、イル・ド・フランス圏にあるコン・ラ・ヴィル市（1979年）やパリの自主保育所（1980）もミニ・クレシュとして認証を得ており、家族手当金庫からサービス給付を受けるようになっている。（Passaris 1984）

このように公的な保育所の外では、親が独自の保育のあり方を模索し、保育を提供し始める一方、保育所の中では親との新しい関係のあり方が示されるようになった。

#### 1975年12月16日通達<sup>27</sup>抜粋

ディレクターは子どもの保育者、つまり、衛生上の教育に関して重要な役割をもつ人と連絡をとる必要がある。集団保育所への立ち入り禁止を解き、親たちと保健衛生に関連した教育について情報交換をすることが重要であることをここに示す。したがって、施設内で親が活動するように導き、親たちが参加する会合を準備するのはディレクターの役目である。

この1975年通達にみるように、これまで施設内に親が入ることが許されなかったが、保育所の指導によってではあるが、既存の施設保育の中に親が居場所をもち、参加する道が開かれた。

また、1970年代以降、これまで指導される立場としてみなされていた利用者である親たちの社会職業階層に変化が見られている。当初保育所は救貧のための社会福祉事業として設置されてきたが、この時期になると母親父親ともに中間管理職やホワイトカラーの利用者が多くなっている。したがって、利用者たちである親に対するまなざしは変化し、親が保育所のパートナーとしてみなされる可能性が生み出されていたのである（Baudelot 1984）。

## 1980年代：無認可保育所から親保育所（crèche parentale：CP）へ

1970年代半ばに公的機関とのパートナー関係をもった自主保育所は例外的な存在であった。いくつかの活動は結果的に保健衛生を優先させた経営を求められ、独自の保育方針を放棄せざるを得ず、80年代初めには消滅してしまうものもあった。そのため、パートナー関係を結ぶことは依然として自主保育の活動の中では警戒されがちであった。

一方で、1980年代に入り、より多くの無認可保育所は安定的な経営を求めるようになっていく。パリのいくつかの無認可保育所は、自分たちの教育計画の内容に介入することもなく、保育所認証を取ることを強制もしない機関としてフランス財団(Fondation de France)に補助金を求め<sup>28</sup>、雇用局\*の公共有用事業プログラム(TUC)を通じた人材確保を行い始めた。前者は国の機関ではないため、自分たちの運営を管理することが目的ではなかったことが選択の理由として挙げられる。後者は2つの動機から適切であると考えられた。1つ目は、後者の雇用創出プログラムである公共有用事業が革新的な事業や実験的な社会的取り組みに対して適用され、自主保育の「革新的な事業」であるという特徴と一致していることであり、2つ目は、自主保育が運営上の保護を受けていることを外部に示す効果をもつことであった。警戒されていた公的機関とのパートナー関係を結ぶようになった背景には、特に、パリにおいて、自主保育を実施する建物の賃貸料が高くつくことが問題としてあった。また、すでに経済成長期を終えたフランスでは、自主保育に参加する親たちの職業社会的階層が多様になっていく中で、時間と自主経営のため財源を各家庭から捻出し続けるのは困難になっていたことも挙げられる。さらに、親たちが交代で子どもたちの面倒をみるようになっていたが、人手が足りないこともしばしばあり、常勤職員の必要性が高まっていたことも要因である。

これらの支援は期間限定で行われ、フランス財団はプロジェクトの立ち上げを支援し、雇用局では人材確保のために必要な社会保険料負担を3年間行った。こうして、親たちの自主保育活動は継続性の高い助成金の確保に動く必要があったが、雇用局の支援を得ていたことにより、本来であれば公的な認証を得た保育所にしかできない家族手当金庫や県保健社会局(DDASS)や自治体との協議を行うことが可能となった。国レベルでは1980年に革新的な保育に関わる政府のワーキンググループが設置され、雇用局の仲介ですでに家族手当金庫などと交渉していた自主保育活動団体やコン・ラ・ヴィルのミニ・クレシュや一時的託児連合\*と保健省との公式会談が2度だけではあったが行われた。このような経緯のもと、全体のプログラムではないが部分的な取り組みに対する補助金が保健省と女性の地位

向上省\*によって割り当てられることとなった。

こうした協議を重ねるうちにお互いの存在を認識し始めたパリの親による共同保育所は、お互いの経験や課題に関する情報交換のための保育所間会議を開催するようになった。さらに、国や地域の行政機関との交渉が現実的になるにつれ、交渉の際に影響力をもつため、財政的な支援を求める際の根拠となる統一された基準をもつ公的な性格のある団体として認証される必要があると考えられた。そうした考えに基づき、パリのいくつかの子ども・親団体は結集し、1980年12月末に親による自主保育所間の情報共有や現場と行政機関を結ぶ役割を担う団体 ACEP (Association des collectifs enfants-parents : 後の ACEPP) を結成したのである。

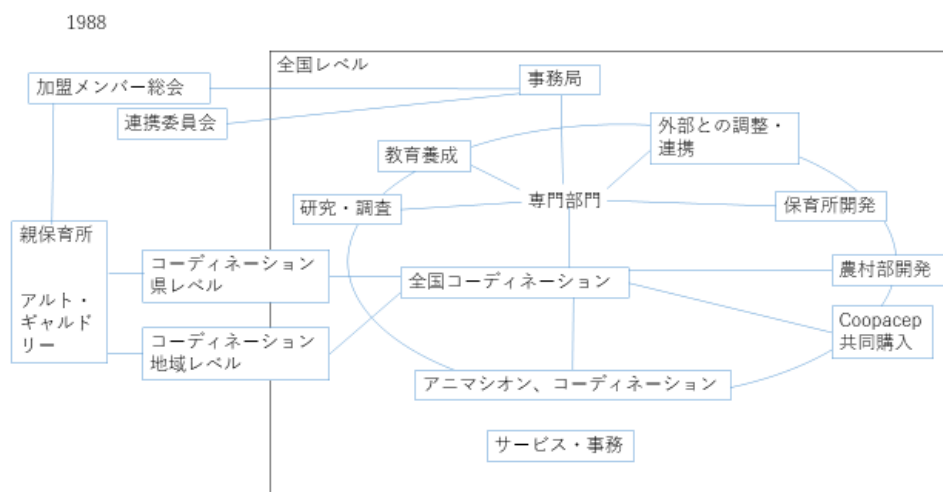


図 12 ACEP 組織図 (1988 年時点)

出所：Fédération des crèches parentales パンフレット (発行年不明) pp. 6-7 を基に筆者作成

ACEP の役割には大きく 4 つある。1 つ目は子ども・親団体を代表する唯一の団体として、公的機関との交渉を行うこと、2 つ目は地域レベルのネットワークを構築し、情報共有を促すこと、3 つ目は親が参画する企画を立ち上げようとする人物を支援すること、4 つ目は乳幼児教育に関する研究や実験的な取り組みを活発にすることである。これらの役割を遂行するための組織図 (1988 年、図 12) に示されているように、ACEP には特定のテーマごとの専門部門があり、親による自主保育活動の発展と開発を担当する保育所開発部、農村地域開発部、リサーチ・アクションを担当する研究・調査部、研修担当の教育研修部、外部

との対話を担当する外部との調整・連携部や個別の施設や地方支部への技術的サポートや連携のためのコーディネーション部から構成されていた。

1988年の活動内容を説明した ACEP のパンフレットによると、親による自主保育を行っている団体の数は 10 (1981 年)、30 (1982-83 年)、566 (1988-89 年) へと増加し、1988 年には 320 の親の自主保育活動団体が ACEP に加盟し、100 の新しいプロジェクトが計画され、15000 家族が親による自主保育を選択しているとされており、親による自主保育活動は全国に拡大していったといえる (Fédération des crèches parentales 発行年不明)<sup>29</sup>。

ACEP の具体的な交渉例として、例えば、ACEP の集会に保健大臣を招き、親による自主的保育所の趣旨や内容を説明し、自主的保育所を承認する政令を早期に採択する方針を大臣から取り付けたことが挙げられる。結果から言えば、この政令の制定は、専門職員の強い反対と 1981 年 3 月のパリ国立美術大学構内の自主的保育所の火事をきっかけにその活動の正当性が疑われ、頓挫してしまった。一方、すでに機能していた親による自主的保育所の実績が認められ、1981 年 8 月 23 日通達<sup>30</sup>の中で、「親保育所 (crèche parentale)」は「革新的な保育方法」として公的支援を受ける対象となり、その存在が社会的に認知されるようになった (Passaris 1984)。ただし、子どもの受け入れ施設として保育を統一して法制化する議論は進展せず、2000 年法の制定を待つことになった。

このように、法制化をめぐる議論は残ったものの、「親保育所」は新しい保育のあり方を開発し、保育ニーズを充足するための重要な社会的アクターとして認識されたといえよう。1981 年 9 月 2 日通達<sup>31</sup>において、保育サービスの発展のために多様なサービスを連携させるコーディネーターの全国レベルの設置が提案される中で、「すべての人たちにとって、より簡易で開かれた新しい保育のあり方、例えば、ミニ・クレシュや複合型受け入れ保育や親保育所などを開発することが可能である」として、親による自主的保育活動の広がり期待が示されているように、徐々にその活動は社会的な認知を得るようになっていた。さらに、親保育所が子育て資源として公共性を認められたことを示すものとして、すでに 1970 年に設けられていた全国家族手当金庫によるサービス給付について、1981 年に親保育所を新たに給付対象としたことが挙げられる。全国家族手当金庫は社会・家族福祉における革新的な取り組みに対する支援を行っており、親保育所は親による保育領域への参加と地域の連帯、独自の教育方法を生み出す活動として注目されたのである。親が参加する保育に注目したのは全国家族手当金庫だけではなく、保育施設を監督する連帯・保健・社会保険省\*も 1985 年に親の参加を条件とした保育施設を設置するための基金を創設し、増設を促していた。

親の保育への参加は自主的な活動を行う親たちだけの特殊なニーズではなかった。当時、地域の伝統的集団保育を利用する親たちのグループも立ち上がり、園内で自分たちの意見が反映されることを要求し始めていたのである。こうした親たちの保育現場への参加意識の高まりを背景に、1983年に保育所の日常生活に親が参加することに関する通達<sup>32</sup>が発行されている。保育所委員会や保護者委員会を設けることによって親の参加を可能にしたものである。この通達では、親の「参加」とは、子どもが様々な局面ごとに「分断」された日常生活を送らずに済むように、親たちが子どもに対する責任として、保育所の質を改善することを意味していた。親保育所でも、子どもにとっての家庭生活と保育所での生活が親の参加によって緩い連続性をもった家庭の外での子育てを目指すようになったのである。こうした子どもの社会化や教育的観点から保育や親の保育参加を目指す点は、1982年に発刊されたブヤラ・ルシル報告書と共通している。

さらに、親がイニシアティブをとる新しい保育のあり方を支える職員を採用することは地域の雇用創出を掲げる国の雇用政策に寄与する取り組みと評価され、1980年に雇用省\*とACEPは協約を締結している。以降、ACEPは自分たちの職員確保を目的として多様な雇用創出策や参入支援の活動に取り組むことが可能となった。その一環として、保育分野に必要な資格取得を目指し、継続的に保育所で勤務したいと願う職員に対し、教育機関と現場である親保育所を行き来しながら取得資格を目指す「資格取得契約(contrat de qualification)」のためのプログラムが1988年に創設されている(ACEPP 2009)。

教育面での新たな取り組みとしては、自主保育活動が全国に広がる中で、参加する家族の社会的・文化的背景が均質ではなくなってきたことを反映し、ACEPは異なる文化的背景をもつ人々が暮らす環境や恵まれない地区を対象とした親参加型の受け入れ広場を開設する多文化保育の取り組みにのりだし、1986年に助成金を乳幼児教育支援団体ファン・レール(Van Leer)から得ている<sup>33</sup>。また、乳幼児の文化的・芸術的な芽生えを促すための取り組みについても文化社会福祉省の支援を受けて1989年に実施している。

このように子どもに対する先進的な教育的取り組みや親の参加の意義の確保、さらには職員の実態にそくした対応や活動が積み上げられていく中で、1989年11月25日のACEP総会において、「子ども受け入れ憲章」が初めて掲げられた。その内容は20項目にわたり<sup>34</sup>、子どもの主体としての尊厳を重視しそれぞれ子どもの発達に応じた教育を行うこと、親の参加と職員との協働についての留意点や子ども・親・職員の関係を調整すること、親保育所間だけではなく、その他の保育施設との対話や交流を目指すことが提唱されていた(巻末

資料①)。

このように、個別の親保育所が継続的な経営を求めると交渉力をもつために結集した ACEP は、国レベルの政策と連動しながら経営を安定させる方法を模索しつつ、親が参加することによる新しい保育を提案し続けている。言い換えれば、ACEP の活動によって、親はサービス利用者でありながら、教育的観点からの保育への転換への関心を高め、子どもに対する社会的排除に早期に対応し、多文化保育や雇用戦略に関連するサービス内容や提供方法について考える主体でもあることが社会に示されたことになる。つまり、保育を利用する親たちが、サービス提供者として、保育・子育て政策や雇用政策に関連する公的機関と対等なパートナーシップを結びうる社会の担い手として認知されつつあったのである。

以上のように、1980 年代を通じて、社会党政権の成立と ACEP 設立により実態として保育の分野における親の参加は進んだ。しかし、依然として保育現場への親の参画に対する専門職員からの反対は根強く、協働関係の構築が妨げられ、親保育所の存在に法的根拠を与える法案の成立には至らなかった。したがって、親の手に取り戻された保育において新たに生じた親と職員の協働を課題とした取り組みの展開を次に整理する。

### 1990 年代以降：親と職員の協働にむけた親保育所へ

1988 年の子ども期契約を通じて革新的な保育に対する支援が行われてきた。さらに、ACEP が主導し、親による自主的保育活動団体は、多文化保育や雇用問題をめぐって、限定された公的支援期間の中でプロジェクトを企画、実施してきた。親保育所は法制化された施設ではないが、実験的な取り組みとしてそれぞれの領域ごと（保育サービスの量を確保するために設けられる新しい形態の保育、多文化保育、雇用問題）に公的機関とのパートナー関係<sup>35</sup>が確立されてゆく。こうしたパートナー関係を基にした親保育所の平均的な財源は、70%が親自身の負担と自治体からの補助金、30%が家族手当金庫からの助成金から成り立つものとなっている（ACEP 1991）。1990 年代には親による自主的保育活動は増加の一途を辿っている（図 13）。都市の規模によってその設置数は異なり、1991 年から 1997 年の間に大規模都市圏では 130 から 230、農村部では 188 から 330、中小規模の都市圏では 382 から 490 へと増加しており<sup>36</sup>、人口規模の小さい地域におけるニーズが高いことが分かる。Dupuy et Passaris（1993）の調査報告書<sup>37</sup>も同様の点を指摘しており、5000 人未満の都市では親による複合型受け入れ施設がもっとも多く、調査への回答数 59 のうち 39 が複合型受け入れ施設である。5000 人～100000 人の人口規模の都市に設置されていた親保育所は



回答数 35 のうち 19、複合型施設では 59 回答数のうち 17 であった。保育所設置がコミュニティの責務となったとは言え、義務化されているわけではないことから、財政基盤が脆弱な小規模地域では親たちによって保育の不足が補われているのである。また、イル・ド・フランス圏も設置数が多く、人口の密集地では保育所が不足していたことがうかがえる。さらに、地方における活動が孤立しないように、個々の親保育所を束ねる地方支部が設けられ、その数は 1991 年の 17 から 1997 年には 30 に増加している (ACEP パンフレット 1991、1997)。ACEP は地方支部を通じて、親による自主的保育の運営に関わる技術的支援や職員やボランティアの養成制度、近隣サービスとして社会参入や社会的絆の再生、予防に関する特定の新たなプログラムを進める上で必要な技術的支援、活動や親保育所の理念について情報共有するためのビデオの提供、公共政策に関する情報提供、親保育所の取り組みに関する評価と報告、子どもたちの文化や芸術性の芽生えに関する活動のガイダンスや実施のための支援を提供している (ACEP 1991)。

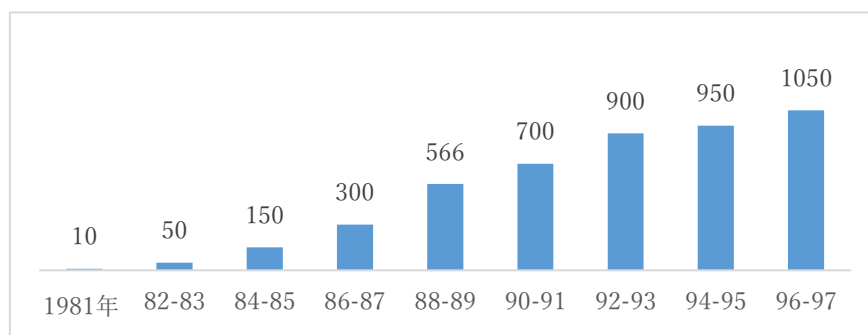


図 13 1981 年から 1997 年までの親による自主保育の数 (保育所とアルト・ギャルドリー)  
出所：ACEP パンフレット (1997) p. 2 を基に筆者作成

預ける保育から共に作る保育へと変化する中で特定のプロジェクトを通じて、保育サービスの提供者として、公的機関や中間支援団体とパートナー関係を築き上げながら ACEP は活動していたが、個別の現場において親による保育実践をサポートしているのは職員である。1990 年の CNAF 調査 (1992) <sup>38</sup>においては、伝統的な集団保育所では職員は一人あたり 3.6 人の子どもを担当し、ミニ・クレシュはその数は 3.2 人となっている一方、1992 年時点の親保育所では職員は一人あたり 3.05 人の子どもを担当、親経営型複合受け入れ施設では 3.51 人の子どもを職員一人が担当している。したがって、この中ではミニ・クレシュと同じく規模の小さな親保育所において職員一人当たりが担当する子どもの数が少なく、

手厚い保育が行われているが、その分、職員の数が必要であるということでもある。さらに、1990年代を通じて保育施設数増加の速度が有資格者増加の速度より高く、その職員が全体的に不足しており（Petite, Machard et Delalande 2003 : 57, 65）、職員の確保は対応すべき課題として認識されている。

こうして、保育所環境をよりよくするために職員の採用につながる職員養成や雇用環境の整備を行うことは ACEP の活動として合理的であるとされた。子ども受け入れに関する憲章（1989年版）の18番目の項目として、「活発な市民性の発露をベースとして集団的なイニシアティブを促進すること」が掲げられており、その具体的な手段として、保育・子育て領域を通じた社会的参入を目指す取り組みの中に職員養成制度を位置づけることが可能であった。こうした考えに基づき、有資格者を養成する資格契約制度の実施は公共の雇用政策の枠組みの中で1988年より始まっており、親保育所の活動においては職員の専門能力を重視する態度が埋め込まれていくようになる。こうした状況を反映して、ACEPは、有資格者の育成を含めて職員とのパートナーシップを確立することを目指し、職員（professionnel）の頭文字を加え、1990年に ACEPP と改名している。

また、協働できる専門的知識をもつ職員が辞めてしまわないような環境整備についても ACEPP 内で議論されるようになる。それは保育の質の向上といった観点から議論され、子ども福祉分野における専門職員の社会的地位安定に向けた労働協約<sup>39</sup>について検討されるようになった。1997年に ACEPP は既存の労働協約の適用を拒否し、総会において、ボランティアとして親が経営する活動としてボランティアと被雇用者の良好な関係性を求め、雇用者組合の必要性を検討し、親保育所の活動の理念を守ることのできる職員とのパートナー関係を築くための項目を準備することが決定された。そして、1998年の総会において、ACEPP 独自の集団的規範（statut collectif）をつくり、「社会的プロジェクト」として、労働環境の改善について対応することが決定された。1981年通達<sup>40</sup>以降、親保育所は革新的な取り組みを実験的に行う子ども受け入れ活動として扱われてきたにすぎなかった。つまり、法制化されたサービスとしての位置づけはなかった。しかし、不足する保育サービスを補うことだけが目的とされていたのではなく、法的な位置づけをもつ伝統的集団的保育所の基準を参照しつつ、職員確保の取り組みを通じて子どもひとりあたりの職員数や有資格者数の改善や保育の質の向上を目指し、公的機関や自治体、個別の親保育所とのパートナーシップを築いてきた。保育不足解消および教育内容の開発（1980年代）とそれに続く多文化保育の取り組み、地域の雇用創出と職員不足の改善と雇用環境の整備（1990年代）は

ACEPP の全国組織の体系化を結果としてもたらすことになったのである。

保育・子育て政策は中央政府の直接的な介入がなく、財源の恒常的な確保が問題となるアソシアシオンの施設では、個別の施設が公的機関や地方レベルの行政機関や中間支援団体などと交渉をしながら保育を設計し、活動を継続させることが可能である。そこで、ACEPP のように体系化された全国の親参加・運営型子育て活動を代表する組織によって、「親による自主的保育活動」が社会的承認を獲得し、取り組みテーマごとに公共政策の中に埋め込まれながら、「親による自主的保育活動」の公共性を高めることができたのである。親参加の必要性は参加に興味のある親たちだけにとどまらず、支援の必要な親たちにも「親であること」をエンパワーメントすることを目的にした政策を生み出し、1999 年通達<sup>41</sup>によって「親を支え・寄り添い・聞くネットワーク (REAAP)」が作られることになった。1982 年のブヤラ・ルシル (Bouyala-Roussille) 報告書で言及されつつ達成されなかった 6 歳以下の保育サービスと保育施設に関する法律が 2000 年 8 月 1 日に政令(デクレ)<sup>42</sup>として制定され、全国で統一的な施設設置基準が定められた。その中で親の参加については以下のように記載されている。

2000 年 8 月 1 日政令

R.180-1 (略) 施設やサービスには定期的受け入れや一時的受け入れを組み合わせた複合型受け入れ、家庭的受け入れや集団受け入れがある。親たちによって設立されたアソシアシオンによって運営される集団的受け入れ施設は親経営型施設 (*établissement à gestion parentale*) と呼ばれる。

R.180-10 受け入れ施設とサービス機関は施設計画もしくはサービス計画を作成する。それには以下の要素を含む。(略) 7.家族の居場所やサービスや施設のありように対する家族の参加について定義すること

R.180-11 受け入れ施設とサービス機関は内規を作成する。その中では施設やサービスの企画と手配や運営について明記すること。特に、(略) 9.施設やサービスのありようを巡って親たちが参加する形態や情報の様式について。親が経営する施設においては、子どもを担当する体制を適切に整えるために、内規においてさらに親と職員の責任、協働する方法および施設長の代表的職務について明記すること。

このように、保育現場に親が参加することが法律上承認され、親と職員の協働が条件づけられた「親保育所」は、協働の内容を明確化した上で、その他のこども受け入れ施設と同様の手続きをもって認可される、子ども受け入れ施設として法制化されたのである。このことにより、家族手当金庫から得ていた助成金は「親保育所サービス給付」ではなく、他の施設を同様の「サービス給付」となり、規則を作成し、組織形態を明記することが求められた。さらにその独自性を存在意義として明確化するため、施設内の活動を親に知らせることや親が参加する活動の内容を記載することが求められている。親と職員には、こうした新しい保育制度をお互いに理解し、施設内で役割分担を行いながら、施設運営と日常的な保育ケアを実現していく協働関係がいつそう明示的に求められるようになったことになる。

## 2000年代：親の参加の再定義

保育活動における親の参加に対する社会的承認を得た一方で、親保育所が統一的な枠組みに入れられたことは困難を生み出しもした。例えば、2006年から家族手当金庫との間で目標と財政に関わる協定を締結することによって、受け入れに要した費用の66%を限度としてPSU（単一サービス給付）が支給されている。しかし、実務サービスの時間当たりの助成となったために家族手当金庫からの補助金割合が減少し、小規模の親保育所は財源のやりくりで困難を抱えるようになった。さらに、労働協約締結による影響もあり、財政基盤の弱い親保育所は閉鎖の危機に追い込まれるケースもあった。EUレベルにおける社会サービスに関する指針に基づき、強烈的な競争にさらされることや公的な補助金の廃止の可能性が危惧されている。こうして保育現場に効率性が求められるようになる中、行政の意向によって、小規模の親保育所が受け入れ数の大きな他の形態のアソシアシオンなどへ経営を委譲させる動きもある。また、財政管理の複雑さから親という経営の「素人」が保育所経営を行うことは難しく、存続の危機に立たされているケースも少なくない。90年代にかけて増加した親保育所は、2000年以降、単一型および複合型ともにその数が減少傾向にある（DREES 2012）（表4）。これは、経営の継続性という点で大きな課題があることを示す。その原因の1つは、子どもの卒所と同時に活動の中心的アクターである親たちが入れ替わってしまう点にある。もう1つには、家族手当金庫からの補助金が厳格化された影響があると言われている。

また、施設数の地域差も大きく、パリやバ・ラン県、オー・ド・セーヌ県のように20～

30 の施設がある県と全くない県がある（DREES 2012）（付表 1）。付表 1 をみるように、地域ごとのばらつきがあり、2002 年から 2012 年にかけて親参加・経営型の保育施設が増加した県が 11、反対にすべて閉鎖してしまったのは 28 県ある。さらに、単一サービス給付（PSU）の導入による混乱によって親保育所を継続することが困難になり、比較的安定的な公立保育所として委託を受ける形態（*délégation de service public*）へ資格を変更する親保育所も存在する（Petrella *et al.* 2013）。

表 4 施設数の変化（1999～2010）

施設の種別	施設数									
	1999	2000	2001	2002	2004	2006	2007	2008	2009	2010
<b>単一型受け入れ</b>						4,595	4,334	4,160	4,107	4,183
<b>集団保育の受け入れ：</b>	2719	2734	2545	2542	2392	2,105	2,072	1,960	1,947	2,134
伝統的／地域の集団保育（単一）	1890	1952	2100	2079	1989	1,719	1,724	1,650	1,639	1,610
従業員の子も対象の集団保育（単一）	225	215	230	222	208	204	165	150	151	152
親による運営の集団保育（単一）	255	227	215	241	195	182	183	160	157	145
マイクロ・クレシュ集団保育（単一）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	227
<b>アルト・ギヤルドリー（単一）</b>	3299	3229	2950	2962	2686	2,303	2,072	2,006	1,933	1,816
伝統的／地域のアルト・ギヤルドリー（単一）	2944	2994	2730	2720	2542	2,190	1,973	1,921	1,854	1,752
親による運営のアルト・ギヤルドリー（単一）	256	235	220	242	144	113	99	85	79	64
<b>子ども園（単一）</b>	266	274	256	215	198	187	190	194	227	233
<b>複合型受け入れ</b>	1511	1779	2280	2414	3321	4,360	4,799	5,284	5,702	6,223
伝統的／地域（複合）	1181	1322	1600	1759	2676	3,811	4,158	4,513	4,856	5,180
従業員の子も対象（複合）	-	-	-	-	-	-	60	115	149	179
親による運営（複合）	430	457	489	430	349	311	302	314	296	268
マイクロ・クレシュ（複合）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	215
集団保育と家庭的保育複合型（複合）	-	-	200	225	294	238	279	342	401	381
<b>集団保育の受け入れ数の合計</b>	7796	8016	8031	8133	8597	8,955	9,133	9,444	9,809	10,406
<b>家庭的受け入れ：</b> 2004データまでは多機能型受け入れ合計、2006年以降は多機能型受け入れを除く	1100	1092	1150	1165	1159	842	800	772	756	750

出所：DREES（2004）（2006）（2012）を基に筆者作成<sup>43</sup>

こうした親保育所の数の減少を受け、それでも、親は職員と協働し、自主的に運営する方針を維持するために、ACEPP から経営管理の支援を受けたり、自治体が用意する管理システムを活用したり、運営業務に日々奔走している。このように個々の親保育所は財政的な面で支援を受けるための手続きにも苦勞しており、親保育所として認証されるための作業の手間が多い。そこで、ACEPP は、個々の親保育所が対応することによって生じるこれらの負担を軽減し、親が運営することの意義を保持したまま、集団的認可を受けられるように、2006 年に認定マーク Label parental Acepp®を作ることを総会で決定した。4 つのテーマに基づく 28 項目の基準を設け（巻末資料②）、多様な保育形態において親の参画を促進し、維持するための支援を進めている。認定を希望する保育所は、ACEPP の設定したこの基準

を満たしていることを示す申請書類を提出する必要がある。そのための作業は、ACEPPの指導のもと、親が保育所職員とともにしている。

2000年8月1日デクレにより法制度化された親保育所では、2000年代に入り、その数が減少し、保育不足というニーズには必ずしも対応してはいる。しかし、公的な関係性であると認められた親と職員の協働関係は、少なくとも個別の親保育所に残り続けている。それでは、親保育所に特徴的な親と職員の協働関係は具体的にはどういった形で形成されているのであろうか。そして、全国的には数が少ないながらも残り続ける親保育所の取り組みは社会のつながり、つまり、社会的連帯の創出に対してどのような位置づけをもつのだろうか。次の節では、独自に行ったインタビュー調査に基づき、協働するために行う関係の調整のあり方に注目し、その特徴を検討したい。

## 第2節 親保育所の事例調査

こうした経緯をうけ2000年に保育施設への親の参画が承認されたが、それ以前より一定数の親たちはすでに自主的に保育所を運営してきた。すでにみてきたように、量的に十分な保育サービスを提供することができるわけでもなければ、施設を継続的に運営することさえ容易ではなかった。しかし、子育てを専門職員だけに委ねるのではなく、小さな集団の中で様々な大人との関わりの中で子どもを育て、自分たちの教育方針をすり合わせ、より良い保育を作ることを親たちは望んでいたのである。それでは、このような親保育所は、どのように運営されているのだろうか。

### 調査対象と調査方法

以上の点について、2006年から2008年および2013年から2015年に実施した聞き取り調査に基づいて整理する。それぞれの調査については表5に示すとおりである（調査概要は巻末資料⑤を参照）。親のアソシアシオンが理事会となって運営されている保育所は「親保育所」と呼ばれるが、2000年8月1日デクレ以降、「親の運営による施設」という正式名称となったため、現場では親保育所と親の運営による保育所は厳密に使い分けられている。前者は親が日常に保育当番に当たる保育所であり、後者は日常的な保育当番が特でない保育所である。調査対象の保育所ではSappeyrlippetteが後者の例にあたる。本研究では、親が運営するアソシアシオン型の子育て受け入れ施設はすべて歴史的経緯を踏まえて親保育所と呼び、形態による区別が必要な場合はその旨を本文中に示すことにした。

調査はインタビューガイドを用いて行う半構造化インタビューである。調査時間は短い場合で 20 分程度、長くて 1 時間 30 分程度であった。調査の際に提供を受けた資料としては、施設計画、事業計画、保育計画（2006 年～2008 年の 3 施設）、内規（5 施設）、日中のプログラム（1 施設）や職員のローテーション表（1 施設）がある。

インタビューガイドは①親保育所に参加するようになった経緯や職歴に関する一般的な項目、②親保育所の組織・運営と具体的な担当・当番に関する項目、③親保育所の長所や短所の主観的評価および具体的なエピソード、を中心に構成されている。職員 3 名に対しては、施設運営やキャリアに対する考え方の変化を知るために、期間をあけて 2 度目のインタビュー調査（1 名は 2008 と 2013 年に実施、2 名は 2013 年と 2015 年に実施）を行っている。また、親保育所すべての参加にインタビューの協力を得ることはできず、参加する親の家族構成や出身地についての属性は回答のあった内容だけを表 5 にまとめている。

表 5 調査対象者について

	2006 年～2008 年 合計 3 回訪仏	2013 年～2015 年 合計 2 回訪仏
調査地域	ストラスブール、アグノー（バ・ラン県） トゥールーズ（オート・ガロンヌ県）	アグノー（バ・ラン県）モワロン、ル・サペ＝アン＝シャルトルーズ（イゼール県）、グルノーブル（イゼール県）、パリ（パリ県）
保育所	Baby-boom、Farandole、Luciole、 Chenille、Nid des Géants、 A petit pas、Rires et Grimaces 合計 7 箇所	A petit pas（2 度目の訪問）、Balancelle、 Sappeyrlippette（親の当番制なし、2013 年および 2015 年に訪問）、Pom,Flore et Alexandre 保育所 X、Y 合計 4 箇所
調査対象者	親 18 人、職員 9 人、 合計 27 人	親 3 名、職員 13 名（うち研修、見習い 3 名） 2 度目のインタビューを除き合計 13 人

## 調査の結果

### 親のイニシアティヴによる管理運営の公共性

親参加型保育は 1901 年法に基づいたアソシアシオンである。本部を置く県の地方長官庁（*préfecture*）または郡の地方長官庁（*sous préfecture*）に届出を行い、その上で、アソシアシオンの理事会の事務局は保育施設の開所場所の決定や保育専門職員の雇用、参加を希望する親たちの募集を行う。理事会の親たちが中心となって事業計画や運営規則を作成し、設置の必要性に関する調査を行い、資金調達先となるパートナーとの関係づくりを行う。加えて、母子保健センター（PMI）と連絡をとり、親保育所運営予定の施設について衛生保健

上の審査を受けることが必要である。調査対象の親保育所の多くは 1980 年代に設立されたものだが、Apetit pas は 2006 年に設立され、創立者のひとりである親はこの地域に越してきたときに「集団保育所に空きがなかったので」作ることを決心したという。保育・子育て政策の動向をみると、家庭的保育者による在宅保育が推進されており、その利用者も多いが、集団保育を望む親は多い (CNAF 2009 ; UNAF 2009)。親保育所の歴史でも見たように保育所不足から自分たちで立ち上げるケースである。こうした親たちが立ち上げるアソシエーションは自分たちのアソシエーションの証明書と併せて、設置の必要性について検討した調査書、施設に関する情報 (住所、面積、部屋の利用方法など)、事業計画、運営規則を県議会議長に提出し、許可の申請を行う。親は常勤の保育専門職員と協働して日常的に保育活動に関わることが義務となっている。それぞれの親たちは当番制で保育所保育をサポートしながら、施設の管理運営業務を担っている。保育実践に関する保育責任者 (responsible technique) は専門職員であるが、保育所を経営し、専門職員を雇用するのは理事会を形成する親たちである。

理事会の事務局メンバーは、少なくとも、会長、書記、会計から構成され、年 1 回の通常総会で選出される。理事会は最低、月に 1 回全体集会を行う。全ての集団保育には施設計画 (projet d'établissement) の作成が義務付けられている。それは、親たちと職員が協働して作成する事業計画 (projet social)、保育計画 (projet éducatif) を含む (R180-10)。指導計画 (projet pédagogique) がつけられていることが多い。事業計画の中では、なぜ、現在の地区で親による参加型保育を行う必要があるのかを説明する必要がある。したがって、地区にあるその他の保育所の状況やニーズを把握する必要があり、親は職員だけではなく、中間支援団体とも相談しながら事業計画書を作成する。資料の提供を受けた 3 つの保育所の事業計画においては、保育が社会参入の場として地域の雇用政策に寄与する役割を担い、職員の実績を評価し、職員に対して専門知識と能力を向上させるための研修 (formation continue) を行うなどの必要があることが記載されている。保育計画は子どもの受け入れ、世話、発達や文化・芸術性の芽生えや福祉についての保育所での生活のルールなどを内容としている。また、保育所を経営する親たちの責任のもと作成される運営規則 (règlement intérieur) が必要である (R180-11)。そこでは理事会の体制、具体的な親の参加頻度や当番の内容、登録や退所手続き、職務や勤務形態、開所時間と保健衛生上の管理の状態などについて記載されている。計画の作成方法については地域の家族手当金庫にガイドがあるケース (バ・ラン県) <sup>44</sup> や ACEPP やその地方支部が技術支援を行うケースがある。こうして



作成される運営規則の内容が判断基準となり、母子保健センターからの開所許可を受けることになる。それによって、任意に行われる自前のサービスに代わって、中間支援組織や公的機関の支援を受け、統一された施設基準に沿った公共のサービスと認知されることになるのである。

親たちの保育所への活動の参加は総会以外に当番がある。毎週 4 時間の当番や 3 週につき 2 週は 1 日の当番など、保育所によって異なっている。当番として行う業務は雑務であったり、保育の補助として食事を手伝ったり、子どもと遊んだり、外出の手伝いであったりする。こうした当番に加えて、どのような内容であれ、親たちは必ず運営に関わる役割をもち、居場所が確保されている。例えば、先にあげた理事会事務局担当であれば、そのほかに月 1 回の集会が設けられる。その他、大工担当、消耗品の購入係、新しい親の勧誘と職員の求人や面接を行うリクルーター、イベント企画係、遠足や図書館などへの付き添い係などがある。これらの役割は各保育所の必要に応じて運営規則に記載されており、毎年、登録する親たちの能力や希望に応じて割り当てられる。このように親による保育活動への貢献が求められているため、家庭内での保育ケアの負担や役割の軽減を目的とする支援とは必ずしもならず、ケアの脱家族化は行われていないといえる。この点について、親保育所 *A petit pas* を創設した親は次のように言う。「自分だけの [保育] 問題なら家庭的保育者を見つけることができたので保育所を作る必要はなかったでしょう。しかし、、、よくわからないけど、親が参加する保育所を作るというプロジェクトに関わってみたかったです」というように個人的な保育問題をめぐって社会における保育に関わることを望んでいた。親保育所は保育負担を軽減することではなく、教育的観点から自分たちがつくり、提供することを目的としているのである。それは、親保育所が生まれた歴史的背景でもすでにみえてきた通りである。「多くの場合、母親が参加することになりますが、気をつけなければなりません。母親だけではなく、カップルともに貢献しないとイケないのです。(略) 日中の当番ができなければ閉まってからメンテナンスなどをします。子守ができなくても、子どものための保育の方法を見つけなければいけませんし、保育所のために何かをしにこななければなりません」(*A petit pas* 親) というように、保育所と家庭でのケアの分担ではなく、カップルであれば父親と母親の間で役割を共有し、当番という日中の直接的な保育所への貢献や閉所後の施設のメンテナンスなどの間接的な貢献をすることが求められる。それぞれの親が何らかの形で参加する行為が義務化されていることを意識するように求められるのである。したがって、負担として軽減することが目的とされる保育や子育てではなく、外部化された

「子どものため」の保育に関わることが求められるため、社会が個人の子育てを負担するという意味での保育の社会化ではない（木下 2006、吉長 2008）。しかし親たちのケア活動をサポートする施設によるケアが機能するように施設保育をケアし、それがまた親自身のケア活動や子どもにとっての保育を支えるといった多層的なケアの循環を生み出し、その循環を可視化していると言える。

さらに、保育所が夏季長期休暇の際には時期を合わせて夏季休暇を取得するようにして対応することができる（Luciole 父親）。子育てを調整するのではなく、労働生活を調整することができ、親であることを実践するための時間の保証が行われているのである。したがって、親保育所の活動は、親の就労中に子育てを代替し、子育てを減らすべき負担とみなす活動ではなく、子育てや保育が社会にあらかじめ組み込まれているものとみなし、ケアとそれ以外の活動を合理的に組み合わせながら当事者が関わりつづける新しい公共性（社会的連帯）を作り出す可能性があるといえるだろう。

#### **職員の専門的知識の承認：親子分離と子どもの自立**

経営を担う親たちは、専門職員の助言を仰ぎながら、最低 1 人の親が職員の保育業務をサポートしている。保育計画や指導計画の作成は職員が中心となって行うことが多く、通常総会で承認する。保育実践の責任者としての施設長は、原則的に、3 年以上の実務経験のある保健保育士（puériculteur(trice)）、もしくは 3 年以上の実務経験のある保育教諭（éducateur(trice) de jeunes enfants）が務める。保育計画や指導計画の重要性を責任者は以下のように述べている。

「保育所に来るようになる最初からそれぞれの役割を定義しておかないといけません。親ごとに何らかの業務があって、職員にもあります。職員は子どもの扱い方を知っていて、園内の活動を企画しますが、それは親ではなく [教育的観点から] 被雇用者が決めるのです。(略) だから、指導計画の中でそれぞれの役割を明記するのです」(Baby-Boom 責任者)。

なぜなら、親保育所では職員は親と関わりながら保育業務を行っているので職員の中心的業務である保育実践を妨げない協働関係が求められるからである。そのために、保育計画や指導計画の中で具体的な協働の方法として、職員と保護者の個人面談を別途設けること

やメモでメッセージを残す方法が奨励されたり、意見の対立があった場合は必ず集会を開くことが明記されたりする。

このことは親保育所を「家族」という言葉をめぐる二つの対立する表現から理解することを可能とする。保育所の規模が小さいために「家族のようである」(Baby-boom 責任者、母親)という表現がされる一方、「[親保育所とは] ほら、もっと家族的なものだと思っています」(Luciole 父親)とも言われている。例えば、職員が「親には子どもとお絵かきをしたり、遊んでもらったりしていいと思っています。それだけでよくて、例えば、子どもが悪さをしたときにしかるのは私たち(職員)で、子どもによくないことだと説明したりするのはむしろ職員なのです」(Baby-Boom 責任者)と言うように、通常親が家庭内で担っている「しかる」役割は親保育所では職員の任務であり、「説明を行う」ことによってあるべき叱り方が追求されるのである。つまり、職員が望む親の介入の程度が存在し、職員と親の間には日常的な保育実践の中で境界線が意識されているのである。また、参加する親は職員のそういったやり方を観察しながら実際にいろいろな子どもと接する機会をもつことによって、自分の教育方法を相対化させ、怒鳴ったり、お尻をたたいたりする以外の方法をやってみる機会をもつことができるのである (Luciole 母親)。

さらに、Baby-Boom の職員は妊娠中だったのだが、子どもが生まれたら親保育所を利用したいと答えていた。しかし、ほかの親保育所を希望している。というのは、親として限定的な自分の子どもへの「愛情」によって集団の子どもたちへの扱いに不平等が生じることを避けたいからだと言う。つまり、職員の仕事と親の保育所での役割を区別し、それを相互に承認しあう必要性を保育分野の専門職員として認識しているわけである。また、「子どもと離れることは難しくないですか」との問いに対して、参加する親たちは保育所利用による子どもの社会化とその成長過程を共有できる場としての重要性を主張していた。そして、親保育所は「家と集団生活の間のステップ」「集団生活への道のり」(Luciole 母親)「施設と家族的なつながりの間」であり、しばしば母親にとって難しい親子分離を少しずつ行う場所として職員から説明されるという (A petit pas 母親)。実際それを求めて親たちも参加する (A petit pas 母親)。しかも、「まずは自分の子どもの面倒を見て、それからほかの子の面倒をみてくれればいいとアドバイスしていました」(パリの親保育所元職員)というように、ゆっくりと親子分離をすることを職員はサポートしている。そこは、「最初は子どもにとっても難しいとは思いますが、私はわざと自分の子どものそばには座らないようにしていたのですよ」(A petit pas 父親)と担当時の活動が説明されているように、自分の子ども以外

の子どもたちの面倒を看ることを通じて、親子分離を試していく。「子どもがパパではなく、ほかの子と同じようにパトリックと[名前]で呼ぶのです。自分の父親であることは分かっているのですが。(略)それに、ほかの親たちがしていいことと悪いことを言えば、聞くこともできるのです」(パリの親保育所元職員)というように子どもにとって集団生活への自立の準備を行う場となっている点が評価されている。

また、親保育所では当番の親であってもなるべく自分の子どもたちのケア(トイレ、おむつがえなど)はしない。家庭内で行っているケアを子どものそばにいながらあえて行わない場を、職員の専門的業務を通じて親保育所では作っているのである。それらの日常的なケアに専門職員が従事することを、親たちは自分の子どもに対する特別な配慮や愛情としてではなく、職員の専門的業務として捉えているのである。言い換えれば、親たちに特権的な情緒的な子どもとの結びつきを保証するために、緩やかな親子分離を行えるようにほかの子どもとも関われるような環境を整えることが職員の専門性とも言えよう。

さらに、ある親が参加するべき日に急に参加できなくなった場合は、職員が当番の代わりをこなすのではなく、交代のほかの親を見つける必要がある。「親と私たちは雇用主と被雇用者であると同時に、非専門家と専門家というように関係が逆転していることを同時に経験しているのが大変です」(職員)と答えている。つまり、親の当番の代わりを職員に依頼することは、雇用主からの指示と受け取れる一方で、親が参加することに保育の教育的価値を見出す職員としての専門性とそれに合意した活動である親保育所の理念自体の放棄になってしまうのである。したがって、この均衡関係が崩れてしまうことを避けるために、できることをする気遣いよりも専門性と親の参加の義務が優先されるのである。

こうした気遣いの差を役割分担というひとつのルールとして理解することによって、協働するもの同士に活動の自由を生み出すと考えることができる。しかし、ルールを関係調整のクッションとして活用しながら、互いに相手に求める気遣いに差を生み出してしまうことは避けられない。A petit pas 親保育所の指導計画には、ルールとして、子どもを尊重するために「子どもが食べたくないといった場合に無理やりにたべさせてはいけない」(A petit pas 母親)という項目がある。これに関して、子どもが食べるのを嫌がる時期に入り、保育所でもご飯を食べていない子どもがいたケースがある。職員が指導計画に則り、子どもに無理に食べさせないことにしていたことに母親はショックを受けたが指導に直接介入することはできないので、施設長に相談し、施設長から代替する方法(2回に分けて食事時間をとるか、それでもだめなら牛乳やチョコレートを与える)で対応するようしてもらった。

親は保育活動に参加することによって、日常的に子どもの様子を確認することができる。そして、連絡帳だけでは理解しにくい状況を把握した上で、職員が食べ物を与えてくれなかったことの意味をネグレクトと捉えて職員個人へのクレームとして処理してしまうのではなく、職員チーム全体にもちかけ、「食を無理強いしない」という解釈を広げる方法を望み、じっくりと対応することができる。

### 親保育所の多様性：異なるアクターとの出会いと訓練の場として

親は保育所の利用者であり、その運営を行うアソシアシオンの会員でもある。施設によっては、子どもが卒所した親や親以外の地域住民や関係者がアソシアシオンの会員になることも認めている。親保育所を利用するために子どもを登録する条件としては、ほとんどの場合、保育所のある地区に住んでいること以外特に記述がないことが多い。ただし受け入れに際しては、子どもが障がいをもっていることや両親の就労状態、すでに親保育所にいる子どもたちの年齢のバランスなどが反映されるようである（CAF 2011：55）。

表 6 参加する親の属性

#### 保育所 A

	母親	父親
1	販売員	無職
2	無職	学生
3	臨床心理士	求職中
4	観光業の研修中	木工職人
5	学生	教員
6	学生	学生
7	無職	警備員
8	講師	映画監督
9	学生	学生
10	プロダクトマネージャー	不明

#### 保育所 B

	母親	国籍（母-父）	父親
1	学生	ロシア（不明）	企業家
2	求職中	フランス	管理職
3	秘書	フランス	中学教師
4	教師	フランス	スポーツ養成指導員
5	医師	フランス	鉄道関係 管理職
6	自宅看護師	フランス	市営バス会社勤務
7	臨床心理士	フランス	料理人
8	大学院博士課程学	ドイツ-フランス	研究者
9	製造業	フランス-トルコ	左官

#### 保育所 D

	母親	国籍（母-父）	父親
1	進路指導相談員	フランス	不明
2	ディレクターアシスタント	フランス	製造部責任者
3	教員	フランス-不明	エンジニア
4	言語聴覚士	不明-フランス	工場ドライバー
5	自営業	セネガル	不明
6	求職中	アルジェリア-トルコ	レストラン経営
9	無職	フランス	-
10	教師	フランス	情報処理技術者

#### 保育所 C

	母親	国籍（母-父）	父親
1	無職	フランス-モロッコ	警備員
2	販売アシスタント	チュニジア	コンピューター関係
3	無回答	フランス	無回答
4	アニメーター	フランス	運転手
5	軍人	フランス	公務員
6	自由業	ロシア	企業家
7	教員	無回答	求職中

本調査で回答のあった親の属性は表 6 にまとめた。調査協力者から得えられた回答のみであり、親保育所の実際を部分的に示しているにすぎない。保育所 A は 10 家族中新しく 9 家族を迎えることになったが、参加者たちの出身地は不明である。保育所 B は参加者すべての属性について、インタビュー調査に協力をした理事長から回答を得た。13 人の子どもたちが利用している親保育所 C では、調査時に回答を得ることができず、後日 7 家族から回答を得た。保育所 D では施設回答の協力を得られなかったため、インタビュー協力者自身から得た情報のみを示している。親保育所登録の際に親の出身地や細かい職種は不要であるため、理事長や施設長も正確には把握していないケースがある。また、表 6 とは別に、複合型保育施設 Sappeyrlippette からは、2012 年から 2015 年の職種別の割合のみの回答を受けている（表 7）。その内訳は、2012 年から継続的に管理職が半数を占めている。

表 7 Sappeyrlippette の利用者の職業階層

	2012	2013	2014	2015
無職	5.0%	2.0%	2.5%	2.5%
農業経営者	10.0%	4.0%	5.0%	5.0%
自営業者	15.0%	17.0%	15.0%	15.0%
上級管理職	40.0%	50.0%	50.0%	50.0%
中間職	13.0%	15.0%	15.0%	15.0%
一般事務職	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
現場労働者	7.0%	2.0%	2.5%	2.5%

親保育所の有無に地域格差があることから伺えるように、利用者の社会的文化的カテゴリーはその施設の立地に依存すると考えられている（Bonnabesse 2003 ; Inspection générale de la ville de Paris 2009a）。パリ市の監査報告書（2009）によれば、1989 年設立の親保育所の登録家族は全て保育所のある地区の住民であり、芸術活動、教師や自分の時間を比較的自由に使える管理職が多いと報告されている（Inspection général de la ville de Paris 2009b : 21）。教育関係者が多い施設や管理職や無職に偏っている施設など、様々である（Schweitzer 1994）。また、欠員が出た場合のメンバーの補充方法は、待機リストから順に電話をかけて勧誘する場合もあれば、知人のネットワークを使って新しい親を見つける場合もある。親がリクルーターとなって、通園希望の家族の面談をする。そのため、事業計画が意図するように保育所がエリート主義にならないことに留意したいが、例えば、個人的

な教育観によって左右されることもあり、葛藤を抱えるという (A petit pas 親)。したがって、参加者のプロフィールが類似してくる傾向もでてくる可能性がある。

先行研究 (Schweitzer 1994) が指摘する時間が比較的自由に使えるとカテゴリーされる参加する親たちのケースを本調査 (2008 年実施) でみってみる。保育所 A では学生や無職、求職中の人や教員が半数以上を占めている。保育所 B では、管理職が 4 名、学生 2 名、教育関係が 3 名の半数を占め、保育所 C では、無職、自由業や経営者および教育関係者 (教員、アニマトゥール) は半数以下となっている。複合型保育施設 Sappeyrlippopette では、無職の割合が 2012 年 (5%) から 2015 年 (2.5%) に低下し、管理職や教員が 75% を占めている。こういった点から、先行研究の指摘するように、時間に余裕がある層といった傾向がみられる。

さらに、出身地に関してみると、保育所 B では 16% 程度、保育所 C では 35% の親がフランス以外の出身地を持っている。13 家族が利用する保育所 D では回答数 10 のうち 2 がフランス以外の出身地である。2008 年のフランスの移民人口の割合が 8.4% (INSEE 2014) であることを考えると、文化的多様性は平均より高い。親たちの労働時間に柔軟性があるかどうか参加に影響を与え、子育て参加と職業生活の調整が可能な親たちによって、親保育所全体に多様性が生まれ、個々の親保育所の特徴を生み出すと考えると、特に保育所 C は文化的小および職業的な多様性が高いと言える。文化的、社会的に同質的な集団としてみなすことのできない親保育所の当事者たちには、「低所得層とか若いシングルマザーとかいうことが理由ではないのですが、ここに参加する責任という心の準備ができてないと無理です」 (A petit pas 母親)、「親保育所はただ 4 時間保育所のできごとを眺めているのではない」 (Chenille 父親) というように、「親保育所」のもつ運営方針や教育理念に対する価値を共有する作業が重視される。

また、文化的多様性を背景に、参加家族の中には宗教上の理由から食事制限がある子どもがいる。子どもの食事の際にどういった対応をとるのか、という質問に対しては、「代わりの鳥肉ソーセージなどを保育所が準備する」 (A petit pas 親) し、「(宗教の戒律に対応した処理を施した肉に) 変えるという特別なことはしない。お昼に野菜やそのほかのものを食べるので、家に帰ってから特別に処理されたお肉をあげるでしょう」 (A petit pas 会計係母親) という。また、「自宅からもってくること」で対応する保育所 (Farandole 職員と父親) や「最初から豚肉を買わないでほかのものにしてあげればいい」 (Nid des Géants 施設長) など対応はさまざまである。子どもの一日の生活に連続性と一貫性があるべきだとする保

育の専門的観点から、園内では扱うことをいったん保留し、「家族の文化や価値を伝達する役割」と位置づけ、親が子どもに対して行う教育として任せ、親の役割を尊重する方法をとっている所もある。

次に、職員についてみる。必要な職員の数は、他の集団保育所と同様、まだ歩けない子ども 5 人に対して職員 1 人、歩くようになった子ども 8 人に対して職員 1 人である。保育専門士や保育教諭、保育士 (auxiliaire de puériculture)、看護師 (infirmier(ère))、精神運動訓練士 (psychomotricien(ne)) が職員チームの 40%以上を占めなければならず、その他、幼児教育の資格保持者や社会保健分野の職業教育免状保持者、5 年以上の実務経験のある家庭的保育者などがいる。他には調理師、清掃員がいる場合もある。研修中の学生も常に受け入れを行っている。また、事業計画に掲げる社会的貢献に関して、失業者向けの就業支援を盛り込んだ契約による研修生 (Personne à contrat aidé) などを受け入れている。養成学校からの研修生はいくつかの保育所で研修を受けるが、規模の小さな親保育所は「他の集団保育所とは違って」職員たちの丁寧な指導のもと、研修生であっても職員と同様の作業 (子どもに触れるケア、職員チームのミーティングへの参加と意見交換) をすることが許されているという。こうした研修内容から、「家族的な雰囲気の中で」将来の職員としての自尊心を高めることができることや、親からも子どもの様子を尋ねられるようになるなどゆくりとではあるが親たちとの関係を築くことができることを利点として挙げていた (Sapperlipoppette 研修生)。

このように、社会的、職業的属性を異にしつつ、雇用者であるが保育の専門家ではない親たちと、被雇用者であり、保育の専門家である職員や職員を目指す研修生という異なった立場や多様な背景をもつアクターたちが交流しなくてはならない状況が日常的に用意されているのが親保育所である。こうした多様性ゆえに、相手が同じ情報を共有し、自分と同じ判断をするであろうと想定をすることはできない。その上で、子どもの状態を把握するための「情報を共有する」という作業は専門性の一部として親に認識されている (A petit pas 母親、Nid des Géants 保育責任者)。情報の共有という客観的な行為にみられるように、同調的な共感に頼りすぎない姿勢は親と職員との間で観察され (星 2002)、それが専門性の基礎となっている。さらに、職員とのコンフリクトは子どもに対する愛情の示し方によることが多いが、指導方針に関わることであるため、雇用者である親として職員に直接意見を避け、職員の責任者を通じて指導するようにしている (Luciole 母親、A petit pas 母親)。このように多様なアクターによって運営される親保育所の継続を任されているのは親であ



るが、教育面についての調整は施設長を介してしか行わない。一方、親と職員の関係の悪化があった場合は、雇用者である親から被雇用者である職員ひとりひとり対して話し合いを求め、経営者として状況を説明する責任があり、親保育所の組織運営に及ぼす負の影響を取り除く直接的な介入が行われるのである（A petit pas ひとり親）。

また、理事長としての役割の習得だけではなく、運営を維持するための業務は親にとっての学びの機会と捉えられ（Luciole 母親）、親保育所の企画運営を実施する中で、親たちは自分の職業とは異なった会計や会合の進行役などさまざまな役割を経験することができる。複雑な会計や事業計画などの作成に際しては ACEPP 地方支部の援助を借りて経営に関わる専門的な知識を補うことができる機会が提供されており、孤立を避けることができる。

### 親保育所の財源と運営上の工夫：保育の質の確保と雇用政策との連結

保育所の形態が保育所型より複合型が好まれるのはニーズの多様化（Bressé, LeBihan et Martin 2007）からだけではなく、財政面での安定を求める施設側の工夫によるものでもある。

まず、一般的な財源についてみる。家族手当金庫、地方自治体からの補助および親からの利用料金、さらにその他の寄付や助成金（国による雇用支援など）から成り立っている。親の負担は所得および子どもの数に応じて、家族手当金庫が設定した基準で決められている。例えば、親保育所 A Petits Pas のウェブサイトによると（2011）、月収 2083€で、子どもが 2 人とすると、 $2083 \times 0.04\% =$  時間当たり 0.83€となる。次に、保育利用契約を週 50 時間として、1 年を 45 週間として計算し、12 か月で割った分が月額利用料となり、155.63€となっている。Juigner（2000）によれば、1981 年以降、親保育所への親の負担は一定であるが、他の形態の保育所に比べて地方自治体からの補助金が少なく、その分、他の補助金などの割合が高くなっている。例えば、ストラスブール市の場合、2013 年の負担割合はそれぞれ家族手当金庫が 40%、市が 34%、親からの利用料が 26%となっており、財政状態の弱い市町村にとっては、安定的な家族手当金庫からの補助金が親保育所の経営を継続させる大きな鍵になっている。

そこで、複合型保育施設 Sappeyrlippopette では、補助金受給条件の 70%の定員充足率を確保することを目指し、多様な受け入れ（Multi-accueil）の枠組みの中で「家庭的保育者利用者〔顧客〕を奪わないように配慮しながら」、「地域の子どもたちにも集団保育のよさを知ってもらいたいので」（元会計係、現職員）、家庭的保育者利用者に対しても保育を開放し、

実際には 80%以上を常に満たしている。また、認可された受入数はアルト・ギヤルドリーとして 13 (2012 年)、複合型受け入れに変更して 20 (2013 年)、25 (2014、2015 年) である。さまざまな時間帯の組み合わせで子どもたちがいるので、40 人 (2012 年)、70 人 (2013 年)、90 人 (2014、2015 年) の子どもたちが利用した。こうして受け入れ数 20 から 25 に増やす際、自治体と家族手当金庫の「子ども契約」に準拠し、家族手当金庫からの補助金である単一サービス給付を得ることに成功した。これによって「初めて運営が安定的になった」(施設長) という。

また、受け入れ数を増やすと職員も増加させなければならない。複合型保育施設 Sapperlipoppette の職員チームは 2013 年時点では 20 名の定員だったことから 6 名の職員でチームを組んでいたが、25 名になるときに短時間勤務の看護師 1 名と保育教諭 1 名および有期支援付雇用契約<sup>45</sup>の職員 1 名を増員した。これにより、人材確保を目的に地域の雇用政策と組み合わせ、費用面での支援を自治体から受けることが可能となった。給与のうち 75%は地域若年者参入支援機関 (ミッション・ローカル) からの財政支援、残り 25%が自己負担となり、当面の負担増を避けることができる。また、「職員に継続して働いてもらうことも必要だったことと、資金調達の支援がもらえることから、若い人材を探したかった。子どもの受け入れ数を増やすときに職員を増やさないでいいようにしたかった」(Sapperlipoppette 施設長) といい、パートタイムからフルタイムに契約内容を変えることを念頭におき、保育職員が現場で長く働く継続性も重視する姿勢が見られる。また、こうした職員採用の妥当性や職員のローテーションの組み方に関するノウハウやアドバイスを ACEPP から受けながら計画を立てている。他の親保育所でも有資格の職員を必要としている場合、現在いる職員に研修をうけてもらうことで対応している (Farandole 親保育所)。

このことは職員の養成を請け負うことでもある。支援付契約ではミッション・ローカルの担当者とは別に施設責任者である保育教諭がスーパーバイザーとして指導に当たることになるのである。こうした現場の子どもたちのケアや日常的な運営の手配を行う職員にとって追加の業務となるため、雇用計画についても理事会の親の決定が必要である。また、保育士の資格保持者を増やす必要があるために職業経験認定制度を利用してその準備をしている職員の研修費に関しても、当該保育所で期限無し雇用契約に変更し、人材確保につなげている。これは親と子および正規職員の関係の中で将来の職員を育てることに寄与している (Cadart 2006)。

また、雇用政策との連動による人材と財源の確保以外にも活用されるものとしては、

ACEPP が創設した親ラベル (Label Parental) がある。親ラベルには 2 つの意義がある。1 つ目は、前節でみたように、親保育所の数が減少していく中で、親が参加することによる保育の意義を再確認し、運営形態が変わったとしても親の居場所を確保し続ける取り組みを継続させることである。2 つ目は作業を通じて親と職員との頻繁な交流をうむきっかけとなることである。継続的にサービスを提供する能力が親保育所にあり、専門職と親との新しい関係づくりに着手する能力があるものとして、資金面でのパートナーである家族手当金庫の ACEPP の活動に対する評価が高まっている。このことを背景に、複合型保育所 Sapperylipoppette は 2012 年からラベルの取得のために親参加型であることの現状分析と意義を確認する作業を 1 年間行い、2013 年から 3 年期限付きの親ラベルを得た。2015 年 7 月に新しい理事会に代わるため、新しい方針を決める際に提案し、期限切れに伴う更新作業を 2015 年 12 月から開始したいと述べている (施設長)。親ラベルが親参加型の保育の公共性を訴える手段として、公的補助をうける可能性を高める効果をもつと考えたからである。

複合型保育施設である Sapperylipoppette はすでに親が日中当番に参加する形の子ども受け入れ施設ではない。だからこそ、親が保育方針に影響をもち続けていることを示し続ける必要があり、親ラベルの作成作業は、実際に職員と親が協働に携わるための仕掛けとなっている。そのことによって、この複合型子ども受け入れ施設は、親を代表して保育における親の参画の価値を表明する機関として機能するのである。

### 第 3 節 まとめ

本章では、まず、親保育所の歴史展開と実態について、フランスの伝統的な保育と親の位置づけに焦点をあてながら概観した。1970 年代の後半に保育所から排除されていた親の参加が許可され、閉ざされた保育所から開かれた保育所へと変化していく。60 年代末に生まれた親が運営する無認可保育所が 1980 年代になると親保育所はその経営の継続性と安定化を求めてさまざまな公的組織や中間支援団体とパートナー関係をもつことを探りだし、それらは全国組織の ACEP の組織化へと結実した。結成された ACEP は設立当初から親が参加することを理解し、保育の場を保証する職員の養成に関心をもっており、1990 年に職員との協働の重要性を打ち出すようになった。そして、2000 年の子ども受け入れ施設に関する法律により親保育所は親が経営する子どもの受け入れ施設として、ほかの形態の保育所と同様に法制化されが、2000 年以降はその施設数は低迷している。その中で、全国団体である ACEPP は親保育所の存続のために労働協約や親ラベルの創設により、親が参加す

る保育の意義の再定義に取り組んでいることを明らかにした（第1節）。

続いて第2節では、こうした全国的な動きの中で個別の保育所が具体的にはどういった運営を行ってきたのか、そして、保育所の中でどういった関係性を生れてきたのかについて、調査結果を整理した。親保育所は親が雇用者となり、保育の専門知識を有する職員は被雇用者であるという関係性と保育内容に関しては専門家である職員と非専門家である親という2つの関係性から成り立っている。親たちは経営者として不足している保育ニーズを補うことで助成金をうけるという形で公的機関から活動の承認を受け、ケアに携わる時間を確保することを通じて、子育ての公共性を高めることに寄与している可能性に言及した。また、2000年のデクレによって義務化された事業計画、保育計画や指導計画において、親の立場や親と職員のそれぞれの役割を明記することが規定され、分担のルールを明確にすることで、協働に対する安心感をうむことにつながっていることも明らかになった。Favre(2003)がいうように親保育所には「馴れ合い」が生じやすい。したがって、その馴れ合いによって経営方針が一貫性をもたなくなり、保育ルールが機能しなくならないように、役割を文書化する作業が親と職員で方針やルールを改めて確認する協働のきっかけづくりとなっているのである。また、保育所は専門的知識によって守られた空間であるという信頼感がある。例えば、ある子どもは身体的な障がいをもっていたのでその母親の不安は非常に高い状態であったが、自分の子どもがほかの子どもたちを観察し、共に遊ぶ姿を見ながら保育に参加することによって、親にとって不安な親子分離や親として願う子どもの自立に対して抱える不安を和らげている。一方で、知識を占有する職員による保育現場の支配の可能性が高く、職員から親に対する「支援すべき」親というまなざしも根強く、両者の関係性は不安定である。したがって、あらゆる場にコミュニケーションと伝達を行う仕掛けが必要となってくるのである（Bonnabesse 2003）。さらに、保育所内の多様性はそれが抱える価値観のズレや認識の違いについて、分かり合うといったことを求めるのではなく、指導計画や保育計画といった一定の枠組みの中でその差異を明確にしながら、情報を共有することで対応方法を考え、保育所内の妥当性を作り出している。親保育所においては現場での両者の協働作業の結果である3つの計画書は雇用者である親たちの承認を得なければならないため、情報の共有のための作業は職員に求められる専門性の一部であるとみなされているのである。また、多様であることから生じる違いを文化や社会の違いといったものとして還元するのではなく、子どもの育ちの観点から「親であること」が機能する多様な方法へと読み替える専門知が活用されている。さらに、安定的な受け入れ施設経営の方法として挙げられるのがこ

うした専門性をもった人材の確保と養成と親ラベルの作成である。財源課題に取り組むことが求められる親保育所は地域の雇用政策と人材育成を連結させながら、親の参加による保育・子育て領域を公共領域に関連づけることで安定化を計ってきたのである。

個別の親保育所においては、保護者は保育者とともに保育に従事する。その中で、専門／非専門の峻別がなされると同時に、親子関係に基づいた「愛情」と「不安」を動機として活動に参加する親は、専門的な技術をもつ職員によってケアが保証された空間の中で、親としての活動に対して専門的知識に基づき承認をされることになる。そして、その専門性を職員に求める活動に経営者として親が参加することによって、親と職員との関係が共感とは明確に区別された関係性、「情緒的な関係に依存しないつながり」として認識される可能性が本章から明らかになったと言えよう（木下 2008）。

### 第3章 保育コーディネーター：「親であること」を社会に開く

第1章でみたようにフランスでは家族政策と子育て保育政策によって、親たちが働くことと保育の方法を自由に選択する条件が整えられてきた。実態として存在するさまざまな家族関係を認め、その中心にある親子関係を持続させるべく子育てに関わる時間を保証し、金銭的負担を軽減し、保育サービスを提供しているのである。政策課題はかつての人口問題から、「親であること」の多様なあり方への支援に向けた社会の調整へと変化している（Rivier 2002）。第2章では、そうした政策的展開が始まる前の段階で、実態として社会に出現していた親たちによる自主的な「親であること」による保育活動を扱った。親たちが外部化された保育活動に関わり、子どもとの関係で公的な立場にある職員と子どもと私的な関係にある親との間に、伝統的な保育に見られる関係に代わる新しい協働のあり方が作り出されてきたことを親保育所の事例から整理した。保育における親の参加が制度化されるなか、こうした親による自主保育以外に、例えば、保育所委員会や保護者委員会の場に親が参加し、保育サービスの提供の仕方や環境を整えることに一定の影響を与えている（Mouterde *et al.* 2008 : 9）。こうして1970年代後半から保育所を利用する親へのまなざしが変わり、1980年代以降、親は保育のパートナーとなるようになったのである。一方、施設保育ではなく、もっと緩やかに日常のケアと接続した場で子育ての時間を過ごす場合も存在する。親たちが緩やかなつながりに基づく公共の場に子どもとともに行き、そこで共に遊びながら親同士交流することでコミュニティに参加することも可能である。その点について、「各人の労働・家族・コミュニティ・文化活動に参画する自由選択を拡張するという点に社会的つながりの目的を見出そうとしていることが現代フランス社会政策の思想的な特徴」（田中 2015 : 25）であるとの指摘に照らせば、「親であるということ」もまた、その社会的参加のひとつの形式となりうると思える。つまり、地域を基盤として「親であること」を支援する事業を提供する側は、社会的つながりのきっかけとなる実践とそれを生み出すニーズを見出すことが可能となっている。しかし、施設職員の中には、こうした日常的に親と接触をする場として用意された地域の子育て事業を通じた多様な観点から支援ネットワークを作り出す活動<sup>46</sup>への無理解があるという（Bonnabesse 2013）。したがって、職員と親の子育てに関する協働作業が必要となっている現在、子育て責任の分担に関する参照枠として多様なケースを蓄積するためのネットワークの形成が重要な課題となっている。誰がいつどこで何について子どもの教育の責任を持つかという、親と職員との間で共有される責任に関する捉え方には曖昧さが残るものであり、協働するために作られるルール

の中に、適切な親と職員の責任の受け止め方を見出す力を専門性とよび、その力を養う空間が必要とされている。

こうして提供される協働の場における活動を認知し、それぞれのニーズを定義し、充足の機能を担うのは行政である（斉藤 2008：60）。そして、「親であること」を支援する政策が展開されているなかでその中心的役割を担うのが保育コーディネーターである。

第2章では、保育活動における「親であること」の意義を、公的な保育に代替する活動として親たちが社会に提案してきたことをみた。こうした親が参加する個別の施設には保育コーディネーターといった親たちを代替してニーズを把握するポストは特に設けられておらず、親たちの活動は政策的なイニシアティブに誘導されていたのではない。むしろ、子育てを軽減すべき負担としてみなすのではなく、自分たちが「親であること」に基づいて、公的な資源を使い、ニーズを訴え、子育てを実践できるように整備してきたのである。その過程で社会に対して「親であること」が子どもを育てることだけではない社会的な力をもつことを証明してきたのである。これに対して、行政による取り組みには親へのコントロールの強化を強めるものにもなる可能性が含まれている（星 2013）ことから、「親であること」は、公的保育に参加し自ら子育てすることを主張する空間を作り出す親たちの子育て欲求と、子育てをコントロールしたいという社会の欲求とが交差することを示す表現となっている。

そこで、本節では、社会の側から「親であること」の力を親たちに求め、引き出し、広めていく役割をもつ保育コーディネーターの実態を整理する。そして、家族政策と保育政策が展開される中で求められる地域を基盤とした子育て支援事業である「親であること」が誰によってどういった手続きで定着していくのかを理解したい。そのため、本章では、インタビュー調査を実施し、保育コーディネーターの実態について明らかにする。第1節では、まず保育コーディネーター設置の背景にある保育政策と「親であること」を支援する政策を概観し、保育コーディネーターの活動内容を整理する。次に、保育コーディネーターの実態や機能を理解するためのインタビュー調査について示す（調査概要については巻末資料⑤を参照）。そして、調査の結果を整理し、「親であること」を軸として展開される地域の子育て支援の事業の普及に資するネットワークの存在を検討する。

## 第1節 保育コーディネーターとは何か

### 保育政策の展開の中で

フランスの家族政策の研究ではその内容や合意形成に関心が集まり、特に個人の自由選択を軸に子育てが行われているといった特徴が指摘されている。その過程の中で、個人の選択を可能にする子育て・受け入れ施設の多様化により、複雑な制度をつなぐ役割、つまりコーディネート機能が求められるようになってきた。多様化が進む保育や子育て施設を担う複数の専門職の間をつなぐ役割が不可欠になってきたのである。

1947年政令による保健保育士 (puériculteur-trice) 学位の設置に始まる子どものケアに関わる専門職化は、90年代までに保健衛生を中心とした保育から子どもの発達を重視する教育へと展開するようになってきた。様々な保育サービスは母子保健センター (PMI) と関わりながら、それぞれの専門職 (保健保育士、保育士、保育教諭、家庭的保育者) によって担われるとともに、かつての衛生看護中心の保育内容から社会的・教育的視点が求められるようになってきている。

これら複数の専門職は地域や家族のニーズと調和しながら日々の保育活動を行っている。フランスの保育政策は、1981年スュルロ報告書および1981年11月2日通達<sup>47</sup>によって、実施する責務をコミューンにおくことが示されていた。地域に存在する家族のニーズを受け入れながら、地域に必要なサービス提供を促進することが市町村には求められるようになったのである。そこには縦と横の関係が存在していることが分かる。まず、縦の関係として、全国家族手当金庫が国の方針について政府と協議し、その運用に関する目標・管理協約 (COG) の合意を交わし、各地域の家族手当金庫と契約を結び、予算が組まれている。そして、各県やコミューン、保育施設は地域の家族手当金庫と結ぶ契約のもとで補助金を得て保育サービスの提供を行っている。さらに、子育てに関連する施設は保育施設に限らず、地域社会福祉センター (CCAS) で主催される親カフェ (Café des parents) や親子受入れの場 (Lieu d'accueil enfants parents : LAEP) など、地域の子育て家族が交流できる場も存在している。こうしてそれぞれの施設、現場職員や利用者など社会的アクターが横の関係でつながっているのである。

このように、国と全国家族手当金庫や県議会、コミューンとの縦の関係と地域レベルでの社会的アクター同士の横の関係が織りなす地域で子育てに関わる取り組みが進められ、子育て現場に関わる異なった職種の職員たちが活動している。したがって、それぞれの地域の情報を集約し、各関係機関と情報共有を行いながら、地域のニーズに対して有効に機能する



ような子育て支援の形態を構築することが求められている。こうして、国と地域をつなぎ、地域の多様なアクターを連携させる職種が必要であるという認識から、1981年11月2日の通達の中で保育サービス提供に対する地域の責務とともにコーディネートの必要性が明示された。

### 親であることの支援

2000年改正の保育施設に関する政令には、保育全般が「受け入れ施設」として総称され、その中には「親子受け入れの場 (LAEP)」も含まれている。これによって、就労中の子育てを家族以外の人に支援してもらうだけでなく、親と子が一緒に過ごせる場の提供が新たに加えられたのである。その中では「親であること」、つまり、親が子育てをする力の支援が意図されている。

この「親であること」への社会的関心は、60年代末から専門職による保育に親が参加することを主張し始めてから、1980年代を通じた親の役割に関する認識の高まりと1990年代の郊外における暴動に端を発した親の責任論として存在している。1998年の家族会議はそれぞれの家族のニーズに応え、家族の教育的機能を高めるために親であることを支援するとし、主体的に子育てする力を育成することを視野にいれた取り組みを目指した。これにより、1999年の通達によって「親を支え・寄り添い・聴くネットワーク」が創設され、全国家族手当金庫から全国社会福祉基金 (Fonds National d'action sociale) の助成金を得ている。こうしてもともとあった親子受け入れの場が親の子育て力を支援する場として機能強化されていった。1998年の家族会議の報告書では、家族の機能としての教育力を支援する理由として「親であること」を困難にしている現実があるという認識が示された。したがって、その支援内容は、個別相談という個人的・心理的視点による継続的なケアの提供から社会的・福祉的視点を交えた教育的視点によるケアに移行し、他職種の支援職が関わる地域の特性を考慮したサービスになっているという (星 2013)。すでに親と共に活動をしていた ACEPP や家族組合連合会 (CSF) は市民教育の中で親であることの実践を先導していた。さらに、親を支え・寄り添い・聞くネットワークの経験から行政機関や中間支援組織はこうした社会運動とパートナーシップを構築するようになっていった。こうしてアソシアシオンにおける市民の自主的な活動と、公的なサービス提供者である行政が連携した結果、「親であること」の中に政策的な視点が持込まれるようになる (Chauvière 2008)。そして、それまであった家族支援に関わる取り組みは 2010年に親支援全国委員会 (CNSP) <sup>48</sup>として

統合され、「親であること」を支援する取り組みは評価される対象となったのである。

さらに、2007年の未成年の非行に関する法律では、問題を抱える子どもへの対応をめぐって、子育て責任を負う「親に付き添うサポート」やソーシャルワーカーによる家族への介入が盛り込まれている。「親であること」という概念は、子どもの学校での成功を導くのは親であり、その親たちが親としての役割を学べるようにソーシャルワーカーが親に付き添うという形をとって子育てへのコントロールを強化するものになっているとの指摘もある(Neyrand 2011)。

このように、1990年後半から2000年初頭にかけての社会政策において親の位置づけは、政策パートナーでもあり、コントロールされる政策対象でもある。それは、「親であること」がもつ力に対する期待が高まっていることを示し、「親であること」を支援する取り組みは地域を基盤とした子育て支援として多様な機関の連携を前提に展開されるものとなって現れている。

### 保育コーディネーターの設置

1980年代に始まる地域を基盤とした子育て支援を促進するため、いくつかの地域ではコーディネーターに関わるポスト (*coordinateur-trice de la petite enfance*) が設置された。彼らの大部分は公務員としての身分をもつが、実際に行われるコーディネーター業務に関する定義は国の職務規定として設けられているわけではない (Baudelot *et al.* 2003)。Baudelot *et Rayna* (2000a) の調査報告論文によれば、「コーディネーターの使命は、すでにある保育の受け入れをうまく調整すること (*gérer l'existant en matière d'accueil des jeunes enfants*) や子どもの育ちに関して地域における包括的な政策 (*une politique globale*) を発展させること、子育てに関して、利用者、職員、政策決定者や様々なパートナーらの間を対話でつなぐこと (*carrefour des interlocuteurs*)」 (*Ibid.* : 63) とされている。

1982年には50のポストが政府によって創設されている。1989年に開かれた家族担当大臣、全国家族手当金庫やCNFPT (全国地方公務員センター) による会議で集計された統計では、1万人以上の住民がいる442の都市で210のポストが置かれていたことが報告されている (Observatoire national de l'action sociale 2001)。地域は家族手当金庫との契約に基づいて保育サービスの展開を行うため、相互の調整を行うことが主な業務とされたコーディネーターは1988年の「子ども期契約 (*contrat enfance*)」とともに数を増やしていった。家族政策および保育政策の実施のために縦と横の関係のつなぎ目として中心的役割を

担っていた家族手当金庫にとってコーディネーター機能は必要であり、コーディネーターは家族手当金庫の予算で設置されることが多かった。しかし、すべての地区や地域においてコーディネーター制度が拡充しているわけではなく、Baudelot et Rayna (2000b) の調査報告によれば、住民 10 万人以上の都市では 82%がコーディネーターを配置しているが、住民 1 万~2 万程度の都市では 28%にとどまっている (*Ibid.* : 32)。

### コーディネーターの所属、職務、資格とキャリア

多くの場合、コーディネーターは公務員の身分をもち、所属する機関は、市役所の子育て・保育部門 (Bonnard 2012) や CCAS (地域社会福祉センター) など、保育政策に関連する部署や公的な施設である。雇用形態としては、中には任期付契約の場合も存在し、経済不況から保育施設長と兼任している場合もある (Le Floche 2005)。

その業務内容に関して Baudelot *et al.* (2003) の調査によれば、50%の自治体がコーディネーターの職務を定義していない。Baudelot et Rayna (2000b) が示すようにコーディネーター職務には、地域における保育政策や保育サービスの質や内容に一貫性を持たせるためのモニタリングや関係機関との調整が含まれている。他方で、例えば、サービス利用者個人への直接的な支援 (情報提供やマッチングなど) は RAM が担っている。

そのポストは公務員の間管理職レベルにあたり、着任方法には 2 つある。応募と在職中のポスト移動である。必要な資格は 2 つに分けられる。1 つは、幼児教育に関する学位である保育教諭、アニマトゥールや保育 (医学分野) の看護師や保健保育士の資格、もう 1 つは、社会福祉士の資格 (社会福祉高等国家学位 DSTS、現在の高等技師国家学位 DEIS) である。これは、地域によってコーディネーターに求められる職務に 2 つのタイプがあることから生じている。前者はそれぞれの保育施設や子育て施設の運営や連携など技術的な面での直接支援を行うことが求められており、後者は地域のニーズを拾い上げ、関連する地域資源をつなぎ、よりよい子育て政策に結びつけるため、政策立案者と協働することが求められている。したがって、後者のコーディネーター業務は前者の発展した形である。

いずれのタイプのコーディネーターも、在職中に管理職として必要な能力を高める講習会に参加することができる。社会事業学校では上級資格である CAFERUIS (福祉職員管理責任者) 取得のためのコースが開講されており、CNFPT (全国地方公務員センター) の地域支部ではコーディネーター研修会が準備されている。

## 第2節 保育コーディネーターの事例調査

### 調査方法と倫理的配慮

フランスの「コーディネーター」に求められるのは、情報収集と提供を行うことを通じてサービス利用者個人に行う個別対応型の援助や対人援助型のケース・マネジメントではない。コミューンの職員でありながら特に細かい業務内容に関して定義がない中で、具体的にはどういった役割形成を行いながらその力を発揮し、ニーズを発掘し、関連施設をつないでいるのだろうか。彼（女）らの「つなぐ」という行為をキーワードとした活動によって、フランスの子育て領域の仕組みと特徴を探ることができると思う。

そこで、コーディネーターとして業務を担う職員を対象に、どのようなシステムの中でのような具体的な活動を行っているのかについて、半構造化面接法によるインタビュー調査を行った（調査概要は巻末資料⑤を参照）。調査期間は面接法による調査を2013年11月（グルノーブル南部郊外のコーディネーターA）および2015年3月（パリ東部郊外のコーディネーターB）に行い、コーディネーターAとは2015年7月に5回にわたってメールにより組織体系や現在関わっているプロジェクトの企画について補足的な質問を行い、回答を得た。質問内容は、組織や具体的な業務内容、保育支援・援助事例、キャリアや参加者とのかわりに関する活動内容および現在進行しているプロジェクトについてである。また、組織図やプロジェクトに関する資料提供に関しては、コミューンTの保育コーディネーターからも提供を受け、コーディネーターAの状況を相対化する資料として活用した。

インタビュー調査の際、調査結果は学会報告や論文の形で公表する場合には、個人を特定できないようにすること、また研究以外の目的には用いないことを調査協力者に口頭で説明し、同意を得た上で調査を実施した。

### 調査協力者

インタビュー調査協力者は、グルノーブル南部郊外（人口3万5千人程度）のコーディネーターAとパリ東部郊外（人口5万3千人程度）のコーディネーターBの1名ずつである。コーディネーターBは期限付職員として勤務しており、Groupe Scolaire敷地内に事務室を持っている。保育分野で働くコーディネーターであるため、幼児学校の業務に関係することはないが、事務室のすぐ下階にある部屋では幼児教育が行われている。そのため、必要に応じて幼児学校長とすぐに連絡を取ることができる。1988年に保育教諭として保育所に勤務し、その後、DEISの前身であるDSTSを取得し、2011年からコーディネーター（期

限付き契約)として勤務している。コーディネーターAの所属先はCCASであり、その副所長として保育コーディネーター業務を担っている。1981年にソーシャルワーカーとして市の職員のキャリアを開始し、1992年にDEISを取得し、2006年以降保育コーディネーターのみに特化した業務を行っている。フランスにおける保育政策の特徴(横と縦の関係性)を示していると考えられるため、以下にコーディネーターAの事例を中心にみていく。

コーディネーターAの所属先であるCCASは住民にとって身近な存在である。CCASは「1986年1月6日法によって創設された社会福祉事務所を前身とした独立公施設法人であり、生活に直結した様々な社会福祉事業、サービスを住民に提供している」センターである(今井 2010)。その財源は市町村、家族手当金庫、その他企業や団体である。理事会は、理事長を市長、副理事長を家族担当議員とし、その他のメンバーはそれぞれの事業に関連するアソシアシオンのメンバーから構成されている。そのため、市の方針からは比較的自由に活動することが可能だとコーディネーターAは指摘している。一方で、家族手当金庫はCCASの財源負担を行うとともにサービス提供の定義づけにも大きく関与している。副所長は保育分野のコーディネーター業務を行っているが、CCAS全体は保育分野に限らず、その他の社会福祉分野(高齢者支援、社会扶助に関する行政手続きの支援と助言、労働市場参入支援、外国人の社会統合支援)に対する地域包括的な事務を担っている。

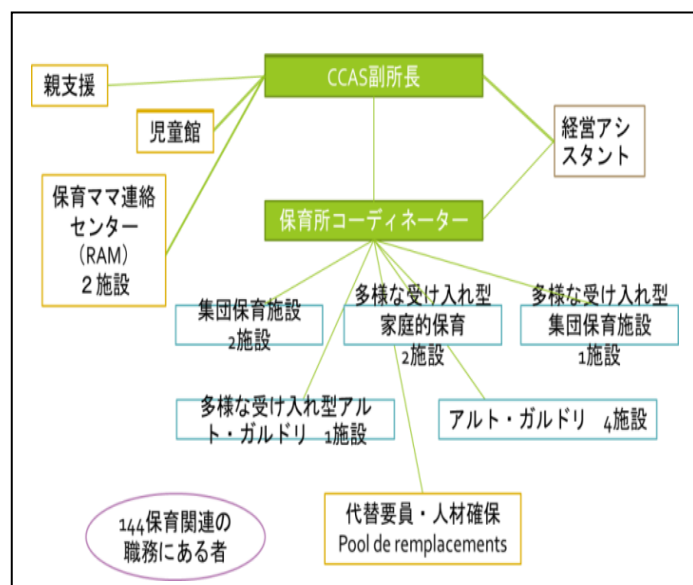


図 14 CCAS における保育部門

コーディネーターAは、①CCASに所属しているので市の管轄から半ば独立した立場を

確保でき、②地域の福祉事務所として官僚的な自治体のサービス機関として業務を行う、という2つの側面をもっている。彼（女）らは子育て・保育分野に限定し、技術面を担当する保育所コーディネーターと協働しながら、どこにどういった施設があり、施設の運営状態や必要な人材の確保に関する情報源を把握している（図14）。コーディネーターAの担当保育施設は10程度である。

## 結果

コーディネーターA、Bによって語られた活動は、3つに分類できると考える。1つ目は、「分業の垣根をこえた活動」として分類される、月に数回の母子保健センターや現場の職員、議員を入れた学習会、2か月に1回開かれる保育施設長とのミーティング、RAMや児童館長、親支援施設長とのミーティング、親参加型イベントの開催である。行政課題としてだけでなく政治的課題につなぐために議員が参加している。2つ目は、「問題の可視化と政策レベルへの接続」として分類される、月1回行われる保育担当議員とのミーティング、家族手当金庫や母子保健センターとのミーティングである。3つ目の活動は、保育・子育て関連の専門性を生かした活動と内容に関するコーディネーターという「上位職階へのキャリアパス」として存在し、コーディネーターBは保育教諭として親保育所でも勤務した経験があり、高等技師国家学位を取得し、現在のコーディネーター職を務めており、コーディネーターAは在職中に学位を取得し、現在の職務に当たっている。

コーディネーターたちは、長いキャリアの中で、垣根を越えた活動から地域にある社会的・人的資源をつなぐ役割（横のつながり）を担い、また問題を可視化させて現場と政策を結ぶ役割（縦のつながり）を担う経験を積みながら専門性を深めている。こうした過程の中で、定義のない業務内容を通して、裁量性に課題を抱えながら「コーディネーター」という役割形成を行っている。

以下では2人のインタビュー記録を手がかりに、保育コーディネーターの活動内容を整理することにしたい。

### ① 分業の垣根を越えた活動:社会的つながりを生み出すきっかけとして子育てを組み込む

上記の3つの分類を中心に語られる役割形成の方法の中で、施設への個別対応型の業務がないわけではない。ただし、施設利用者に対する個別対応型の支援ではない。

保育施設に対する指導や対応：技術面・運用面での個別対応型コーディネート

保育計画については介入することは難しい。そうはいっても、介入します。例えば、15の受入数を持っていても保育計画内容が適切でないような場合は10の受入数にするように。保育計画が自治体の提示する基準に一致していないからです。保育所の施設長は私たちに、受入数に空きができたので（誰かいらないか）と相談してきます...

（コーディネーターB、下線部筆者、以下同様）

ここでは保育コーディネーターは国レベルの保育施設の基準を一定に保つように指導をしている。保育計画に関連する介入は行われぬ。日本のような保育所保育指針はないので、それぞれの施設の方針があるからである。PSU（単一サービス給付）の導入と同時に、家族手当金庫からの補助金が子どもの受入数とその時間数によって厳密に算出されるようになったため、受入数の管理は以前に増して各施設運営において重要になっている。そのため、コーディネーターは施設運営を左右する補助金に関連した相談に対応しているのである。

こうした受入数を確保したいという施設側のニーズがある一方、待機児童も当然存在する。したがって、コーディネーターは、受入数を増やすために直接保育担当議員を通して議会に訴えることも可能であるが、子どもの社会化を促進するために既にある地域資源を生かすような連携を促している。それが横のつながりをコーディネートする役割である。

### 諸機関の横のつながりをコーディネートする

すべての子どもたちが保育施設を利用できるわけではないので、議員たちにそれを改良するように提起し、ほかの機関とも連携します：幼児学校、文化センター、社会センター、おもちゃ館など子どもの社会化の経験や喜びを持てるようにするのです。「共生」をめざし、差別に対抗するためです。保育関係の職員たちに親支援...、親であることに関する支援などを伝えるコーディネーターとして活動しています。特に人的資源のような他のサービス機関と、雇用、雇用契約の管理、給与や研修について大体週に1回くらい（業務を行っています）。

（コーディネーターA）

保育コーディネーターは地域資源を有効活用するために、人的資源の発掘と基準に配慮した業務を遂行している。それは、保育職員だけではなく、保育施設を運営するのに欠かせない調理師や清掃員なども含まれている。

保育現場で働く職員には、1983年に福祉・社会文化センター勤務職員全国労働協約が存在しており、2007年以降はアソシエーション運営の保育施設にも適応されるようになった。したがって、多様な保育サービスの提供者に応じた労働環境の構築について現場と確認する作業が行われている。「(官僚的な)行政官でしかないコーディネーターもいるのです」と述べられているように、こうした行政ルールを周知させる業務に埋没してしまう危険性も否定できない。

そうした可能性を含みつつ、保育政策の方向性を具体的な内容へと読み替える作業を行い、その結果を現場に下ろしている。

### 地域政策と地域の現場の縦のつながりをコーディネートする

私の代わりに、30年前から医療分野の人が[このポストに]就いていたかもしれません。[そうであれば]いまある計画は同じような形で展開されなかったかもしれません。というのも、議員たちが私たちに政策方針を与え、私たちがその政策方針を[現場に]言い換えて[伝えて]います。つまり、そのような言い換えに責務を負う人が政策それ自体に固有の推進力を与えるのであって、もしかすると教育方法や保育様式だけを扱い、他のことは展開しないということもありえたかもしれません。要するに、こうした点がやや驚くべきことなのです。つまり、管理体制がないのです。私自身は、私の専門分野を通して、担当するチームに何らかの形の仕事を与えてきました。そのような[私が与えてきた]仕事は、彼ら議員たちが他の職務[専門分野]を担う人を選んだコミュニケーションでは、同じものとはならないでしょう。[官僚的な]行政官でしかないコーディネーターもいるのです。(略)私の職務は、保育に関する事業がうまくいくようにし、事業内容を考え続け、社会の発展に適応するように発展を促し続けることです。だから、議員たちによって進められる方針とともに政策の方向性をうまく現実社会、人々の日常生活に適応するように翻訳するのです。技術面でサービスの機能をあげるのです。

(コーディネーターA)

こうしたコミュニケーションの政策方針と現場の実践をつなぐ活動は、コーディネーター職に当たる個人が有する専門性を援用しながら行う「言い換え」により、政策に「固有の推進力を与える」行為である。例えば、フランスの保育は60年代末までは教育的側面より保健衛生的側面を優先してきたことから、その影響が色濃く残る内容の保育政策が展開されること



もありえる。しかし、ここではコーディネーターが社会福祉士であったことから、子どもへの教育面と子育てを担う親の生活環境への観点が重要視されている。こうした視点は、以下にみるように子育てに限定しない新たな意味づけの中に子育てを位置づける取り組みに接続される。政策と現場をつなぐ活動の中で、コーディネーターは地域政策の全体の中での立ち位置に注意を払っているのである。

## ② 問題の可視化と政策レベルへの接続：子育てに限定しない新たな意味づけ

コーディネーターの垣根を越えた活動に支えられ促進されるのが子育て政策であり、コーディネーターAの勤務する市（C市）においては保育予算が確保されている。それは、包括的な社会政策の中で保育分野以外にも波及する効果があると認識されているからである。つまり、子育てから広がる領域を意識しているのである。

### 地域政策の中における位置づけ

私たちは社会政策と深く結びついています。そのために地域社会福祉センターの中にあるのです。一方で、教育に関連する側面も存在しています。（コーディネーターA）

保育コーディネーターは、このように地域政策全体を見渡しなが、ルールを適用するだけの枠組みを超えて、新しい方策をルールの中から生み出そうと働きかけている。そして、そうしたルールの輪郭を明らかにさせる場として CCAS が存在しているのである。

次のインタビュー内容のように、地域社会に身近な存在である CCAS において、子育ては社会的包摂の条件であると認識されており、子育てにかかわる実践は地域政策の中で重要な位置にある。そして、それは「共生」をテーマに据えることができる。

### 社会的包摂の条件としての子育て

すべての子どもたちが保育施設を利用できるわけではないので、議員たちにそれを改良するように提議し、ほかの機関とも連携します。つまり、幼児学校、文化センター、社会センター、おもちゃ館など子どもの社会化の経験や喜びを持てるようにするので、「共生」をめざし、差別に対抗するためです。（略）

それ [1998 年の反・社会的排除法] は保育分野には直接関係ないのですが、この地区 (les quartiers populaires) においては、保護者の生活状況がよくないことに関心を

もっているのです。それは、結果として子どもの生活にかかわってくるものです。最近  
は子どもの貧困について多くの業務を行っています。 (コーディネーターA)

同時に予算制限があることから、次のように答えている。

### 社会政策の中での位置づけと妥協

徐々に県議会は RSA などの他の社会参入政策に関する財源を減額し、保育分野に力を  
入れています。何が必要で、必要ではないかを見分けなければなりません。公的サービ  
スの選択をしなければならないのです。差別や人々をばらばらにするようなものには  
反対なので、私たちの提供するサービスはすべての市民に関連することなのです。難し  
いのは、ますますニーズが高まる一方で財源が限られていることです。例えば、来年新  
しい保育所を作るなら 16 人雇用しなければならないのですが…。ほかのセクターか  
らもってくるか、どうするか、ほかのサービスからとってくるか。税金によって財源を  
確保するのか。それも一つのやり方ですが、議員が望みません。

(コーディネーターA)

つまり、保育を共生というテーマの中に位置づけながら、市民全体のサービスとしてサー  
ビスごとに市民を分断しないような組み合わせを探るための妥協が求められる。議員への  
働きかけは現場を把握するコーディネーターによって行われており、そのために新しい方  
針や解釈、「つながりをつくること、諸機関の間に意味を作り出すこと」(コーディネーター  
A) が必要である。それは子育て・保育施設に通えない子どもたちの社会化や保護者の参加  
を促す中で生み出されてきた。

### 「親であること」をきっかけに個人の子育てから参加する子育てへコーディネートする

保護者は来たとき、自分の子どものことしか考えていないです。施設の全体的な関心ご  
とには興味がほとんどありません。私の職務は子どもとその保護者を対象にしていて、  
保護者を集団的な何かに誘導することでもありません。(...) (親の中からミーティン  
グの) 代表を選ぶことができるのかどうかという点には大きな問題がありました。あまり  
知らないのに、なぜこの親を選んであの親ではないのか？事実、うまくいきませんでした。  
だから、最終的には保護者の総会を開きましたが、それがよかったことに気づきま

した。すべての保護者が望んでいることをその場で扱い、それぞれができる範囲で参加したり、貢献したりする。他の人の代弁をしなければならないという義務の感じがしないのです。そして、そのあとに保育所会 (conseils de crèches) を実施しました。(...) それから保護者たちはよく保育所や保護者の抱える課題について関心をもつようになっていきます。保育所という枠内をこえて、より大きなものとなっていく必要があります。

(...) 私は保護者の立場・居場所を、お祭りとかに招待するとかそういったことではなくて、どのように作るのかに大いに関心を寄せています。

(コーディネーターA)

保育が社会的包摂のひとつの手段だとしても、その親の生活環境を整える手助けは保育部門では実施されず、社会参入政策の中で取り込まれる。しかし、コーディネーターたちは、保育を通じて地域や保育職員たちと、「親であること」を手掛かりにほかの親たちと緩い関係性によってつながるための仕掛けづくりを提案する。例えば、コーディネーターAは2013年に「Charte de Parentalité (親であること憲章)」を地域の親たちと一緒に考える会を開催し、2016年に完成させることを目標にしたプロジェクトを企画している。「親であること」に伴う子育てに対する思いをその場で自由に表現し、共感できる空間を作り、身近な「地域」としての居場所づくりを目指しているのである。そのほかにも、C市では、親たちと保育関係者や保育・子育て担当地方議会議員、保育士養成学校講師たちがCCASに集まり、「子どもにとっての成功」を考えるワークショップを企画・実施するなど、立場の異なった社会的アクターが子育てを中心として意見交換を継続的に行っている。

### 「親であること」に配慮した子育てをコーディネートする

そして、子育てを通じて「親であること」をきっかけに地域づくりに参加してもらうことは、情報を共有し、職員および親自身に対する信頼を生み出し、子育てに責任をもつ親であることに自信をもつように促す活動である。「教育の問題は保護者の生活状態に関連すること」(コーディネーターA)と言われるように、子どもの教育に影響を与える親の生活状況を考慮し、「親であることの多元性」(Houzel 1999)に目を向け、「親に罪悪感やスティグマを与えないようにしながら、政策課題となっている『親であること』に配慮した活動を課題に取り組んで」いるものである(コーディネーターA)。

職員の参加は業務として行われ、彼らは親たちに声掛けするようにコーディネーターか

ら依頼されている。他方で、親の参加は義務ではなく、また毎回同じ親が参加するわけでもないが、職員たちとの交流を必要としていたり、職員の呼びかけに応じたりして参加する。つまり、親を支援する活動を通して、支援者と親との同等な関係性を構築することを目指し、地域に顔の見える信頼関係をもたらそうとしているのである。また、子育ての当事者たちと協働作業を行うことで、地域政策における保育方針に関する情報の透明性を高めている。こうした透明性に基づき、コーディネーターの裁量性が確保されることで、地域政策における連携機能を高め、「親であることに対する配慮」という新しい観点を活動の軸としている様子が把握できる。

### ③ キャリアパスの中で：裁量性の問題

こうした様々な活動は、コーディネーターの活動に一定の自由、つまり提案・実施に関する裁量が保証されているから可能になっているのである。コーディネーターという職務に特定の定義がないことは、職業イメージ、つまり役割を各自で定義し、作り上げていくことが必要になるという不安定さを内包してはいるものの、同時に自由な裁量に支えられ、一定の職業イメージに限定されることなく地域と関わることが可能となっている。他方で、「固有の推進力」という言葉からは、保証された裁量性がむしろコーディネーター自身の孤独といったネガティブなイメージを生み出す可能性もあるだけに、その負担軽減が課題となっていることが浮かびあがる。

#### 裁量性の幅と認知度

職務内容はすごく複雑ですが、すべてを一人でこなすことはできません。(…)[親支援]  
についてしっかり進めたいのですが、時間がありません。

官僚的な仕事とは全く異なる仕事ですし、子どもに関する多くの案件を抱えているのですが、知ってもらうことが難しい職務です。 (コーディネーターB)

コーディネーターは、政策決定者や子育て現場の実践者といったそれぞれの領域の主役とは異なる。事務的な作業を通して行為者をつなぎ、それぞれのメッセージを解釈し、伝える。そうした活動の中で、つなぎ目を捉えて関係性を成立させることによって新しい道筋や方法を提案する、政策理念と現場の実践をつなぐ存在である。一方で、コーディネーター自身は孤独に業務をこなしながら、集めた情報を受け止めて応答しつつ働きかけるのだが、そ

のコーディネーターの多層的な経験が記述されることも評価の対象となることも難しいため、その活動は結果として見えにくいものとなっている。したがって、こうしたコーディネーターの孤独を軽減し、業務の中で個人の専門性から生じる問題意識を活用することができるか否かは、市の子育て支援の方向性にコーディネーター自身がどれほどの影響を与えることができるかに依るのである。このような観点から見れば、「親であること」をきっかけにして社会的つながりを編み直す過程で、コーディネーター自身の社会的職業的ネットワークを深めることで政策に「固有の推進力」を与える C 市の事例は、そのような孤独を解消した上で、より妥当な形で裁量性を生かしているケースであるといえる。

### 「親であること」を中心に据えることの限界

上記で示したように、現在、保育コーディネーターは社会政策の枠組みの中で、保育を通して「親であること」という、政策理念として前景化してきた概念を用いて、子育て支援領域を超えた縦と横の関係をつなぎ、地域に信頼関係を紡ぎだすための新しい枠組みを拡充しようと試みている。

その子育ての社会的実践の中心的な当事者は、一方では子育てという一時的な活動を行う者として認識される「親として」の立場から生じる子育て支援の対象者であり、他方では経済的・社会的困難を抱える親として支援される社会的包摂支援の対象者である。今回のインタビューでは、この一時的な子育て期を終えた後に、どのようにして「地域住民、つまり市民として」政治に参加することを可能にする空間へと「親たち」をつなぐことができるのかについて、その見通しは聞き取ることができなかった。当然ながら、LAEP や Café des parents（親カフェ）、また Café des parents-enfants（親子カフェ）といった緩やかな関係性に基づく支援を可能にする親子の受け入れの場はすでに存在する。しかし、さまざまな人とのつながりから地域を創出するには、こうした「親であること」を前提として関わる活動には限界はないだろうか。親が支援される側としてその場に集まるだけではない空間づくりに対する保育関係者以外の参加については伺い知ることができなかった。

### 第3節 まとめ

聞き取り調査の結果として、保育コーディネーターは行政上のポストにありながらも、官僚的な組織の強い統制から半ば独立した業務が可能であるという自分自身の活動に自覚的であることが分かった。そして、役割形成を行う中で縦と横の関係をつなぎ、子育てを地域

に開いていく活動を目指すことで、個別対応型を超えた業務を担うことが明らかとなった。職務能力の質の向上という観点からいえば、社会資本を創出する、つなぐ役割を担った地域に不可欠な存在という自らの役割に自覚的であることによって、コーディネーターとしての役割形成を行う過程でキャリア向上や学び直しが重要な課題として認識されていることが示唆された。

しかしながら、保育コーディネーターとは1つのポスト、または職務内容であって、専門の資格はない。業務に具体的な定義もない。そのため、そのポストに就く前に習得した専門性の延長線上にあるキャリア形成として、保育運営に関するマネジメント知識や地域ニーズを分析するための専門性の向上を図りながら、地域の現場と政策をつなぐ役目を拡充しようと試みていると言えよう。こうした行為を通して、コーディネーターに係る専門性を自分自身で定義するという役割形成のあり方を取っている。すなわち、コーディネーターは、自分の専門分野に基づいた解釈と分析に依拠して、各保育所・地域資源のニーズを見極めて自治体のミッションとの関連を図り、その上で地域を基盤とした子育て政策の意味づけと新たな方向性を提案しているのである（裁量性の高さ）。さらに、具体的な保育実践においては、現場と政策を結ぶ役割（縦のつながり）を確立する活動を通して、地域の実態に合った保育・子育て支援の展開の外縁を定義し、それと同時に地域サービスをつなぐ間接的なサービスの提供や子育ての当事者たちをつなぐ仕掛けづくり（横のつながり）を行っている。

これらの点から、本研究のインタビュー調査に答えたコーディネーターには、長年の経験による多様な現場と密接な関係をもつという意味での専門性が必要とされるだけでなく、制度の内容を理解し、解釈し、ニーズに対応して活用する／させる能力という意味での専門性も必要とされていると言える。また、現在のところ厳格な定義がないために、その力を発揮するために高い裁量性が保証されている。このような側面は、現場と政策を結ぶために必要な要素であると考えられよう。

さらに、保育コーディネーターの専門性に沿った活動の結果として、各地区の子育て政策の特徴が生み出され、社会政策における保育の位置づけが練り直されていることも聞き取り調査から明らかになった。「子どもを預かる」もしくは「親の責任である」といった閉じた子育てを開いていくために、「親であること」にアプローチする地域の課題が認識され、共有されていく過程が存在するのである。そのために、保育コーディネーターは保育政策の枠組みを活用しながら、新しい社会づくりに多様な社会的アクターを誘導するのである。

しかしながら、現在のところ、保育コーディネーター自身は、コーディネーター間のネッ

トワークを作ることができない状況におかれている。その理由は、保育コーディネーターには、明確な役割分担や業務リストがなく、また自治体によっては配置されていないこともあるからである。その結果として、コーディネーターの多層的な経験は認知されにくく、労働の質に関する議論が個人的課題に留まる傾向にあるため、保育現場の議論としては可視化されにくいことも確かめられた。

また、保育コーディネーターは、子育てから広がる領域に対する配慮は「共生」という政策理念として語っていた。現在のフランスの保育は子ども、親、職員の社会参入の問題として意識されるためである（養成学校保育科主任 2013：メール回答）。しかし、子育てについて支援を受けた人が次に支援する側として社会参加することについての取り組みや実践については聞き取ることができなかった。換言するなら、「共生」という政策理念のもとで、乳幼児期の親の支援はできたとしても、その後の親であることを通じた社会参加は未開拓なままなのである。さらに、保育以外の領域との関連性については明確ではない。この点に鑑みると、地域をつくるという側面から、「親であること」を超えて子の育ちをきっかけとした実践による社会参入の方法が、フランス社会によって地域を基盤としてどのように企図されるのかについては、保育コーディネーターの活動とは別の事例からアプローチする必要がある。

そこで、これからの地域の社会資本を見出す方法について、次章において、再び親保育所およびACEPPの活動、つまり「親であること」に基づいた活動を通じて検討することにする。それを通じて、親が参加する領域で乳幼児期の子育てを終えた親たちが地域に関与する過程や関与のあり方を整理し、社会的つながりのきっかけとして機能する子育てや保育の可能性を検討したい。

#### 第4章 全国組織の活動：親は子育てを支える職員の処遇にどう関わるのか

前章では、地域を基盤とした子育て支援ネットワークが誰によって調整され、どのように「親であるということ」の空間が地域に用意されようになっているのかをみてきた。その縦横のネットワークをつなぐ役割を担う保育コーディネーターに関する研究調査から示唆されたことは、ネットワーク形成の在り方と同時に、親であることを中心にとらえる「つながり」形成には一定の限界があるという問題であった。つまり、子育てという行為の排他性を軽減することで、乳幼児の子育て中の親であること以外に親であることの活動に参加する方法はないのだろうかという問いである。そこで、本章の目的は、子育て中の当事者のたちの「共感」を、子育てが地域社会における「つながり」を創出する「きっかけ」となることによって変容させる可能性について探ることにある。まず、本論文の第2章から明らかになったことは、個別の親保育所で実践されているのは、「情緒的なつながりに依らない連帯」であるということであった。情緒的なつながりが相手への気遣いやその人と共に目的を達成しよう（佐伯 2007）という関係性であるのに対して、情緒的なつながりに依らない連帯とは、個別にもつ目的の多様性に対して他人からの共感を特別に求めることなく、認め合う関係として協働することを可能にする関係性である。そのために〈専門 - 非専門〉の関係および〈雇用者 - 被雇用者〉の関係に対して意識的であることによって関係性を複雑化させない方法がとられる点が明らかになった。

また、日本の自主保育について元森（2003）が指摘したように、個別の目的の集合体である親たちによる自主保育はその目的を達成したあと消滅してしまう現実がある。その点、フランスの親保育所はその数は増加しないが、法定化され、存続し続けている。親保育所も他の保育所同様、革新的な保育として存在し続ける限り、公的支援を受けることができる。したがって、消滅しないということは、親によって承認された専門性をもつ職員によって、親保育所が子育て領域に内在する課題を認識し、その課題を個人的なものとして矮小化しない視点をもたされることで、保育という限定的な場面だけではなく子育てという行為を社会全体に組み込ませる契機となっているのだと考えられる。そういった側面からも、多くの親が保育所を「卒業」してしまう3年間を超えて施設の継続を担い、子育ての多様性を「共感」に委ねてしまうのではなく、専門知識によって捉え直して伝える役割をもつ職員の存在は、親保育所にとってますます重要になる。

そこで、本章では、社会における親であることの間いかけの一方にある、親が主体である施設の中における職員の待遇や育成について取り上げる。それは、親として保育に参加する



ことを代表する団体である「子ども・親・職員全国アソシアション (ACEPP)」の活動が、親に対して保育現場にその場限りで参加すること以外の形で社会参加のルートを用意することができるからである。さらに、そうした活動は、親にとって子育て領域における個人的な問題関心にとどまらず、保育所経営者として労働に関連する領域で展開される集合的な関心に支えられた活動であるとみなすことができる。つまり、そうした活動は、子育て活動に関わる関係者を増やす必要があると参加者たちに認識させることにもなるといえよう。したがって、本章では、そもそも存在する労働条件や人材育成の側面に関する社会政策に、ACEPP が関与し、政策パートナーとして果たしてきた役割や貢献について焦点をあてる。そのため、最初に ACEPP 組織について整理する。次に、親が参加する保育をつくる親のパートナーである職員の処遇に対する関わり方を、ACEPP の 2 つの活動である社会的・家族的つながりの担い手 (ALISFA) <sup>49</sup> に関わる労働協約と研修・養成制度に取り組む職員の視点から検討したい。そして、アソシアションが保育サービス供給主体としてだけではなく、保育の質をコントロールする役割を多様なパートナーシップを作り出すことによって可能にしている点を明らかにしたい。

## 第 1 節 全国組織 ACEPP について

親保育所が社会的認知を上げることになったのは「子ども・親・職員全国団体 (ACEPP)」の役割が大きい。ACEPP は、個別の親保育所ではなかなか子育て政策への影響力を行使しにくい状況の中で、行政機関や公的な中間支援組織との交渉力を上げるために 80 年代に創設されたことを第 2 章でみた。2016 年現在、事務局 6 名 (理事 2 名、副理事 2 名、秘書 1 名、会計 1 名) で構成され、理事会メンバーは 30 席から成っている。その内訳は、受け入れ施設に 7 席、親による施設 7 席、ACEPP ネットワークの地域連盟に 9 席、個人に対して 7 席である。その他、9 名が雇用されている。受付や事務局補佐として実務を担当する者および司書のほか、プロジェクト部門の担当者である。大きく分けると、農村地域開発部 (2 名)、教育・養成と雇用の部 (1 名)、乳幼児と雇用の部 (1 名)、親であること多様化の部 (2 名) である。ACEPP は情報共有の面で孤立しやすい親保育所をつなぐ役割をもっている。こうしたつなぎ目となるのが 4 つの活動である。職員と親との関係に注目した取り組みとして研修・養成制度の確立のための活動と労働協約の義務化に向けた活動、親として参加することの再定義に関わる親参加ラベルの作成、多様性をキーワードにした取り組みとして多文化保育や障がい共生保育に関するネットワークの形成である。

第2章の中でみてきように現在のACEPPはACEPとして1980年に創設された。その規模<sup>50</sup>は、1988年パンフレットによると、1988年現在までに400ある親保育所のうち、親保育所連合としてのACEPには320施設が加盟し、毎年100のプロジェクトが立ち上げられ、15000家族が親運営の受け入れ施設を選択している（ACEP発行年不明）。そしてACEPPは、6つの地域支部と2つの県支部を持っていた。地域支部とは、パ・ド・カレ地域、イル・ド・フランス地域、ミディ・ピレネー地域、ブルターニュ地域、ローヌ・アルプス地域、ポワトゥ＝シャロン＝リムザン地域圏の6つである。2016年には、地域レベルでは7、県レベルでは20存在する。県レベルの加盟団体は増加している。ACEPPに加盟している施設全体で20000人の受け入れ数を持ち、6000人の職員が働いており、30000家族が加盟している。2005年と2009年のACEPPパンフレットと比較すると、それぞれの受け入れ数には変化がない一方で、職員数や子ども、家族数が減少している<sup>51</sup>。また、ボランティアとして参加する人数は42000人（2009年）である。ACEPP加盟の各受け入れ施設は受け入れ数20程度の保育所か受け入れ数10のマイクロ・クレシュが大半を占め、少なくとも平均8名以下の職員が勤務している。この全国ネットワークを通じて、「子どもの受け入れ憲章」や「ACEPPが思う『親であること』」<sup>52</sup>といった理念を全国の親保育所で共有し、「子どもにとって第一義的教育者である親たち」（「子どもの受け入れ憲章」）の「活発な連帯ネットワーク」（「ACEPPが思う『親であること』」）を担うアソシアシオンとしてACEPPは活動している。

これまでの加盟数の変化をみてみると、80年代に加盟数が伸びている。90年代にかけて親保育所が増加したことを反映していると考えられよう。1980年から90年に創設された地域や県連盟は、全国ACEPPに加え、11団体である。1990年から2000年は9団体、2000年から2011年は12団体である（ACEPP2012年2月発行の資料）。2011年時点で、地域もしくは県連盟に加盟した施設は813団体、どの支部にも所属していないため全国ACEPPに直接加盟している60団体をあわせて、ACEPPのネットワークに属している施設は合計873ある。それらの年代ごとの加盟数の変化を見たものが図15である。単一型の親保育所以外が加盟数全体に占める割合が90年代に多くなっている。

また、第2章でみたように1990年末まで親保育所や親による子育て施設数が増えていたにも関わらず（図16）、加盟数は伸びなかったことがわかる。一方で、施設数が減少し始める2000年以降、ACEPPへの加盟数は増加している。2011年資料と比べると、2014年は再び加盟数は減り、827となっている（ACEPP2014）。地域レベルが6団体、県レベルが

22あり、地域連盟を持たない38の県が全国ACEPPに直接加盟している。

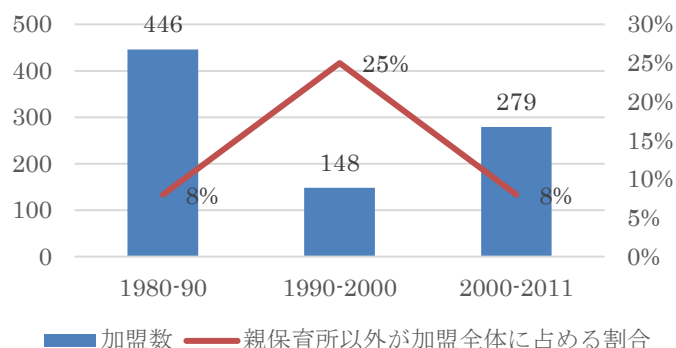


図 15 年代ごとの新たな加盟団体数

出所：ACEPPの2012年2月発行の資料より筆者作成

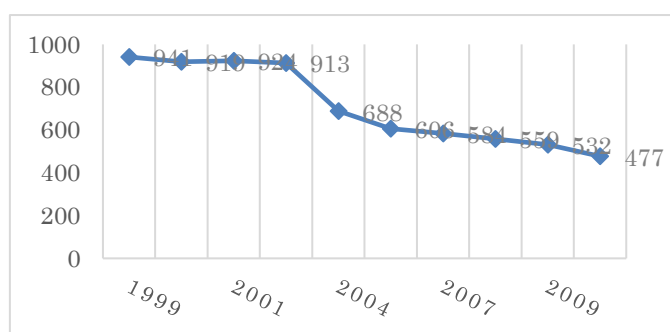


図 16 親によるアソシアシオン型保育所および子育て施設数の変化

出所：DREES（2004）（2006）（2012）を基に筆者作成

親保育所や親による受け入れ施設数の減少の影響があるとはいえ、明らかに加盟数は親保育所や受け入れ施設数を超えている。これは世代間交流広場や親の市民大学、親カフェや親たちの集いの家、母子の余暇センター、学童保育、食堂やおもちゃ館や遊びの広場、子どもの文化センターなど、保育に限らない子育ての空間に「親であること」をモチーフに参加する空間づくりにACEPPが関わっていることを示している。

このように親によるアソシアシオンは保育所に限らず多様な形態のサービスを展開しており、その全国ネットワークACEPPが個別の親保育所の情報を収集している。2016年の親保育所の平均的な収支状況についてみると、支出の内訳は80%が人件費、7%が施設費、13%が設備費や食費、教材費である。一方、収入内訳は29%が家族負担、25%が家族手当金

庫等の公的・中間支援組織からの補助金、25%が自治体、14%が支援付雇用補助金、4%が県議会、3%がその他となっている（図 17）。

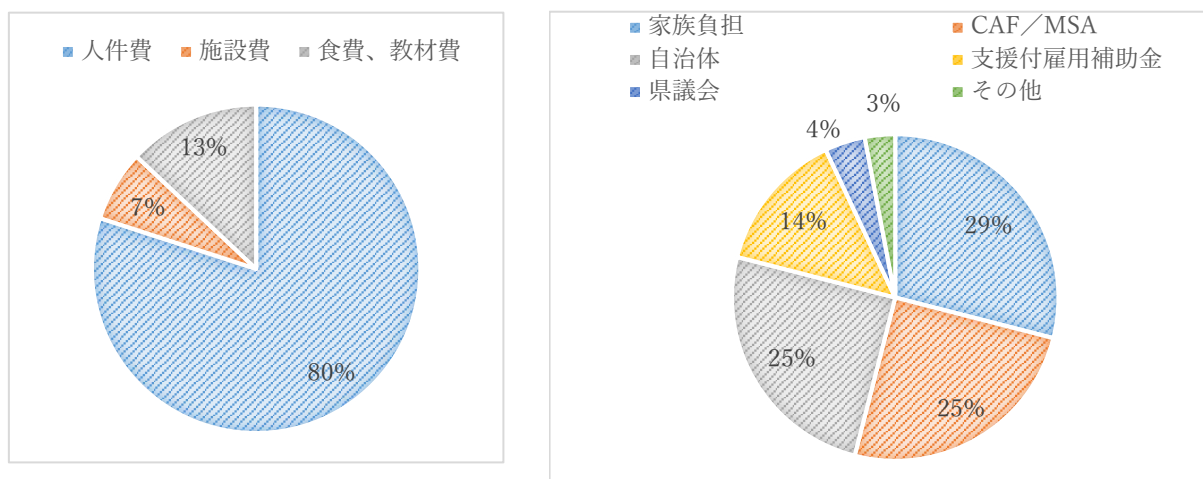


図 17 支出と収入の内訳

出所：ACEPP パンフレット（2016）を基に筆者作成

Petrella *et al.* (2013) が指摘するように、親保育の多くは資本調達に困難を抱え、閉鎖に追い込まれるケースが多いという。このように運営に関して保育を提供する職員の人件費は経営者である親たちにとって保育所の存続を左右するものである。また、先にみたように、ACEPP に加盟する保育施設で働く職員の数は減少傾向にあるが、それはつまり親が保育に参加することへの理解者である職員が減少しているということである。したがって、親と協働する能力をもつ職員の確保が課題となる。そこで、保育の質の保証と人材確保に ACEPP がどのように取り組んできたのかについて整理する。

## 第 2 節 職員の処遇に対する取り組み：アソシアシオン型保育施設における労働協約について

1980 年代以降には、特に労働時間の柔軟化や短縮を行うための企業レベルでの交渉や協定締結が必要となった。したがって、団体交渉の促進やそれを保障する労働協約制度の改革など、労使交渉によって働き方を柔軟にする政策が進められた。そうした中、初めて社会福祉センター分野に特化して作成されたのが 1983 年 6 月 4 日労働協約である。しかしながら、この労働協約はその後しばらく、アソシアシオン型保育施設には適応されなかった。1997 年には労働大臣によりアニメーション労働協約に則った原案が提案されたものの、

ACEPPはその原案の内容が保育現場に即していないという理由から、政府のパブリッシュコメント募集の呼びかけに基づいて独自に制定案を作成した。その結果、2005年1月に労働協定の附則6が適用され、「公衆衛生法 R.2324-16以降、特に、子ども・親・職員団体<sup>53</sup>や利用者の責任と参加によって創設された幼児受け入れ施設に拡大」されることとなった。その後、2007年の義務化を経て、2009年にALISFA<sup>54</sup>として名前を変え、全てのアソシエーション型「幼児期（子ども期・保育）」施設へと適用されることになった。労働協約義務化の流れの中で、アソシエーションやボランティアとして関わる個人にとってそれぞれのニーズを実現させるための活動とはどのような内容をもつものなのかについて理解したい。

## 調査内容

こうした背景を念頭において実施した調査では、上記の労働協約（ALISFA）に焦点を当て、なぜ労働協約を義務化するに至ったのかという観点から、その義務化をめぐる実践に着目し、その取り組みに携わった当事者の関わり方を整理する。その上で、彼ら当事者の実践が、社会における子育ての領域において、どのような意味をもつのかについて検討する。

## 調査方法

分析対象のデータとしては、ACEPPが労働協約の義務化にむけた準備として作成した「ACEPP 集团的規範に関するアンケート調査実施の調査依頼の説明書き」（巻末資料③、2000年）および「調査結果の一次資料」（巻末資料④、2000年）を利用し、さらに関係者への聞き取り調査を資料として用いた。聞き取り調査の対象者は、パリ市のACEPP職員である農村地域開発部の担当者と乳幼児と雇用の部の担当者、グルノーブル市の元・親保育所理事長兼ACEPPボランティアCである。前者のACEPP職員には2013年11月、後者には2015年3月および2016年3月に聞き取り調査を行った（調査概要は巻末資料⑤を参照）。質問内容は、現在の所属と職務、自身のキャリアについて、そして労働協約義務化に向けた取り組みと関与の仕方である。

## ACEPPが行ったアンケートの協力依頼の説明書きについて

まず、ACEPPとしては、各親保育所の多様性それ自体を否定するわけではない。しかし、それぞれの規範に基づいて運営を行ってきた親保育所の労働環境を社会一般の規範に合わせて標準化することで、施設の社会的認知を得て、公的・行政機関との交渉力を持つことを

大きな目的として掲げている。上記文書の最初には、「政府から提案された既存の協約は拒否し、現場に合った (*sur mesure*) 規範を作成する」とあり、その点について例えば「オリジナリティは何か？」という項目の中で以下のように触れている。

1. 雇用者はボランティアである。被雇用者、ボランティアの間で施設責任を共有し、その共有の在り方は施設ごとで異なる。
2. 施設は人間的な [ちょうどよい] 規模であること、アソシアティヴな側面に労働者が貢献 (*implication*) していること、援助契約 (*contrats aidés*) の付き添いを行う場となっている。
3. したがって、多面的な基準による [賃金] 表は、それぞれの状況に応じて、従来の労働協約が行っているような学位の有無や勤続に応じたものだけではなく、経験やアソシアシオンにおける貢献や責任度合を考慮したものとなっている。

([ ] は筆者による補足、下線部筆者。以下同じ)

また、別の箇所では「適用した規則範囲を明確にし、アソシアシオンの社会的・教育計画を価値づけること」によって社会的認知が高まり、ローカルなレベルにおける公的機関・行政機関との対話が可能となり、その結果「適切な運営に必要な資金力を担保すること」に結びつけるという考えも記載されている。つまり、そのような企図を ACEPP の戦略として共有しようとする意図が表明されているのである。別の観点から見れば、このような考え方は、労働協約適用後に当然予想される「経済的負担の高まり」への 1 つの解決策として、あらかじめ提示されているのである。

### ACEPP が行ったアンケート調査について

ACEPP は、労働協約作成の前段階において集団的規範についての案 (*Projet de statut collectif*) に対するアンケート調査を実施している。集計報告書には、2000 年 3 月 15 日が締切日では短期間過ぎるという声が上がリ、その後 5 月 7 日に締め切りを延長したことも記録されている。ACEPP 担当者による集計結果は、この最初の締切日である 2000 年 3 月 15 日作成資料のみを参照したものである。その時点の回答数は 39 であり、回答期限の延期後は 159 に回答数が増加している。質問内容としては 7 項目あり、自由記述も設けられている。巻末資料③の括弧内は筆者が 159 の回答数を集計した結果である。

ACEPP 担当者の集計と筆者の集計を比べても、「経済的理由」「原文理解不能」を除いて、大きな違いはない。回答者のうち親が占める割合は 41%、そして両者（親と職員ともに回答）33%となっており、親の回答は両者を合わせると 70%を超えている。当然、雇用者としての親の関心は高い。協約を適用するための問題点としては、原案が複雑で理解するのが困難であるというよりは経済的な理由をあげる回答が半数を超えている。職員の給与に関するリスト、つまり労働に対する適切な給与基準を設定することは必要だと感じているが（65%）、経済的な負担が全国の親保育所にはのしかかるため、財政的な支援が必要であることが共通認識としてあることが分かる。質問項目 7 に見られるように、協約の義務化は必ずしも望ましいことだとは認識されていないのである。

しかし、ACEPP は集团的規範の義務化を望んでいた。それは義務化されていないことにより家族手当金庫との交渉の場面において不利に働くからである。例えば、ACEPP による有資格者の実態と対応をまとめた報告書（2003）によると、職員給与を上げるために必要な資金援助を申し出たがシェール県やジロンド県の家族手当金庫は集团的規範が義務化されていないことを理由に断っている（ACEPP 2003：7）。このような場面において、労働協約を義務化することが交渉の際に有効な条件になると考えられていたのである。

## 結果

労働協約義務化への取り組みの目的は、資金調達を交渉するための条件をそろえることであることが資料で明らかになった。さらに、関係者への聞き取りを加え、課題とそれに対応して掲げた戦略として行われる具体的な実践は、以下の 3 つの観点から意味づけることができると考えられる。1 つ目は、取り組みの経緯について：親保育所の減少と職員の確保、そして、労働環境と保育の質の関係の認識、2 つ目は、ガバナンスについて：対話をうみだす仕組み、3 つ目は、社会的コミットメントにつながる経路について：親たちのキャリアアップの 1 つの活動に連なる実践、である。

### ACEPP の取り組みの経緯について：親保育所の減少と職員の確保、そして、労働環境と保育の質の関係の認識

ACEPP が労働協約案作成に取り組むようになった発端は、政府から関係者・関係団体に向けたパブリックコメント公募があったことは上記で見えてきたとおりである。ヨーロッパ全体を見渡しても、フランスは保育分野に関わるアソシアションに対して労働協約が存在

しない稀有な例であり、子どもにとっての保育を考えるために適切な労働環境を整備することは必要な作業だったと考えられていた（農村地域開発担当者の回答）。それだけではなく、ACEPP や親保育所運営に関わる親たちの認識として、以下のように述べられている。

つまり、研修制度がうまくいくほど、より多くの有資格者が〔親保育所に〕いてくれることになります。〔職員の〕賃金は本当に、本当に、低かったのです。〔職員の心をつかむ〕ロイヤリティーの向上を保証するためではなく、親ラベル作成プロジェクトを進めることに強く起因していたのです。〔親たちは〕職員は残るべきだと思っていて、職員は去るべきではなく、〔親と協働してラベルを作成するという〕時期的な問題に強く関連づけられているのです。なぜなら、彼らは「親の居場所の保証人」であり、親の居場所をサポートする保証人であるからであり、またより多くの職員が背を向けて去ってしまえば、ますます「親であること企画〔親ラベル作成のプロジェクト〕」は維持できなくなってしまうからです。ですので、ACEPP としては常に職員が〔親保育所で〕うまくやれているのかについて気をつけていて、もしうまくいっていないなら「親であること企画」もじきに消滅してしまうと言って（経営者である親たちに）注意を促していました。だから、〔親と職員の関係は〕適切な契約の下になくてはならず、公的施設の労働環境の状況を見ながら適切な条件を提供できなければならなかったのです。なぜなら、フランスの多くのサービス運営は公的施設が行っているのですから、少しでも良い条件の労働条件を提供しないとイケなかったということです。したがって、みんなにより良い賃金を支払うためだったということになります。

（ACEPP 乳幼児と雇用の部の担当者）

つまり、親保育所の本質である親であることを基にした企画の実現など、親の参加を保証してくれるのは職員なのである。加えて、保育職員の確保は容易ではないのである<sup>55</sup>。したがって、その職員が他の施設（多くは公立施設）に移動するのを防ぐためにも、労働協約は必要であるとみなされている。アンケート調査の自由回答欄にも、これと同様の意見がみられる。

2001 年に代替職員や 3 人の若年スタッフを無期限契約化することを望んでいます。

(...) したがって、これらの無期限契約化と集团的規範を同時に適用することができま



せん。私たちにとって第一に重要に思われることは、現時点で雇っている援助契約のスタッフを私たちの施設内で維持することです。そして、そのスタッフたちに彼らのポストに付随する責任や能力に見合った給与を支払うことが重要なのです。

(Cazillac の子育て施設)

このように園の存続は親にとっての大きな関心事であり、そのためにも職員が必要であるという認識があることが分かる。こうした傾向は親保育所全体でみられ、保育サービス分野の抱える社会的課題として職員問題を扱う必要があるという共通認識を生む傾向にある。また、支援付雇用契約 (CES, CEC) <sup>56</sup>は子育て施設を維持するには無視できない制度であると指摘されるものの、労働協約を適用することによってこうした支援付雇用契約と正規雇用の格差を広げてしまう点で課題があると言及されている。同時に、子育て支援の領域外で導入された 2002 年以降の 35 時間労働の影響も予想され、労働協約の中で最も大きな問題であるのは、従来人材確保と育成のために活用してきた援助契約の消滅の可能性であるとの指摘がなされた。これは園の継続と安定と質の確保のための喫緊の課題であり、つまり職員問題は、単に職員個人の人生履歴や生活様式を理解して共感を生むことだけにとどまらず、子育て空間を維持する活動という社会的課題として位置付けられるのである。

とはいえ、どのような保育職員であってもいいわけではない。聞き取りの際には、保育の質を高める研修制度の必要性についても言及されている。その際、園の消滅を回避するために公的機関と交渉しやすくするためにも、質の確保されたサービスを提供することによって社会的承認を得やすくすることが目的であると述べられている。このような観点から、サービスの質を管理する行政機関に対して、サービス提供者は質を高めることによって資金調達のための交渉が可能になるという相乗効果が生まれる戦略が想定されている。

だから、自分たちの施設だけが賃金を上げる決定をしたというよりも、「協約がすべての施設に適用されているので、財政的な効果をもっています」と言ってコミュニケーションと議論の方がずっと簡単なのです。

(ACEPP ボランティア C)

また、職員の労働協約の問題は、親保育所の本質である「親が経営すること」から生ずる、子どもが卒園した親から現役の親への保育所運営の継承の難しさの問題を補う意味で重要である。このような観点から、適正な労働協約は流動的な集団に一定の継続性を付与するこ

とによって、新体制であっても運営方針を継承できるため、消滅を防ぐと同時に、伝統的な公的保育となり親保育所としての個性を失わないための方法としても評価されている。

### ガバナンスについて：対話を生み出す仕組み

フランスの家族政策・子育て政策においては、水平的および垂直的な関係にある諸組織間の協働が存在している。とはいえ、子育てサービスの供給や管理が多元化・分権化していることを背景に、中央政府による管理とパートナーとの協働との境界が揺れ動く中で、政府の役割への過大な期待が前提となっているわけではない。また、Petrella *et al.* (2013) が指摘するように、保育企業の参入を含め保育サービス運営主体が多様化する中で、アソシアシオン型労働協約が義務化されず自由度の高い保育サービスと比べると、協約が義務化されたアソシアシオン型保育は経済的負担の増加により園の存続に困難を抱えやすくなるのは必死である。そこで、管理が強化され、自由を放棄するようにみえる労働協約は何のためのツールとして活用されたのであろうか。子育てに関する領域において日常的な営みとして子育てを行う当事者たちが、社会的に解決すべき問題を発見し、関与していくためのツールとして解釈しなおされているのではないだろうか。したがって、子育て領域において対話を生み出すガバナンスとして位置づけることによって、それがどのような方法と仕組みを持っているのかについて検討する。

まず、ACEPP は単独で労働協約を作成するわけではない。アソシアシオンのさまざまな分野で協約に携わってきた SNAEC SO とつながることによって（横のつながり）、社会に意見を反映させてきた。ACEPP が SNAEC SO のメンバーになった理由についてグルノーブルの親は、以下のように答えている。

労働協約は ACEPP の価値観にもっとも近かったのです。つまり、被雇用者にとってたくさんのお楽しみを提供していたと思います。ACEPP は親、そして職員から成り立っているからです。つまり、アニメーションの労働協約はスタッフにとっては十分なものではなく、アニメーション協約と比べてこの労働協約は「親と職員が協働で行う」ACEPP [の価値] に近かったのです。また、1966 年協約も多くの利点がありましたが、それはむしろ心理士や医師に対する内容であり、夜間労働がある場合のものであって、保育所には適したものではありませんでした。アソシアシオン型の社会福祉センターの労働協約があり、それは経営者組合の価値観やボランティアの位置づけに適合させたも

のでしたから [ACEPP はその内容について取り組むことになったのです]、...。(略)  
それは労働者だけではなくボランティア経営者を考慮した労働協約です。そして、この協約の言うところでは、ボランティア経営者であることは被雇用者であることとは違  
うし、[経営者ではないその他のボランティアなどをして] 恩恵を得る人たちとも違  
うのです。だから、それらの点について異なった点を認める捉え方なのであり、そのよ  
うな異なった捉え方のためには異なったツールが必要なのです。

(ACEPP ボランティア C)

ここでは労働協約の作成に際し、単なる雇用者と労働者の関係に還元してしまわないよ  
うな形を目指す必要があると捉えられている。保健看護に偏った伝統的な保育ではなく、地  
域に根ざし、参加者たちが共につくるウェルビーイングとしての保育を目指し、ボランティ  
アの親が経営者として関わる組織として労働者と関わることを明示することが求められた。  
そこで、アソシアシオン組織における労働協約を作成する経験の蓄積のある SNAECSO と  
協働して労働協約を作成することが選択されている。作られた労働協約は、新しい課題を設  
定し、子育て領域の中に安定を見出すツールとして用られようとしていることが分かる。例  
えば、労働協約 (ALISF) 作成を ACEPP とともにに行った SNAECSO のパンフレットには、  
以下のように述べられている。

「私たちのアソシアシオンにおける社会福祉のフィールドは未開拓です。労働協約があ  
れば、私たちは参照枠をもつことになり、それによって被雇用者に対応することができ、  
経営を安定化させることができます。」今までの個別に検討してきた経験をゼロにして、  
この枠組みによって新しい取り組みが行いやすくなります。こうして、当初は考慮して  
いなかったものの、安全面を確立することの必要性が明らかとなったのです。

(SNAESCO パンフレット, p. 24, 下線は筆者) 57

こうして ACEPP は新しい取り組みを発見する役割を担い、参照されるアクターとして  
社会的承認をされていくようになる。それは、長期間にわたる議論の積み重ねによる過程で  
ある。以下の聞き取り結果においては、その間、親の参加する保育を代表する ACEPP の担  
当者は個別の子育て施設を訪問するなどし、意見交換を積み上げ、ネットワークを強化して  
いった過程について語った。

最初に考えたのは、労働条件を調整する必要があるということでした。つまり X ユーロを払う組織があったり、Y ユーロを払う組織があったりすることで、私たちの保育所に職員が働きに来ないといった事態があることに気づく必要があったのです。(略) 雇用者である親たちは、共通の枠組みを見つけることに同意するものです。だから、私は徐々にですが、いや、それには時間がかかりましたが、県から県、そして保育所から保育所へとその理解を広めたのです。(略) 徐々に [労働協約の] 文章を作成し、私の仕事はネットワークの力を高めるための作業だったのですが、その後、法的・技術的な面での作業があり、フランスにはどんな労働協約があるのか、そして私たちのもっている特徴と一致するものがあるのかをどうかを調べるというものでした。それ [らの仕事] は、選んだ労働協約を私たちの実践に合わせるということで、そのために 5~6 年、いや 8 年かかりました。つまり、生まれつつあるネットワークと労働協約との間で [一致させるためにです]、...。それ [らの仕事] は、「ほら、それらは [ネットワークと労働協約は] 結び合わせることができるし、その後になってから、次の段階に入ることになる」というようなものでした。それが 2004 年、つまり 10 年前です。そして、その後の段階においては、実際にそれらを [現場に] 一致させる必要がありましたが、そのためには非常に多くの時間がかかりました。ようやく最近になって、そのような点 [自分たちの保育所運営の方針と一致させる必要性] については、もう話すこともなくなりつつあります。つまり、労働協約が義務化されてから第 2 世代に入っていますが、彼らはそのような点 [自分たちの保育所運営の方針と一致させる必要性] に OK を出している世代なのです。なぜならば、労働協約の義務化の後に開設されたすべての保育所は、さまざまな価値観を伴って労働協約を適用しているからです。

(ACEPP 乳幼児と雇用の部の担当者)

労働協約によって実現される経営者と雇用者との固定的な関係性だけでなく、労働協約作成過程に参加することで現場の意見を反映させようとする。さらに、新しい解釈を作り出す仕掛けとして労働協約を活用していることについて、以下のように ACEPP 乳幼児と雇用の部の担当者が述べていた。

ACEPP はその点 [親参加という理念] に起源をもっているので、人を採用してから、ゆっくりと徐々に彼ら／彼女らを学位取得へと向き合わせようとしています。そのよ

うなことは、一定程度の期間における職業研修によってしかなしえないことです。そのようなプログラムはこれまでに非常に多く存在していました。その後になって、20年経ってから、もう親には耐えられないと考える職員をサポートするということがありました。職員たちが親たちに対して我慢することができなくなってしまったのです。それというのも、専門的実践を繰り返し問う作業が常に行われて、何度も何度も繰り返し、また始めからという風にしていくので。 (ACEPP 乳幼児と雇用の部の担当者)

親にとって専門性の高い職員は保育の質や安全を保証するものであり、そのための教育訓練が必要であった。しかし、研修の機会は雇用者としての親が必要と考える場合に許可される恣意的なものになりがちであった。それでは協働の形としての保育所には不足で、それを改善する必要があったのである。

労働協約を適用したことで、フランスの大部分では、継続職業研修に関するすべての資金を統合することが可能になったのです。つまり、人々を教育しなくてはいけないと主張することではなくて、人々を教育するための費用を払わなくてはいけない、ということなのです。そして、そのようなこと [費用負担の義務化] は、労働協約の中でしかできないことなのです。 (ACEPP 乳幼児と雇用の部の担当者)

つまり、研修すべきだという指導的な考え方ではなく、労働協約の中でしかできないことだから研修費用を支払うべきであるという考え方を作ることが重要であるという判断である。もちろん、ACEPPのアンケートの結果のなかでは、研修の必要性には合意があっても実施になかなか結びつかないという課題があることも同時に語られており、その点を克服するためにも、個別に対応することに時間をかけているという答えがあった。

それでは、このような考え方に則ることができるとするならば、組織内部ではどのような対話が生まれるのであろうか？労働協約作成にボランティアで参加した親は以下のように述べ、労働協約適用に基づくことで、既存のルールを別の方法で解釈することに慣れることや、その点について考えるきっかけの必要性を強く感じたという。

そうかもしれませんね、、、。たとえば、被雇用者が12月に給与の半分を賞与として受ける慣行があったとすると、私たちに提案されたことは、給与の年額は変わらないとし

ても、12ヶ月で年額を割って支払われるということがありました。なぜなら労働協約にそう書いてあるからなので。でも、複雑でした。なぜなら、このクリスマス時期の賞与が12ヶ月割になった場合とくらべると。心理的には、以前はクリスマスには賞与があつて多くもらっていたような気がしていたので。 (ACEPP ボランティア C)

この言葉から読み取れるように、考えるきっかけとして、年間給与が不変であってもボーナスという「心理的効果」がなくなることによるネガティブな影響が挙げられる。こうした点についても、雇用者である親には職員への説明責任が生まれるのである。また、保育内容の一日の連続性を考えたとき(保育の質)、必ず休憩を取る体制への変更(労働環境の整備、質)によって、保育士の働き方についても考え直さなければならなくなった。その結果、次に示すように、職員たちと働き方について対話し、資金調達について理解を得ながら調整することが求められるのである。

労働協約の中には、20分休憩を取らないといけないといったものがあります。だから、みんなの時間割を調整しなければなりません。なぜなら、以前はそういったものはなかったからです。施設長と一緒にプランニングしなければなりません、同時にその機会を使ってプランニングを見直すこともできたのです。例えば、昼12時から2時まではスタッフが多い、いや多すぎたのですが、彼らは9時～12時と14時～15時に分けるといった風に分割することを望まず、休み時間を入れずに続けて働きたいと言っていました。しかし、それは問題だったので、資金面で問題があることを説明しなくてはなりません。 (ACEPP ボランティア C)

このような指摘に続いて、労働協約適用によって面談の在り方にも影響が現れるのではないかと指摘もなされた。そのため、労働協約適用によって面談が形骸化し、園内のコミュニケーションの障がいになってしまう危険性に対応するための工夫が必要になってくる。そのため、職員と親たちが面談の方法についても考え、対話するようになるのである。

例えば、「例会以外での話し合いや意見交換として不可欠の機会」として、年毎の評価面談が実施されていました。当初は施設長と管理者(親)も参加して面談が行われていましたが、彼ら2名同時の参加はすぐに放棄されたのです。なぜなら、「親たちといつ

も近い関係性をもっているとは限らず、被雇用者からの受けが悪かったのです。」その後、評価項目は職員と親が決め、施設長だけが面談を行うことにしました。

(SNAEC SO パンフレット, 下線は筆者)

### 社会的コミットメントにつながる経路について：親たちのキャリアアップにつながる実践

以上のようにインタビュー結果を分析した結果、アソシアシオンの内部、横のネットワークだけでなく、法制度作成に関わる縦のつながりをもつための対話を生み出そうという意図が観察できた。さて、これまで見てきたような子育ての関係者に加えて、これらの活動にはボランティアとして参加する親たちも存在することも忘れることはできない。ここでは、より個人的なマイクロレベルにおいて、どういった理由から彼らがこれらの活動に参加するに至るのかを検討したい。まずは、そのような親の一例を、キャリアに注目しつつ、提示しておく。

次節で述べる研修制度に関する聞き取り調査対象者 M 氏がインタビューの中で指摘しているが、親保育所の経験を通じて、すでにソーシャルワーカーの資格をもっている幾人かの親たちは自分たちの興味のある分野を深めるために高等学位へ進学し、その結果、教育者 (formateur) としてのポストを得ることが可能になっている。ACEPP ボランティアを経験したグルノーブル市の親保育所の元理事長 C の場合は、もともとソーシャルワーカーではなかったが、保育教諭養成学校へ入学し、学位を取得したことによって保育分野で活動するキャリア形成を行っている (表 8)。

表 8 調査協力者 C (グルノーブル) のキャリア

1999 (32 歳) - 2005 年	親保育所を利用 (子ども 2 人、6 年間)
2000 - 2005 年	親保育所の理事長として活動を始める
同年	集团的規範に関わるアンケート調査実施をみて、ACEPP でその作成に関わるボランティアとしても活動開始 活動内容：週 4 日パートタイム労働 (組み立て工) だったため、週 1 日はパリに向かうことは可能であり、そのうち 3 か月のミーティングに参加するボランティア活動 (日帰り)
2016 年現在継続	SNAEC SO ボランティアとして活動開始
2016 年現在継続	ACEPP-38(地方支部)メンバーとして、理事長時代の経験を活かし、技術的な面や財政面で個別の親保育所の支援にあたる。
2007 - 2010 年	社会福祉専門養成機関に入学 (2 度目の受験で合格) ~3 年間
2015 年 3 月現在	親子広場 (LAEP) 施設長

親として親保育所を利用しながら、運営することで、現場の経験を活用し、キャリアを積

み重ねることが可能になったケースである。雇用者としての親の視点は個人のキャリア開発に留まらず、社会における子育ての空間を維持するための能力として位置付けられ、また政策へと参加する力を蓄積することにもつながると言えよう。そして、ACEPP というアソシアシオンにボランティアとして参加することによって、社会参加が現実的に準備されているのである。

こうした社会に対する影響力の行使の仕方として、次のインタビュー結果は、親保育所への参加を通じて、経営者として活動し、自分自身の子育てから離れ、現在はボランティアとして参加する親が、子育て支援を必要とする人とそれをサポートする職員と間の調整、つまり、雇用問題という社会問題に対して、社会のメンバーシップとして一定の役割を担うことを認識するに至る出来事を示しているといえよう。

有期限契約の場合、一度契約が切れた後に、2度以上契約を続けて行うことはできません。そうでないと、無期限契約に切り替えなければならないのです。労働法典でそう決まっているからです。しかし、保育所ではそれは合いません。なぜなら、代替要員である場合などは、3度目でも同じ人を採用したいと思うからです。ある時には、このように矛盾した状況にあるのです。つまり、3度目も有期限雇用契約で採用してしまうと、そのスタッフは裁判所へ訴え出て、「無期限雇用契約で雇用して欲しい」と要求するリスクがあるのです。しかし、一般的に保育所では、そういったこと〔無期限雇用契約に切り変えること〕はせずに、経営者としてリスク〔3度目にも同じ人を採用するリスク〕を取るようになります。また、全員が一致して〔親保育所に馴染んだ代替要員による〕保育の質の方を優先すると言うでしょう。ただし、たとえ低いリスクであったとしても、SNAECISO はそういったことをしないように指導しますが、、、。

(ACEPP ボランティア C)

このように、労働協約上は、有期限雇用契約のまま同じ人を継続的に雇用し続けることができないが、無期限雇用契約で代替職員を雇用する必要性があるかどうか見極めることも困難である点が指摘される。さらに、保育士も親であり、また労働者であることから、子どもの病気で休むことがある点についての懸念も、「自分の子どもを預ける」施設に対するニーズとして集団的規範アンケートの回答の中で挙がっている。すなわち、親としてサービスを利用する立場と、安心できる保育サービスを提供する雇用者としての立場とが共存して



いるのである。したがって、雇用者でもある親は、親保育所の存続と保育の質の担保を目指すために複数の認識に配慮しながら、職員の労働条件を取り扱う活動、つまり、保育関係者の労働環境に関わる政策に間接的に参加していることになるといえよう。

次に、保育の質を高めるための 2 つ目の取り組みである養成・研修制度について次節で取り上げる。

### 第 3 節 職員の育成に対する取り組み：教育研修制度を通じた雇用政策との接点

労働協約義務化に向けた取り組みの事例でみたように、ACEPP は親たちの代表として、親である雇用者が安心できる保育を目指し、親の参加を可能にし続けるために職員の就労条件の整備を行ってきた。労働協約の中では職員には研修制度の権利が発生しており、それは保育の質を高めることに貢献するものである。それぞれの親保育所の現場では、資格の異なる保育者たち—保育教諭、保育士や保育職適性資格を持つ者—が親とともに子どもの保育にあたっている。親と職員が協働していく中で、複数の保育者によって提供される保育の質を高め、親の参加を維持したいと雇用者である親たちは考える。一方で、キャリアを積んでいきたいと願う職員がいる。この両者のニーズが子育て領域にどのような空間を作り出してきたのだろうか。現在、個別の親保育所は他の子育て施設同様、研修現場として学生や職業訓練生の受け入れを行い、ACEPP は具体的な受け入れ方法や研修中のスーパーバイザーの役割について個別の施設に対して助言を行うこともある。そこで、こうした教育研修制度が ACEPP ネットワーク内でどのように作り上げられてきたのかについて整理することによって、親が保育に参加するという理念を实践へとつなぐルートのあり方について探ることとする。

#### 背景

異なる資格をもつ職員たちが保育所で一緒に働いている。保健保育士、保育教諭、保育士、保育職適性資格（CAP petite enfance）などである。

衛生看護分野の保健保育士とは異なり、保育教諭は教育・福祉分野に職業的アイデンティティをもつ職種である。19 世紀末以降、中学や高校によって養成が行われ、1908 年に保母（jardinière d'enfant）の前期教育修了免許（brevet）が設置され、1922 年には前期保母適性資格（Certificat d'aptitude à l'enseignement dans les jardinières d'enfant）が加えられた。これらの保母免許は保母を養成する学校が授与するものであった。保母養成の中心的役

割を担っていた師範学校が閉鎖されることによって、保育育成に危機感を感じた各養成学校は国家学位として社会的認知度を上げることを求め始めた。こうした要望に基づき、1942年に国家学位として制度を確立する交渉が初めて行われ、1945年に保育が県保健長の監視下に置かれることによって国家学位の確立が現実的なものとなったのである。

こうして、保育育成教育を統一し、職業の社会的地位を評価するため、1946年に複数の保育養成学校が連携してアソシエーション保育士研修センター協会（ACFJE）が作られ、保育教諭の国家学位が設置されるまで、その協議委員会（Comité d'entente）が学位授与機構として機能していた。1959年のドブレ（Debré）法によって教員はバカロレア（中等普通教育修了資格証明書）をもち、師範学校で教育を受けることが義務化された。したがって、バカロレアを持たない多くの保育たちは民間の就学前教育施設（国民教育省管轄）で活動していたが、ドブレ法以降は関わるができなくなってしまった。保育と教育との分断である。したがって、社会福祉（le social）で活動することを余儀なくされたのである。一方で、保育には子どもの安全と保護を目的とするだけでなく、教育的側面をもつことを明示するため、1973年1月11日デクレによって教諭（éducateur）という名称を持つ保育教諭国家学位が設置された。公衆衛生省が学位を発行することとなったが、それは社会福祉分野において教育を担う人材に必要な側面として保育を位置づけることを明示化したものである。つまり、保育教諭は、これまで乳幼児の健康と安全を担い、乳幼児死亡率低下を職務としてきた保育のあり方を変えるものであり、彼らは保健保育士との職業区分や役割分担に関して対立的な立場に置かれるようになったのである。

こうして設置された国家学位として存在する現在の保育教諭は1993年<sup>58</sup>および2005年<sup>59</sup>も国家学位の改正が行われ、ヨーロッパレベルにおける学位の有効性を高めるための取り組みが続けられている（Verba 2014）。

1980年代以降のサービスの多様化に伴い、保育の安全や質に関する関心が高まっていく。こうした中、1982年に社会党政権下でGeorgina Dufoix連帯大臣が地方分権化の中で保育の規制緩和を提案し、その中で、保育教諭を施設長のポストに任ずることを可能とすることが目指された。それまでのフランスの保育文化では衛生上の管理が第一とされており、歴史の中では保健保育士が施設内保育の責任を担っていた。そのため、このように教育的視点を保育分野の中心に据え、衛生至上主義からの移行を目指した取り組みはあまりに唐突な保育思想の転換として映ったために社会的同意が得られなかった。安全な保育を確保することができず、保育の質が低下するという主張が大きく、政府は一旦この案を保留することに

した。このようにこの提案に対する合意形成は職業間のデクレ案作成の協議を行った上、幾度となく延期された。それほど保育の伝統的な担い手である保健保育士の理解を得るのが難しかったが、2000年8月1日デクレ<sup>60</sup>のすべての保育施設に関する抜本的な改革によって保育教諭が施設長となる道が開かれることとなった。ここにおいて、フランスの保育は医療社会事業から子どもの発達や教育分野のサービスへと形を変えたのである。保育教諭の職務が広がることと同時に、保育職員の資格緩和が実施されるようになる（通称、2010年モラノ（Morano）デクレ）。そして、保育施設の不足から「ミクロクレッシュ」や「めざまし園」<sup>61</sup>を設置することを可能にしていった。こうした保育条件の緩和をもとに行われるサービスの量的拡大は、保育教諭の目にも保育の質を危うくするものと映り、規制緩和に反対する運動が全国で展開されている。有資格者数が不足している状況や地方格差は大きく（DARES 2007；CNFPPF 2011）、量・質ともに改善すべき状況があるとの認識が共有されている。

この有資格者不足を解消するため、政府は2015年2月に労働・雇用・職業教育・労使対話省 François Rebsamen と首相付家族・高齢者・自立支援担当大臣 Laurence Rossignol の間で「乳幼児保育に必要な能力開発と職業発展のための協定書」に署名した<sup>62</sup>。これにより、2015年から2018年まで保育分野（*petite enfance*）の職業や能力の向上をはかり、多様な機関がパートナーとなり、保育の民間セクターに関して具体的な研修の実施を促進することとなった。5百万ユーロ（国1.5百万ユーロ、労使団体3.5百万ユーロが労働者の職業訓練の資金を支出）までの予算で労働者の支援（熟練化、能力開発、職業的リスクの予防）や雇用者の支援（人材管理、採用）を行うこととなっている<sup>63</sup>。これによって職業経験認定制度（VAE）<sup>64</sup>を通して保育士への道を開くなど資格を取得するキャリアを支援することが一層推進されるようになった。

現在、保育教諭の養成研修機関には3つのタイプがあり、1つ目に、保育教諭専門の養成学校、2つ目に、ソーシャルワーカー養成の中に保育教諭のコースがある学校、そして、3つ目として、自治体が採用する保育コーディネーターが保育教諭ではなく、大学学位取得者を対象とするようになってきたことを背景に、社会福祉専門学校が大学とパートナー協定をもち、職業学位としての保育士教諭学位と大学学位を目指すものが存在する（Verba 2014：86, 98）。また、その養成課程を受けるには複数のルートがフランスには用意されている。①フルタイム学生として職業を経験せず、教育を受けるルート、②すでにそのポストにあり、社会人入学資格で教育を受けるルート、③16歳～25歳であれば、資格取得契約

(Contrat de qualification) を活用し<sup>65</sup>、見習いとして研修・教育を受けるルート、④現場経験が一定の認定を受けることができ、不足している専門知識の指導と教育を受ける職業経験認定制度、である。養成課程の共通枠組みは国レベルで設定されているが具体的な教育方式や内容はそれぞれの機関に委ねられている。更に、保育に関しては現場と教育機関を交互に行き来する研修が原則である (le principe d'alternance) (Pirard 2015 : 39)。

研修現場を提供する施設として、ACEPP も当然その中に含まれている。例えば、ACEPP と社会福祉センター連合 (Fédération des centres sociaux) と SNAECISO は若者の職業的参入に関して未来雇用契約<sup>66</sup>に取り組むなど (ACEPP 2014)、将来の保育者の育成にも関わっているのである。こうした関わり方を通して、ACEPP は現場の理念、つまり、親と協働すること、を保育者養成課程の中に反映させる、もしくはその理念を保育者という保育にあたる当事者に馴染ませていく行為を行う社会的アクターとして影響力を行使することができるのである。そこで、ACEPP が社会における子育てを自分たちの活動に馴染ませていく実践的な活動について、事例を通じて探ることにする。

## 調査方法について

以下では、研修制度に関する書類の閲覧希望を伝え、ACEPP 資料室を訪ねた際に司書から手渡された資料を参照する。制度確立の経緯を知るために「ACEP 資格取得契約の評価報告書 (筆者による訳。以下同じ)」(Mony 所収 1991)、「親保育所に関する研究」(Dupuy 所収 1993)、ACEP パンフレット (1987)、ACEP/ACEPPRIF パンフレット (発行年不明)、CERPE/ACEPP パンフレット (発行年不明)、「ローヌ・アルプス地方：研修に関する報告書」(ACEPP Rhône-Alpes 所収 1997)、「ACEPP 研修制度に関する総まとめ会議議事録」(ACEPP 所収 jeudi 26 mars 1998) を中心に整理した。更に、資格契約制度確立にキーパーソンである 2 名の元 ACEPP 職員 (M 氏と F 氏) に対して 2016 年 3 月に行ったインタビュー調査を基に整理する。

## 制度の確立に向けた活動

職業や学位に関する一連の改革の中で、保育分野における職業や教育課程、学位の一連の改革を背景に、ACEP (現在の ACEPP) は 1988 年より Uniformation<sup>67</sup>や各養成機関とのパートナー関係を結び、職員の研修制度として資格取得契約を開始している。

この資格取得契約は、授業と実習の交互養成 (formation en alternance) <sup>68</sup>から成り立つ

ている。資格取得契約の枠内で、親保育所ですでに就労している被雇用者が保育教諭の養成学校への通学と実習として現場を行き来しながら保育関連の学位取得を目指す労働契約である。この保育教諭に対する交互養成制度は、保育士の交互養成の仕掛けづくりにもつながってきた（ACEPP 1991 : 16）。さらに、学位取得を目指す若者（18歳～26歳）の社会的・職業的参入に際して、「新しく生まれるサービスを創造する潜在的力をかき立てることができ」（*Ibid.* : 19）、「職業実習を通じた資格取得によって、職業的参入の過程で自立を促し、自分の文化的アイデンティティを考慮し、豊かにすることにも役に立つ」（*Ibid.* : 19）と ACEP 報告書で指摘されるように、保育者の文化的多様性への配慮も含まれている。ACEP は、子どもや親の支援に関して多様性を受け入れることをテーマとしながら<sup>69</sup>、サポートの受け手だけではなく、サポートの担い手である職員の多様性にも目を向けた活動を行っている<sup>70</sup>。つまり、親保育所において、親と職員が共に保育を担っていくということは「多様性」を受け入れることでもある。したがって、その「多様性を受け入れる能力が保育者にとって不可欠である」との認識があったのである（元 ACEPP 職員 M 氏インタビュー）。

また、特に親保育所における研修が必要だと考えられた理由について、親保育所設立の際の出来事をもとに元 ACEPP 職員 F 氏は以下のように述べている。

M さんは ACEPP の研修の責任者でした。彼女は ACEPP/PMI と呼ばれていた研修に関するアクションを指揮していたのです。というのも、1981 年 8 月通達は親保育所のような革新的な託児方法を発展させるために出されたものですが、「親保育所」という名称を認可してもらうのに私たちは困難に直面してしまいました。母子保健センターは「親保育所」という新しい施設について]教育されていなかったので、親の居場所に関する通達の意味を解釈することができなかったのです。（元 ACEPP 職員 F 氏）

親が参加する形をもつ新しい保育施設に関する社会的理解は必ずしも深くなかった。したがって、「その親の参加を可能にするのは職員であるからこそ、親参加を理解することのできる職員を養成する必要があった」（元 ACEPP 職員 F 氏）。親と職員が協働することの社会的意義を伝えることができる職員を育成することが求められ、彼・彼女らの経験が保育の質を改善していくものとして捉えられた。ACEPP（1991）の中ではこの点に関して保育所に若者たちを動員する理由が次のように書かれている。

保育所で「公共有用事業プログラム (TUC)」や「初期職業プログラム (SIVP)」といった資格<sup>71</sup>で親保育所で積んだ経験を次の資格へ接続していくことができるからである。親保育所の現場にいる若者たちは、親、職員や子どもの混じりあった集団に慣れしており、養成学校での理論の学習によって、この経験を豊かにすることができる。そして、親保育所の日常の質を向上させることができる。(ACEPP 1991 : 21)

このように保育分野へと若者を誘導するのは、親保育所がもつ特徴である、雇用者であり、利用である親との協働という慣れない働き方に馴染む必要性が高かったためである。つまり、親と職員との新しい関係性を作るように仕掛ける若者支援の取り組みでもあった。雇用者でもある親はチューターもしくはメンター<sup>72</sup>として研修生に付き添い、落ち込むときや試験前には励ますなどの日常的な近しい関係をもたらすこともある (Cadart 2006 : 30-31、85、117 ; ACEPP 1991 : 71)。こうして親は職員から保育サービスを受けるだけでなく、研修生でもあるその職員の資格取得の学習を見守り、将来有資格者として親と共に保育をつくる学生の研修に介入することができるのである。

背景には、この時期にあたる 1988 年に各自治体と家族手当金庫が「子ども期契約」を締結していることが挙げられる。これは基本的なサービス提供の増加とともに、家族手当金庫の中心的な役割として保育 (accueil) の教員・職員チームの質を向上させることが目的であった。市町村は施設提供などの物質的支援を行い、契約により衛生管理と安全面から保育所開所の許可を行う母子保健センターや家族手当金庫がパートナーとなり、保育所設置を増やす目的から子育て・保育内容の改善を目的とする政策へと転換していく。Cresson (1998) は、「子ども期契約」を家族手当金庫と締結したリール市を例に、職員の能力向上を目指した研修内容から浮かびあがる問題を検討している。リール市では、サービス量の拡大と多様な内容や保育の質を改善させることが目指され、各施設では職員の能力向上のための研修や学位、経験に大きな関心をもたれるようになっていた。その背景には、保育関係職員に求められる能力が複雑になったことが挙げられる。つまり、子どもと保育者の関係だけではなく、その家族との関係性が問われるようになったためであるという。目の前の子どものケアを十分に行うだけではなく、その子の日常的なケアを担う親との関係づくりの必要性が高まり、専門職としての職員の在り方や仕事内容に新しい課題を見出すきっかけとなったのである。こうした背景から、親の参画と職員と親の協働に関する経験をもつ ACEPP の資格取得契約を用いた研修制度は社会的ニーズとして求められる親との協働、親への支援とい

った方向性と一致していたのである。

80年代から90年代初頭にかけて親保育所はTUC、SIVPやCES(Contrat emploi solidarité:雇用連帯契約)<sup>73</sup>により職員を雇用しており(ACEPP 1991:19,21)、1987年発行のACEPパンフレットの中でそれぞれの内容について以下のように紹介を行い、人材活用を促している。

#### 公共有用事業プログラム(TUC)

政府は16歳から26歳の若者対象に実習をうける可能性を与えるTUCプログラムを実施した。社会福祉セクターのアソシアシオンとして、子ども・親団体(Collectifs enfants-parents)はこの機会を活用することができる。

職業安定所(Agent national pour l'emploi:ANPE)や雇用のための地域ミッション(Mission locale pour l'emploi)に登録していようがなかろうが、失業中の若者を対象とする。半日契約で、政府より給与が支払われ、アソシアシオンが手当を追加することができる。この協定期間は3か月から1年間になる。書類は県労働雇用局(Direction départementale du travail, de l'emploi)で審査され、地方長官(Commissaire de la République:DDTE)によって署名される。

#### 初期職業プログラム(SIVP)

16歳から26歳の求職中の若者を対象としている。学位の有無は問わない。3か月から6か月(更新可能)である。最大75時間、ANPEの若年オリエンテーションに割かれる。政府が対象者の年齢や母子世帯がどうかによって支給し、アソシアシオンは最低でもSMICの17%(16-18歳)か27%(18-26歳)を支給する。この契約によって、社会保障負担が免除される。1987年7月1日まで延期された。政府はPIL(Programmes d'insertion locale:地域参入計画)という25歳から30歳までの新制度を検討中である。

(ACEPパンフレット1987,付録9)

TUCは1975年に初めて若者の職業参入への政策が取り組まれてから展開しつつける若年者雇用支援の1つとして1984年に導入された。各地方家族手当金庫からは財源負担の増加による不満が述べられるたが、1990年に全国家族手当金庫と政府で「困難な状況に

ある若者への支援基金」が設置され、実行されたのである。若者の社会参入に対する支援の必要性に対する社会的な合意が形成されている (Ancelin 1997 : 378)。この動きに後れを取らず ACEPP は研修内容を構築し、実現化するための作業を開始し、研修実施のためのパートナー関係を構築する活動を行っていくのである。

### **ACEPP 教育研修部 (Département Formation ACEPP)**

こうした若年雇用に対する社会の関心と ACEPP 自身のもつニーズに共通する部分をどのように重ね合わせていったのであろうか。

ACEP は資格取得契約を実施するために、研修内容の検討やパートナーとなる教育機関探しと資金調達についての作業部局として教育研修部を設立した。M 氏が責任者としてのポストについた。彼女はもともと親保育所に参加していたが「国民教育省を辞め (教師を辞め)、ACEP で教育研修部を立ち上げるために入った。(自分が勤務していた学校で) 子どもたちが研修を経験することによって成功していく姿をみたことから (研修に関わることを決めた)。親保育所の経験で子育てに魅了されたが、一方で職員の質に課題があると感じた。ACEP に入ってから (1988 年に採用)、3 か月間は自前でやってくれ、と言われ、パートタイム分の給与と支払いがその間は用意されていた。2 人の子どもをもつ一人親だった。結局、3 か月かかり研修の財源をみつけた (自分のフルタイム分の給与に充当することもできたし、制度創設のために財源をみつけるように言われた有効期限の 3 ヶ月間で指示どおりに財源をみつけることができ、自分自身の解雇を避けることができるとともに研修制度実施にむけた取り組みを進めることができるようになった)」と答えている (括弧は筆者補足)。ちょうどその頃、M 氏は異文化保育と恵まれない地域の保育の調査研究の担当者とともに親保育所における経済的に恵まれない親たちの社会的参入にも取り組んでいた<sup>74</sup>。これらの活動は社会的参入<sup>75</sup>という政策的課題と方向性が一致した試みとして認知を得ることができ、Uniformation<sup>76</sup>とのパートナー関係の締結に結びついた。若者の資格取得を通学と現場との往復により可能にする交互養成プロジェクトは社会的参入政策の枠組みとして、Uniformation から研修費用が負担されることが可能になったのである。親運営施設と資格取得契約を結んだ保育教諭教育に関係する連帯・保健・社会保険省 (Ministère de la Solidarité, de la Santé et de la protection Social) と県・保健社会問題局 (DRASS) は、実験的な取り組みとして ACEP の取り組みに関心を示し、養成学校が通常の定員以上の枠で資格契約によって養成教育を実施することを許可した。そして、1989 年には、研修生に付



き添うチューターを教育するための資金援助を実験的に行うことにした（ACEPP 1991 : 27-28）。こうして資金調達が整えられ、保育教諭資格取得契約の研修計画が実施可能になったのである。

### 8つの養成機関とのパートナー関係

こうして「資金調達に問題がないとわかると、オーベルヴィリエ市が87年か88年に参加し、そこで研修を実施し、その後、トゥールーズ市やほかの地域やイル・ド・フランス地域圏でも開始されることとなった」（元ACEPP職員F氏）と述べられているように、次々に8つ地域の養成学校<sup>77</sup>とのパートナー協定を結ぶことが可能となった。その8つの学校とのネットワークはどのようにした確立したのだろうか。

モンルージュ市にある学校の例では、ACEPPの理事長がモンルージュ市にある学校の理事長を知っていて、会ってみたらいいと言いました。それからHorizon（養成学校の名前）から電話があって、Horizonに会いに行きました。ACEPPで働き始めたとき、いろいろな地域の親保育所で研修をしていたから関係者たちを知っていたのです。すでにその時にはACEPPは研修を開始していて、内容（module）の改善を担当していました。ACEPPの理事長がパリに住むならすぐに採用すると約束し、ナントからパリへ移りました。（略）マルセイユ市でも少し働き、というのも兄弟がいたので。そして、アルプ＝ド＝オート＝プロヴァンス県、マノスク市の近くで働いたことがあって、、ACEPPのネットワークをつかって、マルセイユのセンターを担当してほしいと言われました。そして、次にリヨンに行きました。資金提供先がまだ資金があるから研修をしなければならぬとあって、リヨンの学校に電話し、すぐに計画しました。その後、養成学校同士のつながりでこの計画が話題になり、トゥールーズの学校が電話してきて、ナントの学校、そして、モンペリエの学校が電話してきたのです。ACEPPのネットワーク、そして養成学校のネットワークによって研修は始まったのです。

（元ACEPP職員M氏）

こうしてACEPPの教育・研修部は資金面とパートナー機関を整備し、保育教諭資格取得契約による研修を開始したのである。次に、ACEPは3つの目的に専念することが可能になった。1つ目は、若者の資格取得のために親運営施設のメンバーを支援すること。2つ目

は研修を活発化させること。3つ目は受け入れ施設とつながり、養成学校とのパートナー関係によって異なる研修理論について意見交換し、交互養成によって共通した検討作業を行えるようにすることである。

上記のパートナーとなった8つの養成学校から、研修内容のノウハウは自分たちがもっているということや独自のネットワークがあるからコーディネーターは不要であるといったような意見が寄せられ、保育所側にも独自の教育内容が確立されていることを理由としてネットワーク構築には日和見主義的な態度があったことに不安が残ったと言う。しかし、学校側からすれば、現場のニーズを的確に捉え、より実践的な養成課程を設計することができ、教育に関わる保育教諭としての職業的認知度を向上させることができるものであった。一方、ACEPPにとっては、この取り組みを通じて親との協働の重要性をキーワードに養成課程に介入することによって保育教育への影響力を行使することができると考えられていたのである。

#### パートナーシップに基づく研修制度の運営体制

ACEPPと養成学校がパートナーとなった研修制度では、2種類のチューターが存在した。学校での個別指導を行うチューターと実習中のチューターもしくはメンターである。親保育所がフィールドであることから、親が手続きなどを行う際のメンターとなり、研修生に付き添うことになった。親が研修生の資格取得まで励ましてくれた例からも明らかなように、研修を通じた日常的なやりとりによって保育現場に新しい親と職員の関係性を創出することが可能である（Cadart 2006 : 30-31）。また、メンターとして参加する親にも研修の機会が与えられると同様に、教育個別指導チューター研修もACEPPが実施していた。教育機関と研修生をつなぎ、資格取得契約で適切に親保育所の実習と学校での理論の習得が行え、その特徴が理解できるのかどうかを評価する役割をもつチューターの養成が必要であるとACEPPは考えていたからである（Mony 出版年不明）<sup>78</sup>。

同時に、2種類のチューター制をとるACEPPと養成学校のパートナー関係によって、教育・研修内容の責任の所在についての問題が提起された。資金提供元であるUniforはACEPPが研修制度を指揮し、内容を決め、学校が具体的には教育を実施することとした。この具体的な内容は協定（Convention）によって決められるが非常に時間がかかるものとなっている。また、ACEPPの学生に付き添うチューターへの教育費用と、養成学校が学生に教育を実施する費用が必要であった。こうした物理的な課題以外に、この二つの研修先が

伝える教育に内在する価値観が異なることも問題のひとつであった。それを解消するために設置されたのが ACEPP のコーディネーターである。雇用主、研修生、チューター、学校らそれぞれが抱える問題や対策を協議するために 3 ヶ月ごとに運営委員会 (Comité de pilotage) が開かれることとなった。運営委員会にはチューターの代表者、雇用主代表者、研修生代表者が出席する。

## 研修の実態

研修生への申請条件は、26 歳未満であること、少なくとも 6 か月から 1 年間子どものケアにあたってきたこと、雇用主が指示し、資格取得契約に署名することができること、資格取得契約に登録するための研修申請を行うことである。次に、ACEPP が第一次選考を行う。選考に通った申請者は該当の養成学校の保育教諭養成課程に入るための選抜試験を受けることができる。ACEPP と養成学校で選抜を行う。そして、養成期間全体にわたって、ACEPP は手続き的な面でコーディネーター役を担い、養成機関とともに職業訓練の内容や方法について検討する (ACEPP 1991 p.23)。県労働雇用局 (DDTE) は研修内容の確認後、労働契約の署名を許可する。資格取得契約は 2 年である。週 30 時間 (一日平均 6 時間) 実習か学校での教育を受けることとなる。

ACEPP/ACEPPRIF (Il de France) の報告書<sup>79</sup>をみると、1988 年から 2004 年までの実績は以下のようにになっている。

報告書には、1988 年以降、イル・ド・フランス ACEPP では、交互養成として 709 名までの職員に対して支援付契約のもと資格取得までサポートをし、雇用者 (親) は研修前教育 (formation préqualification) から含めて平均 1 年から 3 年間資格取得のためにサポートを行ったことが記されている。一方、全国 ACEPP の 2004 年 4 月 28 日作成資料をみると、この 709 名の研修生の数は全国レベルの数字となっていることから、ACEPPRIF のみの研修生の数ではなく、全国での実施実績であると考えられる。

研修先は CERPE (オーベルヴィリエ市) や Horizon (パリ市、後に移転シマラコフ市) である。以下の表 9 をみると、学位取得に至ったものは 95%以上を占めている。

表 9 1988年～2004年の結果

	研修中の職員	学位取得者	学位未取得
保育教諭	508	489 (96%)	21 (4%)
保育士	201	194 (97%)	7 (3%)

当初、ソーシャルワーカーからは、若年雇用制度を使った保育職員の雇用は保育の質と保育に関わる専門学位の質の低下を招くとして批判をうけていたが、「当初 60%がバカロレアを持っていなかった」職員たちがこの資格取得研修制度によって、キャリア上昇の道を拓いたのである (M 氏インタビュー)。また、1992 年 ACEPP 報告書では CES について次のように報告されている。

職員チームにいる初期研修 (formation initiale) を受ける者たちのプロフィールが様々であることに気づく。彼らは CES の枠組みで実務にあたっており、施設当たりフルタイムで換算すると 1.9 分に相当している。ACEPP は ACEPP 加盟団体にむけて、職員の参入と資格取得のために必要な教育研修の整備を進めた。1992 年には 420 人の若者が少なくとも 200 時間の研修を受けることができた。更に、採用された 200 人の若者は現在、保育教諭もしくは保育士養成学校における交互研修 (formation alternance) を行っている。この仕組みによって、毎年 100 名の若者が学位を取得することができている。

(Dupuy et al., 1993 : 12)

このように一定の成果をあげた資格取得契約による若年層の社会参入の取り組みは 2005 年に終了する。保育教諭資格取得に要する教育期間は当初 2 年であったが、1993 年<sup>80</sup>に 2 年半、2005 年に 3 年<sup>81</sup>に延長されたことが原因である。1992 年に ACEPP/ACEPPRIF はイル・ド・フランスの県労働雇用職業訓練局 (DDTEFP) を集め、研修期間の延長に対応できるように CEC か CES に関しては契約締結前から研修を開始できるようにする例外規定を用いて一時的には対応することができたが、2005 年には資格取得契約は終了することとなった。一方で、保育士は研修期間が 1575 時間から 1435 時間に短縮されたことによって、2 年間契約が可能であるため、2006 年以降、熟練化契約として継続されている。

## 影響力を行使するその他 2 つの方法: 上級職の研修制度と様々なキャリアをつなぐ ACEPP 職員

こうして ACEP が制度化した保育教諭に関する資格取得契約は中止された。しかし、一度つながった養成学校との関係が切れることはなかった。資格取得契約に寄与した F 氏は 1990 年に ACEPP に採用されてから、参入と資格取得 (insertion qualification) を担当している。彼は M 氏とともに研修制度の内容を分析・検討していた。その間、彼女らは親保育所の運営の特殊性を考慮し、その経営に携わる職員に対して研修が必要であると考えていた。

その計画は 1993 年に実行された。ローヌ・アルプス地方の研修に関する報告書 (1997 年) に次のように書かれている。「1992 年に ACEPP が研究集会を行った際、研修を組織し、資金提供を行う CNFTP<sup>82</sup>がコンタクトをとってきた。そして、1993 年 3 月から 94 年 10 月の間にプロジェクトが具体化され、15 日間の研修となり、CNFTP からは 10 数名の責任者と ACEPP からは 8 名が参加した。生涯研修センター (ADRETS) の教育指導員の元に集まった。公務員と現場の人間ではニーズが異なることは明白で、当該研修によって、より長くて大学のより上級の資格 (例えば、DSTS) が求められていることも明らかになった。」この保育所責任者の研修制度を実現するために、当時保育所責任者として活動もしていた F 氏は自分が在籍しているパリ第 10 大学、M 氏がローヌ・アルプス・協同コレージュ (Collège Coopératif Rhône-Alpes :CCRA) に研修・教育協力を依頼する連絡を取った。そして、「この研修を始めると、CCRA の校長が (厚生省) 大臣に呼ばれ、保育分野だけではなく、すべての分野でこの中間管理職向けの研修をつくるように要請されました。これは F 氏と一緒につくっていたものと非常に似たもので、それが現在の CAFERUIS になったのです」(元 ACEPP 職員 M 氏)。CAFERUIS はソーシャルワーカーの上級資格である。組織運営や施設経営についてのマネジメント力を向上させることが目的となっている。このようにアソシアションによる実験的で個別的な資格取得・研修制度は公的な制度へと編入されていくのである。

この CAFERUIS になる前の責任者のポストにある人向けの上級研修を実施するためのパートナー関係や教授内容について具体的には、ACEPP の会議議事録 (1998 年 3 月 26 日) に以下のように書かれている。

ACEPP のプロジェクトの機能や形態に関するデータベースは「集団保育施設の管理

職（Fonction de Direction des structures d'accueil collectif）」委員会の検討作業の議事録に由来している。その1991年6月5日の議事録は、全国公務員センター（CNFPT）、保育士養成センター\*、保育教諭全国連盟（FNEJE）、保健保育士労働組合\*の代表者が厚生省 Paule KASSIS 氏を囲み、90-91年の親運営施設連合（fédération）として、ACEPP が参加した検討作業に基づいたものである。（略）ACEPP のパートナーは CCRA とパリ第10 大学と地域ソーシャルワーク養成研修機関<sup>83</sup>である。

（略）

- ・ Acepp-IRTS 体制：「基礎」課程で100から200時間の短期研修になる。全ての職員が対象となる。次に、「発展」課程になり150時間行われる。受講資格はレベル3で基礎課程の修了証が必要である。
- ・ Acepp-CCRA、Acepp-ParisX 体制：2年をかけて350時間（CCRA）から400時間（パリ第10大学）までの授業を行う。申請資格はレベル3（保育教諭、小児看護師もしくはそれ相当）、3年の保育分野での職歴と責任のあるポストに在ることである。内容は、家族や社会政策の動向、アソシエーションの管理や運営に関する知識や親との協働に関する能力向上が目的とされている。

（ACEPP 1998年3月26日会議議事録：3-6）

このように、研修制度を確立するために ACEPP 内に大臣を呼び、保育関係職員養成に関わる各組織と連携し、保育施設のマネジメントについて検討会を行い、各アソシエーションが公的な制度確立のための準備段階から関与し、政府に提案する形をとっている。具体的な研修実施のパートナーとしては、保育現場をもつ ACEPP が複数の教育機関とパートナー関係を結び、多様なキャリアのあり方を模索しながら、保育関連の職員のキャリア向上を推し進めてきたことがわかる。

こうした保育に関わる職員の能力開発のために新しい研修制度をつくることを M 氏は次のように述べている。

養成学校や地域の保育所が ACEPP を訪ねてくるようなことはあまりないが、国や地方レベルの政策に影響を与えるという点では、ACEPP が創発的な取り組みを行い、制度確立を目指して活動し普及させることによって、職員育成の理念に関しても影響を与えている。

（元 ACEPP 職員 M 氏）

このように、現場をもつ ACEPP にはそのニーズを理解しているという自己認識があるため、現場との協働をベースとする実践的な取り組みを教育機関に提案する。教育機関としては実習先としての現場との関係性は重要であるため、そうした提案を受け入れることは難しくはない。また、現場を知ることが理論的な教育に中心をおく教育機関にとっては不可欠である。したがって、ACEPP としては、親保育所から拾い上げたニーズとその特徴を生かした研修内容を提案することによって、職員養成を通じて、自分たちの実践を理念化する作業に刷り込んでいくことができるのである。そして、公組織である教育機関を通じて、子育て領域に関連する制度設計の過程に間接的に影響を及ぼすことが可能であるといえよう。

更に、これらの研修制度を設計し、養成課程において指導者として教壇に立つ者は、ソーシャルワーカーの高等学位をもつ者が多いと Verba (2014) は指摘する。M 氏は知人の勧めで 1981 年に創設した親保育所での活動を辞め、DSTS (高等社会福祉学位) 取得にあたり、ナントで親と職員の協働に関して論文を書いている。その後、1988 年に ACEPP に声をかけられ、教育研修部<sup>84</sup>設置のために採用された。資格取得契約制度が終了し、上級者研修制度確立のために貢献した後、CCRA に応募し、採用されている。M 氏とともに研修制度を確立させた F 氏も親保育所経験者である。M 氏が企画した資格取得契約がパリで立ち上がった際、リヨンの集会で F 氏に出会っている。F 氏はすでに ACEPP のネットワークの集会にも参加していたので適任ではないかと ACEPP の同僚が進言してくれたと言う。一方、その当時 (1987-88 年) F 氏は親保育所の保育責任者で、職場にはすでに TUC や CES のスタッフがいたのですぐにこの制度に興味を持ったと F 氏自身は話している。M 氏は F 氏に教育者学位が必要だと彼に進めると、高度専門教育学修士号 (DESS) を取り、ACEPP に M 氏の後任として採用されることになったという (元 ACEPP 職員 M 氏)。そして、現在、F 氏は 2014 年からは養成学校の副校長として勤務している。

このように養成学校のメンバーとなるものは少なくない。Horizon の現校長も親保育所参加者であり、熟練化契約においてはチューターとして活躍していた。そのほかの例もある。

雇用連帯契約を準備するとき、養成学校では ACEPP メンバーに仲介してもらうようなことはあまりなかったが、ACEPP メンバーはソーシャルワーカーなど有資格者だったこともあり、雇用連帯契約の研修を通して、養成学校に対して能力があることを示し、少しずつ養成学校の教育へ参画するようになりました。養成学校への影響力をもって、保育士たち職員の能力を向上させるようになったのです。親と協働する能力を開発す

るためです。例えば、親保育所出身者を 3 名ほど養成学校の教育者として採用しました。[オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏の] M さんや C さんもです。C は最初、職員で、その後 ACEPP で働きはじめ、その後、養成課程でスピーカーとして教育に参画させたのです。 (元 ACEPP 職員 M 氏)

こうして親保育所での経験がキャリアとなるのは、支援付契約の若年層だけではなく、新しい保育理念を生み出す教育領域へ進出する有資格者たちでもある。

もともとソーシャルワーカーであった人たちが親保育所に参加していることが多く、その後に各自の興味のある専門分野に進学することによって、教育者 (Formateur) のポストに就くことが可能となるのです。必ずしも ACEPP の人たちがそうなったのではないですが、親保育所での経験がまずありきだと思います。コーディネーターの J さんにしても、親保育所の経験が生きて、その後、ソーシャルワーカーの上級学位を取得し、現在はリヨンのコーディネーターとして勤務していますよ。つまり、人それぞれの方法で、親保育所で経験を培い、社会福祉や教育について考えるべき関心事をみつけたのですよ。

このように、保育施設が必要だから保育所を作る、あるいは自分の考える保育所を作るといった取組みは、保育の協働を行う日常的なかかわりの中で、保育ニーズの充足といった枠には留まらない。そのような枠を越え、新しい課題を各自が各々の方法で発見し、新しいキャリアや生活様式を考え直すきっかけを与えることに繋がっているのである。2005 年に資格つき契約は終了してしまったが、その後も VAE は継続して受け入れ、保育士に関しては熟練化契約として交互養成を行っている。つまり、保育をつくるのは有資格者だけではなく、それを将来支えるであろうスタッフを含み、それを育成する場に親たちは雇用者、もしくは時にメンターとして参加しているのである。これは親と職員が協働する、という ACEPP の基本的な原則を経験する場を積み上げ、社会に馴染ませるための取り組みであると言えよう。上級の研修制度が広がりを見せなかったことから分かるのは、親参加の現場においては、親参加が主役になるのか、それとも、親と職員との協働が主役になるのか、の境界線が常に揺れ動いているということでもある。こうした「専門と専門ではないこと」や「それぞれの専門職のレベルや性質」の関係性が変化するなかで、親が参加する保育の現場を通じた研修



制度による保育の質の向上を計ることができ、協働で行う子育てに関与するという観点から社会的参入が可能となっている。そして、子育て領域における諸活動は社会政策の実施過程に関与する重要な社会的アクターとしての位置を占めることができると言えよう。

本節では、一般的な職業訓練ではなく、社会参入政策と重なる活動について検討してきた。つまり、そうした活動を通じて、自分たちの親・職員の協働保育のサポーターを増やすため、社会的参入政策と連動させながら未来の職員を育成することで、結果として子育て領域の多様な働きを明らかにしようとしたと言えよう。平均して親保育所の収入内訳の14%が支援付雇用政策による補助金であり、親保育所の継続的な運営を支える重要な収入源ともなっている（ACEPP 2009 : 4）。安定的な運営に寄与しているだけではなく、そうした支援付雇用を通じて、ACEPPは社会参入の方法を生み出す役割を自分たちが担い、子育て領域を社会領域に編みこみ、パートナーや若年のキャリア形成に貢献しながら、親が参加する保育を豊かにするための利益を得る活動を行っている。つまり、お互いの領域が依存しあう、新しい社会的連帯関係を作っているといえよう。

#### 第4節 まとめ

本章では、全国組織であるACEPPにおいて、親と協働する職員の位置づけがどのような捉えられているのかを知るために、職員の待遇に対する取り組みについて、労働協約と養成制度の一環である雇用政策との連結に焦点をあてながら概観した。保育の質の確保は、保育施設内部で行われる親と職員の相互行為にすべてを還元することはできず、社会環境の変化や制度による影響を考慮し、当事者による施設外部の関係機関との交渉の中で実現されていくものである。ACEPPはその決定に関与し、従来の医療看護系の伝統的保育とはちがった保育を作ることを目指し、労働協約の義務化や養成制度の確立を通じて、多様なネットワークを構築していくことを可能にしている。また、ACEPPは親が参加する保育を保証するために労働協約の作成を行っていたが、これはすべてのアソシアシオン型保育に影響を与える行為である。この行為を通じて、専門家としての職員が親と子育て責任を分担するための研修を雇用政策と連結させることが可能となった。つまり、ACEPPは、すでに存在する政策や制度を活用しながら、保育の現場にあわせた枠組みを提案し、「親が参加する保育」および「親であること」という理念を社会に定着させてきた。具体的には、「親が参加する保育」を保証するために職員を確保し、親との協働に対応する能力を開発するための枠組みを提案してきたのである。

さらに、その活動が、ボランティアとして活動する親を含め、自分のキャリアの一部として能力を高めるものとして、プロジェクトへの賛同者を増やしていく可能性があることをみた。経営者である親個人には、自らの能力を開発する必要性があると感じる場合は自主的に現場に参加し、ACEPP のパートナーである SNAEC SO のボランティアメンバーとして実務経験を積むことが可能な参加のチャンネルが中間支援団体によって用意されているのである。能力のある職員をどこからか雇用するのではなく、自分たちで育成しようとする能力形成の支援と、それを支える親自身が保育領域への参加者として能力開発のきっかけをつかむルートが見えやすい形で存在していることが示された。

## 終章 「子育てをきっかけとした新しい社会的連帯」に向けて

### 本研究の結論

本研究の目的は、フランスにおける家族や子育てに関わる支援をめぐる政策と制度を歴史的に検討した上で、親が参加する保育の実態を独自の調査を通じて明らかにすることによって、子育てを通じた社会参加のあり方とそこから生じる可能性のある社会の変化の方向を探ることであった。このような目的を実現するために、序章で設定した 4 つの課題に取り組んできた。

第 1 章では、これまでのフランスの家族政策と保育・子育て支援政策の展開について整理した。戦後のベビーブームは 50 年代の乳幼児死亡率急速の急速な低下とともに始まり、70 年初頭まで続く出来事であった。ベビーブーム期にあるフランスの家族は、出生率上昇の効果を有するとされる家族手当によって支援される対象であり、1939 年の主婦手当に代表されるように家庭内で子育てを行うことが家族モデルとされていた。70 年代以降、子どもを出産し、育てる役割を期待されていた女性の労働市場への参入が高まるとともに出生率が下がり始め、法律婚の減少や婚外子の増加が観察されるようになる。同時に、人々の意識の中でも、母親が仕事を続けながら子育てを行うことに対する抵抗感が少なくなっている。このように家族形態が多様化し、子育てに関する意識も変化していく。そして、こうした実態を背景に、親子関係を定義し直そうとする試みがなされ、法制度における親の位置づけが変化してきた。80 年代になると、父と子の関係を軸に親子関係が問われ始め、「～の親であること」は自明ではなくなってくる。そして、かつて自明視されてきた親子関係を基盤にサービスを利用してきたはずの家族とサービスを提供する機関との関係は、「親であること」を再定義しようとするなかで、親としての機能にまで立ち返って議論されるようになっていく。こうした議論を経て、90 年代の家族政策は、一般社会拠出金が財源となることにより職業活動との関連性が薄まり、全国民に対して「親であること」を資格とした普遍的な支援の枠組みをもつことになった。「親であること」を実践するために、家族政策による金銭的支援と保育政策によるサービス面からの支援、そして、育児を行う時間に関する支援が展開されるのである。

支援されるフランスの家族は多様化しているが、支援される家族の中心には「子ども」がいることが前提とされている。こうして、子どもを育てる多様な家族に対する支援は、子どもがいる家族すべてに対する普遍的な支援と、仕事と家庭のバランスを各自が決めながら子育てをする自由選択に基づいた支援から成り立っているのである。つまり、誰かの親であ

ることによって支援される対象としての家族があり、その子育てを担当する者として親が社会に参加するのである。ただし、自由な子育て方法を選ぶことは可能ではあるものの、限られた子育て領域の枠組みの中で親として支援されるという受動的な社会への参加方法であったため、親が主体となり、子どもを育てつつ能動的に親が参加を図るための家族政策や保育政策が展開することになった。

そこで、第2章では、まず、「支援される」ことを通じて受動的に社会参加するあり方から、「親であること」を通じて能動的な主体として公的な保育を提案し、社会に参加するあり方を模索する具体的な活動をみた。そこには、親たちが子育てを通じて社会に参加する手段としてのアソシアシオンの存在がある。アソシアシオンを結成し、親たちの望む保育を行うことは、自分たちのニーズを表明する場を社会の中にもつことである。しかし、アソシアシオンの形態をとって公的な保育を行うということは、保育をめぐる複数の親たちと職員たちの関係性を調整したうえでの実践であり、家庭内で行われる子育てをそのまま保育所内に持込むことはできない。したがって、親が運営するアソシアシオンの活動は、「親であること」を尊重する理念によって結びついた活動ではあるが、家庭の中で行われる日常的なケアや文化を伝達するなどの排他的な親子関係に基づく「親であること」とは異なった内容をもつ。つまり、親が運営するアソシアシオンとして、社会との結びつきを見つけるために「親であること」の新たな意味づけと社会的機能を担うことになっているのである。伝統的な保育の現場では、乳幼児死亡率の改善に大きな関心が寄せられ、教育される対象として親は扱われてきた。しかし、女性労働の高まりとともに不足する伝統的な保育を補う形で、親たちが自主的に「親保育所」を運営するようになってきた。「親保育所」という親による無認可保育所は、こうした保育ニーズを充足する活動と並行して、それまで公的保育に関与することを禁じられてきた親たちが独自に保育活動を始めたことによって、60年代末に生まれたのである。親が結成したアソシアシオンによる自主的保育とは、家庭内で行われてきた子育てを社会で担う受け皿としてのアソシアシオンの活動に加え、「親であること」によって可能となる実践と価値を生み出そうとする機能を備えたアソシアシオンの活動である。こうして公的保育とは離れた場所で親保育所という形態をとって親が保育に関与し始めたことに伴って、70年代後半には段階的に公的保育の施設内において、親の参加は保育のパートナーの活動として制度上認められるようになっていく。親が参加することによって、家庭生活とは分断された公的保育の場において、子どもが経験するそれぞれの出来事や教育を子どもにとって一貫性のある日常としてつなぎ合わせようとする視点が持込まれやすく

なったのである。しかし、そこではまだ保育所が地域に開かれたというのではなく、利用者である親に開かれたに過ぎない。つまり、サービス機関と利用者である親とのパートナー関係としては保育領域の内の閉じた関係であったといえる。

80年代以降、子どもの継続的な日常を保証するために、継続性のある教育を行うといった観点から親は公的保育と責任を分担するようになった。一方、親保育所は、こうして教育を委任される立場となることによって親たちが保育に参加するのではなく、自分たちが保育を専門職員に委任することによって親の参加を維持し続けようとしてきたのである。1980年代から1990年代は親による自主的保育（親保育所やアルト・ギャルドリー）の数は増え続けたが、その背景に、1981年に親保育所の全国団体として結成されたACEPPの存在がある。ACEPPはフランスの家族政策の特徴である家族手当金庫などの中間支援組織や公的機関との交渉や調整機能をもち、地方支部との連携によって、親保育所であることの意義を社会に定着させる活動を行っている。そうした親のイニシアティブによる保育所運営を支援するため、ACEPPは設立当初より、職員の確保を重視していた。それは、職員に必要とされる新たな資質として親と協働することが求められたことと、親が参加する保育の質が専門職員によって保証されていることを示すことの2つの理由からであった。こうした活動を進める中で、ACEPPは多様な関連機関と連携するようになってきた。閉じていた親保育所が外部と連携するようになったのである。

2000年デクレにより親保育所も他の子育て施設と同じ枠組みで法定化されたが、こうして活動範囲を広げる全国組織ACEPPの活動とは反対に、個別の親保育所や親が経営する子育てサービスの数は2000年以降減少している。「親であること」によって、公的な子育てのあり方に介入し、子どもの発達という視点を保育に取り入れてきた親たちであるが、資金調達が困難な親保育所は次第に公的な集団保育に組み入れられていくことによって、親であることによって保育に参加する活動の意義が実感されにくくなっていくのである。そこで、親が参加する保育の社会的認知度を上げ、財政支援の交渉力を高めるための取り組みとして、ACEPPは親ラベルを作成し、個別の保育所のラベル認証のための作業につきそい、現場を把握する取り組みを行ってきた。また、個別の親保育所は、親ラベル取得の手続きを行うために職員と親とのコミュニケーションを深め、親参加型保育所の意義を再確認する協働の仕掛けとして親ラベルを活用してきたのである。

2000年デクレ以降、親が参加する保育は法定化され、親と職員が協働することや親が社会における子育てに参加することの重要性が社会で認められるようになった。そこで、早く

から親の経営と参加によって成り立ってきた親保育所が、具体的にはどのような親と職員の関係性の上に成り立っているのか、そして個別の親保育所が外部とつながる方法がどのようなものかを探ることが次の課題となった。

個別の親保育所は、親が参加・運営する保育所であり、その意味では子育ての負担を社会が担うという意味でのケアの外部化が行われているのではない。むしろ親には保育施設をマネジメントする力や協働する技能が追加的な負担として要求される。そういった技術をもたない親たちは、ACEPPのサポートを受けながら不足する能力を埋め合わせた上で運営に関与するに参与ようになり、「私の子育て」から「私以外の子育て」への関心をもつ場が与えられている。運営には事業計画や保育計画などを含めた施設計画の作成を親と職員が協働して作成する必要があるが、保育指導計画に関しては職員が中心となって作成し、親の承認を得て完成させることになる。こうして、保育の専門知識を持たない親たちは職員と共に作業を行うことによって、その専門的技術を日常的に理解するきっかけを得て、協働する力を育成することができるのである。このように協働の訓練の場は、職員の側にも求められる専門性の内容を更新しつづける場として機能することも示唆された。加えて、こうした協働のための訓練を行う場の必要性は親と職員、そして、専門職員養成にかかわる者たちが認識しているのである。例えば、第2章で示されたように、利用者の多様性が高まるなかで子どものもつ文化的背景の違いが明らかになる「食」に関する問題をめぐる場面が挙げられる。その場面では、専門職員は、宗教といった大雑把な問題群として出来事を捉えず、成長のために必要な、子ども個人にとっての日常の一貫性を保持するといった観点から捉え、職員は家族文化を伝達する親の役割を承認するために施設内での食に関するケアを部分的に親に委ね、再考するといった方法が取られることになる。加えて、保育所内で育つ子どもたちにとっても、食に関する多様性を学び、家族の文化に介入しない作法を学ぶ機会となる。また、子どもとの情緒的なつながりを親が自らの役割として認識しやすい行為である「しかる」役割を専門職が担うことがある一方、親子分離の訓練として自分の子どもに親としての役割と親保育所での役割が違うことを認識させるように子育てを行うことがあるが、これらの行為は、親子の情緒的なつながりをコントロールする役割を職員が担うことによって可能となっているのである。したがって、親保育所の空間において、職員と親は役割認識を常に更新し続けなければならないがそういった曖昧な形で協働するため、他方で親子がゆっくりと自立するための訓練の場が日常的に用意されているのである。さらに、協働の空間では、こうした「子どもの育ち」の観点から家族の教育理念を伝える親の役割を解釈し直し、

参加する親に保育の仕組みを伝達する能力が専門性と捉えられることになる。このように親と協働のできる職員を育成し、その職員の雇用を維持するための資金調達を計ることが保育所にとって重要な課題となっている。そのため、各保育所では雇用政策を通じて、人員を確保した。雇用政策との連結は 1980 年代に個別の親保育所が資金確保のためにとった方法であり、80 年代後半には ACEPP が教育・養成制度として確立した仕組みとして存在していた時期もあった。

こうした雇用政策によって、若者の参入の場として親保育所が活用されることとなり、親が参加する保育は、私的に行われていた保育から公共性を与えられた保育へとその役割を変容させつつ、社会に定着していくのである。他方、私的な子育て施設であった親保育所から発信された「親であること」の公共性とは逆の方向から、つまり社会政策の枠組みから地域を基盤にした子育て支援として「親であること」を扱い始めた取り組みも存在する。

この点については、第 3 章の保育コーディネーターの役割を検討するなかで論じることになった。ここで保育コーディネーターを取り上げたのは、次のような理由による。すなわち、私的な中間団体である親によるアソシエーション型の子育て施設は、地域におけるその取り組みを通して「親であること」の意義とそれが有する社会変革に向けた潜在力を社会に示してきた。しかし、「親であること」そのものが政策における支援対象となった際に、その政策を地域で展開させるために、つまり「親であること」の広がりをもたせる仕組みがどのようなものであったのかを把握する必要があると考えたためである。保育コーディネーターはそのような仕組みのひとつとして捉えうるのである。

保育コーディネーターは、80 年代に政府主導で政策展開を補助する機関として設けられていたポストであるが、現在は家族手当金庫と地方自治体との契約によって設置されるようになってきている。その保育コーディネーターはフランスの家族政策や保育政策に特徴的である、公的組織や中間支援組織や現場との縦の関係と横の関係をつなぐ役割をもっていた。また、業務に関する一律の定義が全国レベルであるわけではないため、保育コーディネーター自身の専門性に活動内容が左右される。また、行政上のポストであるにも拘わらず、組織上官僚的な統制化から半ば独立した業務が可能となっている点でも、活動の自由度を持っていた。このように職務内容の定義がないことや組織において一定の独立的な立場を有していること、さらに同一ポストに従事する継続性の高さが、フランスにおいては地域を基盤とした親支援の活動を生むことにつながっている。こうした地域を基盤とした取り組みを定着させるために、保育コーディネーターは政策の方向性を伝え、具体的な内容を実施する

関係機関を調整する役割をもつ。前者における縦の関係と、後者における横の関係の結節点にコーディネーターは位置している。このことは、フランスの子育ての関する施策が多様なネットワークで成り立っていることを示している。そして、本章では、保育コーディネーターによって企画される、「親であること憲章」に基づいた地域活動への参加など、意見を反映する機会を託された親たちの社会的参入の活動を検討した結果、地域社会に存在する多様な意見を反映する手続きを確立する過程として、地域におけるこうした萌芽的活動が存在することが明らかとなった。

このように、「親であること」を公的領域において見える形にするプロジェクトを保育コーディネーターは担っている。ただし、実際の保育コーディネーター従事者のインタビューからは、その「親であること」に基づいた取り組み内容が、保健衛生上の指導的傾向をもつのか、親としての教育的役割に関する社会的議論の場になるのかは、そのコーディネーターの専門性によっていることが判明した。言い換えれば、フランスの「親であること」に基礎を置く取り組みは、保育コーディネーターとの関係でさまざまな解釈の余地が生まれ、「指導される親であるのか」、もしくは「社会的議論に参加する親であるのか」といった親の社会的位置づけがゆれる中で個々に決定されているものである。

そして、第4章では、このうち「社会的議論に参加する親」としての可能性ができる限り発揮される場を創出することがACEPPの活動内容にあたることを示した。ACEPPは労働協約の義務化や雇用政策との連結といった具体的な活動に取り組んでおり、子育てを通じて新たに関与する領域をもっている。アソシアシオンは行政機関などの公的機関のネットワークのひとつの要素ではなく、独自につながりを創出していることが確認できるかがこの章での問題関心となった。そのような観点から、行政のネットワーク、つまり、第3章でみてきたような保育コーディネーターのネットワークにはないが独自のネットワークをもつACEPPに焦点をあて、次の2つの次元から整理した。1つ目は「親であること」を代表するACEPPの活動と他機関との連携、2つ目は連携作業を行う個人の取り組みの観点からである。労働協約に関する取り組みでは、親保育所の運営に財政的リスクを与えるインパクトをもつ一方、保育の質を確保するための研修を制度化した点で評価される。この運営の継続性と保育の質のバランスをめぐる協議を求められる親たちは、サービス利用者としての立場から離れ、「保育を作る」という客観的な視点をもたされることになる。さらに、親たちは職員の労働条件を扱うなかで、子育て領域を越えて、労働政策に関する枠組みに経営者として巻き込まれる。その結果、親たちは彼らにとって自分の子どもだけの問題

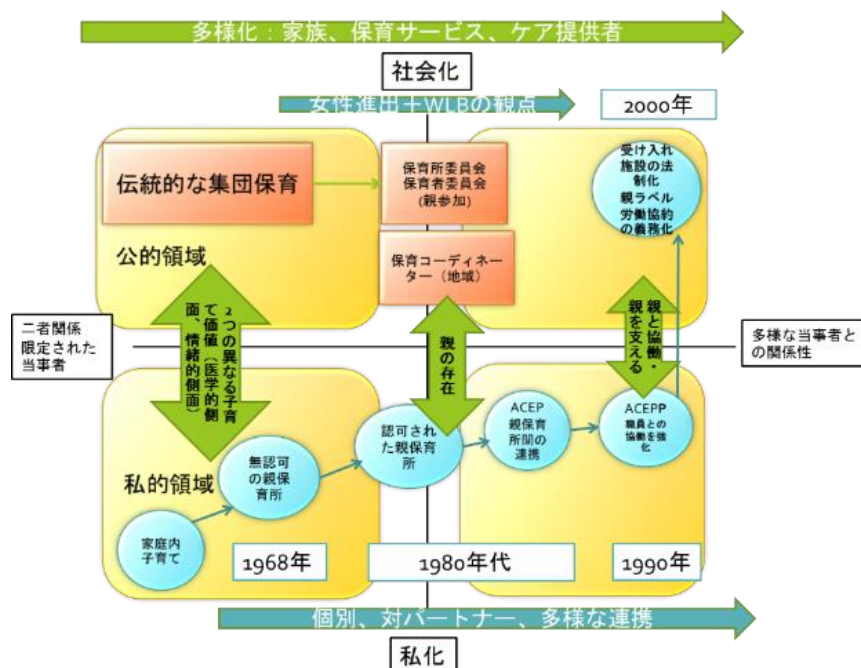


であった子育てを労働と保育の交差した社会的問題として経験させられるだけでなく、参加する親にとっては、自分のキャリア形成に影響を与え、また実務を経験する場として親保育所、ACEPP、そして労働協約作成に関わるアソシアシオンを活用する可能性が開かれていることが明らかになった。

さらに、不足しがちな職員を確保するために、親保育所の財政上の支援のみならず、職員の育成にも寄与する雇用政策を活用することが重要になってくる。ACEPPは養成制度を教育機関とのパートナーシップによって作り上げるなかで、親を指導というよりは、親と協働する能力を専門性として重視する教育理念を伝達しようとしてきたのである。つまり、「親の居場所」に関する柔軟かつ多様な解釈ができるような人員を育成しようとしてきたのである。その活動は、国家学位である保育教諭の養成期間が2年から3年に延長された結果、雇用政策との枠組みに収まらなくなり消滅してしまう。その代りとして、保育所職員として求められる能力である管理・経営者の資格（CAFERUISなど）を作ることで、保育職員の養成は高度化し、継承されている。このようなACEPPの取り組みの結果として、職員と協働しながら保育所を運営するという考え方を親がもつようになり、さらに職員に経営的スキルを求めることができるようになった。それだけに留まらず、保育の質を高めるために、親としての立場から保育者養成の内容に発言することも可能な経路が、ACEPPによって確保されたのである。2000年代以降、親によるアソシアシオン型子ども受け入れ施設は減少しているが財政面での優遇措置があるわけではない。したがって、ACEPPや親保育所は経営的な面における利便性を求めた保育施設ではなく、本論文の事例でみてきたように、むしろ新しい保育の意味やネットワークを創出する活動を提案する団体として、重要な役割を自分たちの活動に見出すようになっていくものと考えられる。

以上のように本研究で明らかになったのは、フランス社会における「親であること」を出発点として公的保育や子育てへの関わり方が多元性をもちうること、ひいては社会に開かれた子育て領域の仕組みが可能となることであった。これを要約すると、以下のような概念図を作ることができる。

## 概念図



この概念図は、子育て領域、労働に関する領域、アソシアションの活動に関連するそれぞれの領域の境界線が引き直される過程を示したものである。第2象限と第3象限は、子育てが私的な子育てと公的な保育に二極化されていた時期を示す。その両者の関係性が、公的な子育てのパートナーとして親が参加し始めることによって、子育てのあり方として家族と保育との日常のつながりが重視される方向に変化することが、第3象限から第4象限への移動として示されている。その過程で子育てに関わる当事者の関係が二者間の限定された関係から多元的なパートナー関係へと変化していく。ただし、子育てに関わるパートナーが多様化するなかで「親であること」という行為が必ずしも保育の質をコントロールすることにはならず、公的保育の補完として代替される可能性もある。公的な保育として認可されていくことによって、私的保育の延長であった親保育所が公共性をもった保育施設へと変化する。そのような施設の役割が変容するなかで、さまざまな社会的アクターとのパートナー関係が可視化され、施設運営を行う親たちの活動が社会政策と連動しながら行われることによって、「親であること」をきっかけとした子育てが子育て領域以外に普遍的な社会問題、ここでは、雇用問題と連携することになる。このように親保育所が自己存続の危機を免れるために子育て以外の他の領域へと巻き込まれていく力を獲得していく過程が第4象限から第1象限への移行として示されている。

法定化された親保育所は伝統的保育の補助機関であったかという、必ずしもそうとは

いえない。本研究で確認した通り、親保育所を通じて親は公的保育に介入することで、フランス社会における保育のあり方に影響を与える可能性をもつことになった。すなわち、個別に行われてきた子育てが、多様な関係者を巻き込んでいく社会的な子育てへと変容し、その結果として「親であること」という理念がこれまで以上に前景化してきたのである。例えば、親が参加するという理念を維持するための活動は、すでに雇用政策として存在する子育て以外の社会政策とも連結しながら、個別の保育所や ACEPP で展開されてきたのである。言い換えるならば、保育コーディネーターの例からも分かるように、フランス社会においては、いかにして子育てを家庭内で行うかではなく、「親であること」を通じていかに社会を巻き込んで子育てを実現するかが課題となっていると考えられよう。このような問題関心の変遷を辿るなかで、現代フランス社会は、「親が親であることを定義する行為」と「親が対象化され、規格化されてしまう可能性」の2つの動きに直面しつつ、社会的子育ての実現という課題に取り組み続けていることが浮き彫りになったと言えよう。

#### 今後に残された課題

本研究では、個別の活動に焦点をあてたインタビュー調査をもとにして、「子育てを通じた社会的連帯の仕組み」について分析を行った。それぞれの活動への参加の経緯、現在の取り組みや活動内容における長所や短所について、具体的エピソードを中心に回答してもらい、その内容を分析した。それぞれの施設や人物に対して継続的に調査できたケースが限られていることに鑑みると、親保育所全体のあり方ではなく、多様性を帯びたケースの中の個別の活動がもちうる可能性を示したに過ぎないとも考えられる。また、親保育所への参加を断念した人やまだ参加していない人たちなど、社会参入と保育へ影響を与える方法を持たない人たちにとっての「親であること」の可能性を知ることや、親ではない人たちにとっての子育てとの関連性を知ることが本研究の方法では検討することはできない。ただ、後者に関しては、第3章で取り上げた保育コーディネーターの活動を通して、子育て支援に緩くつながる環境の作られ方やそこに誰が参加し得るのか、その参加者たちの活動への影響の与え方がどのように作り出されるのかについて観察し続けることによって、明らかにすることができると考える。

また、本研究の重要な視点として、家族の多様化の結果「誰々の親である」ということが自明ではなくなったフランスにおいて、子育てを基にした親子関係を証明する「親であること」という実践に着目して、社会の仕組みが作られる過程やその土台を分析するという点を

強調してきた。しかし、ブヤラ・ルシル報告書は、「子どもが社会の中で適切な場をもつべきであって、子どもは保護するだけの対象ではない」としたうえで、子どもの主体性と参加する当事者としての位置づけの重要性を市民性という言葉で指摘している (Bouyala 1982: 102)。このような観点から見ると、子どもを主体としたときの子育てや保育政策がどのような展開をみせてきたのかについては、本研究で整理することはできなかった。したがって、今後の検討課題として、子どもを主体として捉える視点がどのような影響を親が参加する保育に与えているのかについても調査分析する必要があるだろう。

次に、確かに親が参加することによって保育の質を高めようとする考え方の背後には、親が施設にいること自体が保育の質の高さであるという考え方がフランス社会に定着しつつあるという点を一つの仮説として提示することができるだろう。他方で ACEPP の取り組みである親と協働する職員を育成する保育教諭の資格付契約が終了し、ACEPP は地域保育の開発と文化的多様性や障がいをもつ子どもの育ちに関するプロジェクトを推進することになった。若年者の労働参入政策の変化に対応できなくなった結果であるが、ACEPP の活動としては職員育成から子どもの育ちへと関心の重心が移っていると考えられる。したがって、その活動中での親の位置づけについて検討することも必要であろう。さらに、文化的な多様性からの取り組みは、1990 年代末からヨーロッパレベルの活動に参加しつつ、すでに進められている<sup>85</sup>。こうした施設や国境を越えた活動との連携がフランス国内の保育内容やその仕組みにもたらす影響について、本論文では扱うことはできなかった。

以上から言えることは、「親であること」がどのように「子どもが自分で育つ」保育の空間に関わっていくのかについて知ることが今後の課題として残されているということである。「親であること」によって保育に参加することと、子育て中の子どもがどういったことを語り、保育をつくっていくのかについて、つまり、「子どもにとっての保育」、「子どもであること」を中心とした保育をつくる可能性が、フランスの「親であること」による保育の参加によってどのように企図されているのかについて検討する必要があると思われる。フランス社会が「親であること」に比重をおいた子育てから、子どもの発達に関心を寄せ、多様な子どもが中心となる保育へどのように変化し、対応していこうとしているのかについて今後さらに検討していきたいと考えている。

## 註

- 1 フランス語では「関連づける」「連動させる」という意味の *articuler* が使われる (Péresse 2007)。
- 2 PACS (*pacte civile de solidarité*) とは連帯民事契約のことである。性別に関係なく、青年に達した 2 名の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約のことで、1999 年に法律で創設された。
- 3 コンキュビナージュ (*Concubinage*) を指す。
- 4 Jeanne Fagnani (2000) *Un travail et des enfants – petits arbitrages et grands dilemmes*, Bayard Éditions, Société.の中で CREDOC のアンケート調査結果として引用されている。
- 5 労働法典第 1 編 3 章及び 5 章と民法典第 2101 条を修正する 1932 年 3 月 11 日の法律
- 6 フランスの家族と出生率に関するデクレ
- 7 家族・社会扶助法典
- 8 Art. 371-1 du Code civil : « l'autorité appartient au père et à la mère pour protéger l'enfant dans sa sécurité, sa santé et sa moralité. Ils ont à son égard droit et devoir de garde, de surveillance et d'éducation. »
- 9 1982 年に第 1 回が開催され、1994 年に「家族に関する法律」によって法的根拠が与えられ、1998 年には会議を所管する家族問題関係省庁連絡会が設置された。「全国家族会議」が新たな政策を公表する場となっているため、新政策の公表に向け、会議開催の数か月前から、関係省庁・団体間で事前折衝が行われる。
- 10 2015 年以降に生まれた／養子縁組をした子どもに対しては、CLCA に代わり共同養育手当(PreParE)を、ひとりの親だけではなく、ふたりの親がそれぞれ受給することができる。
- 11 COLCA は 2014 年末までの出産および養子縁組に対応。3 人以上子どもがいる場合、2015 年以降に生まれた／養子縁組をした子どもに対しては、PreParE より短期間で多くの額が支給される共同養育加算手当 (PreParEmajorée) を選択することができる。
- 12 Mission d'évaluation et de contrôle des lois de financement de la sécurité sociale : MECSS. 2004 年に上院下院それぞれの社会問題委員会に設けられた。
- 13 「認定保育ママ」を呼ばれることが多いが、女性だけではなく、男性も認証されることから「家庭的保育者」と呼ぶ (船橋 2013 : 36)。
- 14 社会保障機関は 3 つの独立部門に分割された。それぞれ、労災・職業病を含む医療保険、家族手当、老齢年金である (林 2003)。
- 15 Décret no 74-58 du 15 janvier 1974 relatif à la réglementation des pouponnières, des crèches, des consultations de protection infantile et des gouttes de lait.
- 16 équipements et services de voisinage qui apportent aux familles un soutien direct dans la vie quotidienne notamment au regard des enfants
- 17 1990 年に ACEPP と呼ばれるまで ACEP というように P がひとつ少ない。本論文では、両者を区別し、ACEP と呼ぶときは設立から 1990 年までの資料や活動を指す。
- 18 ACEP パンフレット (発行年不明)、1981 年～1991 年までの親保育所受け入れ数や研修、運営に関わる技術的支援に関する情報等が記載されている。
- 19 Code de santé publique R2324-38
- 20 Décret no 2010-613 du 7 juin 2010 relatif aux établissements et services d'accueil des

enfants de 6 ans (décret se référant au Code de la santé publique – article R.2324-16 et suivant

<sup>21</sup> Convention d'objectifs et de gestion (COG, 目標・管理協約)

<sup>22</sup> Conférence de la famille : 1996 年に設置.

<sup>23</sup> Fédération Française de Entreprises de Crèches (保育企業フランス連盟) のウェブサイト <http://www.ff-entreprises-creches.com/chiffres.html> (最終閲覧日 2016 年 8 月 5 日)

<sup>24</sup> Décret No. 45-792 du 21 avril 1945 relatif à la réglementation des pouponnières, des crèches, des consultations de nourrissons et des gouttes de lait.

<sup>25</sup> Article 9 de l'arrêté du 18 avril 1951.

<sup>26</sup> Circulaire du 18 juin 1974.

<sup>27</sup> Circulaire No DGS782PME2 du 16 décembre 1975 relative à la réglementation des crèches.

<sup>28</sup> ACEP パンプ (1987) によると、Fonds de soutiens Ministeriel (1987) が Annexe6 に挙げられている。親保育所開発基金が 1985 年 6 月 17 日に設置され、1987 年に延長されることになった。この基金は、親参加型保育所の設立資金となる。条件は、0～6 歳のすべての子ども (Toute nature) を受け入れること。学外受け入れしかやっていない場合を除く。親の責任により実施されていること。親が運営に携わっていること。ACEP は厚生省 (Ministère des Affaires Sociales) から書類を査定し (取りまとめ役)、割当委員会 (Commission d'Attribution) に対して意見と共に送る資格が与えられている。

<sup>29</sup> Fédération des crèches parentales et ACEP (発行年不明) *Programme d'actions 88*. 発行年は不明ではあるが、当該パンフレットの目次には 1988 年のプログラムと目的が掲載されていることから 1988 年ごろの様子を把握する資料として扱う。

<sup>30</sup> Note de service DGSH/3241/S-DAS81-32/ du 23 août 1981 relative aux formules innovantes de mode de garde.

<sup>31</sup> Circulaire du 2 novembre 1981 relative au développement à la coordination, à l'organisation des modes d'accueil et de garde des jeunes enfants.

<sup>32</sup> Circulaire N° 83-82 du 30 juin 1983 relative à la participation des parents à la vie quotidienne des crèches.

<sup>33</sup> 1986 年から 1997 年の期間と 2001 年から 2008 年の期間に助成金を受けている。

<sup>34</sup> 1995 年の子どもの受け入れ憲章は 21 項目となっている。21 番目に「国連の子どもの権利に関する条約を実現するための行動をとり、最良の子どもの受け入れを行えるように法律や規則を遵守し、改善していくこと」が追加されている。2002 年に大幅に改訂された。

<sup>35</sup> 開所のためには母子保健センター (PMI) から認可が必要である。設置の責務はコミュニケーションにあるため、保育所設置のために必要な補助金を獲得するための交渉をコミュニケーションで行う。さらに、雇用問題や研修制度に関しては州レベルの行政機関、社会福祉政策として「保育所契約」や「子ども期契約」に基づく社会福祉的側面を考慮したプロジェクトに対する助成金は家族手当金庫 (CAF)、その他、具体的な移民家族支援プロジェクトについては移民労働者とその家族のための社会福祉基金 (FAS) などが主なパートナーとして挙げられる。

<sup>36</sup> 前者が 1991 年、後者が 1997 年のデータである。

<sup>37</sup> Philippe Dupuy et Solange Passaris (1993) *Les crèches parentales en 1992*, ACEPP. それによれば、調査は 1992 年に ACEPP ネットワークにある親による自主保育活動を行っ

ている施設に対して実施されている。回収数は親保育所が 35 か所、複合型親経営型受け入れ施設が 59 施設となっている。回収率はそれぞれ 15%、10%である。

<sup>38</sup> CNAF (août 1992) *Les crèches en 1990*, Observatoire des Equipements Sociaux de la CNAF. Cité dans p. 13 de Dupuy et Passaris (1993).

<sup>39</sup> Convention collective nationale des centres sociaux et sociaux culturels du 4 juin 1983.

<sup>40</sup> Note de service du 24 août 1981 No DGSN/3241/S DAS/81-32.

<sup>41</sup> Circulaire DIF/DAS/DIV/DPM n° 99-153 du 9 mars 1999 relative aux réseaux d'écoute, d'appui et d'accompagnement des parents.

<sup>42</sup> Décret n° 2000-762 du 1<sup>er</sup> août 2000 relatif aux établissements et services d'accueil des enfants de moins de 6 ans.

<sup>43</sup> 筆者作成の表は、1999～2002 年データは DREES(2004)、2004 年データは DREES (2006)、2006 年～2010 年データは DREES (2012) を基にしている。

<sup>44</sup> CAF du Bas-Rhin (2012) *Guide Méthodologique à destination des crèches parentales*, CAF du Bas-Rhin. バ・ラン県のあるアルザス地方には Colibri という地域支部があったが、ガイドの発行された 2012 年には存在していない。1992 年に設立されたことが Colibri が作成した *Projet de développement social sur la haute vallée de la bruche* (発行年不明) に記載されている。その一方で、ACEPP パンフレット (2009) には地方支部として記載がない。

<sup>45</sup> 地域若年者参入支援機関による「将来契約」と呼ばれる 16 歳～25 歳を対象とした就労支援制度である。

<sup>46</sup> 親を支え寄り添い聞くネットワーク (REAAP) 1999 年以降実施実施

Circulaire DIF/DAS/DIV/DPM No. 99-153 du 9 mars 1999 relative aux réseaux d'écoute, d'appui et d'accompagnement des parents)。

<sup>47</sup> « Circulaire n° 4 du 2 novembre 1981 relative au développement, à la coordination et à l'organisation des modes d'accueil et de garde des jeunes enfants », dans *Bulletin officiel du ministère chargé des affaires sociales*, No. 81/49, Texte No. 21963, 1981.

<sup>48</sup> Comité national de soutien à la parentalité. 2010 年 11 月 2 日デクレによって創設された、親支援に対する国や家族手当金庫が規定する政策や施策の構想、実施、評価に関して検討を加える委員会である。7 人の国、社会保障金庫の家族部門、自治体代表者を含む 35 名のメンバーとアソシアシオンの代表者 19 名から構成されている。議長は家族担当大臣、副議長は全国家族手当金庫理事長である。CNSP は親を支え・寄り添い・聞くネットワーク、家族の情報センター (PIF)、就学支援地域契約 (Contrat local d'accompagnement à la scolarité : CLAS)、家族調停や地域親制度などの各取り組みを統合したものである。

<sup>49</sup> Convention Collective Nationale des acteurs du lien social et familial : centres sociaux et socioculturels, associations d'accueil de jeunes enfants, associations de développement social local. : 社会的・家族的つながりを担うアクターに関する労働協約 : 社会福祉・社会文化センター、保育アソシアシオン、地域福祉開発アソシアシオン分野について

<sup>50</sup> 収集できたパンフレットのなかでは作成年が書かれているのは 1989 年、2012 年、2016 年のみである。一方、表紙のタイトルに年代が明記されているもの (1988 年、1992 年) がある。また、作成年が明記されていないものの、掲載されたデータが収集された年が明記されたものはそのデータを利用している。

<sup>51</sup> 2005 年は 40000 家族、子ども 45000 人、職員 7000 人だったものが、2009 年は職員に

関しては 6500 人に減少している。

<sup>52</sup> 2000 年 1 月 15 日 ACEPP 理事会にて承認を受けた。

<sup>53</sup> Collectifs enfants/parents/professionnels

<sup>54</sup> SNAECESO ウェブサイト (<http://www.snaecso.com/Le-Snaecso/Historique/>最終閲覧日：2016 年 9 月 5 日)。1983 年 6 月 4 日労働協約は社会福祉および社会文化センターに関して適用されるものであったが、2009 年 9 月 23 日アレテにより、公衆衛生法典 R2324-16 以下に分類される施設である子ども受け入れ施設に全面的に適用されることとなった。

<sup>55</sup> 保育教諭、保健保育士や保育士の人材不足から 2012 年から 2022 年にかけて大きな採用計画があるという UNAF (janvier 2013)。

<sup>56</sup> CES (雇用連帯契約) は 1989 年設立、CEC (雇用強化契約) は 1992 年設立。

<sup>57</sup> SNAESCO パンフレット。

<sup>58</sup> 社会福祉の分野に教育的側面で介入することや各機関の相互の対話を促すこと、さらにはチームワークを管理する業務を遂行することも保育教諭には求められるようになった。こうした背景により、理論課程の期間が伸び、分野外の実習を含むなど多様化することとなり、1993 年 3 月 20 日のアレテ (Arrêté du 20 mars 1993 relatif aux modalités de la formation des éducateurs de jeunes enfants, d'organisation des examens pour l'obtention du diplôme d'Etat et d'agrément des centres de formation) により、養成内容や、学位授与に関する試験の体系化が明確化された。1993 年 6 月 7 日の通達 (Circulaire DAS n° 93/22 du 7 juin 1993 relative à la mise en œuvre de la formation des éducateurs de jeunes enfants) によって研修の実施の規定が設けられた。この通達はアレテを補足するものである。2005 年改正では、3 年の養成期間が必要となり、保育教諭は他のソーシャルワーカーの中での位置づけが明示化された (Martinet 2014 : 13)。

<sup>59</sup> 2005 年改正 (Arrêté du 16 novembre 2005 relatif au diplôme d'Etat d'éducateur de jeunes enfants) では、3 年の養成期間が必要となり、2005 年 9 月 16 日附録 (Annexe) の中で、保育を専門とするソーシャルワーカーであることや家族と連携して包括的な視点で子どもの発達を把握すること、社会的排除のリスクを予防するための社会関係を構築することや親であることの機能をサポートする活動を行うこと、地域社会政策を実施する役割を持つことなどが定義されている (Verba 2014)。

<sup>60</sup> Décret n° 2000-762 du 1er août 2000 relatif aux établissements et services d'accueil des enfants de moins de six ans et modifiant le code de la santé publique.

<sup>61</sup> 第 1 章参照。

<sup>62</sup> Ministère du travail, de l'Emploi de la Formation professionnelle et du Dialogue sociale (労働・雇用・職業教育・労使対話省) « Signature de l'EDEC Petite Enfance : de nouveaux engagements pour l'emploi et la formation professionnelle » (Communication presse) (<http://travail-emploi.gouv.fr/actualites/presse/communiques-de-presse/article/signature-de-l-edec-petite-enfance-de-nouveaux-engagements-pour-l-emploi-et-la/>最終閲覧日：2016 年 9 月 5 日)。

<sup>63</sup> « Accord-cadre national d'engagement de développement de l'emploi et des compétences pour la petite enfance (2015-2018) » ([http://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/accord\\_edec\\_petite\\_enfance.pdf](http://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/accord_edec_petite_enfance.pdf)最終閲覧日：2016 年 9 月 5 日)。

<sup>64</sup> Contrat de qualification (職業資格取得契約)：職業資格をもたない 26 歳以下の若年者



が、1983年から実施された、仕事をしながら職業資格取得のため職業教育が受けられる雇用期間の定めのある雇用契約である。研修は少なくとも契約期間の25%の占める必要があり、給与はSMIC（最低賃金）か年齢や業務経験年数を考慮して協約で決められた額で計算される。雇用者は社会保障負担を免除される。2004年5月4日法より廃止され、10月以降は、熟練化契約（*contrat de professionnalisation*）に変更され、実施されている（INSEE ホームページ）。

<sup>65</sup> 例えば、DREES（2013c）の調査結果では、47人の子育て関連の職務に就くスタッフに半構造化インタビューを行い、資格取得契約の可能性を探っている。対象者はATSEM（幼児学校教諭補助）13名、保育所職員16名（うち9名保育士、6名子どもCAP、1名保育教諭）、アニマトゥール9名、家庭的保育者9名である。VAEを利用したキャリア形成として5つが挙げられている。VAEを通じて、①子どもCAPから保育士（*auxiliaire puériculture*）を目指す、②保育士が施設長として必要な研修を受け、ケアではなく、教育分野で活躍できる職を目指す、③家庭的保育者が子どもCAPを目指す、④アニマトゥールでは珍しいケースだが、アニマトゥールの中で職階を上げることを目指す、⑤幼児学校教諭補助が子どもCAPを取得するケースである。こうしたキャリアアップによる人材確保の有効性を検討している。

<sup>66</sup> *Emploi d'avenir*. 2005年に新設された最低保証手当の受給者を対象とする公共部門の援助契約である。雇用主として想定されているものの中に、非営利目的のアソシアシオンが挙げられる（高山2008）。

<sup>67</sup> 認可労働回数徴収機関（OPCA）の1つで、「研修のための基金原資を企業主から徴収し、労使の代表によって運営する機関」であり「継続就業教育にかかわる教育研修費、交通費、報酬などの費用を配分する」（藤森2010）。2008年1月1日以降、Habitat-formationが新しいOPCAとなっている（ACEPP novembre 2007 : 5）。そのHabitat-formationが統一して2012年1月1日以降Uniformationとなった（ACEPP 2013 : 13.）。

<sup>68</sup> 1983年10月26日の職業間全国協定によって資格取得契約で活用できる授業と実習の交互養成が設置されたと同時に初期職業プログラム（SIVP）も作られた（Ruby Sanchez et Philippe Zamora 2007）。

<sup>69</sup> 2000年8月1日デクレにより多様な受け入れ施設を保育施設として統一し、2002年に単一サービス給付（PSU）を開始したことによって多様な形態が存続可能になっている。また、1999年に「親を支え・寄り添い・聞くネットワーク」が創設され、多様な文化的背景にある親を支援する方向性が共有されるようになる。それと同時にヨーロッパレベルでのネットワーク形成の運動も強まっていった（Cadart 2006）。

<sup>70</sup> 1998年立ち上げ Diversity in Early Childhood Education and Training（DECET）。

<sup>71</sup> TUC（*Travaux d'utilité collective* : 1984年創設、1990年廃止）、SIVP（*Stages d'initiations à la vie professionnelle* : 1983年創設、1991年廃止）。TUCは現在の付き添いつき雇用契約、SIVPに代わる職業指導契約は資格取得契約と雇用適用契約などと統合し、現在の職業化契約となっている（松原2012 ; 門2004）。

<sup>72</sup> 養成学校のチューターは *Tuteur pédagogique*（実習指導担当者）と呼ぶのに対して、*Tuteur administratif* と呼ばれる。

<sup>73</sup> CESは1989年に設置された。公共・非営利部門の支援つき雇用契約（*contrat aidé*）であり、若年者の特殊雇用契約の1つである。2005年1月社会統合法の制定にともない、CIE

(民間部門における雇用主導契約)、CI-RMA (参入契約-就業最低所得)、CAE (公共・非営利部門における雇用付き添い契約) と CA (将来契約) に統廃合された。2008年12月にこれらの契約は単一参入契約 CUI に統合され、もとの CES は CUI-CAE として就業指導契約として民間非営利団体や公共サービスでの仕事に就き、CIE (雇用主導契約、1995年) は CUI-CIE として民間企業での職業訓練を受けながら実務に携わることができるようになった (松原 2015)。

<sup>74</sup> 元 ACEPP 職員 F 氏インタビューより。

<sup>75</sup> 1988年の参入最低所得 RMI の設置を指す。

<sup>76</sup> 認可された研修基金徴収基金のひとつ。

<sup>77</sup> ESSE Lyon, IRTS Marseille, IRTS Montrouge, CERPE Aubervilliers, CFEJE Toulouse, Horizon Paris (のち Malakoff 市に移転), IRTS Nantes, IRTS Montpellier の 8 つの教育機関である (授業と実習の交互養成を実施した順)。

<sup>78</sup> ACEPP (Département Formation) et Myriam Mony (発行年不明) « Formation des tuteurs pédagogiques d'éducateurs de jeunes enfants et l'auxiliaires de puériculture en contrat de qualification », ACEPP, (ページ数不明)。

<sup>79</sup> 発行年は不記載であるが、2005年までの実態がまとめられている。

<sup>80</sup> Un arrêté du 20 mars 1993 modifie le diplôme d'État d'EJE afin de permettre la prise en compte de certains changements et évolutions dans le contexte de la pratique professionnelle.

<sup>81</sup> Le décret 2005-1375 du 3 novembre 2005 relatif au diplôme d'État d'éducateur de jeunes enfants ; l'arrêté du 16 novembre 2005 relatif au diplôme d'État d'éducateur de jeunes enfants et annexes.

<sup>82</sup> 地方公務員国立研修センター : Centre national de formation pour les personnels territoriaux.

<sup>83</sup> Institut régional du travail social : IRTS。1986年8月22日アレテ (l'arrêté du ministère des Affaires sociales et de l'Emploi en date du 22 août 1986 portant création d'instituts régionaux du travail social. ) により保育教諭のみを養成するのではなく、複数の分野の社会福祉コースが併設され、初期職業教育 (formation initiale) や在職者の継続教育 (formation continue) や上級社会福祉士 (CAFERUIS、CAFDES などそれぞれの分野の管理職) に対する研修が行われている。2002年1月17日「社会近代化法」以降は VAE による学位取得も可能になった。

<sup>84</sup> Département formation

<sup>85</sup> 1998年に創設されたヨーロッパにおける多文化保育に関する DECET ネットワークへの参加が挙げられる。設立メンバーは、フランス、ベルギー、イギリス、アイルランド、オランダ、ギリシャの子育て団体、ベルナルド・ファン・レール財団によって設立された。

## 文献一覧・資料・ウェブサイト

### 【欧文】

- Abriac, Dominique, Roland Rathelot, Ruby Sanchez (2009) « L'apprentissage : entre formation et insertion professionnelles », dans *Formations et emploi*, pp. 57-74.
- Alber, Jens, Agnes Blom et Wolfgang Keck (2009) *Family and the welfare state in Europe : intergenerational relations in ageing societies*, Edward Elgar Pub.
- Alleaume, Solange (2007) « La transversalité : hier et aujourd'hui. Orientations et débats pour la formation professionnelle », dans *Vie sociale*, No. 4, Érès, pp. 93-106.
- Cabinet Ambroise Bouteille et Associés (2013) « Contrat d'études prospectives : analyse des emplois et des fonctions de la branche professionnelle des acteurs du lien social et familial en vue de mettre en place une politique emploi-formation adaptée » (Rapport final) (<http://www.cpnef.com/images/stories/maquette/observatoire/Rapport-final-CEP-Alisfa-AB&A.pdf> / 最終閲覧日 : 2016年9月20日).
- Ancelin, Jacqueline (1997) *L'action sociale familiale et les caisses d'allocations familiales : un siècle d'histoire*, Association pour l'étude de la sécurité sociale / Comité d'histoire de la sécurité sociale.
- André, Michèle (1998) *Conférence de la famille 1998 : la vie quotidienne des familles (rapport à Madame la ministre de l'emploi et de la solidarité)*, Ministère de l'emploi et de la solidarité.
- Barbieri, Magali (1998) *La mortalité infantile en France*, dans *Population*, Vol. 53, No. 4, pp. 813-838.
- Baudelot, Olga et M. Bréauté (1979) « La crèche. Ses objectifs, son évolution récente », dans *Cahier du SRESAS*, No. 19, pp. 211-238.
- (1984) « La crèche et les parents : histoire d'une ouverture », dans *Ouvertures : l'école, la crèche, les familles*, No. 3, L'Harmattan / INRP, coll. « CRESAS », pp. 75-96.
- et Sylvie Rayna (2000a) « La coordination de la petite enfance : une nouvelle fonction relationnelle », dans *Recherches et prévisions*, Vol. 61, No. 1, CAF, pp. 61-73.

- et Sylvie Rayna (éd.) (2000b) *Coordonnateurs et coordination de la petite enfance dans les communes*, Actes du colloque du CRESAS (Paris, 9 et 10 mars 2000), INRP / ENS.
- , —————, Susanne Mayer et Tullia Musatti (juin 2003) « A comparative analysis of the fonction of coordination of Early Childhood Education and Care in France and Italy », dans *International journal of Early Years Education*, Vol. 11, No. 2, Routledge, pp. 105-116.
- Bloch, Françoise et Buisson, Monique (2004) *La garde des enfants, une histoire de femmes. Etre don, équité et rémunération*, l'Harmattan.
- Bonnabesse-Perichon, Marie-Laure (2003) *Parité et/ou domination dans les interactions parents-professionnels en établissement d'accueil de jeunes enfants à gestion parentale ? : le travail avec les parents, une nouvelle mission pour les professionnels de la petite enfance*, Mémoire de DSTS, Collège coopératif Rhône-Alpes.
- (2013) *Responsabilité des parents, responsabilité des professionnels, quel équilibre ? : les relations parents-professionnels à l'aune de la responsabilité dans les établissements et services d'accueil de jeunes enfants*, Mémoire de Master 2 de recherche « Travail social, action sociale et société », CNAM.
- Bonnard, Camille (2012) *La politique de la petite enfance à Vénissieux : entre standardisation et différenciation*, Mémoire de Master 1, Université de Lyon.
- Bouve, Catherine (2003) « Les figures de la relation professionnels / parents dans le cadre de crèches collectives publiques : essai typologique », dans *L'identité incertaine des travailleurs sociaux*, Alain Vibrod (dir.), L'Harmattan, pp. 169-178.
- (2005) *Les crèches collectives : usagers et représentations sociales : contribution à une sociologie de la petite enfance*, L'Harmattan.
- (2014) « Un enjeu de la coéducation : pour une éthique de la rencontre », dans *Un curriculum pour un accueil de qualité de la petite enfance*, Catherine Bouve, Pierre Moisset et Sylvie Rayna (dir.), Érès, pp. 249-264.
- Bouyala, Nicole et Bernadette Roussille (1982) *L'enfant de la vie : une politique pour*

*la petite enfance (rapport au secrétaire d'État à la Famille)*, La documentation française.

Bressé, Sophie, Blanche Le Bihan et Claude Martin (2007) *La garde des enfants en dehors des plages horaires standard, Études et résultats*, No. 551, DREES.

Briand, Béatrtice (2012) *Étude emploi-Formation : auprès des établissements d'accueil de jeunes enfants de la branche des acteurs du lien social et familial (ALISFA) en Ille et Vilaine*, CPNEF / Centres sociaux fédération des centres sociaux et socioculturels de bretagne.

Brousse, Cécile (octobre 2015) « Travail professionnel, tâches domestiques, temps « libre » : quelques déterminants sociaux de la vie quotidienne », dans *Économie et statistique*, No. 478-480, pp. 119-154 ([http://www.insee.fr/fr/ffc/docs\\_ffc/ES478H.pdf](http://www.insee.fr/fr/ffc/docs_ffc/ES478H.pdf) / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 4 日).

Buisson, Guillemette et Aude Lapinte (février 2013) *Le couple dans tous ses états : non-cohabitation, conjoints de même sexe, Pacs...*, INSEE Première, No. 1435, INSEE.

Cadart, Marie-Laure (2006) *Des parents dans les crèches : utopie ou réalité ?*, Érès.

CAF (2011) *L'accueil du jeune enfant en 2011 : données statistiques*, Observatoire national de la petite enfance.

— du Bas-Rhin (2012) *Guide Méthodologique à destination des crèches parentales*, CAF du Bas-Rhin.

— (2013) *Les délégations de service public dans le secteur de la petite enfance, Dossier d'étude*, Série « Statistiques », No. 165, CAF.

— (2014) « Convention d'objectifs et de gestion (COG) » ([https://www.caf.fr/sites/default/files/caf/608/Documents/Cog\\_communicante.pdf](https://www.caf.fr/sites/default/files/caf/608/Documents/Cog_communicante.pdf) / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

Centre d'analyse stratégique (2007) « *Rapport sur le service public de la petite enfance : 2007* », La documentation française,

(<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/074000150.pdf> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

Centre d'analyse stratégique (2012) « Aider les parents à être parents. Le soutien à la

- parentalité, une perspective internationale », La documentation française, (<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/124000489.pdf> / 最終閲覧日 : 2016 年 11 月 28 日).
- Chardon, Olivier et Émilie Vivas (2009) *Les familles recomposées : entre familles traditionnelles et familles monoparentales*, Document de travail, No. F0904, INSEE ([http://www.insee.fr/fr/publications-et-services/docs\\_doc\\_travail/docf0904.pdf](http://www.insee.fr/fr/publications-et-services/docs_doc_travail/docf0904.pdf) / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).
- Chauvière, Michel et Michel Messu (décembre 2003) « Les apories de la solidarité familiale : Contribution à la sociologie des configurations de justice entre les familles et l'État, dans le cas français », dans *Sociologie du travail*, vol. 45, No. 3, pp. 327-342.
- Chauvière, Michel (2008) « La parentalité comme catégorie de l'action publique », dans *Informations sociales*, No. 149, CAF, pp. 16-29.
- CNAF (août 1992) *Les crèches en 1990*, Observatoire des équipements sociaux de la CNAF.
- (2009) *Opinions et satisfaction des parents vis-à-vis des modes de garde*, *L'essentiel*, No. 82.
- CNFPF (mars 2011) *Étude emploi : tendances de l'emploi territorial*, Note de conjoncture, No. 15, (<http://infos.emploipublic.fr/wp-content/uploads/2011/03/2011-03-Tendances-emploi-territorial.pdf> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).
- Combes, Josette (1992) *Parent run day care centres : the growth of a French community initiative*, Bernard van Leer Fondation.
- Cresson, Geneviève (1998) « Formation et compétences dans les métiers de contact direct avec les petites enfance : quelques enjeux, conflits et paradoxes », dans *Lien social et politiques*, No. 40, pp. 23-37.
- Daguet, Fabienne (août 1996) *Mariage, Divorce et Union libre*, INSEE Première, No. 482, INSEE.
- DARES (janvier 2007) *Les métiers en 2015 : rapport du groupe « Prospective des métiers et qualifications »* ([http://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/Rapport\\_metiers\\_](http://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/Rapport_metiers_)

2015.pdf／最終閲覧日：2016年9月20日).

David, Olivier (1999) « L'accueil des jeunes enfants. Concentration des équipements et inégalités d'accès aux services », dans *Espace, populations, sociétés*, Vol. 17, No. 3, pp. 483-494.

DREES (2004) *L'accueil collectif et en crèches familiales des enfants de moins de 6 ans en 2002 : enquête annuelle auprès des services de PMI (Benoît Chastenet)*, Document de travail, No. 66, DREES, coll. « Série statistiques ».

——— (2005) *L'accueil collectif et en crèches familiales des enfants de moins de 6 ans en 2003 : enquête annuelle auprès des services de PMI (Benoît Chastenet)*, Document de travail, No. 79, DREES, coll. « Série statistiques ».

——— (2006) *L'accueil collectif et en crèches familiales des enfants de moins de 6 ans en 2004 : enquête annuelle auprès des services de PMI (Benoît Chastenet)*, Document de travail, No. 95, DREES, coll. « Série statistiques ».

——— (2012) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de trois ans en 2010 : enquête annuelle auprès des services de PMI (Françoise Borderies)*, Document de travail, No. 174, DREES, coll. « Série statistiques ».

——— (2013a) *Les spécificités régionales des modes de garde déclarés des enfants de moins de 3 ans (Marie Acs)*, *Études et résultats*, No. 839, DREES.

——— (2013b) *L'offre d'accueil des enfants de moins de trois ans en 2011, Études et résultats (Françoise Borderies)*, No. 840, DREES.

——— (2013c) *Les formations et les métiers de la petite enfance : Quels points communs pour accompagner les changements de structure des jeunes enfants ?*, *Solidarité et santé*, No. 48, DREES (<http://drees.social-sante.gouv.fr/IMG/pdf/article48.pdf>／最終閲覧日：2016年9月20日).

——— (2014) *L'offre d'accueil des enfants de moins de trois ans en 2012, Études et résultats (Françoise Borderies)*, No. 892, DREES.

Dreux, Catherine et Laurent Ortalda (2013) « Focus : incidence des plans crèches sur la répartition territoriale de l'offre d'accueil de la petite enfance », dans *Informations sociales*, No. 179, CAF, pp. 124-127.

- Desplanques, Guy (janvier 1994) *Les familles « recomposées » en 1990*, *Population & Sociétés*, No. 286, INED, pp. 1-3.
- Philippe Dupuy et Solange Passaris (1993) *Les crèches parentales en 1992*, ACEPP. (「親保育所に関する研究」(1993))
- Emploipublic.fr (2016) Article du 10 février 2016 : « L'accueil des tout-petits manque de professionnels qualifiés », (<http://infos.emploipublic.fr/a-la-une/laccueil-des-tout-petits-manque-de-professionnels-qualifies/>／最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).
- François, Mouterde, Le Pesant T. et Gleize F (2008) *Évaluation des conseils de crèches : rapport définitif*, Conseil de politiques publiques / Conseil général du Val de Marne.
- Fagnani, Jeanne (2000) *Un travail et des enfants : petits arbitrages et grands dilemmes*, Bayard, coll. « Société ».
- Favre, Didier (2003) « Prime éducation et travail social : compétences et interactions parents-professionnels en crèche parentale », dans *L'identité incertaine des travailleurs sociaux*, Alain Vilbrod (dir.), L'Harmattan, coll. « Le travail du social », pp. 179-195.
- Gauthier, Anne Hélène (1999) *The State and the Family : A Comparative Analysis for Family Policies in Industrialized Countries*, Clarendon Paperbacks.
- Gillot, Dominique (1998) *Pour une politique de la famille rénovée : rapport à M. le Premier ministre et à Mme la ministre de l'emploi et de la solidarité*, Ministère de l'emploi et de la solidarité.
- Houzel, Didier (dir.) (1999) *Les enjeux de la parentalité*, Érès.
- INSEE (2014) *Tableaux de l'économie française* (Édition 2014).
- (2015) « Taux de mortalité infantile » (7 octobre 2015) (<http://www.insee.fr/fr/themes/series-longues.asp?indicateur=taux-mortalite-infantile>／最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).
- (2016) « Indicateur conjoncturel de fécondité » (26 janvier 2016) (<http://www.insee.fr/fr/themes/series-longues.asp?indicateur=icf>／最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).
- (2016) « Taux d'activité des femmes, selon l'âge » (9 février 2016)



- (<http://www.insee.fr/fr/themes/series-longues.asp?indicateur=taux-activite-femmes>  
／最終閲覧日：2016年9月4日).
- (2016) «Taux d'activité des hommes, selon l'âge» (9 février 2016)  
(<http://www.insee.fr/fr/themes/series-longues.asp?indicateur=taux-activite-hommes>  
／最終閲覧日：2016年9月4日).
- Inspection générale de la ville de Paris (2009a), *Rapport n° 08-17 : Audit des crèches parentales*, Mairie de Paris.
- (2009b) *Rapport : Audit des crèches parentales : audit de l'association BALUSTRADE (11<sup>ème</sup> arrondissement de Paris)*, Mairie de Paris.
- Inspection générale des affaires sociales (2013) *Rapport sur l'égalité entre les filles et les garçons dans les modes d'accueil de la petite enfance*, La documentation française, p. 30 (<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/134000193.pdf>／最終閲覧日：2016年9月20日).
- Juigner, Bruno (2000) « Les services d'accueil des enfants de moins de trois ans » (<http://www.unaf.fr/spip.php?article145#1>／最終閲覧日：2016年9月20日).
- Lebrun, Pierre-Brice, Amélie Gareilli, Marie-Christine Lefort (2014) *Le DEEJE : Diplôme d'État d'éducateur de jeunes enfants*, DUNOD.
- Le Capitaine, Bruno et Annick Karpowicz (2014) *Guide de l'EJE : Éducateur de jeunes enfants*, Dunod.
- Le Chevillier, Sylvie (2007) « Les orientations de la CNAF », dans *Quel accueil demain pour la petite enfance ?*, Sylvie Rayna et Xavier Belan (dir.), Érès, pp. 21-27.
- Le Floch, Marie-Christine (novembre 2005) « Coordinatrices petite enfance : un travail de mise en relation » (Atelier 5), *Contributions aux X<sup>e</sup> journées de sociologies du travail : relations de travail, relations au travail*, Université de Rouen, pp. 150-158 (<http://www.ramau.archi.fr/spip.php?article60>／最終閲覧日：2016年9月20日).
- Leridon, Henri et Catherine Villeneuve-Gokalp (1994) *Constances et inconstances de la famille*, *Travaux et documents*, No. 134, INED, coll. « Cahiers ».
- Leprince, Frédérique (juillet 1986) « L'accueil des jeunes enfants : les actions des

comités d'entreprises et des associations parentales », dans *Recherches et prévisions*, No. 5, CAF, pp. 15-19.

————— (janvier 2003) *L'accueil des jeunes enfants en France : état des lieux et pistes d'amélioration*, Haut Conseil de la population et de la famille.

Leroy-Beaulieu, Paul (1913) *La question de la population*, Librairie Félix Alcan.

Lézine, Irène (1964) *Psychopédagogie du premier âge*, PUF.

Martinet, Julien (2014) *DEEJE : session 2014*, Vuibert.

Maruani, Margaret et Monique Meron (2012) *Un siècle de travail des femmes en France 1901-2011*, La découverte.

Mellier, Denir (2007) « Les parents et les professionnels sont des « raisons » pour ne pas communiquer ! », dans *Parents, professionnelles, comment éduquer ensemble un petit enfant ?*, Marie-Paule Thollon-Behar (dir.), Érès, pp. 13-51.

Math, Antoine et Evelyne Renaudat (septembre 1997) « Développer l'accueil des enfants ou créer de l'emploi ? : une lecture de l'évolution des politiques en matière de modes de garde », dans *Recherches et prévisions*, Vol. 49, No. 1, CAF, pp. 5-17.

Ministres des finances et des comptes publics (2016), « Frais de garde d'enfants : un nouveau crédit d'impôt » ([http://www.impots.gouv.fr/portal/dgi/public/popup?docOid=documentstandard\\_3864&espId=1&typePage=cpr02](http://www.impots.gouv.fr/portal/dgi/public/popup?docOid=documentstandard_3864&espId=1&typePage=cpr02) / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

Ministère du travail, de l'Emploi de la Formation professionnelle et du Dialogue social (労働・雇用・職業教育・労使対話省) « Signature de l'EDEC Petite Enfance : de nouveaux engagements pour l'emploi et la formation professionnelle » (Communication presse) (<http://travail-emploi.gouv.fr/actualites/presse/communiqués-de-presse/article/signature-de-l-edec-petite-enfance-de-nouveaux-engagements-pour-l-emploi-et-la> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

————— « Accord-cadre national d'engagement de développement de l'emploi et des compétences pour la petite enfance (2015-2018) » ([http://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/Accord\\_EDEC\\_Petite\\_Enfance.pdf](http://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/Accord_EDEC_Petite_Enfance.pdf) / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

- Montagner, Hubert (2009) « Les jardins d'éveil » dans le site du *Grand Soir* (<http://www.legrandsoir.info/Les-jardins-d-eveil.html> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).
- Montanaro, Ghyslaine Marchand (2013) *Travailler en crèche un métier ?*, Presses de l'EHESP.
- Mony, Myriam (dir.) (1991) *La formation en alternance aux métiers de la petite enfance. Évaluation d'une expérience d'insertion/qualification dans le cadre d'un dispositif de concertation lieux professionnels-centres de formation*, ACEP (「ACEP 資格取得契約の評価報告書」(1991))
- Neyrand, Gérard, Marie-Dominique Wilpert et Michel Tort (2013) *Père, mère, des fonctions incertaines : les parents changent, les normes restent ?*, Érès.
- (2011) *Soutenir et contrôler les parents : le dispositif de parentalité*, Érès, coll. « Érès poche ».
- Observatoire national de l'action sociale (mai 2001) «La politique municipale de la petite enfance : de la gestion à la coordination des modes d'accueil » Odas Éditeur.
- Passaris, Solange et Michel Schiray (1984) *La participation parentale dans les modes d'accueil de la petite enfance 2 : le mouvement des crèches parentales et ses rapports avec les institutions*, Document de travail, No. 13, EHESS / CIRED.
- Paté, Frédérique, Gabriel Bez, Paul Kœpp et Michel Tardieu (1980) « Les pactes nationaux pour l'emploi des jeunes » dans *Travail et emploi*, No. 6 ([http://travail-emploi.gouv.fr/publications/Revue\\_Travail-et-Emploi/aut/drs\\_aut\\_2\\_5743.htm](http://travail-emploi.gouv.fr/publications/Revue_Travail-et-Emploi/aut/drs_aut_2_5743.htm) / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).
- Pécresse, Valérie (2007) « Mieux articuler vie familiale et vie professionnelle », Ministère de la sécurité sociale, des personnes âgées, des personnes handicapées et de la famille, La Documentation française (<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/rapports-publics/074000138/> / 最終閲覧日 : 2016 年 11 月 28 日).
- Périer, Liliane (1999) « Le contrat enfance », dans *Recherches et Prévisions*, Vol. 57, No. 1, pp. 91-92.
- Petite, Marie-Claude, Luc Machard, François Delalande (2003) *Les métiers de la petite*

*enfance dans les structures d'accueil collectif, Rapport du groupe de travail*, Ministère de la santé, de la famille et des personnes handicapées (<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/034000165.pdf> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

Petrella, Francesca, Nadine Richez-Battesti Antoinette Laurent, Cécile Chanut Guieu et Vincent Lhuillier (2013) *Diversité des opérateurs et gouvernance locale de la petite enfance : quels enjeux pour le développement des territoires, les modes d'organisation des acteurs et la régulation de la qualité ?*, Dossier d'étude, No. 167, CAF.

Pétrovitch, Adeline (septembre 2012) *L'apprentissage : ses évolutions et ses implications sur le territoire*, Mémoire de master recherche : « Économie du travail et gestion des ressources humaines », Laboratoire d'Économie et de Sociologie du Travail / CNRS / Université d'Aix Marseille.

Pirard, Florence, Nathalie François et Élodie Pools (juillet 2015) *Recherche concernant les formations initiales des professionnel(le)s de l'enfance (0-12 ans) et des équipes d'encadrement* (F. Pirard (dir.)), PERF / Office de la naissance et de l'enfance.

Rivier, Sabine (2002) *Parentalité et travail familial en France et en Allemagne : le parentalisme, nouveau mode de régulation ?*, Thèse de l'université de Paris 1 et de Göttingen.

Ricroch, Layla (2012) « En 25 ans, moins de tâches domestiques pour les femmes, l'écart de situation avec les hommes se réduit : regard sur la parité », dans *Femmes et hommes : regards sur la parité*, INSEE, coll. « Insee références », pp. 67-80.

Royal, Ségolène (2001) « Déclaration de Mme. Ségolène Royal, ministre déléguée à la famille, à l'enfance et aux personnes handicapées, sur les orientations de la réforme du droit de la famille, notamment l'autorité parentale, le mariage, le divorce et les droits de l'enfant, Paris le 4 avril 2001 » (<http://discours.vie-publique.fr/notices/013001336.html> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

Sanchez, Jean-Louis (dir.) et Hélène Padieu (coordination rédactionnelle) (mai 2001), *Politiques municipales de la petite enfance : de la gestion à la coordination des modes*

*d'accueil, Les Cahiers de l'Odas*, Odas Éditeur.

Sanchez, Ruby et Philippe Zamora (octobre 2007) « Retour sur quelques jalons de l'histoire de la formation professionnelle en alternance », dans *Éducation & formations*, No. 75, pp. 109-116.

Schweitzer, Véronique (1994) *Les crèches parentales : un nouveau mode d'accueil des tout-petits : Les Fripouilles à Strasbourg*, Thèse, Université Strasbourg I.

Séraphin, Gilles (2013) *Comprendre la politique familiale*, DUNOD.

Sullerot, Évelyne (1981) *Les modes de garde des jeunes enfants (rapport présenté au nom du Conseil économique et social)*, dans *Avis et rapports du Conseil économique et social*, No. 7, pp. 240-308.

Tabarot, Michèle (juillet 2008) *Rapport sur le développement de l'offre d'accueil de la petite enfance, Inspectrice à l'inspection générale des affaires sociales* ([http://www.reseau-enfance.com/IMG/pdf/Rapport\\_Tabarot.pdf](http://www.reseau-enfance.com/IMG/pdf/Rapport_Tabarot.pdf) / 最終閲覧日 : 2016年9月20日).

Théry, Irène (1993) *Le démariage : justice et vie privée*, Odile Jacob.

De Truchis, Chantal (1988) « L'accueil des enfants de moins de 3 ans en France », dans *Enfance*, Vol. 41, No. 2, pp. 69-82.

UNAF (2006) *Qu'est-ce que l'union nationale des associations familiales*, UNAF, L'archipel.

—— (2008) « Le projet institutionnel pour et avec les familles » (<http://www.unaf.fr/pf/IMG/pdf/pdf/Projet%20Institutionnel%20UNAF.pdf> / 最終閲覧日 : 2016年9月20日).

—— (2009) *Modes de garde : vécu et attentes des parents et futurs parents, Étude qualitative : écouter les familles pour mieux les comprendre*, No. 1.

—— (2013) *Politique d'accueil de la petite enfance : les besoins des familles, Analyse et propositions de l'UNAF*.

Verba, Daniel (2014) *Le métier d'éducateur de jeunes enfants*, La découverte.

Vérité, Catherine (2013) « Accueil de la petite enfance : quelle régulation locale ? », dans *Informations sociales*, No. 179, CAF, pp. 108-118.

Villaume, Sophie et Émilie Legendre (octobre 2014) *Modes de garde et d'accueil des jeunes enfants en 2013, Études et résultats*, No. 896, DREES.

Weber, Florence (2005) *Le sang, le nom, le quotidien*, Aux lieux d'être.

### 【邦文】

赤星まゆみ (1998) 「フランスの保育所の発展における保育衛生的局面」『日仏教育学会年報』第 5 号, 日仏教育学会, pp. 379-390.

———— (2012) 「フランスの幼児教育・保育と子育て支援」『日本福祉大学子ども発達学論集』第 4 号, pp. 47-66.

新井美佐子 (2016) 「フランスの対人サービス企業における賃金決定の事例考察」『言語文化論集』第 37 巻, 第 2 号, 名古屋大学大学院国際言語文化研究科, pp. 3-12  
(<http://www.lang.nagoya-u.ac.jp/proj/genbunronshu/37-2/arai.pdf> / 最終閲覧日: 2016年9月20日).

今井木の実 (2010) 「[調査報告] ストラスブールの社会福祉行政(1)」『Human Welfare』第 2 巻, 第 1 号, pp. 35-47.

江口隆裕 (2009) 「フランス少子化対策の系譜: 出産奨励策から一般施策へ(1)」, 『筑波ロー・ジャーナル』第 6 号, 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻, pp. 119-151.

———— (2010) 「フランス少子化対策の系譜: 出産奨励策から一般施策へ(2)」『筑波ロー・ジャーナル』第 7 号, 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻, pp. 103-129.

奥田香子 (2003) 「労働条件変更に関する集団的規範と労働契約: フランス法の動向から」『福祉社会研究』第 3 号, pp. 41-52.

門彬 (2003) 「フランスの憲法改正: 新たな地方分権改革法の制定」『調査と情報』第 425 号, 海外立法情報調査室, 国立国会図書館.

— (2004) 「短信: フランス 職業教育制度及び労使団体交渉制度に関する改革法が成立」『外国の立法』第 221 号, 国立国会図書館調査及び立法考査局, pp. 161-170  
(<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/221/022108.pdf> / 最終閲覧日: 2016年9月20日).

- 神尾真知子（1999）「第 14 章 児童福祉サービス」『フランス』東京大学出版会，pp. 287-304.
- （2007）「フランスの子育て支援：家族政策と選択の自由」『海外社会保障研究』第 160 号，pp. 33-72.
- 上野谷加代子・斉藤弥生編（2015）『福祉ガバナンスとソーシャルワーク：ピネット調査による国際比較』ミネルヴァ書房.
- 木下裕美子（2006）「家族政策の日仏比較に関する基礎的研究：フランスの親保育所の存在」『Cosmica』第 36 号，京都外国語大学，pp. 39-49.
- （2008）「親保育所にみられる連帯とは何か：今後の日本とフランスの事例比較研究にむけて」『家族社会学研究』第 20 巻，第 1 号，日本家族社会学会，pp. 81-88.
- （2016）「フランスの保育コーディネーターとは—「親であること」をきっかけにした関係づくりに向けて—」『女性空間』No.33，日仏女性研究学会，pp.71-83.
- 小島宏（1996）「フランスの出生・家族政策とその効果」『先進諸国の人口問題：少子化と家族政策』阿藤誠編，東京大学出版会，pp. 157-193.
- （2012）「第 2 章 日仏両国におけるカップル形成・出生行動とその関連要因」『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを生むのか』井上たか子編著，勁草書房，pp. 29-57.
- 斎藤笑美子（2012）「フランスの法と社会におけるカップルと親子」『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』井上たか子編著，勁草書房，pp. 85-105.
- 斎藤純一（2008）『公共性』岩波書店.
- 佐伯胖編（2007）『共感：育ちあう保育のなかで』ミネルヴァ書房.
- 坂口緑（2010）「承認をめぐる教育：認め合う関係はいかにして紡がれるのか」『つながる：社会的紐帯と政治学』宇野重規編，風行社，pp. 53-85.
- 佐藤郁哉（2002）『フィールドワークの技法 問いを育てる、仮説をきたえる』新曜社.
- 高村学人（2007）『アソシアションへの自由：＜共和国＞の論理』勁草書房.
- 高山直也（2008）「フランスにおける長期若年失業者と援助契約」『外国の立法』第 236 号，国立国会図書館調査及び立法考査局，pp. 41-55.
- 田中拓道（2003）「「連帯」の思想史のために：19 世紀フランスにおける慈善・友愛・恋愛，あるいは社会学の起源」『政治思想研究』第 3 号，pp. 97-114.
- （2006）「「連帯」の変容：20 世紀フランス福祉国家史試論」『年報政治学』第 1 号

- (2006年度), 日本政治学会, pp. 226-244.
- (2011)「社会的なものの歴史」『社会保障と福祉国家のゆくえ: 新たなる理念と制度の展望』近藤康史・齋藤純一・宮本太郎編, ナカニシヤ出版, pp. 24-43.
- (2015)「フランスの社会政策思想と現代」『社会政策』第6巻, 第3号(通巻第19号), ミネルヴァ書房, pp. 16-28.
- 千田航(2011)「家族を支える福祉国家: フランスにおける家族政策とジェンダー平等」『働く: 雇用と社会保障の政治学』宮本太郎編著, 風行社, pp. 238-263.
- (2012)「ライフスタイル選択の政治学: 家族政策の子育て支援と両立支援」『福祉政治』宮本太郎編著, ミネルヴァ書房, pp. 37-51.
- 野沢慎司(2009)『ネットワーク論に何ができるか: 「家族・コミュニティ問題」を解く』勁草書房.
- 林雅彦(2003)「フランスの社会保障制度の概要1: 年金制度および年金改革の動向を中心に」『海外労働時報』, No. 334, 労働政策研究・研修機構, pp. 54-77.
- 福島都茂子(2015)『フランスにおける家族政策の起源と発展: 第3共和制から戦後までの「連続性」』法律文化社.
- 福原宏幸編著(2007)『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社.
- 藤本玲(2011)「フランスにおける若年就業と労働市場政策」『海外社会保障研究』第176号, 国立社会保障・人口問題研究所, pp. 26-38.
- 藤森宮子(2010)「日仏比較の視点から見る: フランスの介護職と人材育成政策」『現代社会研究』第13号, 京都女子大学現代社会学部, pp. 73-88 ([http://repo.kyoto-wu.ac.jp/dspace/bitstream/11173/447/1/0130\\_013\\_006.pdf](http://repo.kyoto-wu.ac.jp/dspace/bitstream/11173/447/1/0130_013_006.pdf)/最終閲覧日: 2016年9月20日).
- ブジョル, ジュヌヴィエーヴ, ジャン=マリー・ミニヨン(2007)『アニマトゥール: フランスの社会教育・生涯学習の担い手たち』岩橋恵子・赤星まゆみ・岩崎久美子・戸澤京子・夏目達也訳, 明石書店(原典発行年: 2005年).
- 船橋恵子(2013)「第1章 ワーク・ライフ・バランス: 4. 保育制度: 社会全体で子どもを育てる多様な仕組み」『フランスのワーク・ライフ・バランス』石田久仁子・井上たか子・神尾真知子・中嶋公子編著, パド・ウィメンズ・オフィス.
- フリック, ウヴェ(2003)『質的研究入門』小田博志・山本則子・春日常・宮地尚子訳, 春



秋社.

星三和子 (2002) 「0歳児に対する保育者の世話活動に見る社会化の考えの日仏比較：保育者の映像とインタビューを通して」『日仏教育学会年報』第8号，日仏教育学会，pp. 86-101.

———— (2006) 「フランスの家族・子育て支援」『日仏教育学会年報』第12号，日仏教育学会，pp. 89-107.

———— (2013) 「フランスの子育て支援の発展と現状：日本の子育て支援を考える上での考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第34巻，pp. 279-294.

ボルザガ，カルロ，ジャック・ドゥフルニ編著 (2004) 『社会的企業：雇用・福祉のEUサーードセクター』内山哲郎・石塚秀雄・柳沢敏勝訳，日本経済評論社.

松原仁美 (2012) 「フランスの社会的排除と公的雇用契約の展開」『経済学雑誌』第113巻，第1号，pp. 89-108 ([http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/infolib/user\\_contents/kiyo/DBb1130106.pdf](http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/infolib/user_contents/kiyo/DBb1130106.pdf)／最終閲覧日：2016年9月20日).

———— (2015) 「第4章 福祉・復職支援の一体改革に見る福祉レジームの変遷：フランス」『ユーロ危機と欧州福祉レジームの変容：アクティベーションと社会的包摂』福原宏幸，中村健吾，柳原剛司編著，明石書店，pp. 137-153.

松村祥子 (2011) 『欧米の社会福祉の歴史と展望』放送大学.

メリアム，シャラン・B (2004) 『質的調査法入門：教育における調査法とケース・スタディ』堀薫夫・久保真人・成島美弥訳，ミネルヴァ書房.

丸山茂 (1999) 『家族のレギュラシオン』御茶の水書房.

———— (2005) 『家族のメタファー：ジェンダー・少子化・社会』早稲田大学出版部.

元森絵里子 (2003) 「「自主保育」の意味と現在：しんぼれん調査報告」『相関社会科学』第13号，東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻，pp. 57-63.

矢澤澄子 (2007) 「子育て支援の地域化・家族化のローカル・ガバナンス」『女性学研究所年報』第18号，東京女子大学，pp. 8-9.

柳沢房子 (2007) 「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス』第682号，国立国会図書館，pp. 85-105.

好井裕明 (1999) 『批判的エスノメソドロジーの語り 差別の日常を読み解く』新曜社.

吉長直子 (2008) 「日本における〈子育ての社会化〉の問題構造：教育と福祉をつらぬく視

点から」『研究室紀要』第 34 号，東京大学大学院教育学研究科教育学研究室，pp. 1-13.  
ロザンヴァロン，ピエール（2006）『連帯の新たなる哲学：福祉国家再考』北垣徹訳，勁  
草書房（原書発行年：1995 年）.  
和田光平（2005）「第 8 章 フランスの出生・結婚動向と育児支援政策」『フランス：経済・  
社会・文化の位相』佐藤清編著，中央大学出版部，pp. 201-224.

## 【資料】

ACEP パンフレット（発行年不明）.

————— (1987) *Ce que nous pouvons faire ensemble en 1987.*

————— (発行年不明) *Programme d'actions 88*, Fédération des crèches  
parentales.

————— (1989) *Une structure d'accueil petite enfance en milieu rural sous  
la responsabilité des parents et des professionnels.*

————— (発行年不明) *Une nouvelle structure d'accueil pour les petits  
enfants sous la responsabilité des parents et des professionnels.*

————— (1991).

————— (発行年不明) L'ACEP. (1981 年から 1991 年の親運営型施設数収録)

ACEPP パンフレット（発行年不明）*ACEPP 1992.*

————— (1997) ACEPP

————— (2005) *Les réseau ACEPP.*

————— (2009) *Un mouvement parental, éducatif et citoyen, Le réseau  
national des initiatives parentales et des collectifs enfants parents professionnels.*

————— (2016).

ACEPP (Département Formation) et Myriam Mony（発行年不明）« Formation des  
tuteurs pédagogiques d'éducateurs de jeunes enfants et l'auxiliaires de puériculture  
en contrat de qualification », ACEPP, (ページ数不明).

ACEPP (1993) Les crèches parentales en 1992) Dupuy Philippe, Passaris, Solange,  
Feretti, Alain. (「親保育所に関する研究」(1993))

————— (1998) « Bilan National des dispositifs de formation des responsables de

structure d'accueil de jeunes enfants » (jeudi 26 mars 1998), Compte rendu de l'ACEPP. (« ACEPP 研修制度に関する総まとめ会議議事録 » (1998))

———— (juin 2005) La Gazette : *L'ACEPP à la rencontre de sa convention collective*, No. 81-82, ACEPP.

———— (novembre 2007) La Gazette : *La convention collective nationale du 4 juin 1983 : en avant !*, No. 87-88, ACEPP.

———— (février 2012), *Les organisations départementales-régionales-interdépartementales, infos récap-sources : memento version*.

———— (mars 2012) La Gazette : *Pratiques écoresponsables : l'ACEPP du 21<sup>e</sup> siècle*, No. 102, ACEPP.

———— (septembre 2013) La Gazette : *2013 : fêtons les EJE dans le réseau ACEPP* : partie 1, No. 107, ACEPP.

—— (2013) *Rapport moral : bilan d'activités 2013*, ACEPP.

—— (2014) *Mémento des fédérations du réseau de l'ACEPP*, « Qui sommes-nous? », Nos adhérents Nos partenaires Nos actions.

ACEP/ACEPPRIF パンフレット (発行年不明)

ACEPP et ACEPPRIF (Ile de France) の報告書 (発行年は不記載, 2005年までの実情のまとめ).

ACEPP Rhône-Alpes (1997). Etude évaluative du dispositif de formation à la fonction de responsable en structure associative d'accueil de jeunes enfants. (« ローヌ・アルプス地方 : 研修に関する報告書 » (1997))

ACEPP et SNAECSO ensemble, « Loi de sécurisation de l'emploi » (<http://www.acepp.asso.fr/Loi-de-securisation-de-l-emploi/> 最終閲覧日 : 2016年9月20日).

ACEPP et Statistiques Nationales ACEPP, « Dispositifs de formation en alternance de 1988 à 2004 : qualification aux Diplôme d'État Educateur de Jeunes Enfants et Auxiliaire de Puériculture », 2004年4月28日作成資料.

CERPE/ACEPP パンフレット (発行年不明).

Convention ACEPP-Centre de formation de l'Horizon, Dispositif en alternance emploi

formation éducateur de jeunes enfants 2003-2005.

Diplôme universitaire de second cycle, « Responsable de structure associative d'accueil de jeunes enfants » Niveau II , BAC +3. ACEPP-CEP Nanterre ParisX. 1995/1997.

Fédération des crèches parentales パンフレット (発行年不明) .

Fédération des crèches parentales (<http://www.ff-entreprises-creches.com/chiffres.html> / 最終閲覧日 : 2016 年 8 月 5 日).

----- et ACEP (発行年不明) , *Programme d'actions 88*.

SNAECSO パンフレット (décembre 2007) « Une convention collective nationale pour les associations d'accueil de jeunes enfants », p. 24.

### 【ウェブサイト】

ACEPP ホームページ (<http://www.acepp.asso.fr/Dans-le-reseau-ACEPP-il-y-a/> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

Direction de l'information légale et administrative (政府公式情報サイト), « Vie publique » (<http://www.vie-publique.fr/> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

INSEE ホームページ, « Contrat de qualification » (<http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/contrat-de-qualification.htm> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

SNAECSO ウェブサイト (<http://www.snaecso.com/Le-Snaecso/Historique/> / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

経済・財政省ホームページ : 財政リンク ([http://www.impots.gouv.fr/portal/dgi/public/popup?docOid=documentstandard\\_3864&espId=1&typePage=cpr02&hlquery=credit%20d%27impot](http://www.impots.gouv.fr/portal/dgi/public/popup?docOid=documentstandard_3864&espId=1&typePage=cpr02&hlquery=credit%20d%27impot) / 最終閲覧日 : 2016 年 9 月 20 日).

## 付録

付表 1 県別の親参加・運営型子ども受け入れ施設の数の変化（2002年および2012年）

県	単一型 親保育所 2002	単一型 親保育所 2012	親参加・運営 アルト・ギャル ドリー 2002	親参加・運営 アルト・ギャル ドリー 2012	複合型 親保育所 2002	複合型 親保育所 2012
Ain	0	0	1	0	0	0
Aisne	2	0	2	0	0	0
Allier	0	0	0	0	1	1
Alpes de Haute-Provence	0	0	1	0	25	12
Hautes-Alpes	0	0	0	0	0	0
Alpes-Maritimes	0	0	2	0	0	2
Ardèche	0	0	0	0	3	2
Ardennes	0	0	0	0	0	0
Ariège	0	0	0	0	0	0
Aube	5	0	1	0	5	0
Aude	0	0	0	0	0	0
Aveyron	0	0	0	0	2	1
Bouches-du-Rhône	1	0	2	0	3	6
Calvados	0	0	3	1	9	7
Cantal	0	0	1	0	0	0
Charente	0	0	0	0	1	0
Charente-Maritime	1	0	10	2	14	11
Cher	1	0	1	0	5	7
Corrèze	0	0	0	1	0	0
Corse du Sud	1	0	1	0	1	1
Haute-Corse	1	0	0	0	0	0
Côte-d'Or	0	0	2	0	0	0
Côtes-d'Armor	0	0	3	1	0	4
Creuse	0	0	1	0	0	0
Dordogne	0	0	0	0	5	0
Doubs	0	0	2	0	0	0
Drôme	0	0	6	0	0	0

県	単一型 親保育所 2002	単一型 親保育所 2012	親参加・運営 アルト・ギヤル ドリー 2002	親参加・運営 アルト・ギヤル ドリー 2012	複合型 親保育所 2002	複合型 親保育所 2012
Eure	0	0	1	0	1	1
Eure-et-loir	0	0	0	0	0	0
Finistère	1	0	6	0	14	0
Gard	37	0	35	0	41	3
Haute-Garonne	8	1	1	1	24	2
Gers	0	0	0	0	0	0
Gironde	0	0	9	0	33	0
Hérault	3	0	0	0	10	0
Ille-et-Vilaine	10	9	37	23	12	5
Indre	0	0	0	0	0	0
Indre-et-Loire	0	0	0	0	1	0
Isère	0	1	15	4	1	9
Jura	0	0	0	0	6	0
Landes	0	0	0	0	1	0
Loir-et-Cher	0	0	0	0	0	1
Loire	0	0	0	0	2	0
Haute-Loire	0	0	1	0	2	2
Loire-Atlantique	0	0	0	0	5	0
Loiret	1	0	12	3	11	1
Lot	0	0	2	0	0	21
Lot-et-Garonne	0	0	0	0	0	0
Lozère	0	0	0	0	6	0
Maine-et-Loire	1	0	4	0	0	0
Manche	0	0	0	0	0	1
Marne	0	0	2	1	0	0
Haute-Marne	0	0	0	0	1	0
Mayenne	3	3	0	0	0	0
Meurthe-et-Moselle	0	0	2	1	15	9
Meuse	2	0	4	0	0	1
Morbihan	0	0	1	0	0	1
Moselle	0	0	4	1	0	2
Nièvre	0	0	0	0	0	0
Nord	7	4	7	2	1	0
Oise	0	0	0	0	3	1
Orne	0	0	0	0	0	0

県	単一型 親保育所 2002	単一型 親保育所 2012	親参加・運営 アルト・ギヤルドリー 2002	親参加・運営 アルト・ギヤルドリー 2012	複合型 親保育所 2002	複合型 親保育所 2012
Pas-de-Calais	0	0	0	0	1	1
Puy-de-Dôme	3	2	3	1	1	1
Pyrénées-Atlantiques	1	1	0	0	4	2
Hautes-Pyrénées	0	0	0	0	2	0
Pyrénées-Orientales	10	0	3	0	16	5
Bas-Rhin	23	24	4	2	0	2
Haut-Rhin	0	0	0	0	0	0
Rhône	7	0	13	0	10	17
Haute-Saône	0	0	0	0	0	0
Saône-et-Loire	0	0	0	0	0	0
Sarthe	1	1	0	0	0	0
Savoie	0	0	0	0	11	2
Vendée	0	0	0	0	0	0
Vienne	0	0	4	0	9	16
Haute-Vienne	0	0	1	0	19	0
Vosges	0	0	0	6	0	20
Yonne	0	0	0	0	5	0
Territoire de Belfort	0	0	0	0	1	1
Essonne	17	14	1	1	4	10
Hauts-de-Seine	19	22	4	0	0	0
Seine-Saint-Denis	4	6	0	0	0	0
Val-de-Marne	9	9	2	2	3	6
Val-d'Oise	4	1	3	2	3	1
Guadeloupe	0	1	0	0	0	0
Martinique	0	0	0	0	0	0
Guyane	0	0	1	0	0	0
Réunion	0	1	0	0	0	0

## 巻末資料①

1989年11月25日：子どもの受け入れに関する憲章

親による受け入れ施設はすべてが以下のことに従事すること：

1. 乳幼児を完全なる主体として扱い、子どもたちの立場を改善すること
2. 親がいるときも不在のときも柔軟な対応を行い、親子分離に向けた心理的發展をうまく行うこと
3. 子どもに対して「真の語りかけ」をし、子どもの話を懸命に聞くこと
4. それぞれの子どものリズムを尊重し、子どもの自律が高まるようにすること
5. 教育の進め方において基礎的な要素である乳幼児の文化・芸術性の芽生えを保証すること
6. 親は子どもにとって第一義的な教育者であることを承認すること
7. 子どもの受け入れ施設において親が参加することを絶対的権利として保障し、その教育的長所を認めること
8. 可能な限り受け入れ施設に参加することは親の義務であることを思い起こすこと
9. 親からの質問を受け付ける時間と適切な場を設けること
10. 親同士の会合や情報交換や連帯を優遇すること
11. 親によるアソシアシオンは、経営し、裁決を行う機関であることを認識すること
12. 職員は、受け入れ施設における日常生活をリードする常勤のアニマターであることを認識すること
13. 職員が習得した研修やノウハウ、専門的知識や個人的な研修を尊重すること
14. 親の経営する受け入れ施設における常勤職員の仕事には独自性があることを認め、初期教育や必要な補足的教育へのアクセスを高めること
15. 親と職員の効果的な参加によって発展的な教育計画を作成すること
16. 子どもたちの関係やその発達状態に関して親と職員がよく対話すること
17. 子ども・親・職員の三者関係を調整し、それぞれの価値を高めるためにバランスをとること
18. 活発な市民性の発露をベースとして集団的なイニシアティブを促進すること
19. ほかの親経営・参加型施設とACEPPを通じて協議し、連携するように努めること
20. ほかの子ども受け入れ施設と対話し、開かれた関係をもつように努めること

## 巻末資料②

親ラベル承認の条件となる4つのテーマと主な基準を以下にいくつか抜粋する。

1. 親と職員の協働を保証する施設であること：非営利であること、家族が参加し、活動の決定権を持っていること、アソシアシオンと親と職員が教育において共同責任を負うこと、民主主義的な参加に基づくこと。
2. 子どもを受け入れの質の向上が第一目的であること：子どもの日常生活がばらばらにならないこと、それぞれの違いを尊重すること、保育および社会計画は親と職員で作成すること、子どもの受け入れに関して、個人に対する指導と集団に求められる指導を連動させること。
3. 親の居場所が認められ、実際に参画していること：親同士の交流を促進すること、日常的な運営に親が参加していること、それぞれの家族が参加できること、多様な家族や子どもを受け入れること。
4. 職員によって、日常的な施設運営が保証されていると認めること：職員のチームが受け入れに係る施設運営を担当し、親の居場所を保証していること、職員は子どもや親たちについて何らかの評価を下したりしないこと、建設的な対話を行うこと、職員会議で意見を述べ、実践内容について調整できること、職員研修を受ける時間を与えられること。



### 巻末資料③

ACEPP は 1983 年労働協約に移行するまでの間、加盟する親保育所の間での格差を是正し、より現場にそった内容とするために、2000 年に集団的規範 (le statut collectif) を作成し、内容について加盟団体にアンケート調査を行った。回収期間が短時間であったという意見が見られたため、調査期間を 3 月 15 日から 5 月 5 日に延長し、実施している。そのアンケート調査の目的を知るために、2000 年 2 月 24 日付の調査依頼の内容を以下に翻訳する。

#### なぜ、ACEPP の集団的規範が必要なのか？

先のアニマトゥール労働協約の義務化に向けたパブリックコメント公募を受け、雇用者 (ボランティアの親) と保育職員との関係性を築く必要から政府から提案された既存の協約は拒否し、現場に適合した (sur mesure) 規範を作成する。

ACEPP が 1998 年 AG で承認された社会的プロジェクト (projet social) に向けた取り組みである。

SNAEC SO (1997 年～) といった経営者団体との議論のほかに、労働条件について検討するため、1999 年 5 月に ACEPP の AG にて 2 つの労使調停委員会が置かれた。

これらの作業を通して得た成果を、2000 年 4 月 1 日の CA および 2000 年 5 月 12 日の AG で採択もしくは修正する前に加盟団体に検討してもらうことを目的とする。

#### 集団的規範のオリジナリティは何か？

1. 雇用者はボランティアである。被雇用者、ボランティアの間で施設責任を共有し、その共有の在り方は施設ごとで異なる。
2. 施設は人間的な (ちょうどよい) 規模であること、アソシアティヴな側面に労働者が貢献 (implication) していること、援助契約 (contrats aidés) の付き添いを行う場となっている。
3. したがって、多元的な基準による (賃金) 表は、それぞれの状況に応じて、従来の労働協約が行っているような学位の有無や勤続に応じたものだけではなく、経験やアソシオンにおける貢献や責任度合を考慮したものとなっている。

#### ACEPP の戦略としてのこの規範の位置づけについて議論を望んでいる

1. 被雇用者の労働条件について、彼 (女) らが参入契約 (contrat d'insertion) であろうがなかろうが、留意すること
2. ボランティア雇用者が役割を簡素に実施できるようにすること
3. 規則の適用範囲を明確にし、アソシアシオンの社会的・教育計画を価値づけること
4. 適切な運営に必要な資金力を担保すること

#### 主な目的と意義 (本見出しは筆者追加)

1. 主な目的は、2002 年に 35 時間労働制 (労働時間短縮) が導入されることから、よりよい条件で雇用者としての役割を担う親たちを支援することです。同様に、被雇用者にとっても、ネットワークに加入している施設の運営に適応した労働条件の一定の範囲 (cadre) や諸基準 (repères) を得ることで役に立つべきものです。
2. ACEPP は長年に渡ってこの点に取り組んでいます。2000 年は重要な飛躍の年となるに違いありません。つまり、新しい規則はまもなく適用されるでしょうし (デクレに関する条項)、親保育所のサービス給付 (prestation des service) が増えることは低収入世帯を受け入れやすくするので、PS がすべての施設に利益となっているのか (PS 改正に関する条項) 評価すべき課題として、ACEPP に残されています。

3. 今後残された課題は多くあります。Collectivités locales は労働条件を改良し、賃金向上にはあまり協力的ではないのですが、彼らと資金調達の面で再度交渉する必要がありますし、以下の点について活用（発展）させることが求められます；多様な受け入れ（multi-accueil）施設に対する PSU の方針、異なった受け入れ施設の間で家族たちの負担が釣り合っていること、子ども契約（contrat enfance）の改定とアソシアシオンをパートナーとして承認してもらうこと、社会保障（sécurité sociale）制度に対して PS の権利を開くこと、等です。次回 2000 年 6 月に開かれる家族会議（Conférence de la Famille）には政府は新しい乳幼児受け入れに対する施策を通知します。その会議に向かって私たちが現在努力を傾けているのがこの集団的規範に関する案（statut collectif）なのです。
4. （作業は）前進していますが、たくさんやるべき仕事が残っています。
5. この原案は 2000 年 1 月 15 日 CA にて、ネットワーク全体の協議に委ねることが承認されています。

#### 巻末資料④

ACEPP 担当者が作成した、集団的規範案に関するアンケート調査の結果資料を翻訳した。括弧内の数字は筆者が集計した 159 回答に占める割合を示す。

1. 誰が質問用紙に答えたか？  
職員 26% (24%)、親（雇用者） 23% (41%)、両者 51% (33%)
2. 原文にはおおむね賛成か？  
はい 77% (76%)、いいえ 15% (16%)、無回答 8%
3. 適用可能に思えるか？  
はい 31% (21%)、いいえ 51% (67%)、無回答 18%
4. 3. で「いいえ」と答えた理由は、経済的な理由か？  
はい 74% (58%)、いいえ 26% (7%)
5. 3. で「いいえ」と答えた理由は、原文が理解困難だから？  
はい 39% (16%)、いいえ 70% (21%)
6. Emplois repères に関する等級に賛成ですか？  
はい 64% (65%)、いいえ 13% (18%)、無回答 23%
7. ACEPP 加盟団体はこの集団的規範案適用を義務化することに賛成ですか？  
はい 38% (42%)、いいえ 41% (45%)、無回答 21%

## 巻末資料⑤ 聞き取り調査の概要について

本研究の調査はいずれも 2 つの目的から実施される探索的インタビューである。制度の仕組みや実際の現場の運営を知るためのサーベイ的調査と、その中で語られる個人の活動や理念を通じて制度的枠組みの中で個人が行う実践や取り組みに対する個人の認識から問いや可能性を引き出すことを目指している。「調査者は、その場の状況や回答者の世界観、そして、そのテーマに関する新しい着想に対応しやすくなる」(メリアム 2005 : 108) ように、半構造化インタビューを行っている。

調査協力者の募集に関しては、例えば、第 2 章の親保育所の調査対象施設では、2006 年のストラスブールの親保育所リストすべてに連絡を取り、協力の承諾を得た施設を調査対象としている。施設内の協力者や他の園については、機縁法が中心となっている。紹介者を通じてインタビューについての事前の了解はメールなどで得ているものの、約束の時間が変更されたり、インタビュー協力者の数が増えたり、減ったりすることがしばしば生じるインフォーマルな聞き取り調査である。

場所はそれぞれの施設内の休憩室であったり、子どもの面倒をみながらであったり、事務所であったり、語り手の都合で昼食会のレストランであったりする。基本的にはインタビュー内容は録音することに許可を得てボイスレコーダーに記録している。また、たまたま休憩時間にお茶を飲んでいるとふと会話が始まることもあり、そういった場合はボイスレコーダーをおかず、現場メモをとる状況もあった。現場メモをもとにその内容のフォローのために行うインタビュー調査の質問項目を準備した。すべての調査は日本語話者である調査者がフランス語を用いてひとりで調査を行っている。現地の人々と 1 対 1 の個別で調査を行うことが原則であるが、協力者の都合により複数で実施されたケースもある。第 2 章では 1 ケースが親と職員同席、1 ケースが紹介者同席、第 4 章では 2 ケースが複数で行われた。もっとも短いインタビューで約 20 分、長い場合で 1 時間 30 分程度であった。ボイスレコーダーの記録はすべてテープ起こしを行い、いいよども、笑いなども記録している。テープ起こしをしたインタビュー資料は可能な限りフランス語話者と内容を確認する作業を行っている。

本研究では、調査者の非母語を用いたインタビュー調査を行っており、「その「土地の水」に何とかなじもうとしている「新参者」としての役割をもち、聞き出すというよりも、「教えてもらう」あるいは「アドバイスを受ける」といった関係性の上に成り立っている(佐藤 2002 : 237)。そのため、語られる内容が理想に偏り事実ではない可能性が十分に予想され

る。さらに、フランス語を非母語とする調査者にとっては、フランス語によるそれらの語りは流暢であるがゆえに、何かを隠しているといった様子を感じられにくいほど巧みである。これは、日本語話者同士のインタビュー調査でも生じえることであり、こういった状況は、逆に、語られる内容について、語り手が聞き手に対してその意義を肯定的に語り、外在的な論理や推論をもって正当化を行うせいであると考えられる（好井 2003：199）。こうした点に対応するために、調査者は調査の際に収集した資料や文書を客観的なデータとして補足しながら語りをフォローしている。したがって、インタビュー調査における語りは、語り手が制度的枠組みをどのように認識し、その枠組みの中でどのように振舞おう／振舞ったのかといった解釈を伴った彼らの世界観をみるための資料となり、「社会的連帯」および「親であること」の解釈と実践から構築される現実の中にある問いや可能性を探し出す手がかりを明らかにしてくれるため、本研究で用いる資料として妥当であると考えられる。

## 第2章で扱う調査について

インタビュー調査（対象者：親） 実施年を昇順で並べて表記している。

施設名	市町名	実施年	調査形式	対象者	当番や役割
Luciole	ストラスブール	2006	個別	父親	理事長
A petit pas	アグノー	2007	個別	母親	創設者で理事長
A petit pas	アグノー	2007	個別	母親	共同創設者
Luciole	ストラスブール	2007	個別	母親	会計係
Chenille	ストラスブール	2007	個別	父親	理事長
Farandole	ストラスブール	2007	複数 (職員1名と共に)	父親	副会計
Farandole	ストラスブール	2007	個別	母親	保育サポートやイベントの活動のサポート
Baby-boom	ストラスブール	2007	個別	母親	保育サポート、雑務当番

Baby-boom	ストラスブール	2007	個別	母親	会計
Baby-boom	ストラスブール	2007	個別	母親	理事長
A petit pas	アグノー	2008	個別	双子の 父親	一般的な当番（保育サポートなど）、設備の修理など。 配偶者は会計係。
A petit pas	アグノー	2008	個別	母親	会計係。主に職員の給与支払いなどの管理。リクルートも行う。
A petit pas	アグノー	2008	個別	母親	2人子どもがいるのでほかの人より2倍の参加時間。 会計係。
A petit pas	アグノー	2008	個別	母親	配偶者が会計係。自分は特段ないが、掃除や片付けなどのサポートをしながら、参加。
A petit pas	アグノー	2008	個別	母親	書記
A petit pas	アグノー	2008	個別	母親	雑務などの当番をしながら参加
Farandole	ストラスブール	2008	個別	母親	リクルート係。ACEPP 地方支部 Colibri メンバー
Rires et Grimaces	トゥールーズ	2008	個別	母親	副理事長
Sapeyrilippette	ル・サペ＝アン＝ シャルトルーズ	2013	個別	母親	6年間理事長をしていた
親保育所 Y	パリ	2015	個別	母親	理事会のメンバーではあったが、事務局担当ではなかった。大工や掃除などの施設のメンテナンス担当。
Pom, Flore et Alexandre	グルノーブル	2015	個別	母親	当番のある親としての参加を経て、理事長の経験あり

インタビュー調査（対象者：職員）実施年を昇順で並べて表記し、2回調査を実施した職員はまとめている。

施設名	市町村名	実施年	調査形式	資格、ポスト
Baby-boom	ストラスブール	2006	個別	保育教諭
Baby-boom	ストラスブール	2006	個別	保育教諭、保育任者
Chenille	ストラスブール	2006	個別	保育責任者
Nid des Géants	ストラスブール	2007	個別	保育教諭、保育責任者
A petit pas	アグノー	2008	個別	保育教諭、副保育責任者
Nid des Géants	ストラスブール	2008	個別	親へのアドバイスを行う
Rires et Grimaces	トゥールーズ	2008	個別	保育教諭、保育責任者
Farandole	ストラスブール	2007	複数 (親1名と共に)	保育責任者
A petit pas	アグノー	2013	個別	CAP (保育職適性資格)
A petit pas	アグノー	2013	個別	見習い、CAP (保育職適性資格)
Sappeyrlipopette	ル・サペ＝アン＝ シャルトールーズ	2013	個別	研修生、BEP (人的サービス職業教育免状)
Sappeyrlipopette	ル・サペ＝アン＝ シャルトールーズ	2013	個別	保育分野の資格がないので付き添いは保育サポートをする <i>animatrice petite enfance</i> と呼ばれる役割。心理学の学士学位取得者。
親保育所 Z	パリ	2015	個別	保育教諭 (当時)
Sappeyrlipopette	ル・サペ＝アン＝ シャルトールーズ	2015	個別	保育士

Sappeyrlipopette	ル・サペ＝アン＝ シャルトルーズ	2015	個別	研修生（保育士養成専門 学校生）
Balancelle	モワロン	2015	紹介者 1 名同席	施設長
A petit pas	アグノー	2008 (1 回目)	個別	保育責任者
Sappeyrlipopette	ル・サペ＝アン＝ シャルトルーズ	2013 (1 回目)	個別	保育教諭、施設長
Sappeyrlipopette	ル・サペ＝アン＝ シャルトルーズ	2013 (1 回目)	個別	保育士の職業経験認定準 備
A petit pas	アグノー	2013 (2 回目)	個別	保育教諭、保育責任者
Sappeyrlipopette	ル・サペ＝アン＝ シャルトルーズ	2015 (2 回目)	個別 (現場メモのみ)	保育教諭、施設長
Sappeyrlipopette	ル・サペ＝アン＝ シャルトルーズ	2015 (2 回目)	個別	保育士の職業経験認定準 備

### 第 3 章で扱う調査について

調査期間は面接法による調査をおこなった。グルノーブル南部郊外のコーディネーターAには 2013 年 11 月（1 時間 15 分程度、紹介者同席）および 2015 年 11 月（50 分程度）、パリ東部郊外のコーディネーターBには 2015 年 3 月（1 時間 40 分程度）に行った。コーディネーターAとは 2015 年 7 月に 5 回にわたってメールにより組織体系や現在関わっているプロジェクトの企画について補足的な質問を行い、回答を得た。コーディネーターBともフォローのための情報交換を複数回メールで行っている。質問内容は、組織や具体的な業務内容、保育支援・援助事例、キャリアや参加者とのかかわりに関する活動内容および現在進行しているプロジェクトについてである。また、組織図やプロジェクトに関する資料提供に関しては、コミュニケーション T の保育コーディネーターからも提供を受け（2016 年 3 月）、コーディネーターA の状況を相対化する資料として活用した。

#### 第4章で扱う調査について

労働協約義務化に関する聞き取り調査の対象者は、パリ市の ACEPP 職員である農村地域開発部の担当者と乳幼児と雇用の部の担当者、グルノーブル市の元・親保育所理事長兼 ACEPP ボランティア C の 3 名である。前者の ACEPP 職員には 2013 年 11 月に紹介者 1 名を交えて食事を行うレストラン内で筆者を含めて 4 名で行われた（1 時間 40 分程度）。後者には 2015 年 3 月（1 時間程度）および 2016 年 3 月に 1 対 1 で聞き取り調査（40 分程度）を行った。質問内容は、現在の所属と職務、自身のキャリアについて、そして労働協約義務化に向けた取り組みと関与の仕方である。

続く資格契約制度確立に関して、設立のキーパーソンである 2 名の元 ACEPP 職員（M 氏と F 氏）に対して 2016 年 3 月に行ったインタビュー調査を行っている。F 氏とのインタビュー調査は 1 対 1 で F 氏の事務室で行われた（1 時間程度）。M 氏とのインタビューは 2 部に分かれている。M 氏とその元同僚 1 名から、M 氏が現在サポートしているプログラムの紹介や彼女のキャリアの説明を受け（1 時間 20 分程度）、次に、M 氏と調査者が事務所に残り、面接法による 1 対 1 のインタビュー調査を実施した（30 分程度）。



## 主要用語の訳語・略語一覧

### 1. 職業資格・役職の訳語・略語

家庭的保育者 (Assistante maternelle)  
保育士 (Auxiliaire puériculture)  
前期教育修了免許 (Brevet)  
保育職適性資格 (CAP petite enfance, Certificat d'aptitude professionnelle Petite enfance)  
前期保母適性資格 (Certificat d'aptitude à l'enseignement dans les jardinières d'enfant)  
地方長官 (Commissaire de la République)  
乳幼児実務相談 (Conseiller technique enfance)  
保育コーディネーター (Coordinateur-trice de la petite enfance)  
施設長 (Direction)  
集団保育施設の管理職 (Fonction de direction des structures d'accueil collectif)  
保母 (Jardinière d'enfants)  
労働・社会福祉大臣 (Ministère du Travail et des Affaires sociales)  
保健保育士 (Puéricultrice)  
保育責任者 (Responsable technique)  
家族担当大臣 (Secrétaire d'État à la Famille)

CAFDES (福祉施設管理職資格免状, Certificat d'aptitude aux fonctions de directeur d'établissement ou de service d'intervention sociale)  
CAFERUIS (福祉職員管理責任者資格免状, Certificat d'aptitude aux fonctions d'encadrement et de responsable d'unité d'intervention sociale)  
DEIS (高等技師国家学位, Diplôme d'état d'ingénierie sociale)  
DSTS (社会福祉高等国家学位, Diplôme supérieur de travail social)  
EJE (保育教諭, Éducatrice de jeunes enfants)

### 2. 施設・組織・機関の訳語・略語

家族的保育所 (Accueil familial)  
親カフェ (Café des parents)  
親子カフェ (Café des parents-enfants)  
補填金庫 (Caisse de compensation)  
社会保障金庫 (Caisse nationale de sécurité sociale)  
保育士養成センター (Centres de formation des Puéricultrices)  
移行クラス (Classe passerelle)  
子どもと親たちの団体 (Collectifs enfants-parents)  
運営委員会 (Comité de pilotage)  
経済・社会評議会 (Conseil économique et social)  
集団保育所 (Crèche)  
事業所内保育所 (Crèche d'entreprise)  
高齢者福祉施設と併設される保育所 (Crèche intergénérationnelle)  
巡回保育所 (Crèche itinérante)  
無認可保育所 (Crèche sauvage)  
雇用局 (Délégation à l'Emploi)  
教育研修部 (Département formation)  
幼児学校 (École maternelle)  
子ども受け入れ施設 (Établissements et services d'accueil des enfants de moins de 6 ans)  
保育企業 (Entreprise de crèches)  
保育企業フランス連盟 (Fédération française des entreprises de crèches)

社会福祉センター連合 (Fédération des centres sociaux)  
フランス財団 (Fondation de France)  
全国社会福祉基金 (Fonds national d'action sociale)  
アルト・ギャルドリー (Halte-garderie)  
子ども園 (Jardin d'enfants)  
めざまし園 (Jardin d'éveil)  
家族に関する情報拠点 (Le Point Info Famille)  
家庭的保育者共同保育 (Maison d'assistantes maternelles)  
マイクロ保育所 (Micro-crèche)  
女性の地位向上省 (Ministère de la Condition féminine)  
雇用省 (Ministère de l'Emploi)  
保健省 (Ministère de la Santé)  
連帯・保健・社会保険省 (Ministère de la Solidarité, de la Santé et de la protection Social)  
複合型受け入れ施設 (Multi-accueil)  
保育保健士労働組合 (Syndicat professionnel des puériculturices)  
一時的託児連合 (Union des gardes temporaires)

ACEP (子ども・親全国団体, Association des collectifs enfants-parents)  
ACEPP (子ども・親・職員全国団体, Association des collectifs enfants-parents-professionnels)  
ACEPPRIF (地域支部パリ圏 ACEPP, Association des collectif enfants-parents-professionnels de la Région Ile de France)  
ACFJE (保育士研修センター協会, Association des centres de formation de jardinières éducatrices)  
ADRETS (生涯研修センター, Association pour le Développement en Réseau des Territoires et des Services)  
ALISFA (家族的・社会的つながりの担い手, Acteurs du lien social et familial)  
ANPE (職業安定所, Agent national pour l'emploi)  
CAF (家族手当金庫, Caisse d'allocations familiales)  
CCAS (地域社会福祉センター, Centre communal d'action sociale)  
CCRA (ローヌ・アルプス・協同コレージュ, Collège coopératif Rhône-Alpes)  
CERPE (乳幼児教育研究センター, Centre d'études et de recherches pour la petite enfance)  
CLAS (就学支援地域契約, Contrat local d'accompagnement à la scolarité)  
CNAF (全国家族手当金庫, Caisse nationale des allocations familiales)  
CNFPT (全国公務員センター, Centre national de la fonction publique territoriale)  
CNAM (フランス国立工芸院, Conservatoire national des arts et métiers)  
CNSP (親支援全国委員会, Comité national de soutien à la parentalité)  
CP (親保育所, Crèche parentale)  
CREDOC (生活研究センター, Centre de recherche pour l'étude et l'observation des conditions de vie)  
CSF (家族組合連合会, Confédération syndicale des familles)  
DARES (経済産業雇用省調査統計局, Direction de l'animation de la recherche, des études et des statistiques)  
DDASS (県保健社会局, Direction départementale des affaires sanitaires et sociales)  
DDTE (県労働雇用局, Direction départementale du travail, de l'emploi)  
DDTEFP (県労働雇用職業訓練局, Directions départementales du travail de l'emploi et de la formation professionnelle)  
DRASS (県・保健社会問題局, Direction régionale des affaires sanitaires et sociales)  
DREES (統計・評価調査局, Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques)  
EAJE (幼児受け入れ施設, Établissement d'accueil du jeune enfant)  
FNEJE (保育教諭全国連盟, Fédération nationale des éducateurs de jeunes enfants)  
INED (人口問題研究所, Institut national d'études démographiques)  
INSEE (フランス国立統計経済研究所, Institut national de la statistique et des études économiques)

LAEP（親子受け入れの場, Lieu d'accueil enfants parents）  
OPCA（認可労働同数徴収機関, Organisme partitaire collecteur agréé）  
PMI（母子保健センター, Protection maternelle et infantile）  
RAM（家庭的保育者連絡センター, Relais d'assistante maternelle）  
REAAP（親を支え・寄り添い・聞くネットワーク, Réseaux d'écoute, d'appui et d'accompagnement aux parents）  
SNAECSO（家族的・社会的つながりを担う団体の雇用者組合, Syndicat employeur des acteurs du lien social et familial）

### 3. 取組み・手当・補助金・契約の訳語・略語

基礎手当（Allocation de base）  
親であること憲章（Charte de parentalité）  
保育所契約（Contrat crèche）  
子ども期契約（Contrat enfance）  
子ども契約（Contrat enfance jeunesse）  
子ども期契約および自由時間契約（Contrat enfant et les contrats temps libres）  
資格取得契約（Contrat de qualification）  
税控除（crédit impôt）  
交互研修（Formation alternance）  
初期研修（Formation initiale）  
研修前教育（Formation préqualification）  
親ラベル（Label Parental）  
雇用のための地域ミッション（Mission locale pour l'emploi）  
サービス給付（Prestation de service）  
出産手当または養子手当（Prime à la naissance または Prime à l'adoption）

AEEH（障がい児教育手当, Allocation d'éducation de l'enfant handicapé）  
AF（家族手当, Allocations familiales）  
AFEAMA（公認家庭保母雇用補助金, Aide à la famille pour l'emploi d'une assistante maternelle agréée）  
AGED（在宅養育手当, Allocation de garde d'enfant à domicile）  
AJPP（親つきそい日々手当, Allocation journalière de présence parentale）  
ALF（家族住宅手当, Allocation de logement familiale）  
APE（養育手当, Allocation parentale d'éducation）  
APJE（乳幼児手当, Allocation pour jeune enfant）  
ARS（新学期手当, Allocation de rentrée scolaire）  
ASF（家族援助手当, Allocation de soutien familial）  
CA（将来契約, Contrat d'avenir）  
CAE（雇用付き添い契約, Contrat d'accompagnement dans l'emploi）  
CEC（雇用強化契約, Contrat emploi consolidé）  
CES（雇用連帯契約, Contrat emploi solidarité）  
CF（家族補足手当, Complément familial）  
CIE（民間部門における雇用主導契約, Contrat initiative-emploi）  
CI-RMA（参入契約-就業最低所得, Contrats insertion-revenu minimum d'activité）  
CLCA（就業自由選択補足手当, Complément de libre choix d'activité）  
CMG（保育方法自由選択手当, Complément de libre choix du mode de garde）  
COG（目標・管理協約, Convention d'objectifs et de gestion）  
COLCA（就業自由選択オプション補足手当, Complément optionnel de libre choix d'activité）  
CSG（一般社会拠出金, Contribution sociale généralisée）  
CUI（統一 参入契約, Contrat unique d'insertion）

DECET (Diversity in Early Childhood Education and Training)  
PACS (民事連帯契約, Pacte civil de solidarité)  
PAJE (乳幼児受け入れ手当, Prestation d'accueil du jeune enfant)  
PIL (地域参入計画, Programmes d'insertion locale)  
PreParE (共同養育手当, Prestation partagée d'éducation de l'enfant)  
PreParEmajorée (共同養育加算手当, Prestation partagée d'éducation de l'enfant majorée)  
PSAM (家庭的保育者特別給付, Prestation spéciale assistante maternelle)  
PSU (単一サービス給付, Prestation de service unique)  
SIVP (初期職業プログラム, Stage d'initiation à la vie professionnelle)  
SMIC (法定最低賃金, Salaire minimum interprofessionnel de croissance)  
TUC (公共有用事業プログラム, Travaux d'utilité collective)  
VAE (職業経験認定制度, Validation des acquis d'expériences)